

茅野市地域防災計画

資料編

茅野市防災会議

目 次

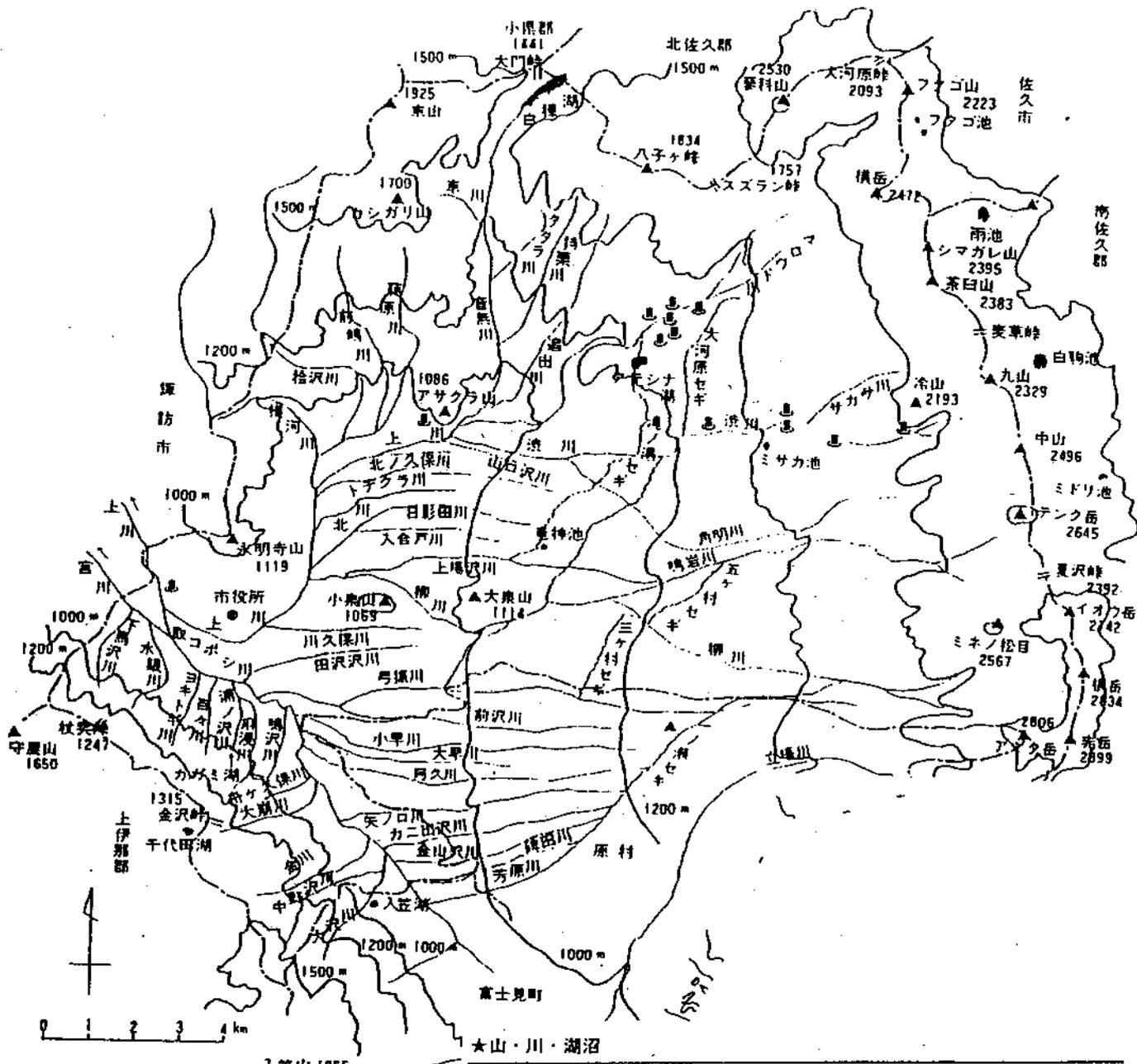
1. 防災面から みた茅野市	資料 1	☆茅野市の地形—山岳と河川—	1
	資料 2	☆八ヶ岳山麓における地形図区分	2
	資料 3	☆諏訪地域の地震略図	3
	資料 4	☆諏訪湖をめぐる活断層分布図	4
	資料 5	☆長野県の主な活断層	5
	資料 6	☆茅野市の気象状況	6
2. 災害に強い まちづくり関係	資料 7	☆各地区防災課題の整理	7
	資料 8	☆茅野市災害危険箇所総括表	16
	資料 9	☆県防災計画における危険箇所等総括表	17
3. 防災組織等 関係	資料 10	☆茅野市防災会議条例	18
	資料 11	☆茅野市災害対策本部条例	21
	資料 12-1	☆茅野市国民保護協議会条例	22
	資料 12-2	☆茅野市国民保護対策本部及び茅野市緊急対処事態対策本部条例	24
4. 情報の体制 収集関係	資料 13	☆市防災無線の設置状況	26
	資料 14	☆区内放送設置状況	33
	資料 15	☆アマチュア無線による災害時応援協定	34
	資料 16	☆長野県大規模災害ラジオ放送協議会会則	36
	資料 17	☆茅野市とエルシーブイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定	40
	資料 18	☆災害時優先電話リスト	43
	資料 19	☆長野県市町村災害時相互応援協定書	45
	資料 20	☆長野県市町村災害時相互応援協定実施細則	50
5. 広域相互 応援関係	資料 21	☆諏訪広域市町村圏災害時の相互応援協定書	52
	資料 22	☆長野県消防相互応援協定書	54
	資料 23	☆長野県消防相互応援協定実施細則	57
	資料 24	☆長野県緊急消防援助隊運用要綱	60
	資料 25	☆災害時における相互応援に関する協定書(岡山県総社市)	71
	資料 26	☆災害時における相互応援に関する協定書(千葉県旭市)	73
	資料 27	☆災害時における相互応援に関する協定書(神奈川県伊勢原市)	75
	資料 27-2	☆災害時における相互応援に関する協定書(千葉県浦安市)	77
	資料 28	☆大規模災害発生時等における相互応援に関する協定	79
	資料 29	☆消防車両配備状況	85
6. 救助・救急・ 医療関係	資料 30	☆救助用器具保有一覧表	86
	資料 31	☆災害時の医療救護活動に関する協定書	87
	資料 31-2	☆諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書	89
	資料 32	☆災害時の医療救護活動に関する実施細則	94
	資料 33	☆災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	98
	資料 34	☆災害時の医療救護活動に関する実施細則	101
	資料 35	☆市内内科・歯科医療機関一覧表	103
	資料 36	☆災害用備蓄医薬品の調達保管業務委託契約書	104
	資料 37	☆災害用備蓄医薬品備蓄一覧表	106
	資料 38	☆県が指定した災害用医薬品	108

7. 消防・水防 関係	資料 39	☆消防署及び分署の出動区域	109
	資料 40	☆消防団組織表	109
	資料 41	☆消防機関の警戒体制	110
	資料 42	☆重要水防区域(県防災計画分)	111
	資料 43	☆重要水防区域(市調査分)	112
	資料 44	☆水防倉庫並びに備蓄資材一覧表	114
	資料 45	☆気象観測所及び雨量・水位観測所	115
	資料 46	☆水防に関する連絡系統図	116
8. 緊急輸送 関係	資料 47	☆災害対策用拠点ヘリポート資料	117
	資料 48	☆災害時のヘリポート及び物資輸送拠点運用の概要	118
	資料 49	☆緊急通行車両届出一覧表	119
9. 障害物の処 理関係	資料 50	☆災害時における応急対策協力に関する協定書	122
	資料 51	☆茅野市土木建築事業協同組合連絡系統図	124
10. 避難収容 関係	資料 52	☆災害時における応急対策協力に関する協定書(茅野市土木建築協同組合)	125
	資料 53	☆茅野市建築事業協同組合連絡系統図	127
	資料 54	☆市指定避難所・避難地一覧	128
	資料 55	☆区・自治会避難集合場所	130
	資料 56	☆災害時等における避難者支援に関する協定書	133
	資料 56-2	☆災害時等における避難者支援に関する協定書(株式会社カネトモ)	135
	資料 57	☆災害時における茅野市及び茅野市郵便局の協力に関する協定書	137
	資料 58	☆災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書	139
	資料 58-2	☆茅野市と長野LP協会諏訪支部並びに一般社団法人LPガス協会との協定	141
11. 食料品等 の調達関 係	資料 59	☆災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 (信州諏訪農業協同組合)	145
	資料 60	☆災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 (生活協同組合コープながの)	149
	資料 61	☆茅野市上水道水源一覧表	152
12. 給水計画 関係	資料 62	☆茅野市上水道配水地一覧表	153
13. 上水道・下 水道施設 関係	資料 63	☆災害時における応急対策協力に関する協定(茅野市水道事業協同組合)	154
	資料 64	☆茅野市水道事業協同組合加盟店一覧表	156
14. 土砂災害 関係	資料 65-1	☆土砂災害防止法(土石流)	157
	資料 65-2	☆土砂災害防止法(急傾斜地の崩壊)	160
	資料 66	☆地すべり危険箇所(県防災計画分)	163
	資料 67	☆土砂崩壊危険箇所(県防災計画分)	164
	資料 68	☆山地災害危険地(県防災計画分)	165
	資料 69	☆山地に起因する災害危険箇所(市調査分)	167
	資料 70	☆民有林林道における災害発生危険箇所(県防災計画分)	169
	資料 71	☆土石流危険溪流(県防災計画分)	170
	資料 72	☆土石流警戒河川(市調査分)	175
	資料 73	☆急傾斜地崩壊危険箇所(市調査分)	176
	資料 74	☆急傾斜地危険箇所(市調査分)	178
	資料 75	☆砂防指定地(県指定)	182

	資料 76	☆水防上特に警戒を要する箇所(市調査分).....	184
	資料 76-2	☆洪水により浸水被害が想定される施設.....	186
15. 建築物災害防災都市関係	資料 77	☆茅野市の文化財一覧表.....	187
16. 河川・ため池関係	資料 78	☆河川の状況.....	190
	資料 79	☆ため池の状況.....	191
17. 自主防災組織関係	資料 80	☆自主防災組織の状況.....	192
	資料 81	☆茅野市自主防災組織防災資機材整備事業補助金.....	193
	資料 81-2	☆茅野市自主防災組織防災資機材整備事業補助交付要綱の一部改正.....	195
18. ボランティア関係	資料 82	☆長野県市町村社会福祉協議会災害時相互応援協定書.....	198
19. その他の関係	資料 83	☆災害時の放送文例.....	200
	資料 84	☆気象庁震度階級解説表.....	210
	資料 85	☆防災関係機関一覧表.....	212

資料 1 ☆茅野市の地形－山岳と河川－

～茅野市史自然編から～



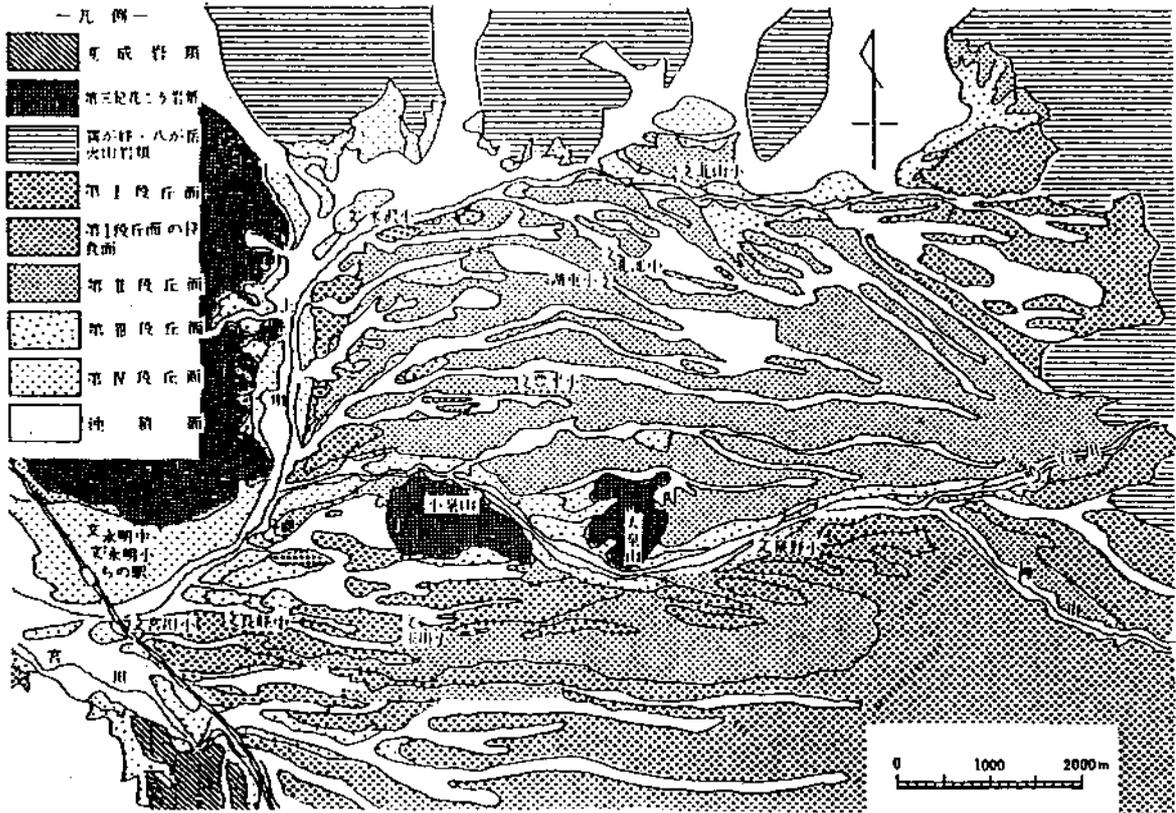
入笠山 1955

★山・川・湖沼

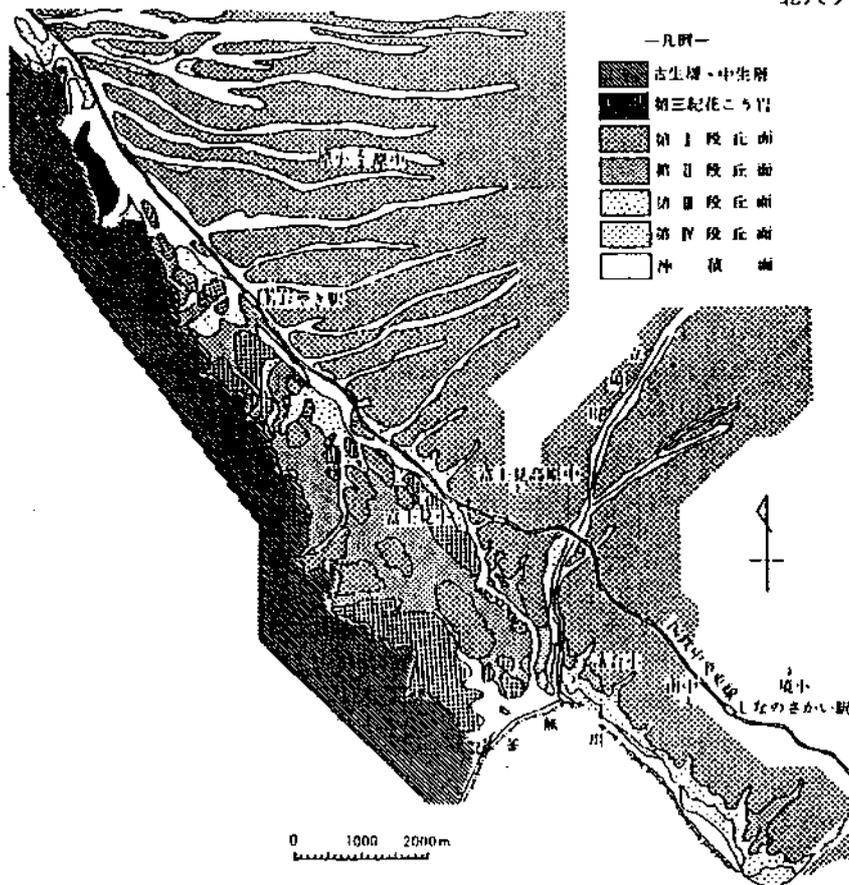
山岳	赤岳	2,899.2m	横岳(北)	2,472.5m	薬科山	2,530.3m	
	壺山	1,925 m	永明寺山	1,119.4m	小泉山	1,069.8m	
	大泉山	1,115.2m	金沢峠	1,315 m	杖突峠	1,247 m	
	最高地	2,899.2m	(赤岳山頂)	最低地	763.1m	(宮川新井)	
河川	名称	総延長	名称	総延長			
	上川	40,984m	角名川	6,500m			
	宮川	22,912m	滝之湯川	11,118m			
	弓張川	13,498m	音無川	10,355m			
湖沼	名称	面積	周囲	水深			
	白樺湖	36.0ha	4.31km	8.5m			
	薬科湖	8.0ha	0.9 km	7 m			

資料 2 ☆八ヶ岳山麓における地形図区分

～茅野市史自然編から～



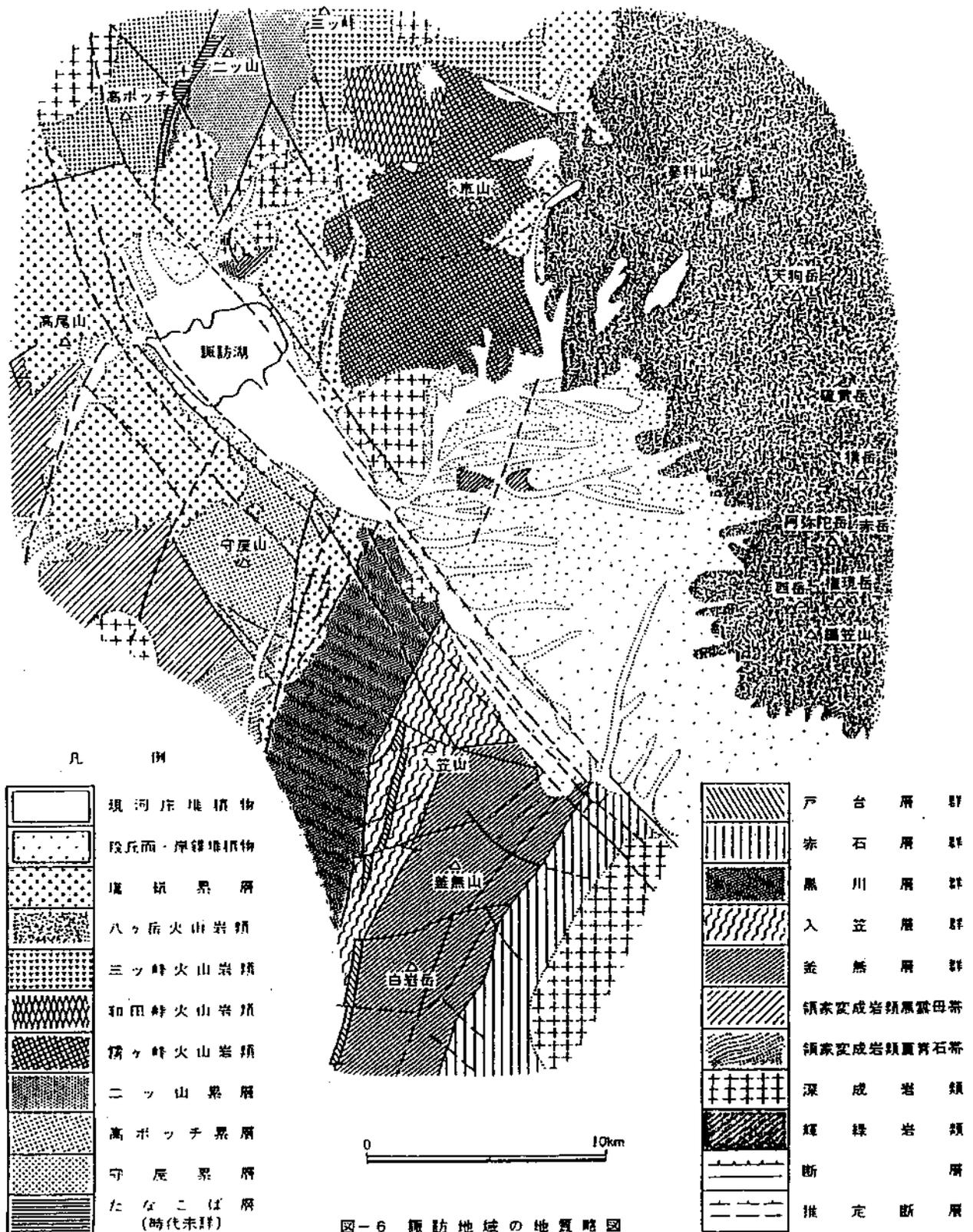
北八ヶ岳西麓における地形面区分



南八ヶ岳南西麓における地形面区分

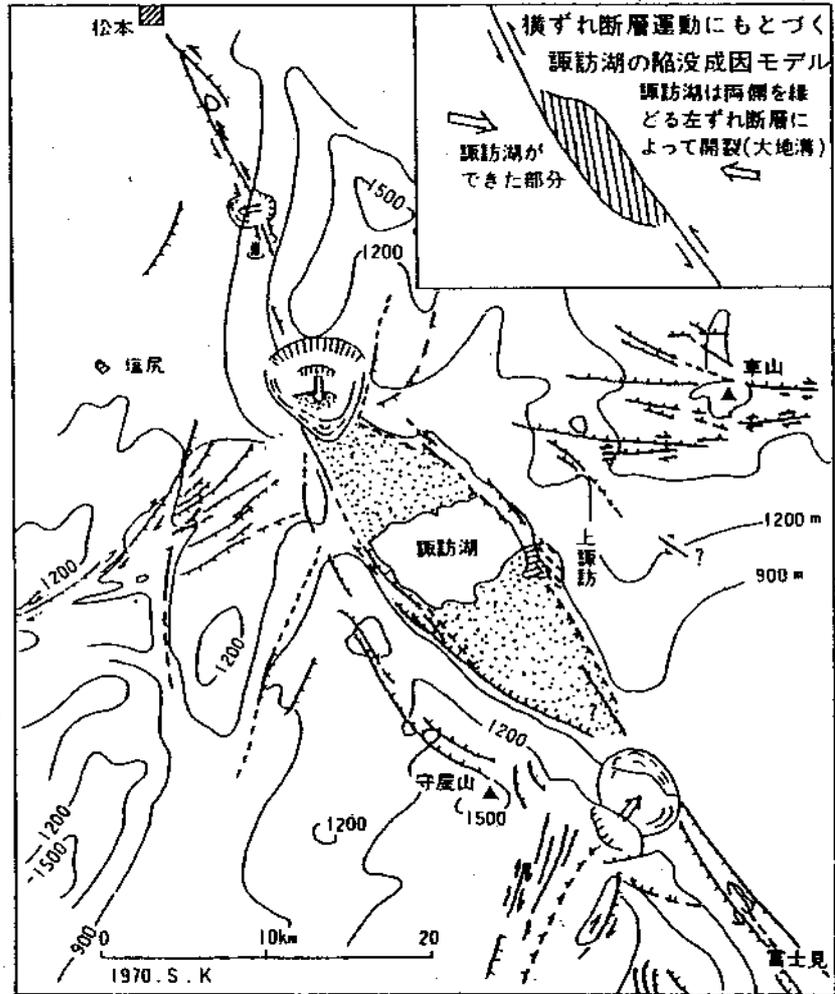
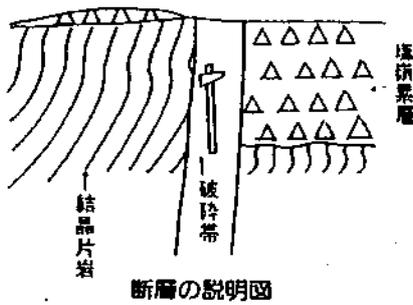
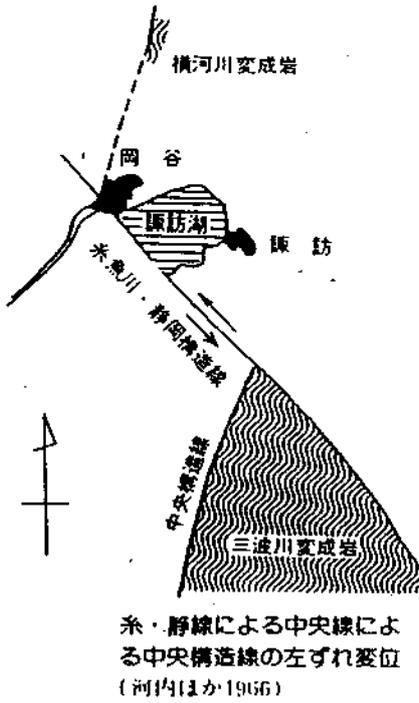
資料 3 ☆諏訪地域の地質略図

～茅野市史自然編から～



資料 4 ☆諏訪湖をめぐる活断層分布図

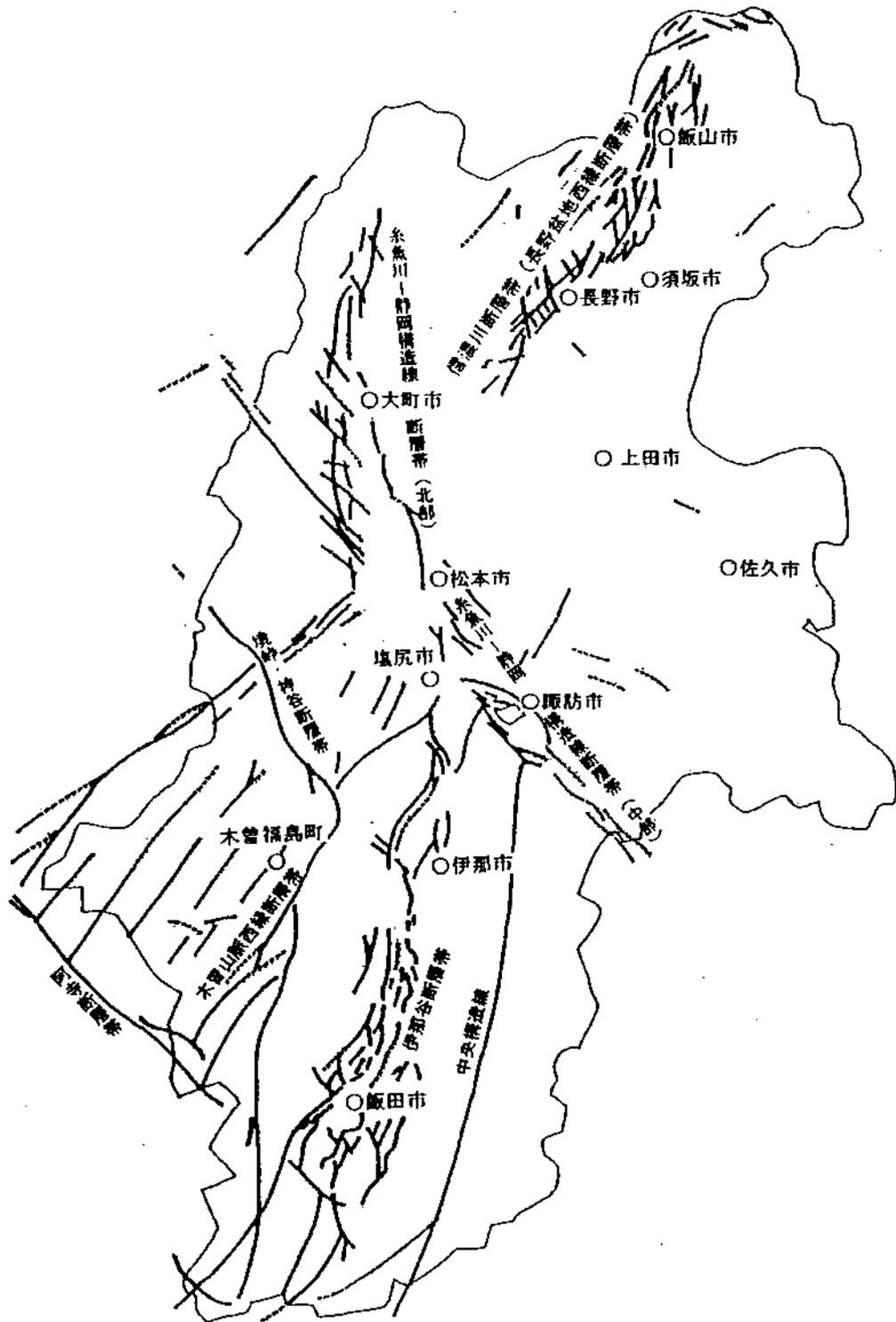
～茅野市史自然編から～



諏訪湖をめぐる活断層分布(金子1972) 北東系には右ずれが、北西系には左ずれがみられる。矢印は崩壊地。

資料 5 ☆長野県の主な活断層

～長野県活断層分布図から～



資料6 ☆茅野市の気象概況

	気温(単位:℃)			総降水量	最深積雪	天気日数				霜		雪	
	平均	最高 (極値)	最低 (極値)			快晴	曇	降水	雪	初日	終日	初日	終日
昭和47年	10.8	32.7	-12.7	1498.5	29	38	132	121	38	10.25	5.3	11.8	4.9
昭和48年	10.6	33.6	-14.1	1088.5	8	51	117	91	40	10.14	5.24	11.21	3.28
昭和49年	9.9	30.9	-15.4	1421.5	25	54	136	115	46	10.26	5.6	11.18	4.2
昭和50年	10.3	32.3	-15.0	1390.5	32	42	124	103	47	10.24	4.2	11.13	4.2
昭和51年	10.1	31.5	-12.8	1512.0	19	39	147	119	39	10.23	5.15	11.24	4.9
昭和52年	10.7	33.2	-16.1	1243.5	19	53	119	103	43	10.6	10.6	5.17	4.19
昭和53年	10.6	33.1	-14.0	1101.5	13	43	107	98	49	10.21	5.3	11.23	4.7
昭和54年	11.4	32.9	-10.8	1380.5	18	43	138	112	24	10.18	5.13	11.28	4.17
昭和55年	10.1	32.4	-16.0	1597.0	20	41	154	128	43	10.31	5.7	11.14	4.17
昭和56年	9.5	33.2	-23.0	1477.0	26	51	160	107	—	10.23	4.26	11.4	3.31
昭和57年	10.4	30.2	-13.8	1410.0	8	61	160	113	23	11.9	4.19	11.8	4.17
昭和58年	10.5	32.4	-13.8	1527.0	15	56	164	108	29	10.26	4.6	12.17	3.17
昭和59年	9.6	32.9	-22.0	716.0	30	39	172	82	38	10.25	4.8	11.18	4.1
昭和60年	10.9	33.2	-18.0	1409.0	18	47	171	109	38	10.22	4.1	12.16	3.31
昭和61年	10.2	33.2	-13.7	962.5	25	40	149	93	40	11.3	4.13	11.13	4.7
昭和62年	11.4	33.2	-11.0	965.0	20	60	160	103	43	10.2	4.4	11.29	4.2
昭和63年	10.3	32.2	-10.9	1497.5	22	42	183	114	35	10.29	4.11	11.28	4.8
平成元年	11.1	32.1	-11.7	1794.5	4	62	181	123	30	10.4	4.2	11.11	3.17
平成2年	11.8	33.7	-12.0	1182.5	42	60	158	108	33	10.18	3.27	11.19	4.6
平成3年	11.3	32.4	-13.1	1589.5	26	52	171	108	×	11.5	3.31	11.2	4.12
平成4年	11.2	33.8	-12.6	1077.0	14	64	131	106	27	11.2	4.11	12.11	4.9
平成5年	10.7	31.3	-10.7	1572.0	11	63	161	106	25	10.24	3.27	12.17	3.25
平成6年	11.9	35.5	-12.6	821.5	35	59	142	85	17	11.9	4.4	12.5	3.28
平成7年	10.8	35.5	-10.8	1108.5	17	63	136	89	29	10.26	3.19	11.8	4.2
平成8年	10.7	33.7	-14.3	1215.5	32	56	139	98	36	10.17	—	11.3	—
平成9年	11.1	33.4	-12.5	1246.5	13	—	—	104	—	—	—	11.30	—
平成10年	12.0	32.5	-13.5	1520.0	—	—	—	119	49	—	—	12.2	4.1
平成11年	11.6	32.2	-12.4	1380.0	10	—	—	98	40	—	—	11.18	3.31
平成12年	11.4	34.8	-12.2	1252.5	12	—	—	107	43	—	—	12.7	4.16
平成13年	10.9	34.8	-17.8	1125.5	69	—	—	86	55	—	—	12.1	5.3
平成14年	11.5	34.2	-10.8	1048.0	18	—	—	98	44	—	—	12.7	3.7
平成15年	11.1	32.9	-16.6	1436.0	40	—	—	114	49	—	—	11.27	4.5
平成16年	12.0	33.3	-11.5	1535.0	22	—	—	98	44	—	—	12.16	4.4
平成17年	11.2	32.9	-12.3	826.0	21	—	—	94	52	—	—	12.6	4.4
平成18年	11.4	33.0	-11.8	1545.5	12	—	—	106	53	—	—	12.6	4.16
平成19年	11.6	33.2	-9.4	1077.0	21	—	—	89	25	—	—	12.17	3.12
平成20年	11.2	33.6	-16.3	1257.0	29	—	—	83	43	—	—	—	—
平成21年	11.4	31.6	-10.5	1352.5	11	—	—	78.5	37	—	—	—	—
平成22年	11.8	33.7	-10.3	1504.0	11	—	—	52.5	56	—	—	—	—
平成23年	11.2	34.0	-10.7	1467.5	22	—	—	104	47	—	—	—	—
平成24年	11.1	33.4	-13.9	1278.5	16	—	—	53	66	—	—	—	—
平成25年	11.4	34.4	-14.4	1304.0	26	—	—	106.5	77	—	—	—	—

資料:長野地方気象台

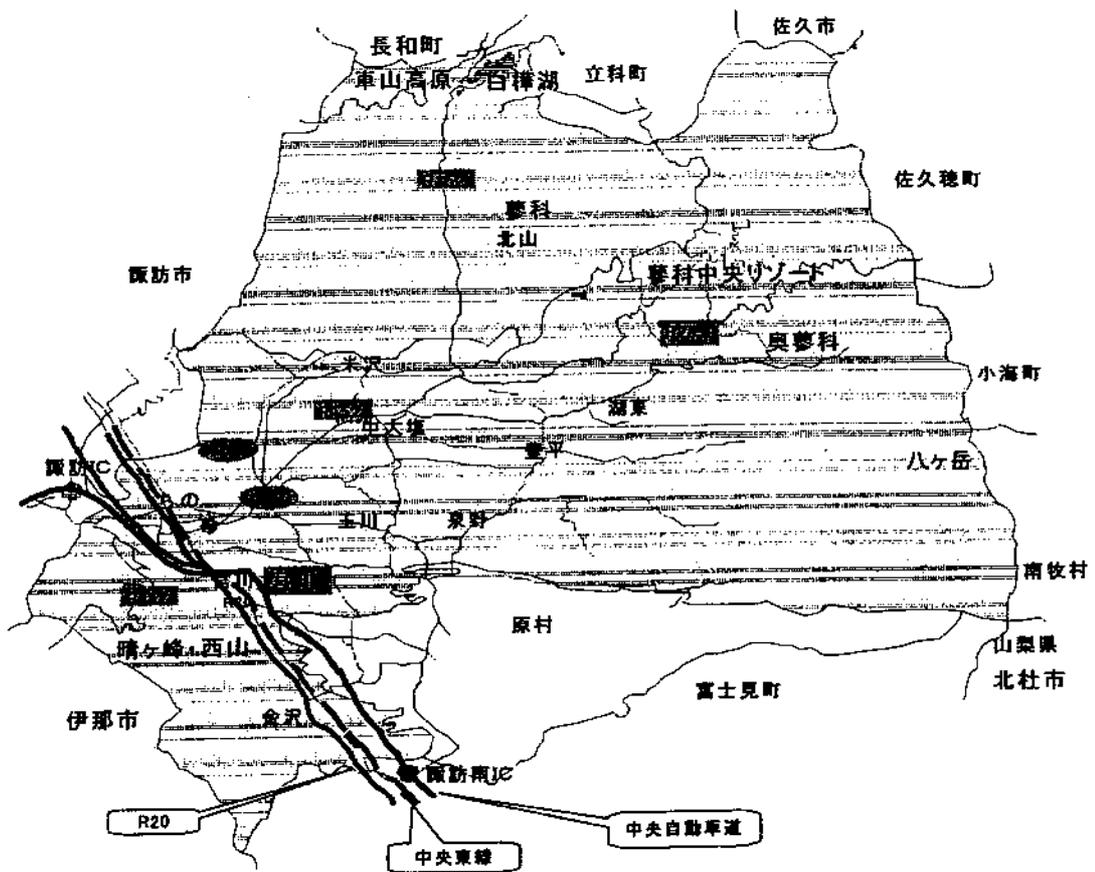
(注)諏訪特別地域気象観測所(平成9年2月までは諏訪観測所)の記録による。

- ①×は欠測、—は観測をしていないことを示す。平成6年の総降水量は、5月の月降水量を除く11ヶ月分の
- ②天気日数 快晴…日平均曇量が8.5未満の日 曇…日平均曇量が8.5以上の日
降水…日降水量が1mm以上あった日 雪…「雪、霧雪、細氷(さいひょう)、吹雪」があった日
- ③霜・雪の初日は前年、終日は当年。
- ④最深積雪は、前年11月から当年4月までの積雪の最大値。
平成10年12月25日から小型積雪計での観測を開始。

資料7 ☆各地区防災課題の整理

現状における災害の危険性の検討結果や土地利用変遷の調査結果等から、災害の危険性を総合的に把握し、茅野市における防災課題を各地区毎に整理した。

表に各地区の防災課題を示す。



防災課題の整理 (ちの地区)

地区名		ちの		
風水害に対する特性				
水害	土砂災害	地震災害に対する特性		防災課題
<p>*昭和58年台風10号により下町・上原・塚原で浸水被害を受けた。</p> <p>*昭和62年9月の集中豪雨により、段丘上の住宅で床上浸水・床下浸水が発生した。</p> <p>*本町から中央線線路までの国道299号に沿った地域は、台地上の浅い谷地形となっており、周囲から水が集まりやすく、特に線路の盛土によって水の流下を妨げられるため、この付近で内水被害を受けやすい。</p> <p>*平成18年豪雨災害により、上原で浸水被害を受けた。</p> <p>*市調査による水防上の危険箇所が6箇所地区内に分布する。</p>	<p>*県調査による土石流危険区域9箇所、地すべり防止区域3箇所、急傾斜地危険箇所14箇所が地区内に分布する。</p> <p>*指定避難施設である永明中学校は、土石流危険区域含まれる(体育館は範囲外)</p> <p>*永明寺山公園の市道は、昭和58年台風10号により被害を受けた。</p> <p>*城山の住宅団地は、安定な崖錐斜面を造成しているため、豪雨時には崩壊が発生する危険性がある。</p> <p>*永明寺山西側の山裾は、過去に土石流による土砂が堆積して形成された沖積錐が分布しており、今後も土石流被害を受ける可能性がある。</p>	<p>*上川右岸の谷底平野(下町・横内・仲町の低地)は、第三種地盤上に位置しており地震動の増幅が大きくなるほか、液状化発生の可能性がある。</p> <p>*特に上原・横内の上川に沿った開発地では、木造家屋の倒壊被害が発生する可能性がある。</p> <p>*仲町・本町の住宅密集地域は、不燃領域率が高いため、延焼の危険性は低い。</p> <p>*茅野駅周辺の中心市街地は、段丘上に広がっており、地震に対して比較的安全である。</p> <p>*指定避難施設である横内保育園は、第三種地盤上に位置し、地震時に被害を受ける恐れがある。</p> <p>*JR中央線に沿って釜無山断層群が確認されている。</p>		<p>*茅野駅利用者に対する避難誘導体制および避難所収容体制についてJRと協議しておく必要がある。</p> <p>*現在は、仲町・本町の家屋密集地域における不燃領域率が高く、延焼の危険は低いですが、今後この地区にさらに木造家屋が進出すると、地震時等の延焼危険性が増大する恐れがある。</p> <p>*防災対策の中核となる茅野市役所は、水害・土砂災害・地震災害ともに安全な地区に立地している。そのため、庁舎内部の棚などの転倒防止措置や非常用電源の確保、コンピュータのバックアップ体制などを整備することにより、より確実な防災体制を整えることができる。</p>

防災課題の整理（宮川地区）

地区名		宮川		防災課題
風水害に対する特性		地震災害に対する特性		
水害	土砂災害			
<p>*昭和 58 年台風 10 号により高部・小町屋・安国寺・西茅野で浸水被害を受けた。この他に、西山山地から流下する水眼川・西沢川などで河川災害が発生している。</p> <p>*宮川の堤防と山地の挟まれた谷底平野は、山地斜面から流下する水が堤防によって妨げられるため、豪雨時に内水災害を受けられる可能性がある。</p> <p>*市調査による水防上の危険箇所が 5 箇所地区内に分布する。</p>	<p>*県調査による土石流危険区域 27 箇所、急傾斜地危険箇所 32 箇所が地区内に分布する。市調査による急傾斜地危険箇所 6 箇所が地区内に分布する。</p> <p>*山地内の国道 152 号は、崖崩れの危険が懸念されている。</p> <p>*指定避難所である宮川第 2 保育園は、土石流危険区域に含まれる。</p> <p>*昭和 58 年台風 10 号により西山山地内の市道で被害が発生している。</p> <p>*西山山地北側の山裾は、過去に土石流による土砂が堆積して形成された沖積錐が分布しており、今後も土石流被害を受けられる可能性がある。沖積錐は谷底平野よりも地盤高が高く、集落が発達しているため、特に注意が必要である。</p>	<p>*坂室より北側の宮川沿いの谷底平野は、第 3 種地盤上に位置しており、地震動の増幅が大きくなるほか、液状化発生可能性がある。</p> <p>*JR 中央線より東側に広がる八ヶ岳山麓の段丘上では、やや地震動の増幅がみられるが、液状化が発生する心配はない。</p> <p>*段丘の西側に直線状に続く段丘崖は釜無山断層群青柳断層である。</p>	<p>*区の調査では、国道 20 号に架かる橋 2 箇所水害による損壊を心配しており、必要に応じて関係機関に橋梁点検の実施等を働きかけるよう考慮する。</p>	

防災課題の整理（米沢地区）

地区名		米沢		防災課題
風水害に対する特性		地震災害に対する特性		
水害	土砂災害			
<p>*昭和58年台風10号により北大塩で大規模な浸水被害を受けた他、藤原川・前島川・横河川などで河川災害を受けた。</p> <p>*市調査による水防上の危険箇所2箇所が地区内に分布する。</p> <p>*北大塩の谷底平野は、段丘に閉塞されているため、内水被害を受ける可能性がある。</p>	<p>*県調査による土石流危険区域15箇所、地すべり防止区域1箇所、市調査による急傾斜地危険箇所2箇所が地区内に分布する。</p> <p>*58年台風10号により前島川上流・桧沢川上流付近の市道で被害を受けた。</p> <p>*平成18年豪雨災害により、埴原田において住宅1棟全壊、北大塩で浸水被害を受けた。</p> <p>*埴原田の集落背後の斜面は、地すべり危険箇所である。</p>	<p>*この地区には、地震動の増幅が大きくなる第3種地盤は分布せず、液状化発生の可能性もない。</p>		<p>*埴原田集落の背後斜面は、地すべり危険箇所が多く分布しているため監視体制・警戒避難体制を確立しておく必要がある。</p> <p>*北大塩の集落の多くは、土石流の危険性のある谷口に発達しているため、早期避難予警報システムを構築する必要がある。</p>

防災課題の整理（豊平地区）

地区名		豊平		防災課題
風水害に対する特性		地震災害に対する特性		
水害	土砂災害			
<p>*昭和58年台風10号により下古田・上古田で浸水被害、日影田川・大日影川・上場沢で河川災害の被害を受けた。</p> <p>*市調査による水防上の危険箇所4箇所が地区内に分布する。</p>	<p>*県調査による土石流危険区域7箇所、急傾斜地崩壊危険区域1箇所、急傾斜地崩壊危険箇所6箇所、市調査による急傾斜地危険箇所5箇所が地区内に分布する。</p> <p>*58年台風10号により上場沢・南大塩などの市道で被害を受けた。</p> <p>*平成18年豪雨災害により、南大塩（山寺）で土砂崩落の被害を受けた。</p>	<p>*この地区には、地震動の増幅が大きくなる第3種地盤は分布せず、液状化発生の可能性もない。</p> <p>*この地区の大部分は八ヶ岳山麓の段丘上に位置し、やや地震動が増幅される。</p>	<p>*ゴルフ場利用者に対する避難誘導体制や情報連絡体制を施設管理者等と協議する必要がある。</p> <p>*入山者に対する情報伝達方法を検討する必要がある。</p> <p>*観光シーズンにおける別荘地利用者に対する避難誘導・救援救護体制を検討する必要がある。</p>	

防災課題の整理（玉川地区）

地区名		玉川		防災課題
風水害に対する特性		地震災害に対する特性		
水害	土砂災害			
<p>*昭和 58 年台風 10 号により荒神・神之原で浸水被害を受けた。この他に、川久保川・才野川などで河川災害、粟沢で床下浸水の被害を受けた。</p> <p>*市調査による水防上の危険箇所 2 箇所が地区内に分布する。</p> <p>*小泉山南側の浅い谷地形は、周囲から水が集まりやすく、流下方向に道路などの盛土があるため、豪雨時には内水災害を受けられる可能性がある。</p>	<p>*県調査による土石流危険区域 1 箇所、地すべり防止区域 1 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 18 箇所、市調査による急傾斜地危険箇所 3 箇所が地区内に分布する。</p> <p>*平成 18 年豪雨により、緑区において土砂崩落による被害を受けた。</p> <p>*小泉山南斜面には地すべり防止区域が分布している。</p> <p>*段丘を刻む谷には急崖が連続しているため、小規模な崩落や落石についても注意が必要である。</p>	<p>*この地区には、地震動の増幅が大きくなる第 3 種地盤は分布せず、液状化発生の可能性もない。</p> <p>*この地区の大部分は八ヶ岳山麓の段丘上に位置し、やや地震動が増幅される。</p>		<p>*東西に長く広がる地区のため、避難施設や救護施設などは、隣接地区と連携して配置することが望ましい。</p>

防災課題の整理（泉野地区）

地区名		泉野		防災課題
風水害に対する特性		地震災害に対する特性		
水害	土砂災害			
<p>*昭和58年台風10号により上場沢・大日影川で河川災害を受けた。</p> <p>*平成18年豪雨災害により、チェルトの森で、浸水被害を受けた。</p> <p>*市調査による水防上の危険箇所1箇所が地区内に分布する。</p>	<p>*県調査による土石流危険区域2箇所、急傾斜地崩壊危険箇所4箇所、市調査による急傾斜地危険箇所2箇所が地区内に分布する。</p> <p>*下槻木・上槻木の集落背後の急崖は小規模な崩落落石に注意が必要である。</p> <p>*この地区の指定指定避難施設（泉野小学校・泉野保育園・泉野地区コミュニティセンター）はいずれも土石流危険区域にふくまれている。</p>	<p>*この地区には、地震動の増幅が大きくなる第3種地盤は分布せず、液状化発生の可能性もない。</p> <p>*この地区の大部分は八ヶ岳山麓の段丘上に位置し、やや地震動が増幅される。</p>	<p>*小規模で住宅の密集もない、比較的好条件な地区であるため、玉川地区東部からの避難者等を受け入れるような、防災体制を検討することが望ましい。</p> <p>*避難施設が柳川沿いに集中しているため、段丘面上にも指定することが望ましい。</p>	

防災課題の整理（金沢地区）

地区名		金沢		防災課題
風水害に対する特性		地震災害に対する特性		
水害	土砂災害			
<p>*昭和58年台風10号により金沢下・金沢・木舟で浸水被害を受けた。</p> <p>*市調査による水防上の危険箇所4箇所が地区内に分布する。</p>	<p>*県調査による土石流危険区域14箇所、地すべり防止区域1箇所、急傾斜地崩壊危険箇所10箇所が地区内に分布する。</p>	<p>*この地区には、地震動の増幅が大きくなる第3種地盤は分布せず、液状化発生の可能性もない。</p> <p>*この地区の大部分は八ヶ岳山麓の段丘上に位置し、やや地震動が増幅される。</p>	<p>*東西に長く広がる地区のため、避難施設や救護施設などは、隣接地区と連携して配置することが望ましい。</p>	

防災課題の整理（湖東地区）

地区名		湖東		防災課題
風水害に対する特性		地震災害に対する特性		
水害	土砂災害			
<p>*昭和 58 年台風 10 号により芋倉川などで河川災害に被害を受けた。</p>	<p>*県調査による土石流危険区域 3 箇所が区内に分布する。 *指定避難所である笹原保育園は、土石流危険区域に位置している。</p>	<p>*この地区には、地震動の増幅が大きくなる第 3 種地盤は分布せず、液状化発生の可能性もない。 *この地区の大部分は八ヶ岳山麓の段丘上に位置し、やや地震動が増幅される。</p>	<p>*集落が地区の東西に分離して分布しているため、避難体制は集落単位で考慮する必要がある。</p>	

防災課題の整理（北山地区）

地区名		北山		防災課題
風水害に対する特性		地震災害に対する特性		
水害	土砂災害			
<p>*昭和 58 年台風 10 号により柏原北・越道下・鉄山下で浸水被害を受けた他、追出川・持栗川などで河川被害を受けた。 *平成 18 年豪雨災害により、白樺湖で、浸水被害を受けた。 *市調査による水防上の危険箇所 4 箇所が区内に分布する。</p>	<p>*県調査による土石流危険区域 2 3、急傾斜地崩壊危険箇所 1 1 箇所、市調査による急傾斜地危険箇所 6 箇所が区内に分布する。 *昭和 5 8 年台風 1 0 号により国道 1 5 2 号で被害を受けほか、白樺湖畔・持栗川付近の市道などでも被害を受けた。 *平成 18 年豪雨災害により、柏原で土砂崩落被害を受けた。 *平成 20 年集中豪雨により、土砂災害警戒情報が発表される。 *持栗川流域及び滝の</p>	<p>*白樺湖畔には軟弱な湖岸堆積物が分布しているため、地震動の増幅おこる可能性がある。 *その他の地域では、地震動の増幅が大きくなる地盤は分布してなく、液状化発生の恐れもない。</p>	<p>*ゴルフ場利用者に対する避難誘導體制や情報連絡体制を施設管理者等と協議する必要がある。 *観光シーズンにおける別荘地利用者に対する避難誘導・救援救護体制を検討する必要がある。 *白樺湖周辺・車山山麓の別荘地は、土砂災害により道路が遮断されると孤立化する可能性があるため、情報伝達方法等を検討しておく必要がある。 *蓼科には大規模な別荘地が分布しており、多くの観光客が</p>	

	<p>湯川流域は過去に土石流による土砂が堆積して形成された沖積錐が発達しているため、今後も土石流に対して警戒が必要である。</p> <p>*平成 23 年局地的豪雨により柏原や東急リゾートで土砂災害が発生した。</p>		
--	---	--	--

防災課題の整理 (中大塩地区)

地区名		中大塩		防災課題
風水害に対する特性		土砂災害	地震災害に対する特性	
水害				
*市調査による水防上の危険箇所が1箇所地区内に分布する。	*県調査による急傾斜地崩壊箇所 6 箇所が地区内に分布する。	*中大塩の住宅団地は、谷底平野上に盛土した部分が含まれており、地山と盛土部分との地盤振動の特性の差異により、境界付近に亀裂が生じることがある。	*東西に長く広がる地区のため、避難施設や救護施設などは、隣接地区と連携して配置することが望ましい。	

資料8 ☆茅野市災害危険箇所総括表

(平成25年5月17日)

区分 内容	24年度箇所	うち改良等 で除外箇所	平成25年度箇所内訳		
			前年から継続中の箇所	新たに生じた箇所	計
水防上の危険箇所	27	3	24	1	25
急傾斜地危険箇所	32	4	28	2	30
地すべり危険箇所	0	0	0	0	0
山地に起因危険箇所					
計	59	7	52	3	55
重要水防区域(市)	27	3	24	1	25
土石流警戒河川	10	0	10	0	10

資料 9 ☆県防災計画における危険箇所等総括表

(平成24年4月1日現在、長野県地域防災計画【資料編】参照)

区 分	箇 所 数		所 管	
		うち法指定	県	市
地すべり危険箇所(農政部)	0		農政部	
地すべり危険箇所(建設部)	6		建設部 諏訪建設事務所	建設課
山地 災害 危険 地	地すべり危険地区	1	林務部 諏訪地方事務所	農林課
	山腹崩壊危険地区	24	" (南信森林管理署)	"
	崩壊土砂流失危険地区	35	" (南信森林管理署)	"
民有林林道における災害 発生危険箇所	5		"	
雪崩危険箇所	0		林務部	
雪崩危険箇所	0		建設部	
土砂崩壊危険箇所(林務部)	10		農政部 諏訪地方事務所	農林課
急傾斜地崩壊危険箇所	179		建設部 諏訪地方事務所	建設課
土石流危険溪流	118		"	"
砂防指定地	0		"	"

茅野市防災会議条例

昭和37年12月18日

条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、茅野市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 茅野市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要な事項を審議すること。
- (3) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査し、及び審議すること。
- (4) 前3号に掲げるほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員40人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 長野県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 長野県警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 補助機関の職員のうちから市長が任命する者及び教育長
 - (5) 消防委員会会長及び消防団長
 - (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関のうちから市長が委嘱する者
 - (7) その他関係機関、必要な民間団体及び学識経験者のうちから市長が委嘱する者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年6月17日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年6月23日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月30日条例第14号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第2号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月27日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日条例第19号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年度 茅野市防災会議委員名簿

No.	職名	所 属
	会長	茅野市長
委 嘱 者		
1	委員	関東農政局松本地域センター 次長
2	//	中部森林管理局南信森林管理署長
3	//	諏訪地方事務所長
4	//	諏訪建設事務所長
5	//	諏訪保健福祉事務所長
6	//	茅野警察署長
7	//	茅野市議会議長
8	//	茅野市消防委員会長
9	//	茅野市消防団長
10	//	中部電力(株)諏訪営業所長
11	//	東日本電信電話(株)長野支店 設備部災害対策室長
12	//	日本郵便(株)茅野郵便局長
13	//	エルシーブイ(株)代表取締役社長
14	//	アルピコ交通(株)諏訪支社茅野営業副所長
15	//	諏訪郡医師会茅野地区医師会幹事長
16	//	東日本旅客鉄道(株)茅野駅長
17	//	茅野商工会議所専務理事
18	//	信州諏訪農業協同組合代表理事組合長
19	//	茅野市区長会長
20	//	長野県建設業協会諏訪支部茅野分会長
21	//	茅野市水道事業協同組合代表理事
22	//	茅野市赤十字奉仕団委員長
23	//	茅野市ボランティア連絡協議会長
24	//	茅野市社会福祉協議会事務局長
25	//	茅野市女性団体連絡協議会長
26	//	茅野市男女共同参画推進会議副委員長
27	//	パートナーシップのまちづくり推進会議副会長
28	//	官川茅野区自主防災組織副会長
29	//	諏訪中央病院長
30	//	諏訪中央病院副院長兼看護部長
任 命 者		
31	委員	茅野市副市長
32	//	茅野市教育長
33	//	茅野市企画総務部長
34	//	茅野市市民環境部長
35	//	茅野市健康福祉部長
36	//	茅野市産業経済部長
37	//	茅野市都市建設部長
38	//	茅野市こども部長
39	//	茅野市生涯学習部長
40	//	茅野消防署長

資料 1 1 ☆茅野市災害対策本部及び茅野市地震災害警戒本部に関する条例

茅野市災害対策本部及び茅野市地震災害警戒本部に関する条例

平成 15 年 6 月 26 日

条例第 19 号

茅野市災害対策本部条例(昭和 37 年茅野市条例第 28 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項及び大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)第 18 条第 4 項の規定に基づき、茅野市災害対策本部及び茅野市地震災害警戒本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長及び地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 本部に、災害対策副本部長及び地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、災害対策本部員及び地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充て、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(1) 市の各部の部長及び市長の指定する職員

(2) 市長が防災上必要と認める者

6 副本部長及び本部員以外の本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから市長が任命する。

7 本部職員は、本部の所掌事務について本部員を補佐する。

(部の設置)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 前項の部に部長、班長及び部員を置き、本部長が指名する。

3 部長は、部の事務を掌理する。

4 部長に事故があるときは、部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 26 日条例第 26 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 29 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(茅野市災害対策本部及び茅野市地震災害警戒本部に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 改正法附則第 3 条第 1 項の規定により在職する収入役には、第 10 条の規定による改正前の茅野市災害対策本部及び茅野市地震災害警戒本部に関する条例第 2 条第 3 項の規定は、なおその効力を有する。

茅野市国民保護議会条例

平成18年6月28日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、茅野市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員の定数は、35人以内とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年度 茅野市国民保護協議会委員名簿

No.	職名	所 属
	会長	茅野市長
委 嘱 者		
1	委員	農林水産省関東農政局長野農政事務所 地域第二課長
2	//	中部森林管理局南信森林管理署長
3	//	諏訪地方事務所長
4	//	諏訪建設事務所長
5	//	諏訪保健福祉事務所長
6	//	茅野警察署長
7	//	茅野市議会議長
8	//	茅野市消防委員会長
9	//	茅野市消防団長
10	//	中部電力(株)諏訪営業所長
11	//	東日本電信電話(株)長野支店 設備部災害対策室長
12	//	郵便局(株)茅野郵便局長
13	//	郵便事業(株)茅野支店長
14	//	エルシーブイ(株)代表取締役社長
15	//	諏訪バス(株)乗合事業部長
16	//	諏訪郡医師会茅野原地区医師会幹事長
17	//	信州諏訪農業協同組合代表理事組合長
18	//	茅野市区長会長
19	//	茅野市土木建築事業協同組合理事長
20	//	茅野市水道事業協同組合代表理事
21	//	茅野市赤十字奉仕団長
22	//	茅野市ボランティア連絡協議会長
23	//	茅野市社会福祉協議会事務局長
任 命 者		
24	委員	茅野市副市長
25	//	茅野市教育長
26	//	茅野市企画総務部長
27	//	茅野市市民環境部長
28	//	茅野市健康福祉部長
29	//	茅野市産業経済部長
30	//	茅野市都市建設部長
31	//	消防署長

茅野市国民保護対策本部及び茅野市緊急対処事態対策本部条例

平成19年3月29日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（同法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、茅野市国民保護対策本部及び茅野市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定

める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、茅野市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料13 茅野市防災行政無線設置状況

1 移動局

ア 基地局

免許人	茅野市
呼出番号	ちのし
免許番号	信第23137号
電波の形式・周波数及び空中線電力	F3E 407.35MHz 0.1W
免許年月日	平成24年12月1日(昭和59年5月8日)
配置箇所	防災対策課

イ 中継局

免許人	茅野市
呼出番号	はれがみねちゅうけい
免許番号	信第23138号
電波の形式・周波数及び空中線電力	F3E 407.35MHz 0.1W
免許年月日	平成24年12月1日(昭和59年5月8日)
配置箇所	晴ヶ峰

ウ 移動局

設置場所	無線局名	無線局の種類別
ちのコミュニティセンター	ちの23	陸上移動局
宮川コミュニティセンター	ちの100	陸上移動局
米沢コミュニティセンター	ちの101	陸上移動局
豊平コミュニティセンター	ちの102	陸上移動局
玉川コミュニティセンター	ちの103	陸上移動局
泉野コミュニティセンター	ちの104	陸上移動局
金沢コミュニティセンター	ちの105	陸上移動局
湖東コミュニティセンター	ちの106	陸上移動局
北山コミュニティセンター	ちの107	陸上移動局
中大塩コミュニティセンター	ちの24	陸上移動局
永明小学校	ちの51	陸上移動局
宮川小学校	ちの52	陸上移動局
米沢小学校	ちの53	陸上移動局
豊平小学校	ちの54	陸上移動局
玉川小学校	ちの55	陸上移動局
泉野小学校	ちの56	陸上移動局
金沢小学校	ちの57	陸上移動局
湖東小学校	ちの58	陸上移動局
北山小学校	ちの59	陸上移動局
永明中学校	ちの60	陸上移動局
北部中学校	ちの61	陸上移動局
長峰中学校	ちの62	陸上移動局
東部中学校	ちの63	陸上移動局
防災対策課	ちの1	陸上移動局
撤去保管	ちの2	陸上移動局
建設課(維持係)	ちの4	陸上移動局
撤去保管	ちの5	陸上移動局
税務課(資産税係)	ちの6	陸上移動局
チェルトの森	ちの7	陸上移動局
地域福祉推進課	ちの8	陸上移動局
無線室	ちの9	陸上移動局
撤去保管	ちの10	陸上移動局
撤去保管	ちの11	陸上移動局
防災対策課	ちの12	陸上移動局
税務課(資産税係)	ちの13	陸上移動局
撤去保管	ちの14	陸上移動局
防災対策課	ちの15	陸上移動局
三井の森いずみ平	ちの21	陸上移動局
蓼科観光	ちの22	陸上移動局
信州総合開発	ちの25	陸上移動局
無線室	ちの28	陸上移動局
無線室	ちの29	陸上移動局
蓼科ビレッジ	ちの30	陸上移動局
八ヶ岳博物館	ちの31	陸上移動局
笹原保育園	ちの32	陸上移動局
東洋観光	ちの33	陸上移動局
無線室	ちの34	陸上移動局
無線室	ちの35	陸上移動局
無線室	ちの36	陸上移動局
無線室	ちの37	陸上移動局
無線室	ちの38	陸上移動局
無線室	ちの39	陸上移動局
無線室	ちの40	陸上移動局
無線室	ちの41	陸上移動局
三井の森	ちの41	陸上移動局
無線室	ちの42	陸上移動局
無線室	ちの43	陸上移動局
無線室	ちの44	陸上移動局

無線室	ちの46	陸上移動局
無線室	ちの47	陸上移動局
東急リゾート	ちの50	陸上移動局

2 同報系

ア 基地局

免許人	茅野市
呼出番号	ちのし
免許番号	信第23584号
電波の形式・周波数及び空中線電力	F3E 60.08MHz 0.1W
免許年月日	平成24年12月1日(昭和61年1月29日)
配置箇所	防災対策課

イ 中継局

免許人	茅野市
呼出番号	はれがみねちゅうけい
免許番号	信第23585号
電波の形式・周波数及び空中線電力	F3E 68.835MHz 10W
免許年月日	平成24年12月1日(昭和59年5月8日)
配置箇所	晴ヶ峰

地区	行政区	受信局名
泉野	大日影	大日影
	槻木上	槻木上1
		槻木上2
	槻木下	槻木下1
		槻木下2
		槻木下3
		槻木下4
	小屋場	小屋場
	若葉台	若葉台
	中道	中道1
		中道2
金沢	大沢	大沢
	青柳	青柳1
		青柳2
	御狩野	御狩野1
		御狩野2
	金沢上	金沢上1
		金沢上2
	旭ヶ丘	旭ヶ丘
	金沢下	金沢下
	大池	大池
	木舟	木舟
	金沢台	金沢台
	新金沢	新金沢
上菅沢	上菅沢	
湖東	中村	中村1
		中村2
		中村3
		中村4
	山口	山口
	花蒔	花蒔1
		花蒔2
	堀	堀1
		堀2
	東平	東平
	新井	新井
	金山	金山
	須栗平	須栗平
笹原	笹原	
白井出	白井出	

地区	行政区	受信局名
北山	柏原	柏原1
		柏原2
	湯川	湯川1
		湯川2
	芹ヶ澤	芹ヶ澤1
		芹ヶ澤2
	系萱	系萱
	白樺湖	白樺湖1
		白樺湖2
		白樺湖3
	蓼科	蓼科1
蓼科2		
蓼科3		
蓼科4		
蓼科5		
車山	車山1	
	車山2	
中大塩	中大塩	中大塩1
		中大塩2
		中大塩3

ウ 子局
(ア) 屋外拡声器

地区	行政区	受信局名
ち の	上原	上原 1
		上原 2
		上原 3
		上原 4
	横内	横内 1
		横内 2
	茅野町	茅野町 1
		茅野町 2
	仲町	仲町
	塚原	塚原 1
		塚原 2
		塚原 3
		塚原 4
	本町	本町 1
		本町 2
		本町 3
		本町 4
	城山	城山 1
		城山 2
	宮 川	高部
新井		宮川新井
安国寺		安国寺 1
		安国寺 2
		安国寺 3
中河原		中河原 1
		中河原 2
茅野		茅野 1
		茅野 2
		茅野 3
西茅野		西茅野
坂室		坂室
両久保		両久保
田沢		田沢
丸山		丸山
ひばりヶ丘		ひばりヶ丘
みどりヶ丘		みどりヶ丘
西山		西山
向ヶ丘		向ヶ丘
長峰		長峰 1
	長峰 2	
	長峰 3	
東向ヶ丘	東向ヶ丘	
埴原田	埴原田	
鑄物師屋	鑄物師屋	
北大塩	北大塩 1	
	北大塩 2	
	北大塩 3	
	北大塩 4	
塩沢	塩沢	
米沢台	米沢台	

地区	行政区	受信局名
豊 平	南大塩	南大塩 1
		南大塩 2
		南大塩 3
		南大塩 4
		南大塩 5
	下菅沢	下菅沢
	福沢	福沢
	下古田	下古田 1
		下古田 2
		下古田 3
	上古田	上古田
	御作田	御作田
	塩之目	塩之目 1
		塩之目 2
	上場沢	上場沢 1
グリーンヒルズビレッジ	グリーンヒルズビレッジ	
広見	広見	
山寺	山寺	
農場	農場	
玉 川	山田	山田 1
		山田 2
	中沢	中沢
	田道	田道
	粟沢	粟沢 1
		粟沢 2
	神之原	神之原 1
		神之原 2
		神之原 3
		神之原 4
	北久保	北久保
	上北久保	上北久保
	子之神	子之神
	菊沢	菊沢 1
		菊沢 2
穴山	穴山 1	
	穴山 2	
運動公園	運動公園	
運動公園	運動公園 2	
小泉	小泉 1	
	小泉 2	
	小泉 3	
南小泉	南小泉	
小堂見	小堂見	
	小堂見 2	
緑	緑	

(イ) 戸別受信機設置場所

① 市及びその出先機関

ちの地区コミュニティセンター
宮川地区コミュニティセンター
米沢地区コミュニティセンター
豊平地区コミュニティセンター
玉川地区コミュニティセンター
泉野地区コミュニティセンター
金沢地区コミュニティセンター
湖東地区コミュニティセンター
北山地区コミュニティセンター
中大塩地区コミュニティセンター
消防署 警防課
消防署 西部分署
消防署 北部支署
茅野市民館
ちの保育園
宮川保育園
宮川第2保育園
玉川保育園
湖東保育園
笹原保育園
豊平保育園
北山保育園
中央保育園
米沢保育園
金沢保育園
泉野保育園
わかば保育園
横内保育園
小泉保育園
みどりヶ丘保育園
中大塩保育園
寿和寮
茅野市総合福祉センター(社協)
茅野市勤労者福祉センター
茅野市清掃センター 第1工場
茅野市清掃センター第2工場
茅野市清掃センター不燃物処理場
静香苑
八ヶ岳寮
白樺湖浄化センター
諏訪中央病院
アクアランド
河原の湯
金鶏の湯
縄文の湯
望岳の湯
老人福祉センター塩壺の湯
塩壺の湯
市民課ベルビア出張所
防災対策課(自動応答アンサー用)

② 教育施設

永明小学校
宮川小学校
米沢小学校
豊平小学校
玉川小学校
泉野小学校
金沢小学校
湖東小学校
北山小学校
永明中学校
長峰中学校
北部中学校
東部中学校
茅野市文化センター
茅野市図書館・美術館
茅野市尖石考古館
長峰運動公園総合体育館

③ 県機関及びその出先機関

茅野警察署
茅野警察署(駅前交番)
茅野警察署(尖石縄文交番)
茅野警察署(北山駐在所)

④ 指定公共機関及びその出先機関

茅野駅
諏訪バス(株)茅野営業所

⑤ 公共的団体

諏訪森林組合
南信共済組合
茅野商工会議所
茅野高等学校
東海大学付属第三高等学校
茅野聖母幼稚園
信州諏訪農業協同組合 共済部(仲町)
信州諏訪農業協同組合 生活部(上原)
信州諏訪農業協同組合 北山支所
(株)ピラタス横岳ロープウェイ
諏訪東京理科大学
精明学園
どんぐり保育園
LCV

⑥ 茅野市内区・自治会

各区長・自治会長宅

⑦ 市職員等

市長
副市長
教育長
企画総務部長
庶務課長

⑧ 議員

議員宅

地区	行政区	受信局名
泉野	大日影	大日影
	槻木上	槻木上 1
		槻木上 2
	槻木下	槻木下 1
		槻木下 2
		槻木下 3
		槻木下 4
	小屋場	小屋場
	若葉台	若葉台
	中道	中道 1
中道 2		
金沢	大沢	大沢
	青柳	青柳 1
		青柳 2
	御狩野	御狩野 1
		御狩野 2
	金沢上	金沢上 1
		金沢上 2
	旭ヶ丘	旭ヶ丘
	金沢下	金沢下
	大池	大池
	木舟	木舟
	金沢台	金沢台
	新金沢	新金沢
上菅沢	上菅沢	
湖東	中村	中村 1
		中村 2
		中村 3
		中村 4
	山口	山口
	花蒔	花蒔 1
		花蒔 2
	堀	堀 1
		堀 2
	東平	東平
	新井	新井
	金山	金山
	須栗平	須栗平
笹原	笹原	
白井出	白井出	

地区	行政区	受信局名
北山	柏原	柏原 1
		柏原 2
	湯川	湯川 1
		湯川 2
	芹ヶ澤	芹ヶ澤 1
		芹ヶ澤 2
	糸萱	糸萱
	白樺湖	白樺湖 1
		白樺湖 2
		白樺湖 3
蓼科	蓼科 1	
	蓼科 2	
	蓼科 3	
	蓼科 4	
	蓼科 5	
車山	車山 1	
	車山 2	
中大塩	中大塩	中大塩 1
		中大塩 2
		中大塩 3

資料14 ☆区内放送設置状況

地区	行政区	状 況	地区	行政区	状 況	地区	行政区	状 況
ちの	上 原	屋内(屋外)	豊平	南大塩	屋 外	金沢	大 沢	屋内(LCV)
	横 内	//		下菅沢	//		青 柳	//
	茅野町	//		下古田	//		御狩野	//
	仲 町	//		福 沢	屋 内		金沢上	//
	塚 原	//		上古田	屋 外		金沢下	//
	本 町	屋 外		御作田	屋 内		大 池	//
	城 山	//		塩之目	屋 外		木 舟	//
	丁田自治会	なし		上場沢	//		金沢台	//
宮川	高 部	屋 外	玉川	広 見	なし	湖東	新金沢	//
	新 井	屋内(屋外)		山寺団地自治会	//		サンコーポラス 信濃金沢自治会	//
	安国寺	屋 外		グリーンビル ゲイツ	なし		旭ヶ丘自治会	//
	中河原	//		山 田	屋 外		上菅沢	屋 外
	茅 野	//		中 沢	//		中 村	屋内(屋外)
	西茅野	屋内(屋外)		田 道	なし		山 口	屋 外
	坂 室	//		粟 沢	屋 外		堀	//
	両久保	屋 外		神之原	//		新 井	//
	田 沢	//		北久保	屋内(屋外)		金 山	//
	丸 山	//		上北久保	//		須栗平	//
	ひばりヶ丘	//		子之神	屋 外		笹 原	屋内(屋外)
	長 峰	//		菊 沢	//		白井出	屋 外
	向ヶ丘	//		穴 山	//		松原自治会	なし
	東向ヶ丘	//		農 場	なし		花時自治会	//
西 山	屋内(屋外)	小 泉	屋 外	東平自治会	//			
米沢	みどりヶ丘自治会	屋 外	泉野	南小泉	//	北山	柏 原	屋内(農協)
	赤田自治会	なし		小堂見	//		湯 川	//
	埴原田	屋 外		緑	//		芹ヶ沢	//
	鑄物師屋	//		美濃戸	なし		糸 萱	//
	北大塩	//		大日影	屋内(LCV)		蓼 科	なし
米沢	塩 沢	//	泉野	槻 木			白樺湖自治会	//
	米沢台	//		小屋場	//		蓼科中央高原自治会	//
				中 道	//		車山高原自治会	//
				若葉台自治会	屋 外		緑の村自治会	//
							中大塩1区	屋 外
				中大塩2区	//			
				中大塩3区	//			
				中大塩4区	//			

資料15 ☆アマチュア無線による災害時応援協定

アマチュア無線による災害時応援協定

茅野市(以下「甲」という。)とちのアマチュア無線クラブ(以下「乙」という。)とは、茅野市が災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)に基づき実施する災害時における情報の収集及び伝達(以下「情報の収集等」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、茅野市内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、乙のアマチュア無線局が甲に協力して、災害時における情報の収集等を行うため必要な事項について定めることを目的とする。

(通信活動の性格)

第2条 前条におけるアマチュア無線局の活動は、電波法(昭和25年法律第131号)第52条第4号に規定する非常通信の範囲内において、ボランティア精神に基づき行われるものとする。

(構成員)

第3条 この協定において、情報の収集等を行う者は、乙の構成員(以下「構成員」という。)とする。

2 乙は、毎年1回構成員名簿の見直しを行い、甲に提出するものとする。

(災害)

第4条 この協定において、「災害」とは、災対法第2条第1項第1号に定めるものとする。

(要請等)

第5条 甲は、災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で、災害情報の収集等の必要があると認めるときは、乙及び構成員に対し、情報の収集等について協力を要請することができる。

2 前条の規定による要請を受けた構成員は、速やかに情報の収集等の協力するものとする。

(情報の提供)

第6条 構成員は、甲から協力要請がない場合でも、必要と思われる災害情報については、甲に提供することができるものとする。

(本部局の設置)

第7条 乙は、災害時において甲の協力要請があるときは、甲が設置する災害対策本部に本部局を設置し情報等を行うものとする。

(情報収集の訓練)

第8条 乙は、災害時における情報の収集等の迅速かつ的確に行うため、必要に応じて甲が行う訓練に参加するものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づき情報の収集等に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、又は、疾病にかかったときは、茅野市消防団員等公務災害補償条例(昭和43年茅野市条例第30号)の規定に基づき、甲が補償するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項、またはこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第11条 この協定は平成9年12月1日から適応する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各1通をそれぞれ保有する。

平成9年12月1日

甲 茅野市長 矢崎和広

乙 ちのアマチュア無線クラブ
会長 宮坂喜美登

資料16 ☆長野県大規模災害ラジオ放送協議会会則

長野県大規模災害ラジオ放送協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、長野県大規模災害ラジオ協議会（以下「本協議会」という。）という。

(事務局)

第2条 本協議会の事務局は、信越放送株式会社（長野市吉田1丁目21番24号）ラジオ局制作部に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、大規模災害の際ラジオで県民、被災者の求める「災害情報」「生活情報」を幅広く、きめ細かに放送し、被害の軽減を図り、心のよりどころになり、生活再建に役立つことを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大規模災害の際の放送
- (2) 大規模災害の際の放送にそなえるため、県民の防災意識の向上活動

(会員の任務)

第5条 本協議会の会員は、目的を達成するために次の事項を定める。

- (1) 大規模災害の際情報を積極的に提供すること。
- (2) 放送局は、提供された情報は自主的に判断し、遅滞なく的確に放送すること。
- (3) 放送局は、日常的に訓練すること。

第2章 会員・組織

(組織)

第6条 本協議会は、ラジオ局で構成する。「長野県大規模災害ラジオ放送機構（以下「機構」という。）と情報を提供する会員で構成する。

(役員)

第7条 本協議会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名（会長が指名する）
- (3) 幹事 8人以上15以下

(役員職務)

- 第8条 会長は、本協議会を代表し、総会及び幹事会を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
 - 3 幹事は、幹事会を組織する。

(役員選任)

- 第9条 会長は、総会の議決により選任する。
- 2 幹事は、会員の中から総会の決議により選任する。

(役員任期)

- 第10条 役員任期は、2年とする。
- 2 任期途中で選任された役員は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第11条 会議は、総会及び幹事会の2種とする。

2 総会は、1年に1回の通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会)

第12条 総会は会長が招集する。

2 会員の5分の1以上の請求がでたときは、会長が30日以内に総会を招集しなくてはならない。

(総会の機能)

第13条 総会は、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

(幹事会の機能)

第14条 幹事会は、総会の議決した事項を執行するとともに、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 諸規定に制定及び改廃

(3) その他総会の議決を要しない本協議会の活動に関する事項

第4章 事業年度

(事業年度)

第15条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 会則の変更

(会則の変更)

第16条 この会則は、総会において出席会員の4分の3以上の同意を得たときに変更できる。

第6章 補則

(施工規則)

第17条 本協議会の運営に必要な細則については、幹事会の議決により会長が定める。

(施行期日)

第18条 この会則は、平成9年4月25日から施行する。

長野県大規模災害ラジオ放送協議会運営細則

- 1 本協議会の放送の実施は、地震・風水害・火災・土砂崩れなどで相当な被害が発生し、若しくは被害の発生が予想され、県が「災害対策本部」を設置したときに会長が決定する。
- 2 本協議会の放送は、その災害について目的を達成したと判断されるとき、会長が終了を決定する。
- 3 事務局
事務局長は、会長は任免する。
事務局は、大規模災害ラジオ放送の企画・立案、年間事業計画の立案をする。
その他の協議会の活動に必要な事務を行う。

(参 考)

県の災害対策本部設置要件

- 1 下記3体勢をとるべき状況で知事が必要と認める時
- 2 県下に震度6弱以上の地震が発生した時

- ①非常体勢 暴風・大雨。洪水警報発表時
災害発生時。激甚災害の発生のおそれがある時
「東海地震判定会」招集時
緊急火山情報発生時
県下で震度5弱及び震度5強の地震が発生した時
- ②緊急体勢 大規模な災害が発生した時。県下全域で大規模な災害発生のおそれがある時
「東海地震」の警戒宣言発表時
県下で震度6弱及び震度6強の地震が発生した時
- ③全体体勢 県下全域にわたり大規模な災害が発生した時
県下で震度7の地震が発生した時

長野県大規模災害ラジオ放送機構

情報本部

1 信越放送ラジオGスタジオ

電話 026 (259) 1122
(259) 1123
(259) 1124
ファックス 026 (259) 6061
(259) 2126

2 信越放送通信不能時 長野エフエム放送

電話 0263 (33) 4392
(33) 4393
ファックス 0263 (33) 4401

《平常時連絡》

信越放送ラジオ局制作部

電話 026 (259) 2154
ファックス (259) 2126

《3局周波数一覧》

信越放送 (キロヘルツ)

長野	1098	上田	1062	軽井沢	1485	佐久	1458
松本	864	諏訪	1197	伊那	1098	飯田	1098

長野エフエム放送 (メガヘルツ)

美ヶ原	79.7	善光寺平	83.3	小海	80.3	松本	86.4
聖	78.1	岡谷・諏訪	81.8	飯田	88.3	木曾福島	81.5
飯山野沢	81.8	大鹿	81.8				

ながのコミュニティ放送 (FMぜんこうじ) (メガヘルツ)

76.5

資料17 ☆茅野市とエルシーブイ株式会社との災害緊急放送に関する 相互協定

茅野市とエルシーブイ株式会社との災害緊急放送に関する相互 協定

茅野市（以下「甲」という）とエルシーブイ株式会社（以下「乙」という）は、災害緊急放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は「茅野市地域防災計画」に定める災害に関し、緊急放送を通じて被害の軽減を図り、もって地域住民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、若しくは爆発その他の状態をいう。
- (2) 「災害緊急放送」とは、前条の目的を達成する為、甲の要請あるいは乙の独自の判断に基づき乙がコミュニティチャンネルで行う臨時的放送をいう。

（運用）

第3条 災害緊急放送の運用にあたっては、次の各号に定める手順により放送するものとする。

- (1) 乙は甲から要請があった場合、あるいは乙が独自に必要なと認めた場合、コミュニティチャンネルにおいて優先的にこれを放送し、それ以降においても状況に応じて適時放送を行う。また、災害対策本部が設置された場合、乙は速やかに災害緊急放送ができる体制を整え、甲は情報提供の窓口を設けるものとする。
- (2) 災害緊急放送の内容及び形態、放送時刻は乙の自主判断に基づき行うものとする。

（費用の負担）

第4条 放送に係わる費用負担は以下のとおりとする。

- (1) 災害緊急放送のシステム維持及び放送に係わる費用は、乙の負担とする。

（協定期間）

第5条 この協定の効力は次のとおりとする。

- (1) 協定締結の日から平成19年10月22日までとする。
- (2) 協定期間満了日の1ヵ月前までに、甲または乙から異議申立てのない場合、協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定書に定めない事項及びこの協定書に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年10月23日

甲	茅野市長	矢崎和広
乙	エルシーブイ株式会社	
	代表取締役社長	務 董 和 正

資料 17-2 ☆臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定書
臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定書

諏訪広域連合（以下「甲」という。）とエルシーブイ株式会社（以下「乙」という。）は、諏訪圏域において大規模災害等により、甚大な被害が発生した場合の臨時災害放送局（以下「臨災局」という。）の開設及び運用の基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、諏訪圏域において大規模災害が発生した場合に開設する臨災局の運用について必要な事項を定め、いち早く必要な情報を住民に提供することにより、災害等による被害の軽減化を図り、もって住民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「大規模災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他の状態をいう。
- (2) 「臨時災害放送」とは、放送法第八条及び放送法施行規則第七条第二項第二号に規定された放送をいう。

（臨災局の開設）

第 3 条 甲又は甲の関係市町村は、住民に対し災害関連情報の伝達手段として臨災局の開設が適切であると判断した場合に、甲を開設の主体として免許申請を行うものとする。

- 2 大規模災害が複数の自治体におよんだ場合及び一自治体において甚大な被害を受けた場合においても前項の判断により免許申請を行うものとする。

（運用）

第 4 条 甲に臨災局の開設が許可された場合、甲は乙に対しその運用を委託する事ができるものとし、乙はそれを受託するものとする。

- 2 臨時災害放送の内容等については、別に定める運用マニュアルにもとづき放送するものとする。
- 3 臨災局としての放送終了については、甲及び甲の関係市町村、乙において協議の上決定するものとする。

(経費負担)

第5条 臨災局の運用について発生した経費は、甲が負担するものとし、乙は別に定める臨災局運営に掛る算出根拠にもとづき請求するものとする。それ以外については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲、甲の関係市町村及び乙は、臨時災害放送の円滑な実施を図るため連絡責任者を置くものとし、変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた事項については、甲乙が誠意をもって協議し決定するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の効力は、次のとおりとする。

- (1) 協定締結の日から平成26年3月31日までとする。
- (2) 協定期間満了日の1箇月前までに、甲又は乙から異議申立てのない場合、協定は1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年 8月21日

甲 諏訪広域連合
広域連合長 山田 勝文

乙 エルシーブイ株式会社
代表取締役社長 河口 謙

資料18 災害時優先電話リスト

茅野市役所災害時優先電話リスト

No.	電話番号	住 所	設置場所	使用設備
1	70-1606	茅野市泉野2647	泉野地区コミュニティセンター	
2	71-1600	茅野市塚原2丁目6-1	市民課	FAX
3	71-1602	茅野市宮川4552-1	宮川地区コミュニティセンター	
4	71-1603	茅野市米沢4181	米沢地区コミュニティセンター	
5	71-1604	茅野市豊平2321-1	豊平地区コミュニティセンター	
6	71-1605	茅野市玉川3666-1	玉川地区コミュニティセンター	
7	71-1607	茅野市金沢1152	金沢地区コミュニティセンター	
8	71-1610	茅野市宮川5010-1	寿和寮	
9	71-1630	茅野市宮川4552-2	茅野市公民館	
10	71-5008	茅野市湖東4978-1	湖東地区コミュニティセンター	
11	71-5009	茅野市北山4340-1	北山地区コミュニティセンター	
12	72-0119	茅野市塚原2-12-3	消防署	
13	72-0333	茅野市宮川8630-1	みどりヶ丘保育園	
14	72-2100	茅野市塚原2丁目6-1	茅野市役所総務課	
15	72-2207	茅野市塚原1-7-40	永明小学校	
16	72-2263	茅野市米沢4047-1	米沢診療所	
17	72-2287	茅野市玉川2213-1	消防署	
18	72-2409	茅野市米沢4188	米沢小学校	
19	72-2419	茅野市金沢1164-1	金沢保育園	
20	72-2589	茅野市宮川2020	宮川第2保育園	
21	72-2601	茅野市宮川4510	宮川保育園	
22	72-2602	茅野市本町東15-14	中央保育園	
23	72-2678	茅野市塚原1-10-6	永明中学校	
24	72-2702	茅野市玉川3674	玉川小学校	
25	72-2924	茅野市豊平2340	豊平小学校	
26	72-2925	茅野市豊平2343	豊平保育園	
27	72-3024	茅野市宮川4632	宮川小学校	
28	72-3076	茅野市塚原1-13-5	ちの保育園	
29	72-3213	茅野市金沢1141	金沢小学校	
30	72-3126	茅野市中大塩8-12	中大塩保育園	
31	72-3227	茅野市金沢2202-2	金沢診療所	
32	72-3265	茅野市玉川3439	玉川保育園	
33	72-4109	茅野市宮川11288	長峰中学校	
34	72-4959	茅野市塚原1-9-16	ちの地区コミュニティセンター	
35	72-5988	茅野市塚原2丁目6-1	市民課	
36	72-6249	茅野市米沢6160	米沢保育園	FAX
37	72-7202	茅野市玉川500	茅野市運動公園国際スケートセンター	
38	72-7401	茅野市玉川927-243	小泉保育園	
39	72-7972	茅野市塚原1-15-30	あすなろセンター	
40	72-8399	茅野市玉川500	スポーツ健康課	
41	72-9040	茅野市塚原2丁目6-1	総務課	
42	72-9868	茅野市塚原2-12-3	総務課	
43	73-2334	茅野市宮川4414-2	ひまわり作業所	
44	73-5349	茅野市塚原2丁目6-1	防災無線室	
45	73-7245	茅野市ちの上原263-4	勤総センター	防災無線室電話
46	76-2270	茅野市豊平4734-132	尖石縄文考古館	

茅野市役所災害時優先電話リスト

No.	電話番号	住 所	設置場所	使用設備
47	76-2512	茅野市湖東1298-1	笹原保育園	
48	78-2001	茅野市湖東5661-5	消防署 北部分署	
49	78-2234	茅野市北山4362	北山小学校	
50	78-2245	茅野市湖東5643	北部中学校	
51	78-2310	茅野市北山4808-1	北山診療所	
52	78-2322	茅野市北山4808-1	北部ティ・サ・ヒ・センター	
53	78-2330	茅野市北山4810-1	北山保育園	
54	78-2620	茅野市湖東4982	湖東小学校	
55	78-2637	茅野市湖東5646-1	湖東保育園	
56	79-3639	茅野市泉野2650-1	泉野保育園	
57	79-3712	茅野市泉野2643	泉野小学校	
58	79-3783	茅野市泉野7088-1	泉野診療所	
59	79-5242	茅野市玉川10030	東部中学校	
60	79-5258	茅野市泉野下槻木2652	泉野郵便局	
61	82-2844	茅野市塚原2丁目6-1	総務課	
62	82-7088	茅野市中大塩8-15	中大塩地区コミュニティセンター	
63	82-9119	茅野市ちの247-5	茅野消防署西部分署	
64	71-1641	茅野市玉川神之原4300-9	F A X	
65	71-1633	茅野市米沢2000-3	茅野市清掃センター	

資料 19 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

- 2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。
- 4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。
- 5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。
- 6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。
- 7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。
- 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。
ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。
- 5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

- 第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。
- 2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

- 第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

- 2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐久	上小
上小	佐久
諏訪	<u>上伊那</u> 木曾
上伊那	<u>諏訪</u> 飯伊
飯伊	<u>上伊那</u> 木曾
木曾	<u>飯伊</u> 諏訪
松本	長野
大北	北信
長野	松本
北信	大北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

資料20 長野県市長村災害時相互応援協定実施細則

長野県市長村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村を他の構成市町村が協議の上、決定するものとする。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接ブロックの代表市町村が協議の上、これを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
 - (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの他の構成市町村に要請するものとする。
 - (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、隣接するブロックの代表市町村に要請するものとする。
- 2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し、要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づき応援物資を受領したいときは、応援物受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 甲は、協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改正)

- 2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

資料 2 1 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書

諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、諏訪広域圏内に属する岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村のそれぞれの市町村（以下「構成六市町村」という。）において、災害が発生し、被災地独自では十分に被災者の援護等の応急措置ができないなどにより応援を必要とする場合に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、六市町村間においての応急措置を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 構成六市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 被災者の救助並びに医療機関及び防疫施設の応急復旧等に必要な資器材又は物資の提供
- (2) 生活必需物資及びその補給に必要な資器材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の応援
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請がある事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を受けようとする被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又は電信等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げるものの品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員数
- (4) 応援の場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急応援)

第5条 構成六市町村は、事態が緊急を要するときは、応援要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援市町村の職員等は、被災市町村の首長の指揮下に入り行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を行った各市町村の負担とする。

(資料等の交換)

第8条 構成六市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料若しくは情報を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第9条 構成六市町村は、相互応援の円滑化を図るため、連絡会議を置くことができる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、構成六市町村がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当部局が相互に協議して別に定めるものとする。

第11条 この協定は、平成7年8月22日から効力を発生するものとする。

この協定締結の証として本書7通を作成し、諏訪地域広域市町村圏事務組合長及び諏訪地域市町村長が記名押印のうえおのおの1通を保有する。

平成7年8月22日

諏訪地方広域市長村圏事務組合

組 合 長 笠 原 俊 一

岡 谷 市 長 林 泰 章

諏 訪 市 長 笠 原 俊 一

茅 野 市 長 矢 崎 和 弘

下 諏 訪 町 長 新 村 益 雄

富 士 見 町 長 有 賀 武 治

原 村 長 菊 池 八 五 郎

資料 2 2 長野県消防相互応援協定書

長野県消防相互応援協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は、発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して消防相互応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災または地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関をおくものとする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊などの調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

第2章 相互応援

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消防応援 消防隊による応援
- (2) 救助応援 救助隊による応援
- (3) 救急応援 救急隊による応援
- (4) その他の応援 上記以外の応援

(応援の要請)

第6条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれがある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 第1要請 当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 第2要請 当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請
(第1要請を除く。)
- (3) 第3要請 当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請
(第1要請を除く。)

- 2 応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りではない。
- 3 第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。
- 4 自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。
- 3 市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生時の市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

第3章 経費負担

(応援経費等の負担)

第9条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援出動した隊員の旅費及び諸手当
- イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
- エ 消防活動に要した消火剤
- オ 燃料及び給食等に要する経費
- カ 前アからオに掲げるもののほか応援要請出動に要した経費

(2) 要請側の負担する経費等

応援隊による消防法(昭和23年法律第186号)第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定による損害補償費

(損害賠償)

第10条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

第4章 協議

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。
(長野県広域消防相互応援協定の廃止)
- 2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

附 則

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

別表

区 分	市 町 村 等
北信地域	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東信地域	上田地域広域連合 佐久広域連合
中信地域	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曾広域連合
南信地域	諏訪広域連合 伊那消防組合 伊南行政組合 南信州広域連合

資料 2 3 長野県消防相互応援協定実施細則

長野県消防相互応援協定実施細則

(趣旨)

第 1 条 この実施細則は、長野県消防相互応援協定書（平成 8 年 2 月 14 日締結。以下「協定」という。）第 12 条の規定に基づき、消防相互応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

(代表消防機関の選定等)

第 2 条 協定第 4 条第 2 項に規定する地域代表消防機関及び総括代表消防機関は、次のとおりとする。

(1)地域代表消防機関 協定別表に掲げる各地域の長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、総括代表消防機関を兼ねることができる。

(2)総括代表消防機関 長野県消防長会長が属する消防本部とする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関が行う連絡調査は、次に掲げる事項とするものとする。

(1)応援部隊の編成計画の作成及び調整に関すること。

(2)各消防機関の応援可能資機材等に関すること。

(3)応援要請及び情報伝達に関すること。

(4)応援部隊の技術の向上及び訓練計画に関すること。

(5)その他必要な事項

3 地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、地域代表消防機関が属する地域内の消防本部又は他の消防本部が、地域代表消防機関を代行し、総括代表消防機関の代行は地域代表消防機関が行うものとする。

(応援要請の事項)

第 3 条 応援要請側の市町村等の長は、次に掲げる事項を電話その他の方法により連絡し、後日応援要請書（様式第 1 号）を送付するものとする。

(1)災害の種別、発生場所及び状況

(2)応援隊の種別、隊数及び資機材等

(3)応援隊の終結場所

(4)応援隊の活動範囲及び任務

(5)使用無線周波数

(6)安全管理上の注意事項

(7)その他必要と思われる事項

2 協定第 6 条第 1 項に規定する応援要請を迅速かつ的確に行うため、長野県緊急消防援助隊応援出動計画の規定を準用し、連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第 4 条 協定第 7 条第 2 項に基づき応援隊を派遣する市町村等は、次に掲げる事項について電話その他の方法で通知し、後日応援通知書（様式第 2 号）を送付するものとする。

(1)派遣人員

(2)派遣車両

(3)資機材等の種別及び数量

(4)出発時刻及び到着予定時刻

(5)指揮責任者

2 応援隊にあっては、応援要請に迅速に対応するため原則として当直隊が出動するものとする。

(応援隊の誘導等)

第 5 条 要請側の消防長は、必要に応じて応援隊到着予定地に誘導員を配置して応援隊の誘導に努めるとともに、応援活動上必要な資機材等を貸与するものとする。

(応援隊の報告)

第 6 条 応援隊の長は、現場に到着したときは、要請側の現場最高指揮者から次の事項について情報の提供を受け活動するものとする。

(1)災害の状況及び進入経路

(2)活動方針、任務及び使用無線周波数

(3)その他必要な事項

2 応援側の市町村等の長は、応援活動終了後、要請側の市町村等の長に対して応援活動の内容を応援活動状況報告書(様式第3号)により報告するものとする。

3 要請側の消防長は、応援活動終了後速やかに総括代表消防機関及び応援側の消防長に対して、災害等の概要を災害等状況報告書(様式第4号)により報告するものとする。

(応援隊の編成及び指揮)

第 7 条 複数の応援隊を派遣する場合の部隊編成は、地域代表消防機関又は総括代表消防機関が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、第2第3項の規定を準用するものとする。

3 前2項の規定により部隊編成された応援隊の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者の指示を受け、応援隊を指揮するものとする。

(総括代表消防機関等への連絡)

第 8 条 応援隊の派遣要請があった場合及び自主応援した場合は、関係する地域代表消防機関へ連絡するものとする。

2 地域代表消防機関は、前項の連絡があった場合、総括代表消防機関へ速やかにその旨を連絡するものとする。

(応援要請の解除)

第 9 条 要請の解除をした場合は、応援要請解除通知書(様式第5号)により通知するとともに地域代表消防機関に連絡するものとする。

(会議室)

第 10 条 協定事項の円滑な推進を図るため、協議会及び地域連絡会議を必要に応じて開催するものとする。

(協議会)

第 11 条 協議会は、県内の市町村等の消防長をもって構成し、総括代表消防機関の消防長が招集するものとする。

(地域連絡会議)

第 12 条 地域連合会議は、県内4ブロックごとに地域内の市町村などの消防長をもって構成し、地域代表消防機関の消防長が招集するものとする。

(その他会議)

第 13 条 総括代表消防機関の消防長は、必要に応じて会議を招集することができるものとする。

(協議事項)

第 14 条 会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1)長野県消防相互応援に関すること。
- (2)警防技術及び訓練に関すること。
- (3)市町村の消防状況、消防事象、特殊災害等の資材の交換に関すること。
- (4)消防用資機材の備蓄状況及び開発研究に関すること。
- (5)その他必要な事項

(協議)

第 15 条 この実施細則に定めのない事項又はこの実施細則についての変更の必要若しくは疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この実施細則は、平成 8 年 2 月 14 日から施行する。

資料 2 4 長野県緊急消防援助隊運用要綱

長野県緊急消防援助隊運用要綱

	平成16年3月26日	消防震第19号
改正	平成17年3月30日	消防震第14号(い)
改正	平成18年2月14日	消防応第15号(ろ)
改正	平成18年6月22日	消防応第94号(は)
改正	平成20年7月2日	消防応第109号(に)
改正	平成20年8月27日	消防応第152号(ほ)

目次

- 第1章 総則
- 第2章 応援等実施計画
- 第3章 応援等出動
- 第4章 部隊移動
- 第5章 応援等指揮活動
- 第6章 受援計画
- 第7章 報告
- 第8章 その他

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)、緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号)及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(平成16年2月6日付け消防震第9号。以下「基本計画」という。)及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に沿った緊急消防援助隊の登録についての協力等について」(平成16年2月6日付け消防震第10号。以下「長官通知」という。)に定めるもののほか、緊急消防援助隊の出動及び活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

(代表消防機関の選定等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号にさだめるところによる。

- (1)被災地とは、大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。
- (2)現地消防本部とは、被災地に係る消防本部をいう。
- (3)指揮者とは、被災地に係る市町村長又はその委任を受けた消防庁をいう。
- (4)応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。(は)
- (5)授援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (6)応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (7)代表消防機関とは、基本計画第2章第1節3(2)の代表消防機関をいう。
- (8)代表消防機関大興とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9)登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された部隊が属する市町村(東京都特別区並びに市町村

の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。)をいう。

- (10)登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊(法第30条第3項)の属する都道府県をいう。(は)
- (11)C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (12)B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13)N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14)進出拠点とは、出動した緊急消防援助隊が被災地に進出し、又は進出する際、被災都道府県又はその隣接地域内における一時的な進出の目標とする拠点をいう。(い)(に)
- (15)部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官(以下「長官」という。)の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が別の被災地に出動することをいう。(に)

第2章 応援等実施計画

(応援等実施計画)

第3条 指揮支援部隊の所属する消防機関の長は、基本計画を踏まえて、指揮支援部隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するよう努めるものとする。

2 前項の指揮支援実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1)指揮支援部隊の編成
- (2)出動態勢
- (3)情報連絡体制
- (4)その他必要な事項

3 都道府県知事は、基本計画及び当該都道府県内の市町村等に係る緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、都道府県隊が参集し、被災地へ出動するための都道府県隊応援等実施計画を策定するものとする。
(に)

4 前項の都道府県隊応援等実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1)都道府県隊の編成
- (2)都道府県隊の集結場所
- (3)情報連絡体制
- (4)その他必要な事項

5 都道府県知事は、第3項の都道府県隊応援等実施計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、代表消防機関の長は、登録市町村の消防庁の意見の集約を行うものとする。

(部隊編成)

第4条 緊急消防援助隊の部隊の編成は、基本計画及び長官通知に定めるところによるほか、次項及び第3項に定めるところによるものとし、具体的には、前条の指揮支援実施計画及び都道府県隊応援等実施計画に定めるところによるものとする。

2 指揮支援部隊は、第一次編成指揮支援部隊と第二次編成指揮支援部隊をもって編成するものとする。

3 都道府県隊の編成は、次の例によるものとする。

- (1)都道府県隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとし、管内災害対応等のため代表消防機関の指揮隊が出動できない場合は、代表消防機関代行の指揮隊をもって編成するものとする。

- (2)大隊の編成は、各都道府県隊単位とし、「(〇〇都道府県) 隊」と呼称する。
- (3)中隊の編成は、各都道府県隊の登録の状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、又は消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇) 中隊」、「(〇〇消防機関) 中隊」、又は「(消火) 中隊」等と呼称するものとする。(ろ)
各中隊長は、都道府県隊長が指定するものとする。
- (4)小隊の編成は、各車両又は付加された任務単位とし、「(〇〇) 小隊」と呼称する。
- (5)C災害、B災害及びN災害に対する部隊の編成は、毒劇物等対応隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた部隊により特別に編成するものとする。
- (6)航空部隊及び水上部隊は、機体特性等を考慮し、別に編成する。

第3章 応援等出動

(応援等の体制の区分)

第5条 緊急消防援助隊による応援等の体制の区分は、次のとおりとする。

- (1)第一次応援体制とは、指揮支援部隊及び基本計画第2章第3節2(1)の第一次出動都道府県隊が出動する体制をいう。
- (2)第二次応援体制とは、第一次応援体制に加え、基本計画第2章第3節2(2)の出動準備都道府県隊が出動する体制をいう。
- (3)特別応援体制とは、基本計画第2章第3節3の東海地震、首都直下地震、東南海・南海地震その他の大規模地震の場合における応援等の体制、並びに特殊災害時において(1)、(2)だけでは十分な対応がとれない場合において、長官が別に定めるところにより出動する体制をいう。(は)

(応援要請)

- 第6条 被災地の属する都道府県の知事は、災害の状況、当該都道府県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、速やかに、長官に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする(別記様式1-1)
- 2 被災地の市町村長は、災害の状況、当該市町村の消防力及び当該市町村の属する都道府県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合において、当該都道府県知事と連絡がとれない場合には、直接、長官に対して要請するものとする(別記様式1-2)。

(消防庁災害対策本部等の設置、出動の求め・指示等)

- 第7条 消防庁は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合、消防庁応急体制整備要領に基づき、被災地の都道府県等から災害情報の収集を行うとともに、庁内に災害対策本部を設置するものとする。
- 2 長官は、前項の場合において、災害の状況に応じて、法第44条及び基本計画に基づき、災害の状況を把握するため、指揮支援部隊及び航空部隊について出動の求め又は指示を行うものとする(別記様式2-1又は2-2)。また、災害情報の収集及び緊急上房援助隊の活動量ににあたらせるため、必要に応じ、消防庁職員を現地に派遣するものとする(は)(に)
- 3 長官は、災害の状況及び被災地の消防力等を考慮し、法第44条及び基本計画に基づき、都道府県隊の出動の求め又は指示を行うものとする(別記様式2-1又は2-2)。この場合において、原則として、応援先市町村を指定して出動の求め又は指示を行うものとするが、被災地が複数に及び、求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合には、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行い、第10条に規定する消防応援活動調整本部と調整のうえ、部隊配備を行うものとする。(は)(に)
- 4 緊急消防援助隊の部隊配備は、原則として、都道府県隊を単位として行うものとし、指揮支援部隊の所

属する消防機関の部隊が含まれる都道府県隊については、原則として、当該指揮支援部隊の担当する区域に配備するものとする。

- 5 航空部隊及び水上部隊は、機体特性等を考慮し、原則として、第 10 に規定する消防応援活動調整本部と調整のうえ、配備するものとする。(に)

(部隊の出動等)

第 8 条 長官の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。当該求め又は指示を受けた登録市町村の長は、速やかに部隊を出動させるものとする。代表消防機関（代表消防機関代行の指揮隊をもって都道府県隊を編成する場合にあっては、代表消防機関代行。以下同じ。）は、第 3 条第 3 項の都道府県隊応援等実施計画に基づき、集結場所、集結時間を指定し、各登録市町村の消防機関に連絡するものとする。

- 2 長官の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに部隊を出動させるものとする。

(出動準備及び出動可能隊数の報告)

第 9 条 登録市町村の消防機関及び登録都道府県の航空隊は、基本計画に定めるところにより、緊急消防援助隊の出動準備を行うものとする。この場合において、登録市町村の消防機関は、直ちに可能隊数を都道府県及び代表消防機関に報告するものとし（別記様式 3-3）、都道府県は、当該都道府県隊の出動可能隊数を消防庁に報告するものとする（別記様式 3-2）

- 2 第一次出動都道府県隊は、震度 6 弱（政令市等については震度 5 強）以上の地震災害が発生した場合、津波警報（大津波）が発表された場合又は火山の噴火災害が発生した場合は、基本計画に定めるところにより出動の準備を行うとともに、都道府県を通じて長官の求め又は指示を確認後（都道府県と連絡がとれない場合には、直接、消防庁に長官の求め又は指示を確認後）、出動するものとする。(に) (ほ)
- 3 長官は、政令市等以外で震度 5 強の地震が発生した場合等災害の状況に応じて、緊急消防援助隊の出動の可能性があると考えられるときは、第一次出動都道府県隊等について、出動の準備を求めるものとする。この場合における出動可能隊数の報告については、第 1 項の例によるものとする。(に) (ほ)

(注) 大規模災害又は特殊災害発生時には、消防庁から都道府県あてに出動準備及び出動可能隊数の報告の求めについて通知する（別記様式 3-1）予定であるが、消防庁からの通知がない場合であっても、都道府県は災害の状況に応じて必要と判断される場合には、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

(注) 登録消防機関は、都道府県及び代表消防機関に対して出動可能隊数を報告するものとしているが、各代表消防機関は、東海地震等別に定める場合には、別途定める連絡調整担当消防機関にその内容を報告するものとし、当該連絡調整担当消防機関は、その内容をとりまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

(消防応援活動調整本部の設置)

第 10 条 被災地の属する都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第 44 条に規定に基づき緊急消防援助隊が出動した場合は、直ちに法第 44 条の 2 の規定に基づく消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。

また、被災地が一の市町村の場合であっても、当該都道府県の知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置することを妨げないものとする。(に)

- 2 調整本部は、都道府県災害対策本部と密接な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。(に)

- 3 法第 44 条の 2 第 5 項の規定に基づく調整本部の本部員については、次の例を参考に、事前に定めておくものとする。(に)
 - (1)法第 44 条の 2 第 5 項第 1 号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び防災航空隊職員 (に)
 - (2)法第 44 条の 2 第 5 項第 2 号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行 (に)
 - (3)法第 44 条の 2 第 5 項第 3 号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、当該市町村を所轄する消防本部の職員 (に)
 - (4)法第 44 条の 2 第 5 項第 4 号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長 (に)
- 4 被災状況により調整本部に参集できない場合は、電話等により、調整本部と連絡を取り合うなど適宜対応することを妨げるものではない。(に)
- 5 調整本部の事務は、法第 44 条の 2 第 2 項の各号の事務として、次の事務をつかさどるものとする。(に)
 - (1)緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。(に)
 - (2)被災地を所轄する消防本部の消防隊、当該被災地の属する都道府県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動、後方支援等の活動の調整に関すること。(に)
 - (3)各種情報の集約・整理に関すること。(い) (に)
 - (4)自衛隊、警察等関係機関との連絡に関すること。(に)
 - (5)その他必要な事項に関すること。(に)
- 6 消防応援活動調整本部長 (以下「調整本部長」という。) は、法第 44 条の 2 第 8 項の規定に基づき、調整本部への国の職員その他の者の出席を必要と認め、その要請を行った場合には、消防庁に対し、その旨を連絡するものとする。(に)
- 7 応援都道府県隊長は、努めて調整本部に連絡員を派遣し、必要な情報の収集及び提供等を行うものとする。(ろ) (に)
- 8 調整本部は、受援都道府県名を使用し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。(に)
- 9 当該都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所及びその構成員を、長官に対して速やかに連絡するものとする。(に)
- 10 当該都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い、調整本部を廃止した場合には、速やかに、その旨を長官に連絡するものとする。(に)

(後方支援本部の設置)

- 第 11 条 都道府県隊を出動させた消防機関は、円滑な後方支援を実施するため、当該都道府県の代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。
- 2 後方支援本部は、当該都道府県内の登録市町村の消防機関との連絡調整を行うとともに、出動部隊の活動状況について、当該出動部隊の属する市町村に対する情報提供を行うなど、出動部隊の活動支援を行うものとする。(に)

(集結場所及び進出拠点の調整・連絡等)

- 第 12 条 集結場所及び進出拠点の調整及び連絡等については、原則として次のとおりとする。(い)

(1)都道府県隊の集結場所

代表消防機関は、都道府県隊応援等実施計画に定めるところにより、応援先市町村又は応援先都道府県に依じて集結場所を決定し、登録市町村の消防機関に連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県又は調整本部と調整するものとする。

ただし、東海地震又は首都直下地震など被害が複数の都道府県に及ぶ地震を想定して策定された緊急

消防援助隊アクションプランがある場合は、これらに定めるところによるものとする（以下(2)及び(3)について同じ）。(い) (ろ) (は) (に)

(2) 受援都道府県における進出拠点の決定

消防庁は、災害の状況及び道路の状況等を踏まえ、受援都道府県（又は被災地）と調整のうえ、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の代表消防機関）に連絡するものとする。(い)

(3) 都道府県隊の出動ルート

都道府県隊長は、受援都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁に報告するとともに、登録市町村の消防機関に連絡するものとする。

なお、出動途上における状況の変化等によって出動ルート及び進出拠点を変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部にその旨報告するものとする。(い) (に)

(4) 進出拠点に到着後の都道府県隊長の任務

ア 都道府県隊長は、進出拠点に到着したときは、速やかに都道府県名、部隊規模を調整本部に報告するものとする。(い) (に)

イ 都道府県隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、進出拠点に到着後、調整本部に対し、応援先市町村を確認するものとする。(い) (に)

ウ 進出拠点が高速道路等のインターチェンジ等の場合は、都道府県隊長のみが先行し、前ア及びイの任務を実施し、無線等により当該都道府県隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。(に)

第4章 部隊移動

(部隊移動の基本) (に)

第13条 法44条及び法44条の3の規定に基づく部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を踏まえつつ、原則として新たな部隊の投入によりがたい、次に掲げる場合について行うものとする。

- (1) 地理的要因により新たな部隊の投入には時間を有し、人命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- (3) 東海地震等の大規模災害で、緊急消防援助隊が不足し新たな部隊投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、大隊単位を原則とする。

ただし、人命救助のため、特別の資機材を有している部隊の部隊移動を行う場合等、災害の状況に照らし特別の事情がある場合は、この限りではない。

(長官の求め又は指示による部隊移動) (に)

第14条 法第44条の規定に基づく長官の求め又は指示による部隊移動の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 長官は、部隊移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）に、部隊移動に関する意見を聴くものとする（別記様式4-1）。
- (2) 長官は、全豪と同時に、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村長に、部隊移動に関する意見を聴くものとする（別記様式4-1）。
- (3) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式4-2）。
- (4) 緊急消防援助隊行動都道府県知事は、前号による緊急消防援助隊行動市町村長の意見を付して、長官に部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式4-3）。
- (5) 長官は、前3号及び4号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊の属する都道府県の知事に対して、部隊移

動の求め又は指示を行うものとする（別記様式4-4、4-5）。

(6)長官は、前号の求め又は指示を行った場合は、その内容を緊急消防援助隊行動都道府県の調整本部に情報提供し、当該調整本部は、その旨緊急消防援助隊行動市町村長に連絡するものとする（別記様式4-6）。

（都道府県知事の指示による部隊移動）（に）

第15条 法44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示による部隊移動の手続きは、次のとおりとする。

- (1)都道府県知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に部隊移動に関する意見を聴くものとする。
- (2)調整本部は、前号により意見を求められた場合には、本部員を経由して緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の消防応援の状況を総合的に勘案して、都道府県知事に部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3)都道府県知事は、前号の調整本部の意見を踏まえ、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式4-7）。
- (4)前号の指示については、第17条に規定する緊急消防援助隊行動市町村の緊急消防援助隊指揮支援本部を経由して、調整本部の指揮支援部隊長から都道府県隊長に伝達するなど、一元的かつ迅速に行うものとする。
- (5)都道府県知事は、部隊移動の指示を実施した場合は、速やかに、その旨を長官に通知するものとする（別記様式4-8）。
- (6)前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、緊急消防援助隊が市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を通じて当該市町村長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式4-9）
- (7)調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8)調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対し、部隊数、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第5章 応援等指揮活動

（指揮体制）

第16条 緊急消防援助隊は、被災地において、法第47条の規定に基づき、指揮者の指揮の下に（都道府県航空隊については、法第48条の規定による。）活動するものとする。（い）（は）

- 2 緊急消防援助隊は、被災地で活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と緊密に連携するものとする。
- 3 指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、都道府県隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 都道府県隊長は、指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下で、当該都道府県隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 中隊長は、都道府県隊長の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第17条 指揮支援部隊長は、被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。この場合、指揮支援隊長を本部長とする。

ただし、指揮支援隊長を派遣できない場合は、都道府県隊長の中から、指揮支援部隊長が本部長を指名するものとする。（ろ）（に）

- 2 指揮支援本部は、次の事務をつかさどるものとする。

- (1)指揮者の指揮の下、部隊配備された都道府県隊の活動管理に関すること。
 - (2)関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3)調整本部への連絡に関すること。(い)(に)
 - (4)その他必要な事項に関すること。
- 3 指揮支援本部は、受援市町村名を使用し、「〇〇市町村担当緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

(現場到着及び都道府県隊本部の設置)

第 18 条 都道府県隊長は、現場到着したときは、速やかに、都道府県隊名、人員、車両、資機材等の内容を指揮者及び緊急消防援助隊指揮支援本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に報告し、次の事項について確認するものとする。(い)

- (1)災害状況
 - (2)活動方針
 - (3)活動地域及び任務
 - (4)都道府県隊本部を設置する場合はその位置
 - (5)使用無線系統
 - (6)地水利状況
 - (7)その他活動上必要な事項
- 2 都道府県隊長は、必要に応じて都道府県隊本部を設置するものとする。この場合において都道府県隊長を本部長とする。
- 3 都道府県隊本部は、次の事務をつかさどるものとする。
- (1)指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下で、都道府県隊の活動管理に関すること。
 - (2)都道府県隊の後方支援に関すること。
 - (3)その他必要な事項に関すること。
- 4 都道府県隊本部は、「〇〇都道府県隊本部」と呼称する。

(情報提供等) (い)

第 19 条 消防庁は、指揮者、調整本部、指揮支援本部、都道府県隊本部及び都道府県後方支援本部に対し、別記様式 5「緊急消防援助隊指揮体制表」等により指揮体制及び情報連絡体制等の明確化を図るとともに、必要な情報提供を行うものとする。(に)

(活動報告等) (い)

第 20 条 指揮支援部隊長は、災害状況、緊急消防援助隊をはじめとする消防機関の活動状況及びその他必要な事項について、適宜、消防庁及び調整本部に報告するものとする。(に)

2 指揮支援本部及び都道府県隊本部の本部長は、それぞれ緊急消防援助隊指揮体制表に基づき直近上位の本部長に対し、災害状況、活動状況及びその他必要な事項について、適宜、報告するものとする。

(通信連絡体制等)

第 21 条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次により行うものとする。

- (1)消防庁、調整本部、指揮支援本部及び関係機関間の通信連絡は、消防防災無線、防災行政無線、地域衛生通信ネットワークその他の無線又は有線回線を使用する。(に)
- (2)指揮本部、調整本部、指揮支援本部及び都道府県隊本部相互間の通信は、全国共通波 1 を使用する。
(に)
- (3)被災地が複数にわたる等のため、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長は、全国共通波 2 及び全国共通波 3 のいずれかから、消防力の配備及び活動状況に応じて使用波を指定す

る。(ろ)

- (4)指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある、上記(3)で指定された全国共通波以外の全国共通波の交信が確認されない場合は、指定波以外の全国共通波を指定することができる。ただし、交信が確認された場合は、直ちに当該全国共通波の使用を中止することとする。(ろ)
 - (5)都道府県隊本部と同隊に属する中隊との通信及び同一中隊内相互の通信は、県内共通波を使用する。
- 2 全国共通波の運用に際し輻輳が確認された場合、当該全国共通波の運用は、原則として、次により行うものとする。(ろ)
- (1)無線統制は、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長の指示により行う。
 - (2)無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、下記の場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。(に)
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 職員等又は消防車両の重大な事故が発生した場合
 - ウ 新たな災害が発生した場合
 - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合 (に)

(活動終了等)

- 第22条 指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の活動の全てを終了する場合は、被災地の都道府県知事に次の事項を報告するものとする。(い)
- (1)緊急消防援助隊の活動概要(場所、時間、隊数等)
 - (2)活動中の異常の有無
 - (3)隊員の負傷の有無
 - (4)車両、資機材等の損傷の有無
 - (5)その他必要な事項
- 2 指揮支援隊長及び都道府県隊長は、指揮者の引揚げ指示があった場合には、速やかに調整本部に報告するとともに、現場における活動を終了するものとする。(い)
- 3 指揮支援隊長及び都道府県隊長は、前項に基づき現場における活動を終了した場合には、前1項に掲げる事項を指揮者及び調整本部に報告し、指揮支援部隊長の引揚げ指示により被災地から引き揚げるものとする。(い)(に)

(帰署(所)報告)

- 第23条 部隊が帰署(所)した場合には、当該部隊の属する消防機関は、その旨代表消防機関及び応援都道府県に報告するものとする。報告を受けた応援都道府県は、その旨、消防庁に報告するものとする。

第6章 受援計画

(受援計画)

- 第24条 都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県内の市町村が被災し他都道府県から緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定するものとする。(い)
- 2 受援計画に定める事項は、次のとおりとする。
- (1)調整本部の運営体制 (い)(に)
 - (2)情報提供体制
 - (3)進出拠点及び当該拠点への連絡体制 (い)
 - (4)被災地への到達ルート及び燃料補給体制
 - (5)ヘリコプターの離着陸場及び給油体制
 - (6)その他必要な事項

- 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、次に定めるところによるものとする。
- (1)当該都道府県内の消防機関の消防長と調整を行うこと。
 - (2)地域防災計画の内容と整合を図ること。

第7章 報告

(計画の報告)

- 第25条 都道府県知事及び指揮支援部隊の所属する消防機関の長は、指揮支援実施計画又は都道府県隊応援等実施計画を策定又は修正した場合は、長官に報告するとともに、当該都道府県が出動する第一次出動都道府県に該当する都道府県知事に対して、情報提供するよう努めるものとする。(に)
- 2 都道府県知事は、受援計画を策定又は修正した場合は、長官に報告するとともに、第一次出動都道府県及び出動準備都道府県に該当する都道府県の知事並びに当該都道府県に出動する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するよう努めるものとする。(に)

(活動結果報告) (い)

- 第26条 出動した部隊の所属する消防機関は、応援都道府県及び代表消防機関に、次の事項を報告するものとする(別記様式6)。
- (1)消防本部名
 - (2)活動隊数及び隊員数
 - (3)活動開始日時、活動時間
 - (4)活動場所
 - (5)活動概要
 - (6)使用資機材
 - (7)隊員の負傷及び車両・資機材の損傷の状況
 - (8)その他特記事項
- 2 報告を受けた応援都道府県は、その内容をとりまとめ、長官及び応援都道府県に報告するものとする。

第8章 その他

(医師等との連携)

- 第27条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師等と連携して行動するよう努めるものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県隊の出動にあたり必要と認めるときに被災地に医師を搬送することができるよう、都道府県隊の体制の構築等に努めるものとする。

(関係行政機関との連絡調整)

- 第28条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める関係行政機関の長等と連絡調整を行うものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

- 第29条 長官は、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に交付するものとする。(い)
- 2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(都道府県知事の事務の委任等) (に)

- 第30条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条に基づき、部隊移動又は調整本部に係る都道府

資料25 ☆災害時における相互応援に関する協定書

災害時における相互応援に関する協定書

長野県茅野市と岡山県総社市とは、一方の市域に災害が発生し、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、迅速かつ円滑に応急措置等を遂行するため、次のとおり相互応援協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資器材の提供
- (3) 消火、救急活動等に必要な車両及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な事務職及び技術職等の職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続等)

第2条 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部局を通じて、電話、ファクシミリ等により要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号まで掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職種別人員
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、収容を要する被災者の状況及び人員
- (5) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入までの経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 応援を行う市は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費の負担については、次の各号に定めるものを除き、原則として応援を行った市の負担とする。

- (1) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った市の負担とする。
- (2) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合で、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市が、応援を受けた市への往復の途中において生じたものについては応援を行った市が賠償の責めに任ずるものとする。

2 応援を受けた市は、応援職員に対する宿舍のあつせんその他便宜を供与する。

第4条 両市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に伝達するものとする。

県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画等にその旨を明記するものとする。

(都道府県の即応体制等の強化) (に)

- 第 31 条 都道府県総合防災訓練及び緊急消防援助隊ブロック合同訓練等において、都道府県知事を本部長とする調整本部の運営訓練を行うなど、連携・調整に係る訓練を積極的に実施すること。
- 2 都道府県知事及び危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断、決定を適切にできる体制を確保すること。
 - 3 調整本部の運営にあたる責任者等については、庁舎近傍に居住する等により、緊急参集できる体制を整備すること。

(その他)

第 32 条 その他緊急消防援助隊について必要な事項は、長官が別に定める。

(資料の交換)

第5条 両市は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画書その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、双方署名押印し、各自その1通を保有する。

平成8年11月11日

長野県茅野市
茅野市長 矢崎和広

岡山県総社市
総社市長 本行節夫

資料 2 6 ☆災害時における姉妹都市間の相互応援に関する協定書

災害時における姉妹都市間の相互応援に関する協定書

旭市と茅野市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法第2条第1項に規定する災害をいう。）が発生し、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類、内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 援護及び救助活動等に必要な車両及び資器材の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の手続）

第2条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には口頭、電話等又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号まで掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、収容を要する被災者の状況及び人員
- (5) 応援を必要とする区域並びに受け入れ地点までの経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市は、直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

（自主応援）

第4条 被災市からの応援要求の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた場合は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市に連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担については、次の各号に定めるものを除き、原則として応援を行った市の負担とする。

- (1) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害が残った場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った市の負担とする。

(2) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合で、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市が、応援を受けた市への往復の途中において生じたものについては、応援を行った市が賠償の責めに任ずる。

2 応援を受けた市は、応援職員に対する宿舍の斡旋その他便宜を供与する。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要諦に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 「旭市」 総務課長
- (2) 「茅野市」 庶務課長

(資料の交換)

第7条 両市は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画書その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年11月1日

千葉県旭市
旭市長 加瀬 五郎

長野県茅野市
茅野市長 矢崎 和広

資料 27 ☆災害時における相互応援に関する協定書
災害時における相互応援に関する協定書

姉妹都市提携を交わしている茅野市と伊勢原市は、いずれかの市域において災害対策基本法第2条第1項に規定する災害が発生した場合に被災市の要請に応じ、応急対策及び復旧対策に係る相互応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救護、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第2条 応援を要請しようとする市は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請するとともに、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人員
- (5) 応援を要する場所及び応援を要する場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市は、直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

(自主応援)

第4条 被災市からの応援要請がない場合においても、応援をしようとする市が被災の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた場合は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援をしようとする市は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市に連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市が負担する。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援に要する経費は、原則として応援を受ける市が負担する。

(連絡責任者)

第6条 第2条各号に掲げる応援の要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 茅野市 防災対策課長
- (2) 伊勢原市 防災主管課長

(資料の交換)

第7条 両市は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画書その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年1月30日

長野県茅野市

茅野市長 矢崎和広

神奈川県伊勢原市

伊勢原市長 長塚幾子

資料 27-2 ☆災害時における相互応援に関する協定書

災害時における相互応援に関する協定書

千葉県浦安市と長野県茅野市は、いずれかの市域において災害対策基本法第2条第1項に規定する災害が発生した場合に、被災した市の要請に応じ、応急対策及び復旧対策に係る相互応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救護、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 災害により発生した廃棄物等の処理
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第2条 応援を要請しようとする市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請するとともに、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人員
- (5) 応援を要する場所及び応援を要する場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

(自主応援)

第4条 要請市からの応援要請がない場合においても、応援市が被災の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた場合は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援市は、応援の内容をあらかじめ電話等により要請市に連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援市が負担する。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援に要する経費は、原則として要請市が負担する。

(連絡責任者)

第6条 第2条各号に掲げる応援の要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 浦安市 防災課長
- (2) 茅野市 防災対策課長

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

(資料の交換)

第8条 両市は、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ態勢の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年10月22日

千葉県浦安市
浦安市長

長野県茅野市
茅野市長

資料28 ☆大規模災害発生時等における相互応援に関する協定

大規模災害発生時等における相互応援に関する協定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この協定は、次条に規定する甲州街道沿道各市に大規模災害が発生した場合における相互の応援について必要な事項を定めるものとする。

(協定市)

第2条 この協定は、次の各号に掲げる市（以下「協定市」という。）相互間において行うものとする。

(1) 東京ブロック

- ア 八王子市
- イ 立川市
- ウ 府中市
- エ 調布市
- オ 日野市
- カ 国立市

(2) 山梨・長野ブロック

- ア 甲府市
- イ 諏訪市
- ウ 山梨市
- エ 大月市
- オ 韮崎市
- カ 茅野市

2 協定市の相互応援に関する連絡担当部署は、別表第1のとおりとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、地震、風・水害及び火災とする。

(ブロックの代表市)

第4条 相互応援を迅速かつ円滑に行うため、各ブロックごとに代表市を定めるものとする。

2 代表市の任期は、2年とする。

3 代表市は、第2条に定める各ブロック内の協定市の市制施行順に、その任に当たるものとする。

ただし、各ブロック内の協定市の承認を受けた場合はこの限りでない。

第2章 相互応援

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、第3条に規定する災害が発生した市(以下「発災市」という。)の市長が、前条に規定するブロックの代表市(以下「応援代表市」という。)の市長に行うものとする。

2 前項に規定する応援は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 協定市が保有する車両の提供及び救助、復旧活動等に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 全各号に掲げるもののほか、救助又は復旧のために必要な事項

3 第1項に規定する応援要請は、口頭等により次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。この場合において、応援要請を行った発災市の市長は、後日、応援代表市に対して文書(様式第1号)を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 結集場所
- (4) 要請する職種別人数及び期間
- (5) 車両並びに資器材の規格、数量及び期間
- (6) 要請するボランティアの従事内容、人数及び期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援代表市は、発災市から応援要請があったときは、ブロック内の各市に要請内容を連絡するものとする。

2 応援代表市から連絡を受けた市は、これに応じ、応援に努めるものとする。

(資器材及び物資の調達等の手配)

第7条 応援代表市の市長は、発災市の市長から資器材及び物資の調達等について要請があった場合には、これが迅速に行われるよう手配するとともに、その結果を発災市の市長に連絡するものとする。

(派遣職員の指揮)

第8条 応援を行う市（以下「応援市」という。）から第5条第2項第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の指揮は、発災市の市長が派遣職員の長を通じて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接派遣職員に行うことができる。

(報告)

第9条 派遣職員の長は、救助等の活動の結果を、速やかに、発災市の市長に報告するものとする。

(災害状況の報告)

第10条 発災市の市長は、救助等の状況を応援代表市の市長に報告するものとする。

第3章 会議

(連絡会議)

第11条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要に応じて、協定市の会議（以下「連絡会議」という。）を開催することができるものとする。

2 連絡会議は、各ブロックの代表市が協議のうえ、いずれかの代表市の市長が招集するものとする。

(協議連絡事項)

第12条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について協議等を行うものとする。

- (1) 相互応援を円滑化に関すること。
- (2) 協定市間の情報交換に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本協定の実施に関し必要なこと。

第4章 雑則

(経費負担)

第13条 この協定を実施するための必要な経費は、発災市の負担とする。ただし、派遣職員に係る経費については、同一人の派遣期間が1月未満である場合は、公務出張による応援市の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合は、別途、発災市と応援市との間において協議するものとする。

(災害補償等)

第14条 派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては発災市が賠償の責めを負い、発災市への往復経路の途中に生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。

(疑義等)

第15条 この協定について特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定市の市長が協議して定めるものとする。

第16条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度、協定市の市長が協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第17条 この協定を証するため、協定市の市長記名押印の上、協定市がそれぞれその1通を保管する。

附則

この協定は平成8年12月1日から効力を生ずる。

平成8年11月27日

八王子市長

波多野 重雄

甲府市長

山本 栄彦

立川市長

青木 久

諏訪市長

笠原 俊一

府中市長

吉野 和男

山梨市長

高田 清一

調布市長

吉尾 勝征

大月市長

西室 覚

日野市長

森田 喜美男

韮崎市長

秋山 幸一

国立市長

佐伯 有行

茅野市長

矢崎 和広

別表第1 (第2条関係) 本協定書に係る連絡担当部署

	市名	担当部署	直通電話番号	FAX番号
東京都 ブ ロ ッ ク	八王子市	総務部 防災課	0426-20-7207	0426-21-1298
	立川市	総務部 防災課	0425-28-4316	0425-21-2568
	府中市	総務部 防災課	0423-35-2431	0423-35-6395
	調布市	総務部 防災課	0424-81-7346	0424-85-0741
	日野市	企画財政部 企画課 総務部 安全防災課	0425-85-1111 0425-85-1100	0425-81-2516
	国立市	総務部 地域防災課	0425-76-2111 内線 348,349	0425-76-0264
	山梨 ・ 長 野 ブ ロ ッ ク	甲府市	総務部 防災対策課	0552-37-1161 内線 3261
諏訪市		企画部 企画調整課	0266-52-4141 内線 322	0266-57-0660
山梨市		企画課 行政係	0553-20-1211	0553-23-2800
大月市		総務部 行政文書課	0544-22-2111 内線 221	0554-23-1216
韮崎市		総務部 消防交通課	0551-22-1111 内線 320	0551-22-8479
茅野市		総務部 庶務課	0266-72-2101 内線 131	0266-72-9040

様式第1号（第5条関係）

番 号
年 月 日

（応援代表市）
市 長 様

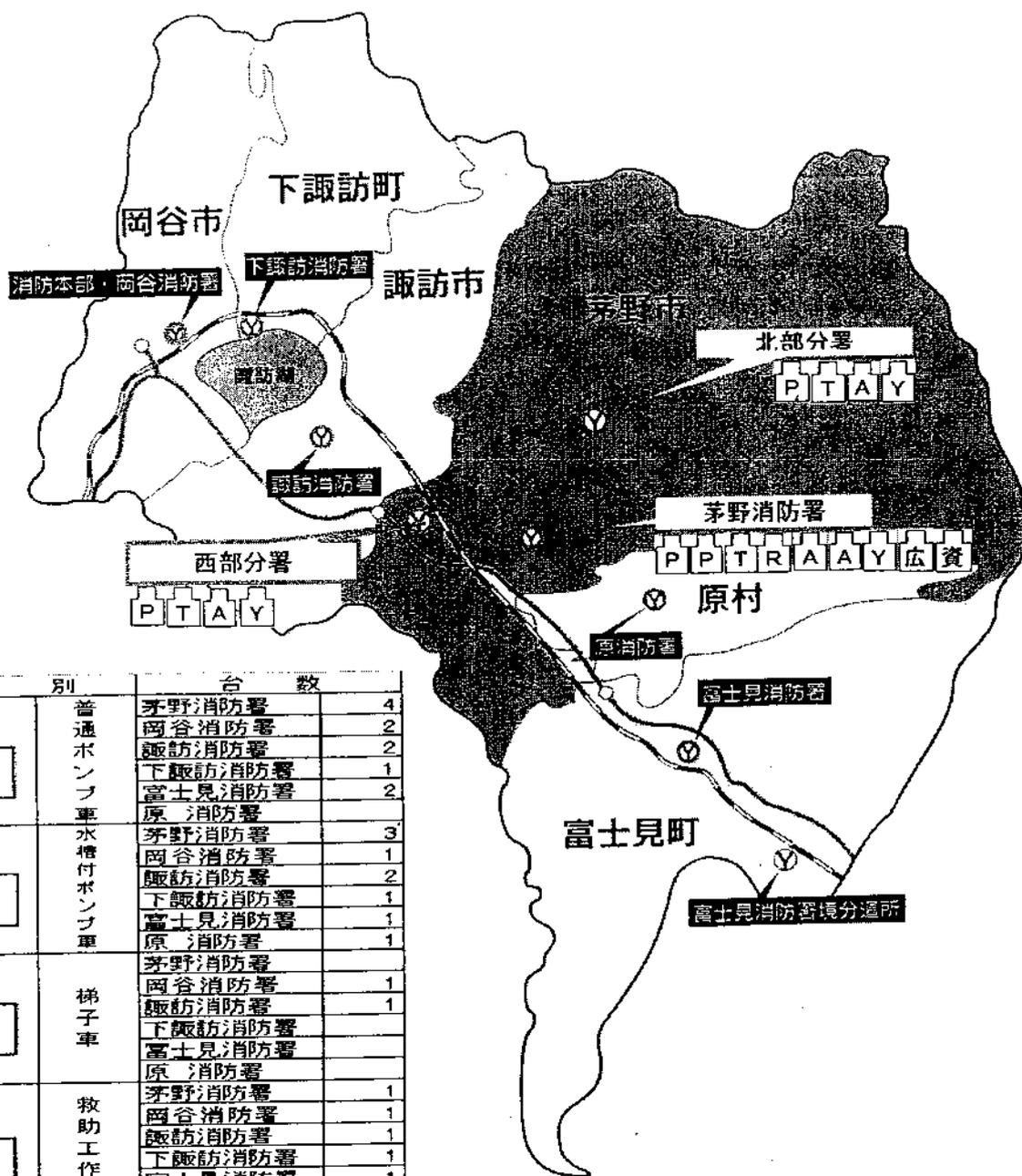
（発災市）
市 長 名

応援要請について

表記のことにつきまして、下記のとおり本市を含む地域に大規模災害が発生いたしましたので、その概要をご報告いたしますとともに、「大規模災害発生時における相互応援協定書」第5条の規定により応援要請をいたします。

記

- 1 災害の種類
- 2 災害発生の場所及び被害の状況
- 3 結集場所
- 4 要請する職種別人数及び期間
- 5 車両並びに資器材の規格、数量及び期間
- 6 要請するボランティアの従事内容、人数及び期間
- 7 前各号に掲げるもののほか、必要な事項



種別	台数
P	茅野消防署 4
	岡谷消防署 2
	諏訪消防署 2
	下諏訪消防署 1
	富士見消防署 2
T	原消防署 3
	茅野消防署 1
	岡谷消防署 2
	諏訪消防署 1
	下諏訪消防署 1
L	富士見消防署 1
	原消防署 1
	茅野消防署 1
	岡谷消防署 1
	諏訪消防署 1
R	茅野消防署 1
	岡谷消防署 1
	諏訪消防署 1
	下諏訪消防署 1
	富士見消防署 1
A	原消防署 4
	茅野消防署 3
	岡谷消防署 3
	諏訪消防署 2
	下諏訪消防署 2
Y	富士見消防署 2
	原消防署 2
	茅野消防署 3
	岡谷消防署 1
	諏訪消防署 2
広	下諏訪消防署 1
	富士見消防署 1
	原消防署 1
	茅野消防署 1
	岡谷消防署 2
資	下諏訪消防署 1
	富士見消防署 1
	原消防署 1
	茅野消防署 1
	岡谷消防署 1

資料30 ☆救助用器具保有一覧表

主な機械器具保有状況

平成21年4月1日現在

機 械 器 具 名	保有数	機 械 器 具 名	保有数
かぎ付きはしご	6	可燃性ガス測定器	1
3連はしご	6	有毒ガス測定器	1
救命索発射銃	3	酸素濃度測定器	1
救助用縛帯	7	空気呼吸器	20
平担架	1	送排風機	1
油圧ジャッキ	3	耐電手袋	2
油圧スプレッター	3	耐電衣	2
可搬ウィンチ	5	耐電ズボン	2
マット式空気ジャッキ	5	救命胴衣	10
油圧切断機	4	救命浮環	4
エンジンカッター	5	救命ボート	2
ガス溶断機	2	バスケット型担架	1
チェーンソー	5	投光器	5
鉄線カッター	3	携帯拡声器	5
空気鋸	3	緩降機	1
万能斧	5	ロープ登降機	2
ハンマー	5	応急処置セット	1

資料 3 1 災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時の医療救護活動に関する協定書

茅野市（以下「甲」という。）と諏訪郡医師会（以下「乙」という。）は災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、茅野市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣等）

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の編成及び派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、救護所等を含む災害現場に派遣するものとする。

（医療救護班の他市町村への派遣等）

第3条 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定に基づき、甲は乙を被災市町村の救護活動に派遣することができる。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第4条 乙は、第2条の規定により医療救護活動を実施するための災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、災害医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害医療救護計画を甲に提出する。

（医療救護班の任務）

第5条 医療救護班は、甲が設置する避難所及び救護所等において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 傷病者の収容医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

(2) 傷病者に対する応急処置

(3) 死者の検案

(4) 前各号以外の必要な処置

（医療救護班に対する指揮命令）

第6条 甲は、医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療救護班に対し、乙の長を通じて指揮命令を行うことができる。

（医療救護班の輸送）

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるように、医療救護班の輸送確保に努める。

（医療品等の供給）

第8条 災害時の医療救護活動のため、乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（救護所の設置等）

第9条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により、必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護所を設置する。

3 甲は、救護所において医療救護班が必要とする給食・給水及び宿舎の手配を行う。

（医療費）

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(費用負担)

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成・待機及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項第2号の定めによる実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(損害補償)

第12条 甲は、医療救護活動従事中に乙に属する者が災害を受けたときは、町村非常勤職員公務災害補償条例(平成5年長野県町村総合事務組合条例第4号)の規定に準じて補償を行うものとする。

2 第9条の規定による救護所を設置した医療施設並びに傷病者を転送した医療機関において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害補償)

第13条 医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(他市町村派遣時における損害補償)

第14条 第3条の規定による医療救護班の他市町村派遣時における損害補償については、別に定める。

(医事紛争の処理)

第15条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な処置を講ずるものとする。

(報告)

第16条 乙は、医療救護活動終了後速やかに、甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第17条 乙は、第11条に規定する費用及び第12条に規定する補償(以下「費用等」という。)を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

(費用等の支払)

第18条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し適切であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に対し支払うこととする。

(委任)

第19条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、実施細則で定める。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定期間)

第21条 この協定の有効期間は、平成8年4月1日から平成9年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1ヵ月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、双方その1通を保有する。

平成8年4月1日

甲 茅野市長 矢崎和広
乙 諏訪郡医師会長 前島辰弘

資料 3 1 - 2 ☆ 諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書 諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書

諏訪広域連合、岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村（以下「市町村等」という。）並びに一般社団法人岡谷市医師会、一般社団法人諏訪市医師会及び一般社団法人諏訪郡医師会（以下「医師会」という。）は、諏訪地域圏域内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める災害のほか、これに準じる災害及び事故であって、集団的に多数の傷病者が生じたために市町村等の長が緊急応急措置を実施する必要があると認めた事態（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災した市町村等に対し医療救護の応援活動（以下「応援活動」という。）を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害等発生時において、市町村等の長が必要と認めた医師会の協力を得て広域的に行う応援活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（災害時医療救護応援活動計画）

第2条 医師会は、市町村等からの応援活動に関する要請に対し、迅速かつ的確な対応を図るため、災害時において医師会が実施すべき応援活動に関する「災害時医療救護応援活動計画」（以下「計画」という。）を策定し、これを市町村等に提出する。

2 医師会は、計画を変更したときは、速やかに変更後の計画を市町村等に提出する。

3 第1項の計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 医療救護班の編成、出動体制

ア 班の医師、看護師その他職種別構成

イ 班の地域別編成、出動体制

(2) 医薬品等の備蓄体制

(3) 関係機関との連絡体制

(4) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 市町村等は、大規模災害等が発生し、広域的に行う応援活動を実施する必要が生じた場合には、医師会に対し計画に基づき編成した医療救護班の派遣を要請する。

2 医師会は、前項の規定により市町村等から要請を受けた場合は、直ちに計画に基づき編成した医療救護班を第4条に定める救護所へ派遣するものとする。

3 医師会は、医療機関の収容能力を超える多数の傷病者が短時間に発生すると見込まれる場合など事態が緊急を要するときは、派遣要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援活動を行うものとする。その際、医師会は、遅滞なく市町村等に報告するものとする。

4 市町村等は、医師会が前項の規定により派遣した後において、市町村等が第1項に基づく医療救護班の派遣が必要な災害であったと認めたときは、医師会が派遣したときを要請のあったときとみなす。

(救護所の設置)

第4条 市町村等は、災害の状況により必要に応じて、災害現場、避難所及び応援活動が必要とされる場所等に救護所（以下「救護所」という。）を設置する。

2 市町村等は前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、応援活動が可能な被災地周辺の医療施設に医師会の協力を得て、広域的に対応する救護所を設置する。

(医療救護活動の範囲)

第5条 医療救護班は、救護所において応援活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の行う応援活動の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急処置とし、その内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急的な医療処置
- (2) 医療施設への収容、転送の要否及び収容、転送順位の決定
- (3) 遺体の検案及び死亡確認
- (4) 前各号以外の必要な処置

(医療救護班に対する指揮命令)

第6条 市町村等は、応援活動の総合調整を図るため、医師会が派遣する医療救護班に対し、医師会の長を通じて指揮命令を行う。

(医薬品等)

第7条 市町村等の要請に基づく応援活動のため、医師会が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行する。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(費用負担)

第9条 市町村等の要請に基づき医師会が応援活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、要請した市町村等が負担するものとする。ただし、市町村等の要請に基づき医師会が派遣し救護所で応援活動を実施したときに要した費用に限る。

(1) 医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項第2号の規定による実費弁償の額については、市町村等と医師会が協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第10条 市町村等の要請に基づく医療救護班に属する者が、応援活動従事中において負傷、罹患又は死亡する被害を受けたときは、市町村等の「消防団員等公務災害補償条例」の規定に準じて、市町村等が補償を行なうものとする。

2 第4条第2項の規定による救護所を開設した医療施設において、応援活動により生じた施設及び設備の損害の補償については、市町村等と医師会が協議の上、決定するものとする。

(医事紛争の処理)

第11条 医師会は、医療救護班が応援活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、誠意をもって解決のための適切な措置を講じ、かつ、直ちに市町村等に報告をするものとする。

(報告)

第 12 条 医師会は、応援活動終了後速やかに、市町村等の定めるところにより応援活動従事者の氏名及び人数その他応援活動の内容を市町村等に報告するものとする。

(委任)

第 13 条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度市町村等と医師会が協議して決定するものとする。

(協定期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了 1 ヶ月前までに、市町村等又は医師会のいずれから何ら意志表示がないときは、期間満了の翌日からさらに 1 年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書 10 通作成し、市町村等、医師会記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 3 月 20 日

諏訪広域連合 広域連合長

山田 勝文

岡谷市長

今井 竜五

諏訪市長 山田 勝文

茅野市長 柳平 千代一

下諏訪町長 青木 悟

富士見町長 小林 一彦

原村長 清水 澄

一般社団法人岡谷市医師会長 小口 直彦

一般社団法人諏訪市医師会長 塩澤 滋夫

一般社団法人諏訪郡医師会長 小口 晋平

資料32 ☆災害時の医療救護活動に関する実施細則

災害時の医療救護活動に関する実施細則

平成8年4月1日付けで、茅野市（以下「甲」という。）と諏訪県医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第19条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定める。

（医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動後、各医療班ごとの「医療救護活動報告書」（様式第1号）、「医療報告書」（様式第2号）、「助産報告書」（様式第3号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第4号）により速やかに甲に報告する。

（事後報告）

第2条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により速やかに報告する。

（医療施設等損傷報告書）

第3条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定に基づく医療救護活動において、医療施設及び設備を損傷したときは、「医療施設及び設備損傷報告書」（様式第6号）により速やかに報告する。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第11条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

（費用等の請求）

第5条 協定書第17条に規定する費用等の請求額は、乙が各医療救護班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第7号）、「医薬品等実費弁償請求書」（様式第8号）及び「医療施設及び設備損傷に係る損害補償請求書」（様式第9号）により甲に請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、前2条に規定する費用弁償及び費用等関係書類を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

平成8年4月1日

甲 茅野市長 矢崎和広

乙 諏訪県医師会長 前島辰弘

別表

日当	医 師 保健婦 助産婦 看護婦 災害救助法細則（昭和34年長野県規則第3号）の例による。
旅費	医 師 保健婦 助産婦 看護婦 茅野市特別職の職員及び教育長の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和30年茅野市条例第70号）の例による。 茅野市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和30年茅野市条例第11号）の例による。
時間外勤務手当	医 師 保健婦 助産婦 茅野市一般職の給与に関する条例（昭和32年茅野市条例第14号）を準用する。 この場合においては、同条例第38条の勤務1時間当たりの給与額は、日当の額を一般職に職員の勤務時間数で除して得た額とする。

災害時の資料救護活動に関する協定書に係わる取扱について

(第5条関係)

- 1 助産については、第5条第2項第4号で対応するものとする。

(第10条関係)

- 1 収容医療機関における医療費に未払いが生じた場合は、甲乙協議して必要な措置をとるものとする。

(第11条関係)

実施細則第4条に規定する費用の額は、次のとおりとする。

1 医療救護班の派遣に要する経費

(1) 日 当

- ア 医師 1人1日 17,000円以内
イ 保健婦、助産婦及び看護 1人1日 11,200円以内

(2) 旅 費 (日当以外)

- ア 医師 茅野市特別職の職員及び教育長の旅費又は費用弁償に関する条例の例
イ 保健婦、助産婦及び看護婦 茅野市一般職員の職員の旅費に関する条例の例

(3) 時間外勤務手当〔1時間当たりの額=日当÷8H×1125(150)÷100〕

	基準額	時間外勤務の単価 (下記時間外1時間当たり)	
		5:00~8:30 17:15~22:00	22:00 ~ 5:00
ア 医師	2,125円	2,656円	3,188円
イ 保健婦、助産婦及び看護婦	1,400円	1,750円	2,100円

(第12条関係)

実施細則第2条に規定する補償の費用

1 遺族補償。(協定書に規定する医療救護活動従事中に医師が死亡し、年金を受給する場合)

例1 補償基礎額に日当の額を採用する場合

(1) 遺族が1人の場合の遺族補償年金 (医師の場合)

○補償基礎額 17,000円

$17,000円 \times 153 = 2,601,000$ (1年間の年金額)

※遺族が1人の場合 日当の額×153 (55歳以上の妻又は第12条第1項第4号で定める状態にある妻である場合には×175)

- // 2人の場合 // ×193
// 3人の場合 // ×212
// 4人の場合 // ×230
// 5人以上 // ×245

※但し、当該補償の事由となった死亡について他の法律による年金たる給付のある場合は、条例の規定のとおり給付の種類に応じて本年金の額を減額する。

(2) 葬祭補償 (医師の場合)

$17,000円 \times 30 + 280,000円 = 790,000円$

例2 条例第5条第3号による補償基礎額として公正を欠くと認められる場合
 (災害救助法施行令第14条②を準用する)

○支給基礎額

ア 労働基準法に規定する労働者であるものについては、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日、又は診断によって疾病の発生が確定した日を基準として、労働基準法第12条の規定により算出した平均賃金の額
 (勤務医師、保健婦、助産婦、看護婦)

イ 労働基準法に規定する労働者でないものについては、従事者の負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日、又は診断によって疾病の発生が確定した日の属する年の前年間に於ける所得(臨時の所得を除く)の額を365で除した額とする。

(個人開業医)

※扶助金の支給を受けるべき者が、他の法令による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において扶助金を支給しない。

(算出例) 想定一平成8年度9月15日に事故発生

① 勤務医師の場合

支給基礎額：6～8月の賃金支給税込み総額500万円(内賞与200万円)

$500万円 - 200万円 = 32,609円$ (1円未満四捨五入)

92日

※死亡の場合、遺族が1人のときの年間支給額(例1と同様に算出)

$32,609円 \times 153 = 4,989,177円$

② 個人開業医の場合

支給基礎額：前1年間の所得額(平成7年①月～12月) ÷ 365

社会保険診療報酬金額：3,000万円の場合

$3,000万円 - 必要経費(3,000万円 \times 70\% + 50万円) \div 365 = 23,288円$

(1円未満四捨五入)

※医師等の社会保険診療報酬に係わる必要経費の特例

社会保険診療報酬の金額(A)	必要経費
2,500万円以下の場合	$(A) \times 72\%$
2,500万円超3,000万円以下	$(A) \times 70\% + 50万円$
3,000万円超4,000万円以下	$(A) \times 62\% + 290万円$
4,000万円超5,000万円以下	$(A) \times 57\% + 490万円$
5,000万円超	実質

2 損害補償の算出例

茅野市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条～第10条の規定による。

資料33 ☆災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

茅野市（以下「甲」という。）と茅野市諏訪郡歯科医師会（以下「乙」という。）は災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、茅野市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動（以下「救護活動」という。）を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣等）

第2条 甲は、防災計画に基づき、救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し救護所等を含む災害現場に派遣するものとする。

（救護班の他市町村への派遣）

第3条 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定に基づき、甲は乙を被災市町村の救護活動に派遣することができる。

（災害歯科医療救護計画の策定等）

第4条 乙は、第2条の規定により救護活動を実施するための災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、災害歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害歯科医療救護計画を甲に提出する。

（救護班の任務）

第5条 救護班は、甲が設置する避難所及び救護所等において救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 歯科傷病者の収容歯科医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (2) 歯科傷病者に対する応急処置
- (3) 死体の確認及び検案
- (4) 前各号に定めるほか必要な処置

（救護班に対する指揮命令）

第6条 甲は、救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する救護班に対し、乙の定める長を通じて指揮命令を行うことができる。

（救護班の輸送）

第7条 甲は、救護活動が円滑に実施できるように、救護班の輸送確保に努める。

（医療品等の供給）

第8条 災害時の救護活動のため、乙が派遣する救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（救護所の設置等）

第9条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により、必要と認めたときは、救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に、乙の協力を得て救護所を設置する。

3 甲は、救護所において救護班が必要とする給食及び給水並びに宿舎の手配を行う。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(費用負担)

第11条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班の編成、待機及び派遣に要する費用

(2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

2 前項第2号の定めによる実費弁償の額については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 甲は、救護活動従事中に、乙に属する者が災害を受けたときは、町村非常勤職員公務災害補償条例（平成5年長野県町村総合事務組合条例第4号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 第9条の規定により救護所を設置した医療施設並びに歯科傷病者を転送した歯科医療機関において、救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害補償)

第13条 救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(他市町村派遣時における損害補償)

第14条 第3条の規定により救護班の他市町村派遣時における損害補償については、当事者が協議の上、決定するものとする。

(医事紛争の処理)

第15条 救護活動に起因する医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって解決のため必要な処置を講ずるものとする。

(報告)

第16条 乙は、救護活動終了後速やかに、救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第17条 乙は、第11条に規定する費用及び第12条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

(費用等の支払)

第18条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(委任)

第19条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、実施細則で定める。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(協定期間)

第21条 この協定の有効期間は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書を2通作成し、甲、乙両者記名押印の上、双方1通を保有する。

平成15年3月25日

甲 茅野長 矢崎和広

乙 茅野市諏訪郡歯科医師会会長

酒井満明

資料34 ☆災害時の医療救護活動に関する実施細則

災害時の医療救護活動に関する実施細則

平成15年4月1日付けで、茅野市（以下「甲」という。）と茅野市諏訪郡歯科医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第19条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定める。

（歯科医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動後、各歯科医療班ごとの「歯科医療救護活動報告書」（様式第1号）、「歯科医療報告書」（様式第2号）、及び「医薬品等使用報告書」（様式第3号）により甲に報告するものとする。

（事後報告）

第2条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第4号）により速やかに報告するものとする。

（歯科医療施設等損傷報告書）

第3条 乙は、協定書第2条及び第3条の規定に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療施設及び設備を損傷したときは、「歯科医療施設及び設備損傷報告書」（様式第5号）により甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第11条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

（費用等の請求）

第5条 協定書第17条に規定する費用等の請求は、乙が各歯科医療救護班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第6号）、「医薬品等実費弁償請求書」（様式第7号）及び「歯科医療施設及び設備損傷に係る損害補償請求書」（様式第8号）により甲に請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、前2条に規定する費用弁償及び費用等については、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に支払うものとする。

平成15年3月25日

甲 茅野市長 矢崎和広

乙 茅野市諏訪郡歯科医師会会長
酒井満明

別表

日当	歯科医師 歯科衛生士 看護師	災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の例による。 なお、歯科衛生士は看護師に規定を準用する。
旅費	歯科医師 歯科衛生士 看護師	歯科医師は茅野市特別職の職員及び教育長の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和30年茅野市条例第70号）の例による。 歯科衛生士及び看護師は茅野市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和30年茅野市条例第11号）の例による。
超過勤務手当	歯科医師 歯科衛生士 看護師	茅野市一般職の給与に関する条例（昭和32年茅野市条例第14号）を準用する。 この場合においては、同条例第38条の勤務1時間当たりの給与額は、日当の額を一般職に職員の勤務時間数で除して得た額とする。

資料35 市内内科・歯科医療機関一覧表 (五十音順)

(平成21年1月現在)

〔内科〕

医療機関名	所在地	診療科	医療機関名	所在地	診療科
浅川クリニック	玉川3080-3	内科、循環器科	塚田医院	本町西3-7	内科、小児科、 麻痺科
内科循環器科	82-6813		土橋整形外科	塚原2-2-22	整形外科
池田医院	ちの3550-10	内科、外科、胃腸科	齒科医院	72-82226	
※	73-0555		尖石診療所	豊平4485-1	
泉野診療所	79-3783	内科、外科、小児科	ともみ内科医院	71-6211	内科
上原内科	仲町7-16	内科、小児科、 放射線科	原田内科呼吸	本町東3-5	内科
小児科医院	72-2636		ケアクリニック	82-0424	内科、呼吸器内科
小口医院	宮川4440-3	産婦人科、内科、 消化器科	兵藤整形外科医院	玉川4496-1	整形外科、外科、 理学療法科
おもたか皮膚科	72-2619	皮膚科	平出クリニック	82-7055	産科、婦人科
	ちの3550-10		産婦人科	玉川4544-2	産科、婦人科
	73-2525		藤森眼科	82-1333	眼科
往診クリニック	ちの2664-1		ふたば小児科	ちの628-1	小児科
	82-4104		細田眼科医院	72-1661	眼科
※	金沢2202-2	内科、小児科	前島診療所	ちの2543	産婦人科
金沢診療所	72-3227		三田医院	72-6133	内科
北山診療所	北山4808-1	内科、小児科	矢崎医院	72-2727	眼科
	78-2310		矢崎内科医院	本町西1-34	内科、小児科
葛井耳鼻咽喉科	ちの264-11	耳鼻咽喉科、 気道食道科	ヨコイ眼科	82-1010	眼科
	73-8133		※	仲町18-46	小児科
※	湖東1274-2	内科、小児科	米沢診療所	72-5330	
湖東診療所	76-2001		リバーサイドクリニック	71-2727	内科、小児科
桜井内科医院	塚原1-14-45	内科、小児科		本町西15-32	眼科
	72-6010			71-2727	
貴田医院	中大塩11-93	内科、小児科、 アレルギー科		湖東4977	内科、小児科
	73-0731			78-2324	
諏訪中央病院	玉川4300	総合病院		玉川4589-1	耳鼻咽喉科
	72-1000			73-9233	
※	玉川7362	内科、外科		72-3052	肛門科、内科
玉川診療所	79-6080			ちの3494	内科、消化器科、 呼吸器科、循環器科
ちの皮膚科	82-3210	皮膚科		72-2048	呼吸器科、循環器科
ちの泌尿器科	本町西6-21	泌尿器科		宮川4470	眼科
	82-5000			72-2316	
ちのメンタルクリニック	ちの256-14	精神科		米沢4153-1	内科、小児科
	82-5000			72-2263	
	ちの266-2			宮川3375	
	82-8277			72-7010	

〔歯科〕

医療機関名	所在地	診療科
浅井歯科医院	中大塩15-59	内科、小児科、 麻痺科
	82-5888	
今井歯科医院	玉川5024-1	整形外科
	82-3066	
江川歯科医院	ちの257-7	
	82-5400	
上条歯科医院	仲町8-7	内科
	72-2687	
行田歯科医院	仲町14-2	内科、呼吸器内科
	72-2639	
小池歯科医院	宮川茅野4745-8	整形外科、外科、 理学療法科
	72-0258	
五味歯科医院	ちの2575-1	産科、婦人科
	73-5430	
酒井歯科医院	本町西9-27	産婦人科
	73-2822	
清水歯科医院	玉川長峰4650-1	眼科
	72-5669	
たんぼほクリニック	宮川4535-4	小児科
	82-4618	
茅野歯科医院	塚原1-14-5	眼科
	72-4225	
土橋整形外科歯科医院	塚原2-2-22	内科、小児科
	82-0007	
どんぐり歯科医院	玉川3779-1	耳鼻咽喉科
	72-3600	
林歯科クリニック	ちの555-1	肛門科、内科
	72-5788	
ふじもりデンタルオフィス	宮川1140-1	内科、消化器科、 呼吸器科、循環器科
	71-1361	
堀歯科医院	塚原2-5-51	眼科
	73-7139	
矢ヶ崎歯科医院	神之原4155-1	内科、小児科
	73-4911	
矢崎歯科医院	塚原田3-10	
	73-5678	
やつがね歯科医院	豊平3311-1	
	71-5454	
横内歯科医院	宮川茅野4423	
	72-2635	
吉水歯科医院	本町東3-46	
	72-3459	

資料36 ☆災害用備蓄医薬品の調達保管業務委託契約書

災害用備蓄医薬品の調達保管業務委託契約書

茅野市（以下「甲」という。）と諏訪中央病院組合（以下「乙」という。）とは、災害用備蓄医薬品及び医療器材（以下「医薬品」という。）の調達保管業務に関し、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、平成8年4月1日付けで甲と諏訪郡医師会が締結した災害時の医療救護活動に関する協定第8条の規定により、甲が備蓄する医薬品の調達業務及び保管業務並びにこれらに附帯する事務（以下「委託業務」という。）を乙に委託するものとする。

（医薬品の種類・数量）

第2条 甲が乙に委託する医薬品の種類・数量は、別紙のとおりとする。

（医薬品の管理）

第3条 乙は、委託業務を実施するにあたり、乙の医療行為の中で使用期限に配慮し、常に適正な管理に努めるものとする。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に要する経費（以下「委託料」という。）を乙に支払うものとする。ただし、医薬品の保管に要する費用は、すべて乙の負担とする。

2 委託料は、乙からの請求に基づき平成9年度から平成12年度の4箇年度で支払うものとし、年度ごとの配分は平成9年度170万円、平成10年度から平成12年度までは毎年219万円とする。

3 薬剤単価の改正等により委託料に変更が生じたときは、平成12年度に甲乙協議のうえ精算するものとする。

4 乙は、委託業務が完了した場合は、業務完了届を甲に提出するものとする。

5 甲は、乙から適正な委託料の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

（医薬品の引き渡し）

第5条 乙は、甲から要請があったときは、いかなる場合においても医薬品を引き渡すものとする。

2 前項の規定に基づき、乙が甲に引き渡した医薬品を補充するために要する費用は、甲が負担するものとする。

（法令等の遵守）

第6条 乙は、委託業務の実施にあたり、薬事法（昭和35年法律第145号）その他関係法令等を遵守し、事故のないよう努めなければならない。

（履行状況の報告等）

第7条 甲は、乙のこの契約の履行に関して必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、または実地に調査することができる。

（契約の有効期間等）

第8条 この契約は、平成9年12月1日から平成13年3月31日まで適用するものとする。

2 この契約の期間満了後における医薬品の保管業務については、この契約の期間中に甲乙協議のうえ保管業務委託契約を締結するものとする。

協議）

第9条 この契約について定めのない事項又は契約事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の証として本書4通を作成し、甲乙立会人記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平9年12月1日

甲 茅野市長 矢崎和広

乙 諏訪中央病院組合管理者代理
副管理者 茅野市助役 伊藤勝

立会人 諏訪郡医師会長 前島辰弘

立会人 諏訪中央病院長 鎌田 實

資料37 ☆災害用備蓄医薬品備蓄一覧表

平成20年4月1日

剤型	分類	品目	数量
【内服剤】	Ca拮抗薬	ノルバスク 5mg	3000錠
	下剤	プルゼニド	3000錠
	解熱・鎮痛・抗炎症薬	ロキソニン	12000錠
	抗菌薬	オラスポア DS	3000g
	//	ケフラール 250mg	2500C
	//	フロモックス 100mg	500T
	抗不安薬	セルシン 2mg錠	1000錠
	催眠・鎮静薬	ハルシオン 0.25mg	6000錠
	化学療法剤	クラビット錠	500錠
	解熱・鎮痛・抗炎症薬	PL顆粒	1500包
	//	カロナール 200	6000錠
	消化性潰瘍治療薬	ザンタック 150mg	6000錠
	利尿薬	ラシックス 20mg	3000錠
	アレルギー治療薬	ニボラジン	3000錠
	健胃消化薬	プリンペラン	3000錠
	抗狭心症薬	アイトロール	3000錠
	自律神経系作用薬	チアトン	3000C
	止痢・整腸薬	ロベミン	3000C

【注射剤】	気管支拡張薬・喘息治療薬	ネオフィリン	100A
	強心薬	ボスミン	300A
	解熱・鎮痛・抗炎症薬	ソセゴン 15mg	300A
	抗菌薬	セファメジンαキット	900キット
	//	硫酸アミカシン	60A
	抗てんかん薬	フェノバル	60A
	自律神経系作用薬	ブスコパン	600A
	電解質製剤	大塚生食注 20	600A
	//	ソリタ T3 500	600本
	//	テルモ生食 500	600袋
	//	ラクテックソフトバック	600袋
	副腎皮質ホルモン製剤	ソルメドロール 40mg	600V
	麻酔薬	キシロカイン ポリアンプ 1% 10ml	600本
	輸液・栄養製剤	低分子デキストラン	40袋
	利尿薬	ラシックス 注	600A
	Ca拮抗薬	ベルジピン 10mg	300A
	抗不安薬	セルシン	300A

【外剤】	解熱・鎮痛・抗炎症薬	アンヒバ 100mg	1000 個
	消毒剤	イソジン液 250ml	160本
	//	エコ消エタ	200本
	//	ヘキサックアルコール	30本
	皮膚用薬	カトレップ	3000枚
	//	ソフラチュール	3000枚
	眼科用薬	AZ点眼液	150本
	//	クラビット点眼	50本
	下剤	グリセリン浣腸	600本
	解熱・鎮痛・抗炎症薬	ボルタレンサボ 25mg	4500個
	抗不安薬	ダイアアップ 4mg 坐剤	50個
	消毒剤	0.02%ヘキサック水 500ml	60本
	//	イソジンガーグル 30ml	250本
	//	エコ消エタ綿 60枚	300袋
	//	オキシフル 500ml	30本
	消毒剤	ヒビスクラブ 500ml	30本
	精製水	精製水(ポリ) 500ml x30	300本
	皮膚用薬	オイラックス軟膏 10g	30本
	//	リンデロンVG軟膏 5g	100本

【衛生材料】		絆創膏 (布テープ) 12mm x 5m	140本
		救急絆創膏 Mサイズ 19 x 72	6600枚
		滅菌か ^せ 30cm x 30cm 4つ折	10反
		滅菌か ^せ 7.5cm x 10cm	2000枚
		脱脂綿 100g	132個
		洗浄綿 0.02%比 ^て ン液浸透	2600枚
		三角巾 大	80枚
		伸縮包帯 5cm x 5m	140個
		網包帯 大 (1.6m)	180枚
		副木 (シーネ) 腕用 (M) 62 x 8	60本
		副木 (シーネ) 足用 (L) 82 x 10	60本
		マスク (ディスポーザブル)	60枚
		ディスポ手袋 (滅菌品) プラテック 中	60足
		輸液セット (翼状針ベニューラ針三方活栓付きセット)	660セット
		小児用輸液セット (//)	420セット
		ディスポーザブル注射器 10ml	600本
		ディスポーザブル注射器 20ml	600本
		ディスポーザブル注射器 50ml	680本
		ディスポーザブル注射針 21G	500本
		ディスポーザブル注射針 (翼状針) 21G or 23G	500本

資料38 ☆県が指定した災害用医薬品

県が指定した災害用医薬品

医 薬 品 名	単 位
消毒用エタノール	500ml入・本
塩化ベンザルコニウム液	500ml入・本
クレゾール石けん液	500ml入・本
オキシドール	500ml入・本
希ヨードチンキ	500ml入・本
マーキュロクローム液	500ml入・本
チンク油	500g入・本
ホウ酸軟こう	500g入・本
アクリノール液	500ml入・本
ルゴール液	50ml入・本
抗生物質（軟こう）	5g入・本
抗生物質（錠・カプセル）	100T・C入・箱
抗生物質（注）	10A入・箱
サルファ剤（錠）	1,000T入・箱
抗ヒスタミン剤（軟こう）	10g入・本
解熱鎮痛剤（錠・カプセル）	20T・C入・箱
鎮痛鎮けい剤（注）	10A入・箱
催眠鎮静剤（錠・カプセル）	20T・C入・箱
塩酸チアミン（注）	100A入・箱
止血剤（注）	10
強心剤（注）	10A入・箱
健胃消化剤（錠・カプセル）	100T・C入・箱
整腸剤（錠・カプセル）	100T・C入・箱
生理食塩液	500ml入・本
ブドウ糖（注）	50A入・箱
リングル液	5000ml入・本
次亜塩素酸ソーダ	5000ml入・本
生石灰	15kg入・缶
目薬	15mg入・本
ホータイ	5cm×20m入・本
脱脂綿	5000g入・本
ばん創こう	ヤールバン入・個
眼帯	個
油紙	100枚入・個
副木	組
三角布	枚
マスク	枚
ガーゼ	尺角ガーゼ・枚
救急バン	10枚入・箱
耳帯	個

資料39 ☆消防署及び分署の出動区域

茅野消防署の出動区域

本署、西部分署及び北部分署の出動区域は次表のとおりとする。

		出 動 区 域	
本署	玉川地区	全域	
	泉野地区	全域	
	中大塩地区	全域	
	米沢地区	鑄物師屋、米沢台、北大塩	
	金沢地区	金沢、青柳、大沢、金沢台、御狩野、精明学園付近	
	宮川地区	丸山、田沢、長峰、ひばりヶ丘、みどりヶ丘、両久保	
	湖東地区	上菅沢	
	豊平地区	上古田、下古田、上場沢、塩之目、下菅沢 福沢工業団地、日向、塩之目工業団地、御作田	
西部分署	ちの地区	全域	
	米沢地区	埴原田	
	金沢地区	木舟、大池、新金沢	
	宮川地区	高部、新井、安国寺、茅野、中河原、西茅野、西山 坂室、向ヶ丘、東向ヶ丘、鏡湖、中沖、赤田、 美弥ヶ丘、下河原	
北部分署	北山地区	全域	
	湖東地区	上菅沢を除く全域	
	豊平地区	グリーンヒルズ、広見、南大塩、三井の森	
	米沢地区	塩沢	

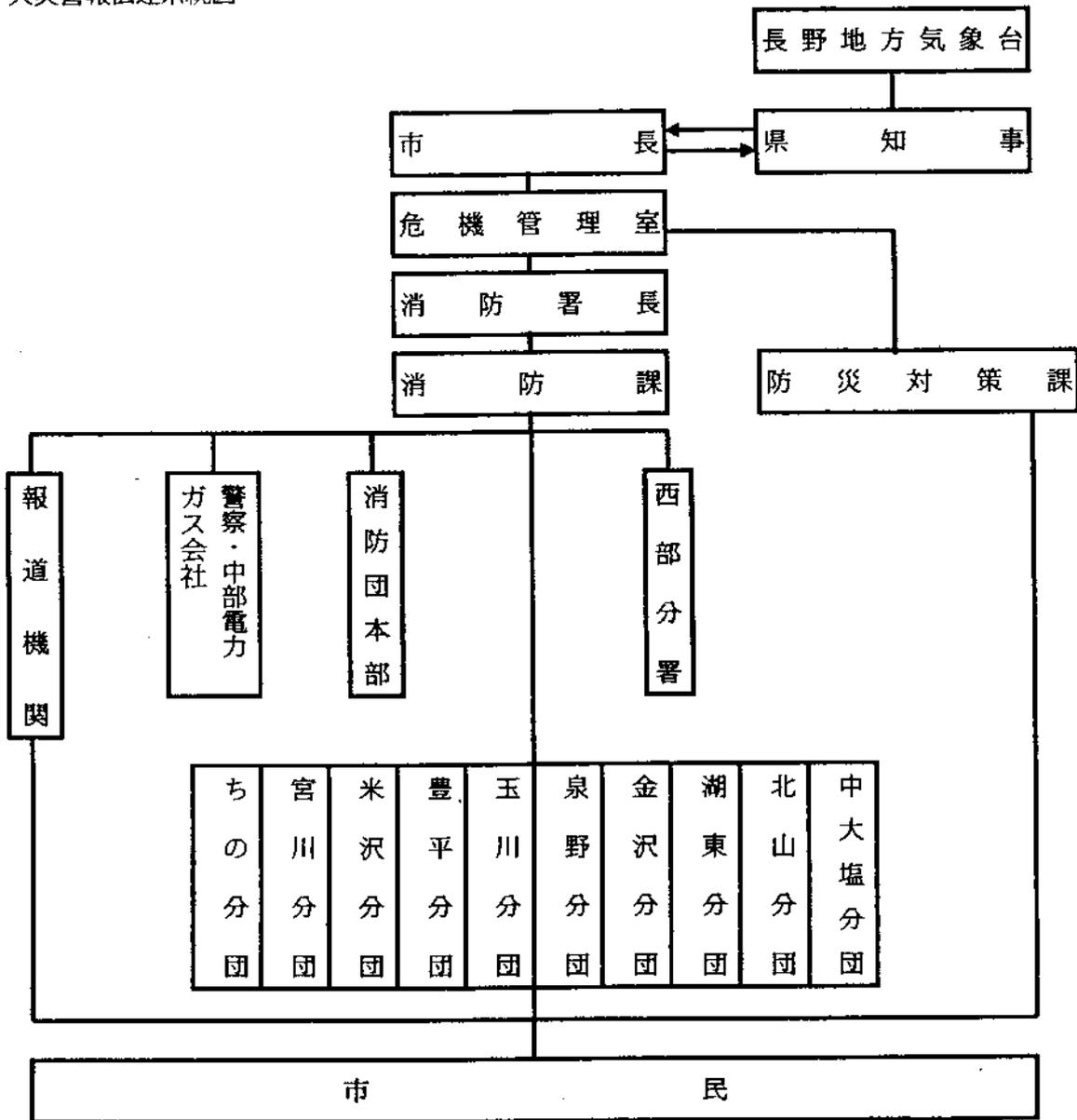
※山岳部については、署長命令により、その都度、隊の編成をおこなう。

資料40 ☆消防団組織表

	本部	20名	
消防団長	副団長	ちの分団	126名 7部編成
		宮川分団	149名 11部編成
		米沢分団	59名 4部編成
		豊平分団	96名 7部編成
		玉川分団	118名 8部編成
		泉野分団	60名 4部編成
		金沢分団	79名 6部編成
		湖東分団	93名 9部編成
		北山分団	103名 6部編成
		中大塩分団	37名 2部編成
		消防音楽隊	27名

資料4 1 ☆消防機関の警戒体制

火災警報伝達系統図



資料42

☆重要水防区域(県防災計画分)

河川名	河川管理者	河川の種別	右左岸の別	警戒の度合	総延長(m)	場所(目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
上川	県	一級	左	C	300	神橋上	3.5~ 4.0	水衝・洗掘	木流し 蛇籠 シート張り
			右	B	100				
上川	県	一級	左	B	100	福沢取入口上	2.5~ 3.0	法崩れ・すべり	シート張り 積土のう 土砂排除
			右	B	100				
上川	県	一級	左	B	500	中大塩大橋下	2.5~ 3.0	法崩れ・すべり	シート張り 土砂排除
上川	県	一級	左	C	750	江川橋~ 広瀬橋の	4.2	水衝・洗掘 堤防高	木流し 蛇籠 シート 張り 積土のう
			右	C	750				
上川	県	一級	左	B	400	粟沢橋下	3.0~ 3.5	水衝・洗掘	木流し 蛇籠 シート張り
			右	B	370				
上川	県	一級	左	C	80	才野川、 上川合流 下	3.0~ 3.5	水衝・洗掘	木流し 蛇籠 シート張り
上川	県	一級	左	C	200	宮川小学校北側	2.5	法崩れ・すべり	シート張り 土砂排除
上川	県	一級	左	B	100	渋川橋下 (北澤宅 前)	2.0	水衝・洗掘	木流し 蛇籠 シート張り
			右	B	100				
宮川	県	一級	右	A	500	金沢新橋上	3.0~ 3.5	水衝・洗掘	木流し 蛇籠 シート張り
宮川	県	一級	左	C	500	金沢新橋下	3.0~ 3.5	水衝・洗掘	木流し 蛇籠 シート張り
宮川	県	一級	右	A	1,200	取懸川~ 諏訪市境	3.0~ 3.5	堤防高・水 衝・洗掘	木流し 蛇籠 シート張り
宮川	県	一級	左	A	300	東裏大橋 ~金沢橋	3.0~ 3.5	堤防高・水 衝・洗掘	木流し 蛇籠 シート張り
日影 田川	県	一級	左	C	650	日影田川橋上	1.0	法崩れ・すべり	シート張り 土砂排除
阿久川	県	一級	左	C	100	木舟JR変 電所上の	2.0	法崩れ・すべり	シート張り 土砂排除
			右	C	100				
大沢 川	県	一級	左	C	230	大沢橋~ 大沢中橋	1.0	水衝・洗掘	木流し 蛇籠 シート張り
			右	C	230				
上場 沢川	県	一級	左	B	700	県道下	1.5	法崩れ・すべり	シート張り 土砂排除
柳川	県	一級	左	A	100	上古田公 民館南 小泉橋上	2.0	法崩れ・すべり	木流し シート張り 土砂排除
県					8,460				
上場 沢川	市	準用	左	B	400	県道上	1.5	法崩れ・すべり	木流し シート張り 土砂排除
問屋 川	市	普通	左	B	250	君待荘横から上	1.8	水衝・洗掘 堤防高	木流し蛇籠むしろ 張り積土のう
			右	B	250				
田沢沢川	市	準用	左	A	210	JA玉川集	1.0	堤防高	シート張り
			右	B	50				
才野川	市	普通	左	A	1,500	粟沢観音 上部	1.2	堤防高	積土のう
			右	A	1,500				
北川	市	普通	左	A	270	上川前橋 ~下流	1.5	堤防高	積土のう
			右	A	270				
ヨキト ギ川	市	普通	左	A	100	安国寺上 部	1.0	土石流	積土のう
			右	A	100				
市計					4,190				
計					12,650				

資料43 重要水防区域（市調査分）

No.	河川名	右岸左岸の別	位置			理由	水防工法
			地区名	目標	延長m		
1	上川	左	ちの	神橋上	300	水衝 洗掘	木流し 蛇籠 むしろ張り
2	上川	左	豊平	福沢取入口上	100	崖崩れ すべり	むしろ張り 土砂排除
		右	米沢		100		
3	上川	左	中大塩 米沢	中大塩大橋下	500	法崩れ すべり	むしろ張り 土砂排除
4	上川	左	ちの	江川橋～ 広瀬橋の間	750	水衝 洗掘 堤防高	木流し 蛇籠 むしろ張り 積土のう
		右			750		
5	上川	左	玉川	粟沢橋下	370	水衝 洗掘	木流し 蛇籠 むしろ張り
		右	ちの		400		
6	上川	左	ちの 玉川	才野川、上川 合流点下	80	水衝 洗掘	木流し 蛇籠 むしろ張り
7	上川	左	宮川	宮川小学校 北側	200	法崩れ すべり	むしろ張り 土砂排除
8	上川	左	北山	渋川橋下（北 澤宅裏）	100	水衝 洗掘	木流し 蛇籠 むしろ張り
		右			100		
9	宮川	右	金沢	金沢新橋上	500	水衝 洗掘	木流し 蛇籠 むしろ張り
10	宮川	左	金沢	金沢新橋下	500	水衝 洗掘	木流し 蛇籠 むしろ張り
11	日影田川	左	豊平	日影田川橋上	650	法崩れ すべり	むしろ張り 土砂排除
12	阿久川	右	金沢	木舟JR変電所上 の橋、橋上100m	100	法崩れ すべり	むしろ張り 土砂排除

13	大沢川	左	金沢	大沢橋～ 大沢中橋	230	水衝 洗掘	木流し 蛇籠 むしろ張り
		右			230		
14	上場沢川	左	豊平	県道下	700	法崩れ すべり	むしろ張り 土砂排除
15	上場沢川	左	豊平 泉野	県道上	400	法崩れ すべり	むしろ張り 土砂排除
16	麻浸川	右	宮川	横山橋下	70	水衝 洗掘	木流し 蛇籠 むしろ張り
17	麻浸川	左	宮川	横山橋下	150	水衝 洗掘	木流し 蛇籠 むしろ張り
19	土尻川	左	ちの	検校庵入口本 町西 11-26 上	100	堤防高	積土のう
		右			100		
20	問屋川	左	北山	君待荘横か ら上	250	水衝 洗掘 堤防高	木流し 蛇籠 むしろ張り 積土のう
		右			250		
21	小江川	右	ちの	アクアランド前 小江川橋上	180	水衝 洗掘 堤防高	木流し 蛇籠 むしろ張り 積土のう
22	大河原堰	左	北山	蓼科ビレッジ事 務所上R299 上流 800 下流 200	1000	漏水 堤防高	むしろ張り 積土のう
23	大河原堰	右	北山	シルキー山荘上大 河原堰取入口～城 の平(丸生戸川)	700	堤防高	積土のう
24	塩沢堰	右	米沢	塩沢発電所下	200	法崩れ すべり	むしろ張り 土砂排除
25	中 堰	左	ちの	ちの上原 1220 番地 先から 1320 番地先	350	堤防高	積土のう
		右			350		
26	田沢沢川	左	玉川	JA玉川集荷所南 (グリーンライン 上) 5398 番地先～ 6425 番地先	200	堤防高	積土のう
		右			200		

資料44 ☆水防倉庫並びに備蓄資材一覧表

平成26年2月4日現在

	蛇籠	蛇籠内訳			番線 (束)	玉網	ねこ	麻袋	PE	竹竿	杭	麻 ロープ	ロー プ	作成 土のう	防水 シート	緊急 土のう	大型 土のう	備考
		蓋	胴網	中網														
宮川水防倉庫	40	80	40	200	4	80	60	2,250	1,600	65	30	39	5	150	2			
宮川荒井水防倉庫	1	10	1	5	2	33	50	200	400	46	10			80	7			
ちの水防倉庫	34	252	34	170	4	14	16	50	950		17	1		2,350	10			
急茅野消防署														460				
茅野消防署西部分署					1				600					200	9			
金沢水防倉庫	4	20	4	93	2	1	43	50	800	90	54		1	120	24			
米沢水防倉庫					2	26	24	150	350	40	20		1	200	6			
北山水防倉庫	12	50	12	80	2	211	70	500	400	22	17		2	440	13			
湖東水防倉庫								106	513					1,858	13			
豊平水防倉庫					2	8	15	500	275	3	23	3		124	5			
玉川水防倉庫						1		70	100	8	32			1,477	29		8	
茅野消防署					2	32			1,100		37				15	133	10	
泉野水防倉庫	2	10	2	10	4	26	22	1,130	311	40	8	2		127	10			
計	93	422	93	558	25	432	300	5,006	7,399	314	248	45	9	7,586	161	133	18	

資料45 ☆気象観測所及び雨量・水位観測所

1 雨量観測システム雨量局設置場所

観測所名	設置場所	水系	管理者
茅野市役所	議会棟屋上		防災対策課
霧ヶ峰	新宿歴史博物館霧ヶ峰収蔵庫（霧ヶ峰牧場）	水沢水系	//
柏原	柏原公民館	音無川水系	//
北八ヶ岳	ピラタスロープウエイ電気引込ポール上部	上川水系	//
奥蓼科	渋御殿湯	渋川水系	//
美濃戸	旧茅野市野営場	柳川水系	//
金沢	金沢コミュニティセンター屋根上	宮川水系	//
静香苑			
鏡湖			
玉川保育園			
泉野保育園			
米沢保育園			

2 簡易雨量計設置場所

設置場所	設置場所	管理者	電話
玉川（神ノ原）	茅野市消防署	署長	72-0119
ちの（上原）	茅野消防署西部分署	分署長	82-9119
湖東（新井）	茅野消防署北部分署	分署長	78-2001

3 その他関係機関の雨量観測所

観測機関名	観測所名	水系	河川名	所在地	種別
長野県	蓼科	天竜川	滝の湯川	北山4035-1307地先	自記・テレメーター
//	八ヶ岳	//	渋川	北山4234-3922	//
//	茅野	//	上川	湖東新井下5463-4	//
//	杖突峠	//	宮川	茅野市宮川3372-35	雨量テレメーター
//	豊平	//	日影田川	茅野市豊平6983	//
気象庁	白樺湖	//	音無川	茅野市北山	有線ロボット雨量計
原村		//			アメダス
国土交通省	北山	//	音無川	湖東5644-7	雨量テレメーター
JR東日本	茅野駅	//	上川	茅野市ちの3506	自記(12/15~3/15閉鎖)

3 水位観測場所

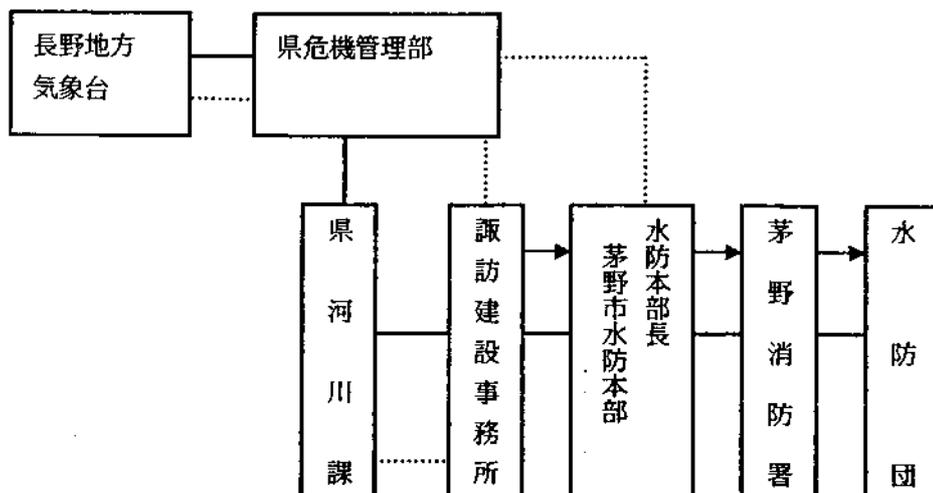
河川名	量水標の名称	量水標の位置	通報水位	警戒(市)水	観測者名	河川管理者名
角名川	笹原量水標	湖東笹原角名橋右岸	1.5	2	水防団	県知事
渋川	糸萱 //	北山糸萱渋谷橋左岸	1.5	2	//	//
滝の湯川	湯川 //	北山湯川湯川橋左岸	1.5	2	//	//
音無川	湯川 //	馬流橋上道出川合流点	1.5	2	//	//
柳川	下槻木 //	泉野下槻木槻木橋橋脚	1.5	2	//	//
横河川	鋳物師屋 //	米沢鋳物師屋横河橋左岸	1.5	2	//	//
上川	塩沢 //	米沢塩沢塩沢橋橋脚	1.3	1.8	//	//
上川	本町西 //	本町西矢ヶ崎橋橋脚	1.5	2	//	//
弓振川	田沢 //	田沢万年橋上流50m左岸	1.2	1.7	//	//
宮川	金沢 //	金沢金沢橋右岸	1.5	2	//	//
宮川	木舟 //	木舟けち橋右岸	1.5	2	//	//
宮川	茅野 //	西茅野大橋右岸	1.5	2	//	//

4 その他関係機関の水位観測所

観測機関名	観測所名	水系	河川名	所在地	種別
長野県	銭場	天竜川	上川	ちの4265-7地先	自記テレメーター
//	江川橋	//	//	ちの315-10地先	//
//	安国寺	//	宮川	宮川4146-3地先	//

資料46 ☆水防に関する連絡系統図

1 警報、注意報及び情報の発令又は解除の連絡系統。



(注) 点線は、防災行政無線（衛星系）によるファクシミリ伝達。
 実線は、長野地方気象台から予警報一斉伝達装置による伝達。
 矢印は、知事の行う水位情報

2 水防団への連絡

水防団への連絡は電話又は消防無線とする。

3 茅野市水防本部及び地区コミュニティセンターへの連絡

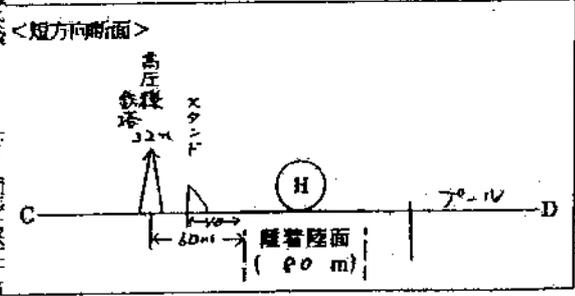
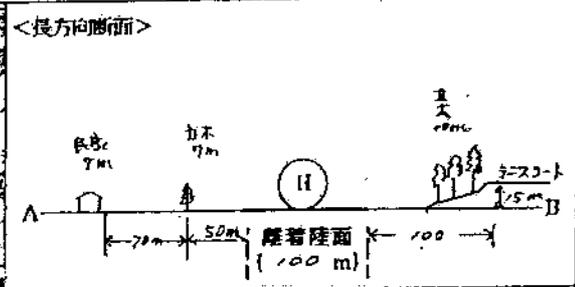
名称	電話番号	防災行政無線	呼称
茅野市役所	72-2101	固定局	ちのし
茅野消防署	72-0119	//	ちのし
北部分署	78-2001	移動局	ちの26
西部分署	82-9119	//	ちの27
宮川地区コミュニティセンター	71-1602	//	ちの100
米沢地区コミュニティセンター	71-1603	//	ちの101
豊平地区コミュニティセンター	71-1604	//	ちの102
玉川地区コミュニティセンター	71-1605	//	ちの103
泉野地区コミュニティセンター	70-1606	//	ちの104
金沢地区コミュニティセンター	71-1607	//	ちの105
湖東地区コミュニティセンター	71-5008	//	ちの106
北山地区コミュニティセンター	71-5009	//	ちの107
ちの地区コミュニティセンター	72-4959	//	ちの23
中大塩地区コミュニティセンター	82-7088	//	ちの24

資料 47 ☆災害対策用拠点ヘリポート資料

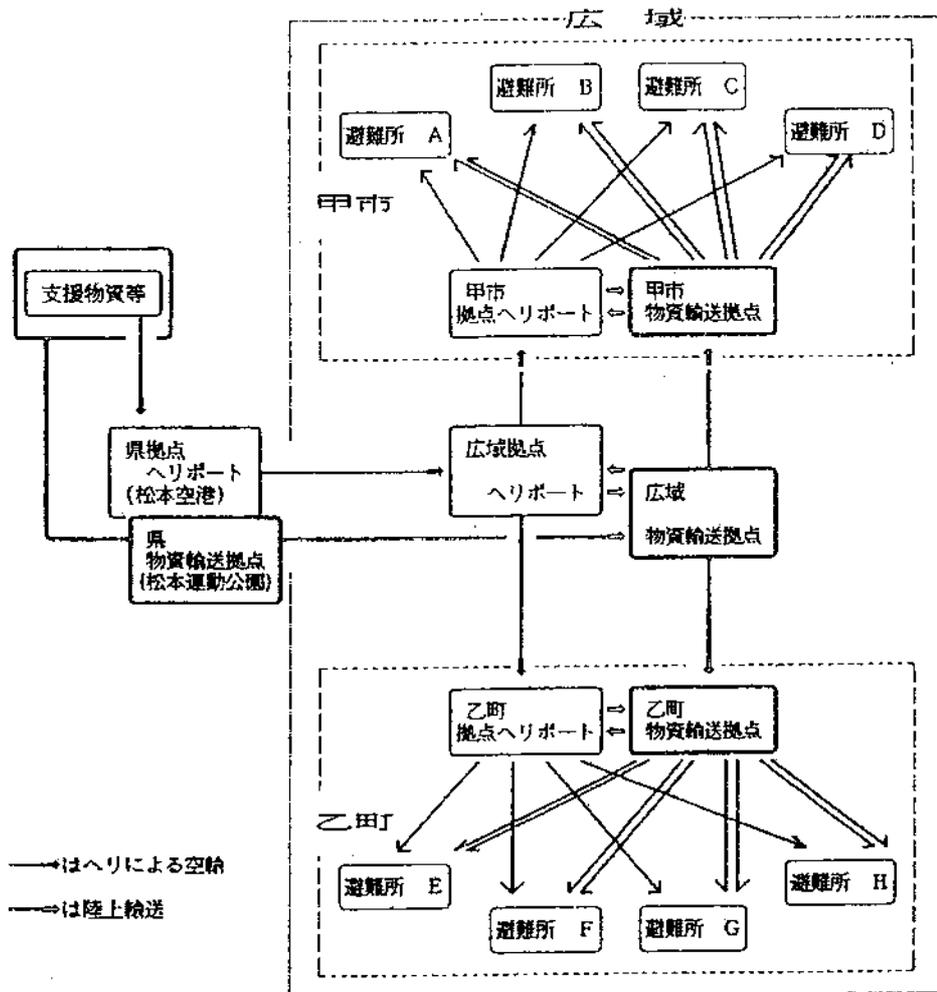
災害対策用ヘリポート基礎資料

市町村(地方事務所)名	ヘリポート番号
茅野市	

名称	運動公園 陸上競技場	
所在地	茅野市玉川 500番	
施設管理者	茅野市長	B 0266 (72) 2101
離着陸場の状況	施設の形態	陸上競技場
	広さ	100 m × 80 m
	地面の形態	芝
	上空障害物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・建造物 両側に陸上競技場スタンド ・立木等 ・電線等 両側に高圧鉄塔及び高圧線
	民家等との距離	北側に民家 約120m
立地条件	物資輸送拠点	総合体育館
	連絡道路	国道20号線 宮川交差点まで 2.5km
	林野火災消火用水利	無 (プールに700L)
	避難所との併設	○有 ()



災害時のヘリポート及び物資輸送拠点運用の概要



<運営要領>

- 1 災害の規模に応じて次の原則により運用するが、状況に応じて弾力的な運用を図るものとする。
 - (1) 被災が1市町村の場合は、市町村拠点を運用する。
 - (1) 被災市町村が複数の場合は、広域拠点を運用する。
 - (2) 全県的な災害の場合は、県拠点を運用する。
- 2 被災市町村の拠点が使用できないときは、隣接市町村又は広域拠点を代替え使用する。
- 3 各拠点の運営は、原則として施設管理者が行い、必要に応じて支援体制をとるものとする。

資料49緊急通行車両届出一覧表

緊急通行車両届出一覧表

茅野市役所

番号	車両登録番号	車両の用途
1	諏訪300ち801	緊急輸送の確保に関する事
2	諏訪530さ7755	緊急輸送の確保に関する事
3	諏訪330さ5151	緊急輸送の確保に関する事
4	諏訪330さ5335	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事
5	諏訪480あ9455	犯罪の予防、交通の規則その他災害地における社会秩序の維持に関する事
6	諏訪480あ1129	犯罪の予防、交通の規則その他災害地における社会秩序の維持に関する事
7	諏訪500さ5788	緊急輸送の確保に関する事
8	諏訪580い2091	犯罪の予防、交通の規則その他災害地における社会秩序の維持に関する事
9	諏訪480い2908	施設及び設備の応急復旧に関する事
10	諏訪400さ 779	緊急輸送の確保に関する事
11	諏訪480あ1118	施設及び設備の応急復旧に関する事
12	諏訪480あ4820	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事
13	諏訪480あ4692	施設及び設備の応急復旧に関する事
14	諏訪580あ7626	緊急輸送の確保に関する事
15	諏訪580う4584	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事
16	諏訪580い3587	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事
17	諏訪580あ7578	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事
18	諏訪580い2414	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事
19	諏訪480あ2841	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事
20	諏訪530さ7557	緊急輸送の確保に関する事
21	諏訪580い2396	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事
22	諏訪580あ7122	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事
23	諏訪400さ1276	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事
24	諏訪480あ5305	施設及び設備の応急復旧に関する事
25	諏訪480い1401	施設及び設備の応急復旧に関する事
26	諏訪480い1402	施設及び設備の応急復旧に関する事
27	諏訪480い1403	施設及び設備の応急復旧に関する事
28	諏訪580あ7796	緊急輸送の確保に関する事
29	諏訪100さ 453	施設及び設備の応急復旧に関する事
30	諏訪500さ9341	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事
31	諏訪580あ7579	緊急輸送の確保に関する事
32	諏訪480あ4691	緊急輸送の確保に関する事
33	諏訪480い1437	施設及び設備の応急復旧に関する事
34	諏訪480い1438	施設及び設備の応急復旧に関する事
35	諏訪480あ4899	施設及び設備の応急復旧に関する事
36	諏訪300す2870	緊急輸送の確保に関する事
37	諏訪500さ5787	緊急輸送の確保に関する事
38	諏訪500さ1335	緊急輸送の確保に関する事
39	諏訪830さ2101	災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事
40	諏訪500さ5789	緊急輸送の確保に関する事
41	諏訪300す5616	緊急輸送の確保に関する事
42	諏訪580あ7577	緊急輸送の確保に関する事
43	諏訪300す2871	緊急輸送の確保に関する事
44	諏訪500さ5786	緊急輸送の確保に関する事
45	諏訪300さ6267	緊急輸送の確保に関する事
46	諏訪500さ8517	緊急輸送の確保に関する事
47	諏訪300さ4191	緊急輸送の確保に関する事
48	諏訪300さ6846	緊急輸送の確保に関する事
49	諏訪300さ4177	緊急輸送の確保に関する事
50	諏訪300さ8884	緊急輸送の確保に関する事
51	諏訪480あ3024	施設及び設備の応急復旧に関する事
52	諏訪480い2855	施設及び設備の応急復旧に関する事
53	諏訪480い1341	施設及び設備の応急復旧に関する事
54	諏訪480い2856	施設及び設備の応急復旧に関する事
55	諏訪480あ2996	施設及び設備の応急復旧に関する事

56	諏訪480あ4885	施設及び設備の応急復旧に関する事
57	諏訪480あ4898	施設及び設備の応急復旧に関する事
58	諏訪480あ9543	施設及び設備の応急復旧に関する事
59	諏訪100さ 454	施設及び設備の応急復旧に関する事
60	諏訪400さ1277	緊急輸送の確保に関する事
61	諏訪480あ3023	施設及び設備の応急復旧に関する事
62	諏訪200は 14	施設及び設備の応急復旧に関する事
63	諏訪230さ 17	施設及び設備の応急復旧に関する事
64	諏訪400さ1282	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事
65	諏訪500さ9340	被害者の保護、救助その他の保健衛生に関する事
66	諏訪800さ392	緊急輸送の確保に関する事
67	諏訪480あ2724	被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事
68	諏訪500さ5801	被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事
69	諏訪580あ6783	被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事
70	諏訪500さ8518	被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事
71	諏訪480あ4711	被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事
72	諏訪480あ4784	被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事
73	諏訪480あ4884	被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事
74	諏訪480あ4878	被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事
75	諏訪480あ4879	被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事
76	諏訪580い2429	被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事
77	諏訪480あ4894	被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事
78	諏訪880あ 37	緊急指定車両
79	諏訪480あ3088	施設及び設備の応急復旧に関する事
80	諏訪480あ1296	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事
81	諏訪800さ 417	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事
82	諏訪480あ4895	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事
83	諏訪880あ 68	被害者の救護、救助その他の保護に関する事
84	諏訪480あ2454	被害者の救護、救助その他の保護に関する事
85	諏訪480あ1779	被害者の救護、救助その他の保護に関する事
86	諏訪580あ3138	被害者の救護、救助その他の保護に関する事
87	諏訪580い2124	被害者の救護、救助その他の保護に関する事
88	諏訪580あ3179	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事
89	諏訪500さ8568	被害者の救護、救助その他の保護に関する事
90	諏訪300さ3444	被害者の救護、救助その他の保護に関する事
91	諏訪300さ1659	被害者の救護、救助その他の保護に関する事
92	諏訪500さ3464	被害者の救護、救助その他の保護に関する事
93	諏訪480あ2448	被害者の救護、救助その他の保護に関する事
94	諏訪580い1736	被害者の救護、救助その他の保護に関する事
95	諏訪580あ3147	被害者の救護、救助その他の保護に関する事
96	諏訪480あ1771	被害者の救護、救助その他の保護に関する事
97	諏訪400さ 723	施設及び設備の応急復旧に関する事
98	諏訪480あ1290	被害者の救護、救助その他の保護に関する事
99	諏訪500さ9343	被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事
100	諏訪480あ2447	被害者の救護、救助その他の保護に関する事
101	諏訪800さ 376	災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事
102	諏訪800さ 379	災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事
103	諏訪580い2379	災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事
104	諏訪480あ4883	施設及び設備の応急復旧に関する事
105	諏訪480あ2455	被害者の救護、救助その他の保護に関する事
106	諏訪480あ4795	被害者の救護、救助その他の保護に関する事
107	諏訪480あ1778	被害者の救護、救助その他の保護に関する事
108	諏訪480あ1295	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事
109	諏訪480あ1289	被害者の救護、救助その他の保護に関する事
110	諏訪800さ 377	災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事
111	諏訪800さ 378	災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事
112	諏訪580い3434	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事
113	諏訪580い2413	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事
114	諏訪500さ8477	施設及び設備の応急復旧に関する事

115	諏訪100さ407	清掃、防疫その他の保健衛生に関すること
116	諏訪480あ5684	清掃、防疫その他の保健衛生に関すること
117	諏訪100さ458	清掃、防疫その他の保健衛生に関すること
118	諏訪100は51	清掃、防疫その他の保健衛生に関すること
119	諏訪400さ1283	清掃、防疫その他の保健衛生に関すること
120	諏訪580あ6741	被害者の救護、救助その他の保護に関すること
121	諏訪480あ5687	被害者の救護、救助その他の保護に関すること
122	諏訪500さ5117	被害者の救護、救助その他の保護に関すること
123	諏訪580あ6743	被害者の救護、救助その他の保護に関すること
124	諏訪580あ6781	被害者の救護、救助その他の保護に関すること
125	諏訪500さ5943	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
126	諏訪500さ5944	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
127	諏訪800さ161	緊急指定車両
128	諏訪480あ4754	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
129	諏訪800さ373	緊急指定車両
130	諏訪800さ160	緊急指定車両
131	諏訪580あ4432	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
132	諏訪400さ1183	消防、水利その他の応急措置に関すること
133	諏訪480あ4753	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
134	諏訪580あ8027	緊急輸送の確保に関すること
135	諏訪580あ8028	緊急輸送の確保に関すること
136	諏訪480い1368	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
137	諏訪800さ837	被害者の救護、救助その他の保護に関すること
138	諏訪580え4594	緊急輸送の確保に関すること
139	諏訪480い3043	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
140	松本800さ2224	被害者の救護、救助その他の保護に関すること
141	松本50て5860	被害者の救護、救助その他の保護に関すること
142	松本880あ129	被害者の救護、救助その他の保護に関すること
143	諏訪880は474	清掃、防疫その他の保健衛生に関すること
144	諏訪500さ6651	施設及び設備の応急復旧に関すること
145	松本800さ1723	被害者の救護、救助その他の保護に関すること

2 標章

登録(車両)番号

緊急

有効期限 年 月 日

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

災害時における応急対策協力に関する協定書

茅野市（以下「甲」という。）と長野県建設業協会諏訪支部茅野分会（以下「乙」という。）は、茅野市内において地震、暴風、豪雨、洪水、その他の原因により生ずる災害、武力攻撃事態等及び緊急処理事態が発生したとき又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に応急対策の必要が生じた場合、迅速かつ円滑に対応するため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲が乙の協力を得て行う応急対策について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に応急対策の必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、迅速に出動し対応するものとする。

2 乙は、災害時の状況により通信手段が途絶した場合、甲からの要請がない場合でもこの協定の趣旨に基づき応急対策を実施できるものとする。

3 甲は、乙の応急対策が円滑に実施できるよう図面等の供与、現地への誘導及び現地での諸調達について必要な援助を行うものとする。

（事前計画）

第4条 応急対策の円滑な実施を図るため、乙は組織体制、連絡体制及び工事施工区域を定めておかなければならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく協力のために要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費の精算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（災害補償）

第6条 この協定に基づき応急対策に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、茅野市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年茅野市条例第30号）の規定に基づき、甲が補償するものとする。

2 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第7条 乙が、この協定に基づく応急対策従事中に第三者に損害を与えた場合、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（報告）

第8条 乙は、第3条の規定に基づく応急対策に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策に従事した人員数および従事した期間
- (2) 応急対策に使用した機器類の種類、台数及び使用時間
- (3) 応急対策に使用した資材等の種類及び数量

(4) その他必要な事項

(経費等の請求)

第9条 乙は、第5条に規定する経費及び第6条に規定する補償（以下「経費等」という。）を請求するときは、甲が定める請求書により行うものとする。

(経費等の支払)

第10条 甲は、前条の請求書を受領したときは内容を確認し、速やかに経費等の支払をするものとする。

(応急対策等の訓練)

第11条 乙は、災害時における応急対策等を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて甲が行う訓練に参加するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成22年12月21日から平成23年12月20日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれの側からもこの協定を改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても、双方協議してこの協定を改定することができる。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年12月21日

甲 茅野市長 柳平千代一 ㊟

乙 長野県建設業協会諏訪支部茅野分会

分会長 朝岡大賢 ㊟

災害及び除雪出動連絡網

平成26年4月 作成

茅野市役所

72-2101

分会長 矢野和男
090-3565-9900
(自)72-3630

菅川建設 72-9101

建設課維持係 篠原係長 090-7408-8258

※ 防災・災害については建設課管理係
五藤浩行係長

第1連絡員 理事 今井也浩
090-3149-9065
(自)72-6036

豊平建設(株) 72-6036

第2連絡員 副会長 矢崎文彦

090-8873-1763
(自)79-6036

㈱東城組 79-3173

連絡が付かない時は、次の人へ速やかに連絡して下さい。
(その後必ず連絡の事)

※ 連絡員・連絡先等変更あるときは理事今井迄速やかに報告の事。

！除雪が間に合わないときは…

① 建設課維持係篠原係長まで連絡すること
電話番号 090-7408-8258

② 他の業者に応援を要請するなどして対応すること

災害出動および除雪

災害出動

矢野和男	第2連絡員	清水昌浩
090-3565-9900	090-2234-0472	
(自)72-3630	(自)79-5313	
菅川建設 72-9101		

渡沢秀樹	第2連絡員	高尾秀司
090-2732-0933	090-3143-2828	
(自)72-8520	(自)72-6723	
㈱高見土建 72-8520		

田村雅春	第2連絡員	田村庄市
090-4060-7446	090-3568-2091	
(自)72-2798	(自)82-2984	
㈱田村建設 72-2798		

小池隆一	第2連絡員	阿合栄幸
090-7213-5036	090-1828-7550	
(自)72-3927	同上	
日成建設 72-3713		

原田祐一	第2連絡員	原田肇
090-4819-3311	090-2209-7478	
(自)72-1066	同上	
㈱原田興業 72-1066		

桑本浩一	第2連絡員	小林真澄
090-9357-8407	090-9357-8276	
同上	同上	
㈱司建設 72-8880		

中世古字	第2連絡員	田名立勝生
090-8326-1483	090-4161-8563	
(自)72-0129	同上	
㈱マルタケ工業 77-5775		

内嶋正行	第2連絡員	宮沢親義
090-4181-6896	090-3148-0503	
(自)78-7411	(自)52-7071	
㈱宮沢工務店 72-0733		

矢崎文彦	第2連絡員	小崎良治
090-8873-1763	090-8743-0024	
同上	同上	
㈱東城組 79-3173		

片山泉	第2連絡員	松原和香
090-4399-6545	090-4464-8349	
(自)72-7043	(自)58-7990	
㈱常高興業 72-0966		

野明雄彦	第2連絡員	藤森智博
090-8328-5549	090-6942-4273	
同上	同上	
果穂股(株) 79-3263		

名取一	第2連絡員	東 誠 博
090-4948-0988	090-4460-4030	
同上	同上	
(有)名取工務店 72-3283		

最終報告先

理事 今井也浩
(昼・夜) 090-3149-9065

災害時における応急対策協力に関する協定書

茅野市（以下「甲」という。）と茅野市建設事業協同組合（以下「乙」という。）は、茅野市内において地震、暴風、豪雨、洪水、その他の原因により生ずる災害、武力攻撃事態等及び緊急対処事態が発生したとき又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に応急対策の必要が生じた場合、迅速かつ円滑に対応するため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲が乙の協力を得て行う応急対策について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に応急対策の必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、迅速に出動し対応するものとする。

2 乙は、災害時の状況により通信手段が途絶した場合、甲からの要請がない場合でもこの協定の趣旨に基づき応急対策を実施できるものとする。

3 甲は、乙の応急対策が円滑に実施できるよう図面等の供与、現地への誘導及び現地での諸調達について必要な援助を行うものとする。

（事前計画）

第4条 応急対策の円滑な実施を図るため、乙は組織体制、連絡体制及び工事施工区域を定めておかなければならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく協力のために要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費の精算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（災害補償）

第6条 この協定に基づき応急対策に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、茅野市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年茅野市条例第30号）の規定に基づき、甲が補償するものとする。

2 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第7条 乙が、この協定に基づく応急対策従事中に第三者に損害を与えた場合、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（報告）

第8条 乙は、第3条の規定に基づく応急対策に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策に従事した人員数および従事した期間
- (2) 応急対策に使用した機器類の種類、台数及び使用時間
- (3) 応急対策に使用した資材等の種類及び数量

(4) その他必要な事項

(経費等の請求)

第9条 乙は、第5条に規定する経費及び第6条に規定する補償（以下「経費等」という。）を請求するときは、甲が定める請求書により行うものとする。

(経費等の支払)

第10条 甲は、前条の請求書を受領したときは内容を確認し、速やかに経費等の支払をするものとする。

(応急対策等の訓練)

第11条 乙は、災害時における応急対策等を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて甲が行う訓練に参加するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成21年12月15日から平成22年12月14日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれの側からもこの協定を改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても、双方協議してこの協定を改定することができる。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年12月15日

甲 茅野市長 柳平千代一

乙 茅野市建設事業協同組合

理事長 宮沢親義

役職・委員会	会社名	代表者名	郵便番号	住所	長野県一	電話番号	fax番号	自宅番号	携帯電話
0顧問	株田村建設	田村春夫	391-0013	茅野市宮川1214-2		72-2798	73-3018	72-2798	
1顧問	株丸清建設	木村博	391-0001	茅野市ちの624-1		72-0432	72-2277	72-5588	090-8870-0508
2代表理事	株宮沢工務店	宮沢親義	391-0013	茅野市宮川5592-3		72-0733	72-8253	52-7071	090-3148-0503
3副代表理事	株有信建設	有賀善三	391-0214	茅野市泉野2805-1		79-5533	79-5622	79-3006	090-3148-1937
4会計理事(総務担当)	株島工業株	菊島哲夫	391-0003	茅野市本町西5-31		72-2871	72-0881	72-2871	090-3558-7681
5理事(労務担当)	株ミセキ茅野支店	池田泰之	391-0002	茅野市塚原2-2-14		72-2617	72-2682	73-0331	090-7402-0417
6理事(厚生担当)	株田村建設	田村庄市	391-0013	茅野市宮川1214-2		72-2798	73-3018	72-2798	090-3558-2091
7監事	株丸増建築	五味増男	391-0013	茅野市宮川6472		72-1078	82-2843	72-1078	090-3580-3170
8監事	株小林工務店	小林等	391-0003	茅野市本町東9-3		73-0057	73-0058	62-3263	090-8683-6442

総務委員会『情報発信』									
情報収集・広報活動・委員会活動の指針の検討と提言。他*****ホームページ監修・研修会・宣伝活動と総会などの設置。									
9委員長	株越道建設	東城敏保	391-0216	茅野市米沢4600		82-2322	79-5945	79-6614	090-2667-6543
10副委員長	株原建設	笠原祐司	391-0003	茅野市本町西18-22		72-3577	73-5502	72-3577	090-2336-0404
11委員	株河西建築	河西隆廣	391-0002	茅野市塚原2-18-3		72-4200	72-8221	72-1221	090-4924-5894
12委員	株小林工務店	小林等	391-0003	茅野市本町東9-3		73-0057	73-0058	62-3263	090-8683-6442
13委員	株丸清建設	木村博	391-0001	茅野市ちの624-1		72-0432	72-2277	72-5588	090-8870-0508
14担当理事	株島工業株	菊島哲夫	391-0003	茅野市本町西5-31		72-2871	72-0881	72-2871	090-3558-7681
15厚生委員会『親睦・交流』	組合内外の交流と親睦の促進*****研修旅行・各親睦交流などのイベント企画と運営/非常事態時の活動の検討								
2委員長	株宮沢工務店	宮沢義仁	391-0013	茅野市宮川5592-3		72-0733	72-8253	73-8085	080-6933-0650
12副委員長	株森建築	森正裕	391-0003	茅野市本町西1-46		72-2450	72-2053	72-2450	090-7900-8230
13委員	株河西建設	河西千代美	391-0213	茅野市豊平8188		73-1800	73-1859	72-3609	090-8326-8188
14委員	株牛尾建設	牛尾義高	391-0213	茅野市豊平2683		72-1017	72-9304	72-1376	090-1423-2726
3委員	株有信建設	松野隆治	391-0214	茅野市泉野2805-1		79-5533	79-5622		090-8303-6192
6担当理事	株田村建設	田村庄市	391-0013	茅野市宮川1214-2		72-2798	73-3018	72-2798	090-3558-2091
15労務委員会『地域貢献』	地域貢献・安全教育・ボランティア活動*****工コフェスタ・上川アパート・道路清掃・など								
15委員長	株丸増建築	五味増男	391-0013	茅野市宮川6472		72-1078	82-2843	72-1078	090-3580-3170
11副委員長	株名取工務店	名取一	391-0003	茅野市本町西4-8		72-3283	72-3284	72-3283	090-4948-0988
16委員	株細田建設木材株	細田信昭	391-0003	茅野市本町東11-5		72-8936	72-8936	72-8936	090-4753-6660
17委員	株丸建共栄建設	島立国紀	391-0301	茅野市北山6604					090-8034-4410
18委員	株三洋建設	柳平昌志	391-0213	茅野市豊平1772-1		72-6426	72-6745	72-6426	090-1047-3917
5担当理事	株ミセキ茅野支店	池田泰之	391-0002	茅野市塚原2-2-14		72-2617	72-2682	73-0331	090-7402-0417

資料54 ☆市指定避難所・避難地一覧

(基本避難所)

番号	避難施設名称	住所	施設の構造	面積 (㎡)	収容人数	電話番号	無線機 の設置	備考
1	ちの地区コミュニティセンター	茅野市塚原1-9-16	鉄筋造2階	2096	580	72-4959	○	
2	宮川地区コミュニティセンター	茅野市宮川4552-1	鉄筋造2階	392	60	72-1602	○	
3	米沢地区コミュニティセンター	茅野市米沢4181	鉄骨造2階	458	100	71-1603	○	
4	豊平地区コミュニティセンター	茅野市豊平2321-1	鉄骨造2階	529	110	71-1604	○	
5	玉川地区コミュニティセンター	茅野市玉川3666-1	鉄筋造2階	538	100	71-1605	○	
6	泉野地区コミュニティセンター	茅野市泉野2647	鉄骨造2階	471	90	70-1606	○	
7	金沢地区コミュニティセンター	茅野市金沢1152	鉄骨造2階	678	140	71-1607	○	
8	湖東地区コミュニティセンター	茅野市湖東4978-1	鉄骨造2階	439	100	71-5008	○	
9	北山地区コミュニティセンター	茅野市北山4340-1	鉄筋造2階	492	100	71-5009	○	
10	中大塩地区コミュニティセンター	茅野市中大塩8-15	鉄骨造2階	640	180	82-7088	○	
11	永明小学校体育館	茅野市塚原1-7-40	鉄筋造1階	1306	610	72-2207	○	給食可
12	宮川小学校体育館	茅野市宮川4632	鉄筋造1階	1397	890	72-3024	○	給食可
13	米沢小学校体育館	茅野市米沢4188	鉄骨造1階	1218	500	72-2409	○	給食可
14	豊平小学校体育館	茅野市豊平2340	鉄骨造1階	1004	500	72-2924	○	給食可
15	玉川小学校体育館	茅野市玉川3674	鉄骨造1階	1118	740	72-2702	○	給食可
16	泉野小学校体育館	茅野市泉野2643	鉄筋造1階	1010	500	79-3712	○	給食可
17	金沢小学校体育館	茅野市金沢1141	鉄筋造1階	1205	500	72-3213	○	給食可
18	湖東小学校体育館	茅野市湖東4982	鉄骨造1階	1257	480	78-2620	○	給食可
19	北山小学校体育館	茅野市北山4362	鉄筋造1階	980	500	78-2234	○	給食可
20	永明中学校体育館	茅野市塚原1-10-6	鉄筋造1階	1267	630	72-2364	○	給食可
21	北部中学校体育館	茅野市湖東5643	鉄筋造1階	1526	760	78-2244	○	給食可
22	長峰中学校体育館	茅野市宮川11288	鉄骨造1階	1349	670	72-4108	○	給食可
23	東部中学校体育館	茅野市玉川19030	鉄骨造2階	1620	810	79-5050	○	給食可
24	笹原保育園	茅野市湖東1298-1	木造1階	388	90	76-2512		給食可
25	八ヶ岳総合博物館	茅野市豊平6983	鉄筋造2階	3342	290	73-0300		

(補完避難所)

番号	避難施設名称	住所	施設の構造	面積 (㎡)	収容人数	電話番号		備考
1	ちの保育園	茅野市塚原1-13-5	鉄骨造2階	1736	430	72-3076		給食可
2	宮川保育園	茅野市宮川4510	鉄骨造2階	1496	370	72-2601		給食可
3	宮川第二保育園	茅野市宮川2020	木造1階	663	160	72-2589		給食可
4	玉川保育園	茅野市玉川3439	鉄骨造1階	1378	340	72-3265		給食可
5	湖東保育園	茅野市湖東5646-1	鉄骨造1階	1112	270	78-2637		給食可
6	豊平保育園	茅野市豊平2343	木造1階	545	130	72-2925		給食可
7	北山保育園	茅野市北山4810-1	木造1階	884	220	78-2330		給食可
8	中央保育園	本町東15-14	鉄骨造2階	1054	330	72-2602		給食可
9	米沢保育園	茅野市米沢6160	鉄骨造1階	1075	260	72-6249		給食可
10	金沢保育園	茅野市金沢1164-1	鉄骨造1階	983	240	72-2419		給食可
11	泉野保育園	茅野市泉野2650-1	鉄骨造1階	853	210	79-3639		給食可
12	わかば保育園	茅野市宮川11020	木造1階	941	230	72-7016		給食可
13	横内保育園	茅野市ちの2568	木造1階	878	210	72-4185		給食可
14	小泉保育園	茅野市玉川927-243	木造1階	838	200	72-7401		給食可
15	みどりヶ丘保育園	茅野市宮川8630-1	木造1階	947	230	72-0333		給食可
16	中大塩保育園	茅野市中大塩8-12	鉄骨造1階	1388	340	72-3126		給食可
18	東部保健福祉サービスセンター	茅野市玉川4300	鉄筋造2階	115	30	82-0026		
19	西部保健福祉サービスセンター	茅野市宮川3975	鉄筋造1階	1350	20	82-0073		
20	中部保健福祉サービスセンター	茅野市塚原2-5-45	鉄筋造1階	131	50	82-0107		
21	北部保健福祉サービスセンター	茅野市北山4808-1	鉄筋造1階	683	10	77-3000		
22	文化センター	茅野市宮川4552-2	鉄筋造3階	2906	520	72-3266		
23	家庭教育センター	茅野市塚原1-9-16	鉄骨造2階	796	270	73-0888		
24	老人福祉センター塩壺の湯	茅野市米沢6841	鉄筋造2階	1124	330	72-1515		

(福祉避難所)

番号	避難施設名称	住 所	施設の構造	面積 (㎡)	収容人数	電話番号	無線機 の設置	備 考
1	アクアランド茅野	茅野市ちの263			60	73-1890		
2	河原温泉河原の湯	茅野市泉野1616-2			60	79-6162		
3	金沢温泉金鶏の湯	茅野市金沢2316-1			60	82-1503		
4	尖石温泉縄文の湯	茅野市豊平4734-7821			60	71-6080		
5	玉宮温泉望岳の湯	茅野市玉川6154-1			60	82-8833		
6	米沢温泉塩壺の湯	茅野市米沢6845			60	71-1655		
7	老人福祉センター塩壺の湯	茅野市米沢6841			330	72-1515		

(避難地)

番号	避難地名称	住 所
1	茅野市運動公園 野球場	茅野市玉川500
2	茅野市運動公園 自由広場	茅野市玉川500
3	永明小学校 屋外運動場	茅野市塚原1-10-6
4	宮川小学校 屋外運動場	茅野市宮川4632
5	米沢小学校 屋外運動場	茅野市米沢4188
6	豊平小学校 屋外運動場	茅野市豊平2340
7	玉川小学校 屋外運動場	茅野市玉川3674
8	泉野小学校 屋外運動場	茅野市泉野2643
9	金沢小学校 屋外運動場	茅野市金沢1141
10	湖東小学校 屋外運動場	茅野市湖東4982
11	北山小学校 屋外運動場	茅野市北山4362

資料55 ☆区・自治会避難集合場所

	区・自治会名	避 難 所
ち の	上原	1 葛井神社横広場 2 上原公民館裏広場
	横内	1 横内公民館 2 横内保育園
	茅野町	1 茅野駅前公会堂 2 駅前広場 3 大年神社
	仲町	1 仲町区民会館
	塚原	1 永明中学校体育館 2 永明小学校
	本町	1 本町公民館 2 本町福寿院 3 中央保育園
	城山	1 城山公民館
	丁田自治会	1 丁田自治区内公園
宮 川	高部	1 高部公民館 2 茅野市前宮公園
	新井	1 新井公民館
	安国寺	1 安国寺公民館 2 小町屋公会所
	中河原	1 中河原公民館 2 広場駐車場
	茅野	1 茅野区公民館 2 美弥ヶ丘集会所 3 林の峰緑地帯 4 文化センター
	西茅野	1 西茅野公民館
	坂室	1 坂室公民館 2 坂室神社
	両久保	1 両久保区民館
	田沢	1 田沢公民館
	丸山	1 丸山公民館
	ひばりヶ丘	1 ひばりヶ丘公民館 2 ひばりヶ丘神社
	長峰	1 長峰中学校体育館 2 宮川小学校
	向ヶ丘	1 向ヶ丘公民館 2 県営住宅東側駐車場
	東向ヶ丘	1 東向ヶ丘公民館 2 保育園用地広場
	西山	1 西山公民館 2 西山広場
	みどりヶ丘自治会	1 みどりヶ丘保育園 2 市営第2駐車場
	雇用促進住宅自治会	1 みどりヶ丘保育園
赤田自治会	1 赤田公園	
米 沢	埴原田	1 埴原田公民館
	鋳物師屋	1 鋳物師屋公民館 2 御社宮司広場
	北大塩	1 北大塩公民館 2 米沢小学校 3 米沢保育園
	塩沢	1 塩沢公民館
	米沢台	1 米沢台公民館
豊 平	南大塩	1 南大塩公民館 2 心光寺
	下菅沢	1 下菅沢公民館
	下古田	1 下古田公民館
	福沢	1 福沢区民会館
	上古田	1 上古田公民館
	御作田	1 御作田公民館
	塩之目	1 塩之目公民館 2 日向薬師道 3 道井地藏堂
	上場沢	1 上場沢公民館
	広見	
	山寺団地自治会	1 山寺団地公民館
	グリーンビルディング自治会	1 グリーンビルディングコミュニティセンター
三井の森	1 ゴルフ場クラブハウス 2 ロッジ三井の森	

地区	区・自治会名	避 難 所
玉 川	山田	1山田公民館
	中沢	1東部中学校体育館
	田道	1田道公民館
	粟沢	1粟沢公民館 2観音庫裡 3十三堂 4東海大3高校
	神之原	1神之原公民館 2玉川小学校 3西部公民館
	北久保	1北久保公民館
	上北久保	1上北久保公民館 2児童公園
	子之神	1子之神公民館及び公民館広場
	菊沢	1菊沢公民館
	穴山	1穴山公民館 2穴山遊園地
	農場	1育苗管理センター八岳農場事務所現場控室
	小泉	1小泉公民館 2小泉保育園 3運動場 4粟沢観音
	南小泉	1南小泉公民館
	小堂見	1小堂見公民館
緑	1どんぐり保育園駐車場	

	区・自治会名	避 難 所
泉 野	大日影	1大日影公民館 2児童公園
	槻木	1上槻木公民館 2下槻木公民館 3泉野小学校
	小屋場	1小屋場公民館
	中道	1中道公民館
	若葉台自治会	1若葉台コミュニティセンター

	区・自治会名	避 難 所
金 沢	大沢	1大沢公民館
	青柳	1青柳公民館
	御狩野	1御狩野公民館
	金沢上	1金沢地区コミュニティセンター 2金沢上念仏堂
	金沢下	1金沢地区コミュニティセンター 2下町一常会所
	大池	1ゲートボール場 2長野精工グラウンド 3伊-電子工業事務所
	木舟	1転作研修センター
	金沢台	1金沢台公民館 2金沢台広場
	新金沢	1長野精工グラウンド
	サコホーランド信濃金沢自治会	1サコホーランド信濃金沢集会所
旭ヶ丘自治会	1旭ヶ丘コミュニティセンター	

	区・自治会名	避 難 所
湖 東	上菅沢	1上菅沢公民館 2公民館駐車場 3公園広場
	中村	1中村公民館
	山口	1山口公民館
	堀	1堀公民館
	新井	1新井公民館
	金山	1金山公民館
	須栗平	1須栗平公民館 2白山神社境内
	笹原	1笹原公民館
	白井出	1白井出公民館
	松原自治会	
	花蒔自治会	1北部中学校 2花蒔公民館
東平自治会	1湖東小学校	

	区・自治会名	避 難 所
北 山	柏原	1柏原公民館
	湯川	1湯川公民館 2功德寺
	芹ヶ沢	1芹ヶ沢区民広場
	糸萱	1糸萱公民館
	蓼科	1蓼科消防会館 2聖光寺 3ピラミッドフェイ
	白樺湖自治会	1白樺湖観光センター 2西南駐車場 3グラウンド
	蓼科中央高原自治会	1蓼科ビレッジ管理事務所 2蓼科ビレッジ営業所 3蓼科ビレッジグリーンビル
	車山高原自治会	1車山高原自治会館
	緑の村自治会	1緑の村管理事務所

地区	区・自治会名	避難所
中大塩	中大塩1区	1 中大塩保育園
	中大塩2区	1 中大塩諏訪神社境内
	中大塩3区	1 中大塩グラウンド
	中大塩4区	1 中大塩第二区民会館

八ヶ岳山小屋避難所

施設名	所在地	直通電話	収容能力
蓼科山頂ヒュッテ	蓼科山頂	090-7258-1855	60
蓼科山荘	蓼科山東方肩	090-1553-4500	60
大河原ヒュッテ	大河原峠	090-3558-5225	50
北横岳ヒュッテ	北横岳直下	090-3140-9702	40
縞枯山荘	雨池峠西方	0266-67-5100	50
麦草ヒュッテ	麦草峠	090-7426-0036	150
高見石小屋	高見石	0467-87-0549	150
黒百合ヒュッテ	黒百合平	090-2533-0620	200
唐沢鉱泉	唐沢	0266-76-2525	100
根石山荘	根石岳直下	090-4158-4544	60
オーレン小屋	夏沢峠西側	090-1549-0599	250
夏沢鉱泉	夏沢	090-4158-4545	50
ヒュッテ夏沢	夏沢峠	0266-74-2728	250
赤岳天望荘	赤岳北直下	0266-78-2728	200
美濃戸山荘	美濃戸	0266-74-2728	100
美濃戸高原やまのこ村	美濃戸	0266-74-2274	80
赤岳山荘	美濃戸	0266-74-2272	130
八ヶ岳山荘	美濃戸口	0266-74-2728	50
美濃戸高原ロッジ	美濃戸口	0266-74-2102	22
赤岳鉱泉	赤岳北沢	090-4824-9986	300
行者小屋	赤岳南沢	090-4824-9986	100
青年小屋	編笠山直下	090-2657-9720	150

資料56 ☆災害時等における避難者支援に関する協定書

災害時等における避難者支援に関する協定書

茅野市（以下「甲」という。）と株式会社信毎販売センター（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時等における避難者支援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急対処事態、その他の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時等」という。）において、避難者の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 施設 次に掲げる乙所有の建物のことをいう。

ア 名称 株式会社信毎販売センター茅野営業所

イ 位置 茅野市本町西4-7

(2) 支援 次に掲げることをいう。

ア 施設を一時的な避難集合場所として提供すること。

イ 施設内に保管している乙指定にかかる防災用の備蓄品を提供すること。

ウ ア及びイに規定するもののほか、避難者を支援するために必要となる事務を行なうこと。

（支援の要請）

第3条 甲は、乙に対し、災害時等において支援を要請する場合は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後において文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けた場合は、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、避難者の支援を実施するものとする。

2 乙は、必要と認めた場合は、甲からの要請を待たずに支援を実施することができる。この場合において、乙は、甲にその旨を連絡するものとする。

（避難集合場所等）

第5条 甲は、乙が前条に規定する支援の実施をした場合は、施設を区・自治会の避難集合場所に準じた取扱いをするものとする。

2 甲及び乙は、平常時においても協力して、地域住民等に対する避難集合場所としての災害時等の利用に関する周知及び防災等に関する意識啓発を図るものとする。

(支援の終了)

第6条 甲は、被害状況により支援の必要がなくなったと判断した場合は、支援の終了を乙に文書で連絡するものとする。ただし、乙の判断により引き続き支援を実施することについては、なお妨げるものでない。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した乙が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

(協定の有効期限)

第10条 この協定の締結期間は、平成20年12月12日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙いずれかが文書により協定を解除する意思表示をしないときは、更に1年間協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成20年12月12日

甲 茅野市塚原二丁目6番1号

茅野市長 柳 平 千 代 一

乙 長野市南長池138番地
株式会社信毎販売センター

代表取締役社長 岩 本 弘

災害時等における避難者支援に関する協定書

茅野市（以下「甲」という。）と株式会社カネトモ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時等における避難者支援に関する協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害、並びに武力攻撃事態等及び緊急対処事態（以下「災害時等」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、避難者の支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 避難者 甲の区域において被災し、又は被災するおそれのある者で避難を要する者

(2) 施設 次に掲げる乙所有の土地及び建物をいう。

ア 名称 エコタウン信州

イ 位置 茅野市宮川 11400-1

(3) 支援 次に掲げることをいう。

ア 乙は施設内の桜ガーデン茅野（2階多目的ホール）を一時的な避難所として提供すること。

イ 乙は施設内に仮設住宅の設置場所を提供すること。ただし、未分譲地に限る。

ウ 乙が桜ガーデン茅野を一時的に避難所として提供した場合、乙は可能な限り人的な避難者の支援を行うこと。

（支援の要請）

第3条 甲は、乙に対し、災害時等において支援を要請する場合は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後において文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けた場合は、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、避難者の支援を実施するものとする。

2 乙は、必要と認めた場合は、甲からの要請を待たずに支援を実施することができる。この場合において、乙は、甲にその旨を連絡するものとする。

（避難所等）

第5条 甲は、乙が前条に規定する支援を実施した場合は、施設（土地を除く。）は甲が指

定した基本避難所に準じた取扱いとするものとする。

(支援の終了)

第6条 甲は、被害状況により支援の必要がなくなつたと判断した場合は、支援の終了を乙に文書で連絡するものとする。ただし、乙の判断により引き続き支援を実施することについては、なお妨げるものでない。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した乙が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

(協定の有効期限)

第10条 この協定の締結期間は、平成22年1月1日から平成22年12月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙いずれかが文書により協定を解除する意思表示をしないときは、更に1年間協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成21年12月28日

甲 茅野市塚原二丁目6番1号

茅野市長 柳 平 千 代 一

乙 茅野市宮川7081番地

株式会社カネトモ

代表取締役 伊 藤 進

資料57 ☆災害時における茅野市及び茅野市郵便局の協力に関する

協定書

災害時における茅野市及び茅野市郵便局の協力に関する

協定書

茅野市（以下「甲」という。）と茅野市内の郵便局（以下「乙」と総称する。）とは、茅野市内に発生した地震その他災害時において、茅野市地域防災計画に基づき、甲、乙が相互に協力し必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する被害又はこれに準ずるものをいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は茅野市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適応時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援助対策に関すること。
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用に関すること。
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の救助用小包集積場所等としての使用に関すること。
- (4) 避難所への郵便差出箱の設置に関すること。
- (5) 甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況の情報の相互提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項。

（経費の負担）

第3条 前2条に規定する協力要請に対して協力をした者が要した経費については、法令その他特段の定めがあるものを除き、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

（職員の派遣）

第4条 災害が発生し必要が生じた場合、甲は乙に対して職員の派遣を要請することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、被災住民の安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 乙は甲等が行う防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 茅野市企画総務部庶務課長

乙 茅野郵便局総務担当副局長

北山郵便局長

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年4月24日

(甲) 茅野市塚原二丁目6番1号
茅野市長 矢崎和広

(乙) 茅野市宮川4404番地8
茅野郵便局長 百瀬牧利
茅野市内特定郵便局代表
茅野市北山1137番地
北山郵便局長 小平剛弘

資料58 ☆災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書

災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書

茅野市(以下「甲」という。)と社団法人長野県建築士会諏訪支部(以下「乙」という。)は、茅野市内において震災、風水害その他の原因による災害が発生し、または発生する恐れがあるとき(以下「災害時」という。)に、相互に協力し、迅速かつ円滑に災害対応を遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、茅野市の地域における災害時に、茅野市地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき甲が指定する避難施設に対して、乙が応急危険度判定を実施して茅野市民のより安全を確保するために、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において、応急危険度判定を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 応急危険度判定の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、甲からの応急危険度判定の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、応急危険度判定を実施するものとする。

2 乙は、震度5弱以上の地震が発生したとき又は災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき応急危険度判定を実施するものとする。

3 乙は、災害発生後8時間以内に甲が指定した避難施設の応急危険度判定を実施するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、改めて乙に実施時間の延長を要請することができる。

(事前計画)

第4条 乙は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するために、組織体制及び連絡体制(以下「組織体制等」という。)をあらかじめ定めて、甲に文書で報告しなければならない。

2 乙は、組織体制等を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

(報告)

第5条 乙は、応急危険度判定に従事する場合、その活動の内容及び状況並びに従事中に知り得た災害情報を、速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は、応急危険度判定に従事する場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 応急危険度判定結果
- (2) 従事した人員及び名簿
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 この協定に基づく災害時に応急危険度判定に従事した乙の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、応急危険度判定に従事した実質日数に昭和54年建設省告示第1206号による業務報酬算定要領を基準として算出した額とする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づき、災害時に応急危険度判定に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、茅野市消防団員等公務災害補償条例(昭和43年茅野市条例第30号)の規定に基づき、甲が補償を行うものとする。

(経費等の請求)

第8条 乙は、第6条に規定する経費及び前条に規定する災害補償(以下「経費等」という。)を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(経費等の支払)

第9条 甲は、前条の規定により経費等の請求があった場合、その内容が適当であると認めたときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成19年3月31日までとする。ただし、甲及び乙のいずれからも本協定の改廃について申し出がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当って疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年12月1日

甲 茅野市塚原二丁目6番1号
茅野市長 矢崎和広

乙 茅野市塚原二丁目17番34号
社団法人 長野県建築士会 諏訪支部
支部長 太田清人

定書

茅野市(以下「甲」という。)と長野LP協会諏訪支部(以下「乙」という。)並びに一般社団法人長野県LPガス協会(以下「丙」という。)とは、災害時におけるLPガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時におけるLPガスに係る保安の確保並びに避難所、公共施設等災害対策上重要な施設又は応急仮設住宅に対するLPガスの供給に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し第4条に掲げる業務の協力要請を行うことができる。

2 乙は、前項の協力要請を受けた業務の一部について、丙に協力を要請することができる。

3 第1項の規定による要請は、LPガスの供給等要請書(様式第1号)によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を交付するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙及び丙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、可能な範囲内において次条を実施する。

(協力業務)

第4条 協力業務は次のとおりとする。

(1) 甲が指定する避難所、公共施設等災害対策上重要な施設又は応急仮設住宅へのLPガスの優先的な供給、また、LPガスを供給する場合のLPガス供給設備工事及びLPガス供給

(2) 別表に掲げるLPガス設備うち、要請時点で乙及び丙が調達可能な物資の供給

(3) 供給設備設置場所以外で発見されたLPガス容器について、容器所有者及び供給者が行うべき回収及び保管

(4) 被災地域のLPガスの一般消費者等(以下「一般消費者等」という。)に対して液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律149号)に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給

(5) 販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査

(6) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及びLPガス供給のために特に必要な業務

(報告手続)

第5条 乙及び丙は、第3条の協力を行った場合には口頭又は電話で甲に報告し、その後、速やかに協力実施報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条第1号及び第2号の規定により乙及び丙が行った業務の費用並びに乙及び丙が供給したLPガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合における費用は、災害発生時直前の長野県平均価格を基準として、甲、乙、丙が協議の上決定する。

(役割分担)

第7条 甲は、災害時において円滑にLPガスを供給するため、あらかじめ公共施設等にLPガス供給設備を設置又は併設及び防災資材の整備を行うものとする。

2 乙は、災害時に甲の要請に基づき第4条の協力業務を実施するほか、丙に必要な対策を要請する。

3 乙は、甲より要請された業務を実施するほか、災害対策上必要と思われる報告を求められたときは、速やかに、甲及び丙に報告する。

(連絡体制)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては危機管理室 防災対策課、乙においては乙の事務局、丙においては、丙の事務局とする。

2 乙は支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内にLPガス災害対策本部を設置する。

3 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に運用されるよう、協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。

4 甲、乙及び丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

(緊急連絡体制の整備)

第9条 甲、乙及び丙は、災害時に円滑な協力業務が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、事務担当者名簿を作成し、これを甲、乙及び丙にそれぞれ提出するものとする。

2 前項の事務担当者名簿について、毎年見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲、乙及び丙にそれぞれ提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

第10条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(災害補償)

第11条 第4条の協力業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、応援活動従事中において負傷、疾病又は死亡する被害を受けたときは、次に掲げる場合を除き、茅野市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年条例第30号）の規定に準じて、甲が補償を行うものとする。

- (1) 故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害について、乙、丙又は従事者が締結した損害保険契約による保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙及び丙が相互に協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、有効期間満了1ヶ月前までに、甲、乙及び丙から特段の意思表示がないときは更に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 3月26日

甲 茅野市
市長 柳平千代一 印

乙 長野LP協会諏訪支部
支部長 野口行敏 印

丙 一般社団法人長野県LPガス協会
会長 小林芳夫 印

別表

LPガス設備	LPガスボンベ、供給機器一式、コンロ
--------	--------------------

資料59 ☆災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

茅野市（以下「甲」という。）と信州諏訪農業協同組合（以下「乙」という。）とは、茅野市内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の原因により生ずる災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るために、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し
乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、

甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(応急生活物資の取引)

第7条 応急生活物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該

場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ、引き取るものとする。

(費用)

第8条 第3条及び第6条の規定により乙が供給した商品の対価については甲

が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の農業協同組合等との間で、災害時における農業協同組合間相互

互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるもの

とする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が

必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行に当たっては、農業協同組合法（昭和22年法律第132

号）その他関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、

甲、
乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、それぞれ1通を所持する。

平成 19 年 3 月 1 日

甲 茅野市
茅野市長 矢崎和広

乙 信州諏訪農業協同組合
代表理事組合長 小林信哉

(別表)

災害時応急生活物資

段 階	第1段階 ライフインストップ ^o	第2段階 電気復旧	第3段階 水道復旧		
期 間	災害当日～3日			4日～6日	7日～
品 目	◎ 飲料水 ◎ 菓子パン ◎ 牛乳 ◎ 果物 ◎ 1人1食食品(ごはん) 缶詰 懐中電灯 バケツ 軍手 濡れティッシュ ガムテープ トイレットペーパー 紙おむつ ガスボンバ・ガスコンロ 卓上ガスコンロ なべ	飲料水 インスタントラーメン 切り餅 1人1食食品(ごはん) 缶詰 紙おむつ なべ 濡れティッシュ 生理用品 下着・靴下 タオル 紙コップ・紙皿 トイレットペーパー	米 食パン めん類 バター・ジャム 肉・魚 野菜 果物 1人1食食品(おかず類) インスタントラーメン 緑茶・コーヒー・紅茶 トイレットペーパー 下着・靴下 なべ マスク		
	夏	蚊取り線香			
	冬	使い捨てカイロ・毛布			

(注1) 応急生活物資は、概ね上記の段階、期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。

(注2) 品目は、上記の外、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

(注3) ◎印は、災害発生直後最優先に調達すべき品目

協力要請連絡先

信州諏訪農業協同組合本所

〒392-0012

長野県諏訪市大字四賀7841番地

TEL 0266-57-8000

FAX 0266-57-7600

資料60 ☆災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

茅野市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープながの（以下「乙」という。）とは、茅野市内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の原因により生ずる災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るために、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の取引）

第7条 応急生活物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ、引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における生活協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)その他関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、それぞれ1通を所持する。

平成 10 年 12 月 15 日

甲 茅 野 市

茅 野 市 長 矢 崎 和 広

乙 生活協同組合コープながの

理 事 長 米 原 俊 夫

(別表)

最 優 先 供 給 品 目	★容器入り水・飲料 ★パン（菓子パン・調理パン・食パン） ★牛乳（LLその他） ★果物（バナナ等） ★レトルト食品（ごはん・おかず類）
状況に応じて 供 給 す る 品 目	・缶詰（イージーオープン） ・ハム・ソーセージ ・インスタントラーメン ・バター・ジャム ・緑茶・コーヒー・紅茶 ・米 ・粉ミルク ・電池 ・懐中電灯 ・ローソク ・マッチ・簡易ライター ・軍手 ・ポリバケツ ・飲料用ポリタンク ・カセット式ガスコンロ及びボンベ ・紙コップ・紙皿 ・トイレットペーパー ・洗剤・石けん ・紙おむつ ・生理用品 ・濡れティッシュ ・ゴミ袋 ・運動靴 ・かとり線香（夏） ・使い捨てカイロ（冬）

- (1) ★印 「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目
- (2) 「状況に応じて供給する品目」は、概ね上記の品目とし、災害規模や被災者のニーズの変化等の状況に応じて調達・供給する。
- (3) 品目は上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

資料61 ☆茅野市上水道水源一覽表

水 源 名		計 画 取 水 量 (m ³ /日)	
井	湯川第1水源	750	
	湯川第2 //	2,050	
	湯川第3 //	350	
	湯川第4 //	350	
	横内第1 //	1,800	
	横内第2 //	1,800	
	横内第3 //	1,800	
	横内第4 //	1,800	
	中道第1 //	300	
	中道第2 //	600	
	新井第1 //	380	
	新井第2 //	700	
	伊勢宮 //	350	
	北大塩中区 //	600	
	丸山上 //	350	
	丸山下 //	350	
	出林 //	600	
	穴山上 //	700	
	大沢第1 //	900	
	大沢第2 //	800	
大六天 //	800		
戸	上原山第1 //	1,500	
	上原山第2 //	1,500	
	美濃戸第1 //	1,500	
	美濃戸第2 //	1,500	
	東岳第2 //	150	
	計		24,280立方m/日
	湧	大清水 //	5,184
大須栗平 //		170	
上場沢塩之目 //		300	
大沢 //		400	
高部第1 //		430	
高部第2 //		120	
丸内 //		900	
芹ヶ沢第2 //		400	
坂室第1 //		80	
坂室第2 //		80	
ネジクラ //		1,570	
一本サワラ //		1,800	
大日向 //		210	
所窪 //		130	
鉄山 //		200	
家前 //		170	
東岳 //		180	
篠八 //	86		
計		12,410立方m/日	
水	計		36,690立方m/日

蓼科上水道水源一覽表

水 源 名		計 画 取 水 量 (m ³ /日)
湧	蓼科第1水源	1,100
	蓼科第2 //	3,200
	蓼科第4 //	860
計		5,160立方m/日

白樺湖上水道水源一覽表

水 源 名		計 画 取 水 量 (m ³ /日)
井戸	白樺第6水源	600
	白樺第7水源 //	700
湧水	白樺第1水源 //	850
	白樺第2水源 //	1,700
	白樺第4水源 //	550
計		3,300立方m/日

資料62 ☆茅野市上水道配水地一覽表

施設名称				場所		規模・能力	
						(立方尺)	
1	北	大	塩	高	区配水池	米沢 字夏明5156-1	600.00
2	北	大	塩	中	区	米沢 字前島4802	640.00
3	梨		ノ		木	豊平 字梨ノ木7284-2	2,100.00
4	埴		原		田	米沢 字城下454	1,002.14
5	城				山	ちの 字高尾戸5559-3	102.60
6	樋				沢	宮川 字城2490-1	102.60
7	大				沢	金沢 字柏木1822-5	2,009.60
8	大				山	// 字丸山1205-7	90.00
9	大				池	// 字萱カヤ野597-1	90.00
10	下	手	ケ		原	富士見町字大沢山11401-476	102.60
11	御	狩			野	富士見町金沢字頭殿沢2842	32.00
12	槻				木	豊平 字東嶽7702-1-31	582.40
13	中				道	泉野 字古津7493	283.40
14	穴		山		上	玉川 字丸山道上7649-2	1,451.00
15	穴				山	// 字屋敷添7421-2	187.20
16	菊				沢	// 字泉野古津7429	294.00
17	上	場	沢・塩	之	目	豊平 上塩泉80	90.00
18	芹	ケ			沢	北山 字山の神7726-1	86.40
19	新				井	湖東 4400	500.00
20	中				村	// 6186-2	66.55
21	大		沢		上	富士見町富士見11404	504.00
22	諏		訪		南	金沢 字南久保3410-17	1,006.70
23	上	原	山	第	1	玉川 字原山11400-28	550.00
24	上	原	山	第	2	// 字原山11400-1105	208.00
25	赤		の		平	富士見町富士見	24.50
26	朝				倉	北山 字灰俵坂1574	1,492.00
27			堀			湖東 4734-277	614.40
28	須		栗		平	// 字篠八2582	24.00
29	笹				原	// 字細萱尾根1657	32.00
30	白		井		出	// 字家前2041	14.00
31	糸				萱	北山 字常滑6015	32.00
32	湯				川	// 字下坂4162	67.20
33	大		日		向	// 字汐下3471	62.00
34	須		栗		山	// 字大石畑2378	36.80
35	山				田	玉川 9669-2	1,004.80
36	坂				室	宮川 字大欠7007-1	42.60
37	高				部	// 字沢通346	278.00
38	出				林	北山 1574	1,005.00

蓼科上水道配水池一覽表

施設名称				場所		規模・能力	
						(立方尺)	
1	蓼	科	第	1	配水池	北山 4035-1408	84.80
2	蓼	科	第	2	//	// 4035-2	190.80
3	蓼	科	第	3	//	// 4035-776	190.80
4	蓼	科	第	4	//	// 4035-471	190.80
5	蓼	科	第	5	//	// 4035-887	190.80
6	卜	コ	夕		//	// 4035-249	558.90

白樺湖上水道配水池一覽表

施設名称				場所		規模・能力		
						(立方尺)		
1	白	樺	湖	第	1	配水池	北山 3424-1	175.80
2	白	樺	湖	第	2	//	// 3419-1	199.50
3	白	樺	湖	第	3	//	// 3419-1	110.70
4	白	樺	湖	第	4	//	// 3419-1	110.70
5	白	樺	湖	第	5	//	// 3418-19	145.50
6	白	樺	湖	第	6	//	// 3419-1	58.50
7	白	樺	湖	第	7	//	// 3424-1	100.00

資料63 ☆災害時における応急対策協力に関する協定書

災害時における応急対策協力に関する協定書

茅野市（以下「甲」という。）と茅野市水道事業協同組合（以下「乙」という。）は、茅野市内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の原因により生ずる災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に応急対策の必要が生じた場合、迅速かつ円滑に対応するため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲が乙の協力を得て行う応急対策について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に応急対策の必要が生じた場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害等の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員数
- (3) 必要とする資材及び機材の種類及び数量
- (4) 応急対策の場所、応急対策内容及び期間
- (5) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、迅速に出動し対応するものとする。

- 2 乙は、災害時の状況により通信手段が途絶した場合、甲からの要請がない場合でもこの協定の趣旨に基づき応急対策を実施できるものとする。
- 3 甲は、乙の応急対策が円滑に実施できるよう標示旗、図面等の供与、現地への誘導及び現地での諸調達について必要な援助を行うものとする。

（事前計画）

第4条 応急対策の円滑な実施を図るため、乙は組織体制、連絡体制及び工事施工区域を定めておかなければならない。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づく協力のために要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定により甲が負担する経費の精算単価は、災害発生時における実勢単価とする。

（災害補償）

第6条 この協定に基づき応急対策に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、茅野市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年茅野市条例第30号）の規定に基づき、甲が補償するものとする。

- 2 乙の現場活動により生じた建設機械の損傷については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（第三者に対する損害賠償）

第7条 乙が、この協定に基づく応急対策従事中に第三者に損害を与えた場合、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第8条 乙は、第3条の規定に基づく応急対策に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策に従事した人員数および従事した期間
- (2) 応急対策に使用した機器類の種類、台数及び使用時間
- (3) 応急対策に使用した資材等の種類及び数量
- (4) その他必要な事項
(経費等の請求)

第9条 乙は、第5条に規定する経費及び第6条に規定する補償（以下「経費等」という。）を請求するときは、甲が定める請求書により行うものとする。

(経費等の支払)

第10条 甲は、前条の請求書を受理したときは内容を確認し、速やかに経費等の支払をするものとする。

(応急対策等の訓練)

第11条 乙は、災害時における応急対策等を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて甲が行う訓練に参加するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成9年12月1日から平成10年11月30日までとする。

- 2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれの側からもこの協定を改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
- 3 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても、双方協議してこの協定を改定することができる。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年12月1日

甲 茅野市長 矢崎和広

乙 茅野市水道事業協同組合
理事長 窪田嘉一

資料 6 4 ☆茅野市水道事業協同組合加盟店一覧

茅野市水道事業協同組合加盟店名簿

平成21年度

商 号	住 所	電話番号
(株)キタハラ	仲町6-17	72-7418
(有)芸管工業	泉野5877-2	79-4372
(有)大信設備	ちの988-3	72-3527
(有)ミワ設備	金沢923-5	73-5210
(有)信濃住宅設備	中大塩14-18	72-0319
(有)木村設備	湖東5866-2	77-2380
(有)オギハラ住宅設備	塚原2-12-14	72-2649
(有)茅野設備	玉川3650-7	79-5858
(株)有賀水道	金沢2186-2	72-4017
(有)イトカン	玉川1445-1	72-8548
(株)オケヤス	宮川3849-5	72-2230
共栄管工(株)	宮川11376-14	72-6675
共進エネーブ(株)	仲町17-20	72-6282
(有)クサカベ設備興業	玉川8810	79-2511
(有)窪田設備	本町東12-7	72-6814
水道(株)茅野支社	米沢3744-1	72-8533
(株)諏訪設備工業	豊平477-1	72-3694
(有)タキザワ住設	金沢4167-11	72-9038
竹村総合設備(株)長野支店	北山4035	67-2174
(有)タケムラプロパン	仲町14-5	72-2382
茅野市水道事業協同組合	塚原2-1-12	73-8687

No.	区域の名称	危険箇所番号	特別警戒区域	特別警戒区域 人家	警戒区域		特別警戒区域				
					人家 戸数	公共的建物		人家 戸数	公共的建物		
						戸数	内 訳		戸数	内 訳	
1	大沢川	D-04-214-061			26	3	集会所×2（大沢公民館、上々町常会所）、官公署×1（金沢分団金沢部上屯所）				
2	蟹出沢	D-04-214-062			1						
3	中野沢川	D-04-214-063	○		51	1	集会所×1（仲町公民館）				
4	金川	D-04-214-064	○		69	8	官公署×3（茅野市役所金沢出張所、信濃金沢郵便局、消防分団）、児童福祉施設×1（金沢保育所）、教育施設×1（金沢小学校）、集会施設×1（仲町公民館）、診療所×1（金沢診療所）、農協×1				
5	伴僧川1	D-04-214-065	○		17	1	集会所×1（下区行屋）				
6	矢野口川2	D-04-214-066	○		28						
7	矢野口川1	D-04-214-067	○		28						
8	伴僧川2	D-04-214-068	○		7						
9	金沢川	D-04-214-069	○		1						
10	大崩川	D-04-214-070			49	4	集会所×1（大池公民館）、官公署×1（金沢分団大池部屯所）、宿泊所×2（ホテル虹色のメルヘン）				
11	舟ヶ久保川1	D-04-214-071	○		13	1	集会施設×1（木舟研修センター）				
12	舟ヶ久保川2	D-04-214-072	○		17	1	集会施設×1（木舟研修センター）				
13	木舟一沢	D-04-214-073	○		20						
14	木舟二沢	D-04-214-074	○		25	1	集会施設×1（木舟研修センター）				
15	坂室川3	D-04-214-075	○		6						
16	逆川	D-04-214-076	○	○	3				1		
17	坂室川1	D-04-214-077	○		1						
18	浅下瀬川1	D-04-214-078			3						
19	麻漫川	D-04-214-079			135	2	老人福祉施設×1（グループホームせせらぎの家）、集会所×1（西山公				
20	坂室川2	D-04-214-080	○			2	宿泊施設×1（豊島一宇荘）、貯水槽×1				
21	浅下瀬川2	D-04-214-081			51	1	老人福祉施設×1（グループホームせせらぎの家）				
22	浅下瀬川3	D-04-214-082			5						
23	西茅野沢	D-04-214-083			7						
24	百々川	D-04-214-084			23						
25	中の沢川1	D-04-214-085	○		117	2	老人福祉施設×1（デイサービスモモ）、官公署×1（宮川分団第三部）				
26	中の沢川2	D-04-214-086	○		117	2	老人福祉施設×1（デイサービスモモ）、官公署×1（宮川分団第三部）				
27	中の沢川3	D-04-214-087	○		117	2	老人福祉施設×1（デイサービスモモ）、官公署×1（宮川分団第三部）				
28	中の沢川4	D-04-214-088	○		117	0	老人福祉施設×1（デイサービスモモ）、官公署×1（宮川分団第三部）				
29	中の沢川5	D-04-214-089	○		39						
30	小町屋沢	D-04-214-090	○		34	1	集会所×1（小町屋集会所）				
31	水眼川1	D-04-214-091			70	1	集会所×1（小町屋集会所）				
32	水眼川2	D-04-214-092	○		41	1	集会所×1（小町屋集会所）				
33	下馬沢川1	D-04-214-093	○		131	3	その他×1（守矢資料館）、集会所×1（高部公民館）、官公署×1（宮川分団第一屯				

34	下馬沢川2	D-04-214-094	○		131	4	その他×1 (守矢資料館)、 集会所×1 (高部公民館)、 官公署×1 (宮川分団第一屯 所)、斎場×1 (静香苑)			
35	高部沢	D-04-214-095	○		25					
36	西沢川	D-04-214-096	○		56	2	その他×1 (守矢資料 館)、集会所×1 (高部公 民館)			
37	ヨキドキ沢1	D-04-214-144	○	○	79			30	1	老人福祉施 設×1 (ディス サービスモ)
38	ヨキドキ沢2	D-04-214-145	○		109	1	老人福祉施設×1 (ディ サービスモ)			
39	ヨキドキ沢3	D-04-214-146	○		109	1	老人福祉施設×1 (ディ サービスモ)			
40	浦の沢	D-04-214-147	○		43	1	その他×1 (西茅野土地 区画 整理組合事務所)			
41	西茅野沢1	D-04-214-148	○		14					
42	西茅野沢2	D-04-214-149			0					
43	音無川2	D-04-214-007	○		0	1	白樺湖浄化センター			
44	音無川3	D-04-214-008	○		0	1	白樺湖浄化センター			
45	緑一沢1	D-04-214-009			136	1	簡易水道施設			
46	緑一沢2	D-04-214-010	○	○	137			1		
47	緑二沢	D-04-214-011	○		28					
48	緑三沢1	D-04-214-012	○		50					
49	緑三沢2	D-04-214-013	○		28					
50	緑三沢3	D-04-214-014	○		29					
51	緑三沢4	D-04-214-015	○		29					
52	緑三沢5	D-04-214-016	○		11					
53	緑三沢6	D-04-214-017	○		8					
54	音無川4	D-04-214-018	○							
55	音無川5	D-04-214-019	○							
56	音無川6	D-04-214-020	○		2					
57	音無川7	D-04-214-021	○		2					
58	音無川8	D-04-214-022	○							
59	音無川9	D-04-214-023	○							
60	音無川10	D-04-214-024	○							
61	音無川11	D-04-214-025	○							
62	塩沢二沢	D-04-214-039	○		1					
63	柏原沢	D-04-214-040	○		4					
64	柏原三沢	D-04-214-041	○							
65	柏原四沢	D-04-214-042	○							
66	柏原一沢	D-04-214-043	○							
67	柏原二沢	D-04-214-044	○							
68	湯川三沢	D-04-214-045	○							
69	湯川二沢	D-04-214-046	○							
70	湯川四沢1	D-04-214-047	○	○	96	2	柏原公民館消防団北山分 館柏原部	1		
71	湯川四沢2	D-04-214-048			3					
72	蓮井沢1	D-04-214-049	○	○				2	1	水道配水 池×1
73	湯川五沢	D-04-214-050	○							
74	湯川六沢	D-04-214-051	○		1					
75	蓮井沢2	D-04-214-052	○		0					
76	大窪沢	D-04-214-053	○		36					
77	塩沢一沢	D-04-214-054	○			1	発電所×1			
78	塩沢沢	D-04-214-055	○		2					
79	南小泉沢	D-04-214-056	○		26					
80	御作田沢1	D-04-214-057	○		1					
81	御作田沢2	D-04-214-058	○		1					
82	御作田沢3	D-04-214-059	○		0					

83	上原一沢1	D-04-214-097	○		94					
84	上原一沢2	D-04-214-098	○		94					
85	上原二沢	D-04-214-099	○		93					
86	塚原三沢1	D-04-214-100	○		74					
87	塚原四沢	D-04-214-101	○		16					
88	塚原三沢2	D-04-214-102	○		70					
89	検校沢1	D-04-214-103	○		67					
90	検校沢2	D-04-214-104	○		70					
91	本町沢	D-04-214-105			12	3	宿泊施設×2、その他×1			
92	スモクボ	D-04-214-106	○		24					
93	桂の入沢	D-04-214-107			16					
94	ドウクボ1	D-04-214-108			13	1	官公署×1			
95	ドウクボ2	D-04-214-109	○		13	1	官公署×1			
96	米沢沢1	D-04-214-110	○		7				1	水道施設
97	米沢沢2	D-04-214-111	○							
98	米沢沢3	D-04-214-112	○		7					
99	米沢沢4	D-04-214-113	○		7					
100	米沢沢5	D-04-214-114	○		7					
101	米沢一沢1	D-04-214-115	○		1	4	リサイクルセンター×3、 清掃センター×1			
102	米沢一沢2	D-04-214-116	○			4	リサイクルセンター×3、 清掃センター×1			
103	米沢二沢	D-04-214-117	○		5					
104	米沢三沢	D-04-214-118	○		6					
105	鑄物師屋沢1	D-04-214-119			9					
106	鑄物師屋沢2	D-04-214-120	○		9					
107	鑄物師屋沢3	D-04-214-121	○		9					
108	北大塩一沢	D-04-214-122	○		32					
109	北大塩二沢	D-04-214-123	○		55					
110	北大塩三沢	D-04-214-124	○		2					
111	北大塩四沢	D-04-214-125	○							
112	持栗川	D-04-214-126	○	○	140	2	集会所×1(柏原公民館)官 公署×1(北山分団柏原部)		1	
113	蓮井沢	D-04-214-127	○		27					
114	音無川1 2	D-04-214-128	○		18	1	その他×1(音無の湯)			
115	音無川1 3	D-04-214-129	○	○	16	1	その他×1(音無の湯)		2	
116	藤原沢1	D-04-214-134	○	○	1				1	
117	藤原沢2	D-04-214-135	○		2					
118	立囃川1	D-04-214-136	○	○					2	
119	立囃川2	D-04-214-137	○	○					2	
120	立囃川3	D-04-214-138	○	○					2	
121	立囃川4	D-04-214-139	○	○					2	
122	立囃川5	D-04-214-140	○							
123	檜沢川1	D-04-214-141	○							
124	檜沢川2	D-04-214-142			32					
125	茅野横河川	D-04-214-143			35					
126	藤原沢3	D-04-214-150	○		2					

資料65-2 ☆土砂災害防止法(急傾斜地の崩壊)

平成21年10月作成

No.	区域の名称	危険箇所番号	特別警戒区域	特別警戒区域 人家	警戒区域			特別警戒区域		
					人家 戸数	公共的建物		人家 戸数	公共的建物	
						戸数	内 訳		戸数	内 訳
1	金沢1	K-04-214-112	○	○					4	
2	金沢2	K-04-214-113			7					
		K-04-214-114			5					
3	金沢3	K-04-214-115	○	○	5				1	
		K-04-214-116			14	1	公民館×1(大池公民館)		1	
4	金沢4	K-04-214-162	○	○	2				2	
5	金沢5	K-04-214-117	○		18	1	公民館×1(新金沢区公民館)			
6	金沢6	K-04-214-118	○	○	20				2	
7	金沢7	K-04-214-163	○	○					1	
		K-04-214-180								
8	金沢8	K-04-214-181	○							
	金沢9	K-04-214-178	○							
9	金沢10	K-04-214-179	○							
10	宮川1	K-04-214-218	○		6					
	宮川2	K-04-214-093	○	○	12				2	2 公民館×1(小屋町公会所)
11	宮川3	K-04-214-094	○						1	1 その他×1(火葬場:静香苑)
12	宮川4	K-04-214-095	○	○	3				3	
13	宮川5	K-04-214-096	○	○	20	1	集会所×1(美弥ヶ丘集会所)		3	
14	宮川6	K-04-214-097	○		54					
15	宮川7	K-04-214-098	○	○	2				3	
16	宮川8	K-04-214-099			15				1	
		K-04-214-100	○	○	1					
		K-04-214-101			20				1	
17	宮川9	K-04-214-102	○		15					
18	宮川10	K-04-214-103	○	○	3				2	
19	宮川11	K-04-214-126	○		6					
20	宮川12	K-04-214-127	○		6					
21	宮川13	K-04-214-136	○		13					
		K-04-214-137			11					
22	宮川14	K-04-214-138	○		8				6	
23	宮川15	K-04-214-156	○	○	2				2	
24	宮川16	K-04-214-157	○		3					
25	宮川17	K-04-214-158	○		1					
26	宮川18	K-04-214-159	○	○	4				1	
27	宮川19	K-04-214-160	○	○					1	
		K-04-214-161								
28	宮川20	K-04-214-177	○		3					
29	宮川21	K-04-214-182	○	○					1	
		K-04-214-183							1	
30	宮川22	K-04-214-184	○							
31	宮川23	K-04-214-185	○		0					
32	宮川24	K-04-214-186	○		1	1	弱者施設×1(グループホームせせらぎ)			
33	宮川25	K-04-214-196	○		2					
34	宮川26	K-04-214-187	○							
35	宮川27	K-04-214-188	○							
		K-04-214-189								
36	宮川28	K-04-214-191			1					
37	宮川29	K-04-214-190	○		0					
38	宮川30	K-04-214-192	○		1					
		K-04-214-193			0					
39	宮川31	K-04-214-194	○	○	22				9	

40	宮川 3 2	K-04-214-195	○		0				
	玉川 1	K-04-214-090	○		1				
41	玉川 2	K-04-214-091	○		13	1	図書館・美術館×1 (茅野市立図書館・美術館)		
42	玉川 5	K-04-214-205							
		K-04-214-206			1				
43	玉川 6	K-04-214-077	○		4	1	神社・仏閣×1 (常勝院)		
44	玉川 7	K-04-214-173	○						
	玉川 8	K-04-214-200	○						
45	玉川 9	K-04-214-135	○	○	3				4
46	玉川 1 0	K-04-214-078	○	○	27				3
	玉川 1 1	K-04-214-125	○	○	9				6
47	玉川 1 2	K-04-214-124	○	○	14				2
48	玉川 1 3	K-04-214-123			3				
	玉川 1 4	K-04-214-176	○						
49	玉川 1 5	K-04-214-134	○	○	12				1
50	玉川 1 6	K-04-214-051	○		12				
51	玉川 1 7	K-04-214-080	○						
		K-04-214-079			45	1	公民館×1 (小泉区民会館)		
52	玉川 1 8	K-04-214-081	○	○	12				2
53	豊平 1	K-04-214-021	○		5				
	豊平 2	K-04-214-022	○		1				
54	豊平 3	K-04-214-142	○		2				
55	豊平 4	K-04-214-023	○		1				
	豊平 5	K-04-214-024	○	○	4				6
56	豊平 6	K-04-214-040	○		1				
57	豊平 7	K-04-214-039	○		7				
		K-04-214-038			5				
58	豊平 8	K-04-214-249							
59	豊平 9	K-04-214-211	○			1	宿泊施設×1 (蓼科高原荘)		
	豊平 1 0	K-04-214-042	○						
60	豊平 1 1	K-04-214-041	○		5				
61	豊平 1 2	K-04-214-208	○						
		K-04-214-209							
62	豊平 1 3	K-04-214-172	○	○	1				3
63	豊平 1 4	K-04-214-207	○						
64	豊平 1 5	K-04-214-174	○						
		K-04-214-175			0				
65	豊平 1 6	K-04-214-046	○	○	4				11
		K-04-214-045				1	神社×1 (威力不動尊)		
66	豊平 1 7	K-04-214-044	○	○	2	1	神社×1 (威力不動尊)		1
67	豊平 1 8	K-04-214-043	○		6				
68	豊平 1 9	K-04-214-132	○	○	5				9
69	豊平 2 0	K-04-214-131	○	○	2				7
		K-04-214-130			1				
70	豊平 2 1	K-04-214-050	○	○					2
71	豊平 2 2	K-04-214-049	○	○	1				2
	豊平 2 3	K-04-214-048	○	○	9				8
72	豊平 2 4	K-04-214-150	○	○	0				2
73	豊平 2 5	K-04-214-055	○	○	7				5
	豊平 2 6	K-04-214-210	○	○	1				40
74	豊平 2 7	K-04-214-151	○	○	39				14
75	豊平 2 8	K-04-214-119	○	○	26				4
	豊平 2 9	K-04-214-054	○		9				1
76	豊平 3 0	K-04-214-053	○		3	1	発電所×1 (中部電力御福沢水力発電所)		
77	豊平 3 1	K-04-214-052	○	○					1
	豊平 3 2	K-04-214-129	○	○	4				11
78	豊平 3 3	K-04-214-047	○		1				1

79	豊平3 4	K-04-214-215	○		2	1	集会所×1 (二番組集会所)		
		K-04-214-213			1				
		K-04-214-214			36	2	コミュニティセンター×1 (豊平CC) 消防団器具置場X		
80	豊平3 5	K-04-214-146	○		1				
81	中大塩1	K-04-214-240	○		5				
82	中大塩2	K-04-214-239			16				
83	中大塩3	K-04-214-238	○		12				
84	中大塩4	K-04-214-033	○	○	4				
		K-04-214-032			13				
		K-04-214-034			14				
		K-04-214-035			6		1		
85	中大塩5	K-04-214-036	○		2				
86	中大塩6	K-04-214-037	○		7				
87	湖東1	K-04-214-244	○		1				
88	湖東2	K-04-214-242	○						
89	湖東3	K-04-214-166	○	○	3	1	宿泊所×1 (民宿白樺苑)		
		K-04-214-167			2				
		K-04-214-165					1		
90	湖東4	K-04-214-241	○						
91	泉野1	K-04-214-250	○		1				
92	泉野2	K-04-214-062	○	○	9			1	
93	泉野3	K-04-214-251	○						
		K-04-214-252							
		K-04-214-253			2				
94	泉野4	K-04-214-255	○						
K-04-214-254									
96	泉野5	K-04-214-257	○		6				
97	泉野6	K-04-214-256	○						
		K-04-214-070			3	学校×1, 郵便局×1 市役所出先機関×1			
98	泉野7	K-04-214-076	○		3	1			
99	泉野8	K-04-214-063	○	○				1	
100	泉野9	K-04-214-155	○	○	3			3	
101	泉野1 0	K-04-214-067	○		11	1	資料館×1(槻木区宝物館, 槻木の舞台)		
		K-04-214-068			2	1	消防分団×1(茅野市消防団第4分団)		
		K-04-214-069			3				
102	泉野1 1	K-04-214-066	○	○	2			2	
		K-04-214-065			1				
		K-04-214-064			1		3		
103	泉野1 2	K-04-214-075	○	○	2			2	
104	泉野1 3	K-04-214-072	○	○	2			1	
		K-04-214-074			1				
		K-04-214-073			1		1		
105	泉野1 4	K-04-214-071	○	○	3			6	
		K-04-214-171			1				
106	泉野1 5	K-04-214-170	○						
107	泉野1 6	K-04-214-258	○		3				

資料66 ☆地すべり危険箇所(県防災計画分)

整理番号	箇所名	河川名			位置	危険箇所等の緒元										地形・地質										
		水系名	幹川名	溪流名		市町村	大字	地すべり危険箇所			危険箇所以外の危険区域			危険箇所以外の地すべり被害想定区域				地すべりの種類	滑落崖	勾配	基礎岩の年代	基礎岩の種類	基礎岩の名称	地質構造	移動土魂層	受け・流れ盤
								幅	長さ	面積	幅	長さ	面積	長さ	面積	長さ	面積									
149	季久保	天竜川	上川		茅野市	季久保	300	180	5	200	250	5					10	その他	有	11	新第三紀	深成岩	花閃緑岩	9	1	3
150	小泉山	〃	〃		〃	南小泉	780	450	29	490	310	13				42	その他	無	17	新第三紀	堆積岩	凝灰岩	3	3	3	
151	塚原	〃	〃		〃	塚原	1400	470	30	830	350	16				45	その他	無	12	新第三紀	堆積岩	花閃緑岩	9	1	3	
152	柏原	〃	音無川	持栗川	〃	北山	280	270	8	430	230	10				17	その他	無	25	新第三紀	堆積岩	角安山岩	9	1	3	
153	上原	〃	上川		〃	ちの	250	270	6	300	260	8				14	その他	無	14	新第三紀	堆積岩	花閃緑岩	9	1	3	
154	中大塩	〃	〃	茅野横河川	〃	米沢	260	340	8	450	120	5.0	180	1	360	5	その他	無	16	新第三紀	堆積岩	〃	9	1	3	

公共施設の種類の種類及び数

整理番号	活動の状況		水分状況		人口(人)	人家戸数(戸)					公共施設の種類の種類及び数					危険箇所		
	発生	頻度	陥没・隆起	沼・湿地・池		湧水	水量	個所	A+B		C		D		E		合計	区分
									施設	数量	施設	数量	施設	数量	施設	数量		
149	有	時々発生	無	有	多	多	24								460	4.2	A	
150	無		無	無	多	多	135								260	6.7	C	
151	無		無	有	多	多	190	450	490	2,200	490				500	8.9	B	
152	無		無	無	少	少	32								460	6.8	C	
153	無		無	無	少	少	85	440	310	780	310				860	5.2	C	
154	無		無	無	少	少	4								1,220	4.7	C	

資料67 ☆土砂崩壊危険箇所(県防災計画分)

番号	地区名	位置		管理団体名	受益戸数(戸)	受益面積(戸)	工事内容			被害数量	地域指定				改修度			
		大字	字				工種	構造	事業費(千)		事業量(m)	振興山村	特定農山	豪雪地域	過疎地す	A	B	C
1	滝之湯鉄山	北山	鉄山	滝ノ湯堰 土地改良区	1,067	408	用水路工	練7'ロック 積	24,000	300	農地 40 a 市道 200m 水路 300m	北山 ○					○	
2	滝之湯蓼科	//	蓼科	//	1,067	(408)	//	//	16,000	200	市道 100m	北山 ○					○	
3	中沢下堰	泉野	槻木	大河原堰 土地改良区	975	(160)	//	コンクリート L型	18,000	300	農地 100 a 市道 200m 水路 100m	泉野 ○					○	
4	広見深沢	豊平	広見	//	975	315	//	コンクリート 三面張	36,000	300	農地 50 a 水路 300m	豊平 ○					○	
5	紫岩	湖東	笹原	//	975	(315)	//	コンクリート三 面張トソ祢	76,000	500	水路 500m	湖東 ○						○
6	大河原堰 上の平	北山	上の平	//	975	(315)	//	コンクリート三 面張	36,000	300	市道 500m	北山 ○						○
7	大堰四区	泉野	槻木	大堰四区	392	161	//	//	30,000	300	農地 80 a 水路 300m	泉野 ○						○
8	久保田堰	北山	蓼科	久保田堰 土地改良区	80	32	//	コンクリート L型	15,000	200	市道 100m	北山 ○						○
9	本田堰	湖東	須栗平	本田堰 水利組合	200	100	//	コンクリート 三面張	21,000	300	農地 50 a 市道 150m 水路 50m	湖東 ○						○
10	塩沢大堰	米沢	塩沢	塩沢区	30	10	//	//	15,000	300	農地 30 a 原道 300m	米沢 ○						○
11	車沢	北山	車沢	北大塩区 塩沢区	150	50	//	//	30,000	300	市道 200m	北山 ○						○
12	田沢砂田	宮川	田沢	田沢区	40	10	//	練7'ロック 積	30,000	100	水路 100m							○
13	浅倉堰	北山	湯川	浅倉堰 水利組合	50	25	//	コンクリート三 面張トソ祢	38,000	400	農地 30 a 水路 200m	北山 ○						○
14	北大塩	米沢	北大塩	北大塩区	40	23	//	パイプ ライン	90,000	1,800	市道 300m 水路 300m	米沢 ○						○

資料68 ☆山地災害危険地(県防災計画分)

(ア) 地すべり危険地区

番号	大字	字	国有林・ 民有林の別	保安林等	危険度	危険地区 面積 (ha)	備 考
1	宮川	横山	民有林		A	2	
計			1民1		1:0:0	2	

(イ) 山腹崩壊危険地区

番号	大字	字	国有林・ 民有林の別	保安林等	危険度	危険地区 面積 (ha)	備 考
1	宮川	高部	民有林	○	A	5	
2	〃	大欠	〃	○	C	4	
3	北山	糸萱	〃		B	3	
4	〃	親湯	〃	○	C	4	
5	宮川	西山	〃		A	3	
6	北山	明治温泉	〃		C	2	
7	豊平	長倉	〃		C	1	
8	宮川	内山	〃		A	2	
9	北山	宝蔵	〃		B	1	
10	〃	頭無	〃		B	3	
11	〃	持栗沢	〃		B	1	
12		桜岩	〃		C	5	
13		次郎兵沢	〃	○	C	2	
14		鳴岩上	〃		C	11	
15	泉野	坪の葉下	〃	○	C	1	
16	宮川	山犬久保	〃	○	A	2	
17	玉川	川久保	〃		C	1	H1 1 追加
18	北山	大河原	〃		A	2	H1 2 追加
19	〃	東嶽沢川	〃	○		2	H1 3 追加
20		冷山	国有林	○	C	2	沢沢
21		〃	〃	○	B	2	唐沢
22	金沢	金沢山	〃		A	1	中の沢
23	〃	〃	〃		A	4	北の沢
計		23	民19・国4	9	6:5:1	64	

(ウ) 崩壊土砂流出危険地区

番号	大字	字	国有林・	保安林等	危険度	危険地区	備考
1	米沢	北大塩	民有林		C	4	
2	玉川	弓振川	//	○	C	4	
3	金沢	猿ヶ入	//	○	A	4	
4	//	舟ヶ久保	//	○	B	2	
5	//	鳴沢	//	○	C	2	
6	宮川	裏沢	//	○	B	3	
7	//	中野沢	//		C	4	
8	//	篠入	//	○	B	1	
9	//	百々沢	//	○	B	5	
10	//	樋ヶ沢	//	○	B	4	
11	//	下馬沢	//	○	B	4	
12	北山	多々羅沢	//	○	A	9	
13	//	合平久保	//		A	30	
14	米沢	細川	//		A	36	
15	泉野	南沢	//	○	B	0.6	
16	北山	東嶽	//	○	B	12	H11追加
17	宮川	御手水立野	//	○	A	0.6	H11追加
18	//	安国寺	//	○	B	0.9	H11追加
19		冷山	国有林	○	A	25	大河原
20		//	//	○	A	3	アザミ木場沢
21		//	//	○	C	1	渋川
22		東嶽	//	○	C	1	唐沢 (H13変更)
23		//	//	○	C	16	柳川(北沢)
24		//	//	○	C	30	柳川(南沢)
25	金沢	金沢山	//	○	A	5	大沢崩
26	//	//	//		A	4	北の沢
27	//	//	//		A	6	中の沢
28	//	//	//	○	C	7	鳴岩川 (H13追加)
計		28	民18・国10	22	10:9:9	224.1	

資料69 ☆山地に起因する災害危険箇所(市調査分)

No. 1

番号	区分	位置		予想危険地区	危険性の有無			直接保全対象施設			危険度	事業区分	面積 ha	保安林関係 指定・未指定	摘要
		大字	字(林班)		地形	地質	林況	人家	建物	公共施設					
1	山腹崩壊	北山	車沢	河川 準用河川 及び別荘	傾斜地	火山灰土	雑木林	20戸	無		C	2	未指定	一部改修済み	
2	"	"	蓼科城の平	丸生戸	"	岩石		10戸	"		C	20	"		
3	"	金沢	舟ヶ久保	木舟6	"	花崗岩 マサ度	混生林	10戸	有		A	10	指定	谷止工 3基	
4	"	宮川	西茅野	横山	"	火山灰土	雑木林	100戸	無		A	1	未指定	一部改修済み 谷止工 1基	
5	"	"	下馬沢川 県 1級	河川流域	"	中古年層		95戸	"	県道1.5km	A			砂防えん堤2基 谷止工 1基 谷止工 2基	
6	"	"	水眼川 市 準用	"	"	"		78戸	"	県道0.35km 国道1.03km 市道0.35km	B			砂防えん堤2基	
7	"	"	ヨキトギ川 市 普通	"	"	"		136戸	"	国道6.65km 市道0.33km	A				
8	"	"	百々川 市 準用	"	"	"	雑木林	無			A			砂防えん堤済	
9	"	"	浦の沢川 市 準用	"	"	"					A			谷止工 3基	
10	"	"	麻浸川 市 準用	"	"	"		85戸		林道0.3km	A			谷止工 5基	
11	"	金沢	大崩川 市 普通	"	"	"		60戸		市道0.68km	A			砂防えん堤2基 谷止工 1基	
12	"	"	半階川 市 普通	"	"	"		8戸		国道0.18km 市道0.35km	A				
13	"	"	金川 市 準用	"	"	"					B				
14	"	"	中の沢川 市 普通	"	"	"					B				
15	"	"	大沢川 県 1級	"	"	"					B			砂防えん堤 1基	
16	"	米沢	横河川 県 1級	"	"	花崗岩					B			砂防えん堤1基	
17	"	"	松沢川 県 1級	"	"	霧ヶ峰 火山岩					B			砂防えん堤1基	

番号	区分	位置		予想危険地区	危険性の有無			直接保全対象施設			危険度	事業区分	面積 ha	保安林関係 指定・未指定	摘要
		大字	字(林班)		地形	地質	林況	人家	建物	公共施設 その他					
18	山腹崩壊	米沢	前島川 1級	河川流域	傾斜地	霧ヶ峰 火山岩	雑木林				B				
19	"	"	藤原川 市準用	"	"	"	"				B				
20	"	北山	音無川 1級	"	"	"	"			県道1.69km 市道4.07km	B				
21	"	"	持栗川 市普通	"	"	"	"			県道0.25km	A				
22	"	"	滝ノ湯川 1級	"	"	八ヶ岳 溶岩	"				B				砂防えん堤1基
23	"	"	茨川 1級	"	"	"	針葉樹林	10戸		県道4.01km	B				砂防えん堤1基 谷止工 1基
24	"	"	角名川 1級	"	"	"	"			国道0.38km	B				谷止工 1基
25	"	泉野	鳴岩川 市普通	"	"	"	"				B				
26	"	"	柳川 1級	"	"	"	"	54戸		県道1.69km 市道0.48km	B				砂防えん堤2基 谷止工 1基
27	"	玉川	弓振川 1級	"	"	"	"				A				谷止工 1基

資料70 ☆民有林林道における災害発生危険箇所(県防災計画分)

(ア) 法令指定箇所

市町村名	林道名	法令指定箇所						計				
		急傾斜地危険区域区域内		地すべり防止区域内		森林法指定区域内		個所数	延長	面積		
		番号	位置	延長	面積	番号	位置	延長	面積	個所数	延長	面積
茅野市	米沢霧ヶ峰 2号線					1	米沢 字細沢	30	300			
〃	高部線					2	宮川 字大入	220	3200			

(イ) 法令指定以外の箇所

市町村名	林道名	法令指定以外の箇所						計				
		急傾斜地崩壊危険箇所		地すべり発生危険箇所		土石流発生危険渓流箇所		山腹崩壊危険箇所	個所数	延長	面積	
		番号	位置	延長	面積	番号	位置	延長	面積	個所又は延長	個所又は延長	面積
茅野市	米沢霧ヶ峰 2号線						米沢 字細沢	谷止工		20		
〃	高部線						宮川 字大入	〃		20		
〃	猿ヶ入線						金沢 字猿ヶ入	〃		20		

資料71 ☆土石流危険渓流(県防災計画分)

番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地 (字)	渓流状況			調査結果		保全対策		安全な避難場所 有 無	砂防施設 有無
					渓流長 (km)	渓流面積 (km ²)	河幅 (km)	勾配 (度)	危険度 分類	人家戸数 (戸)	公共施設等		
1	天竜川	音無川		池ノ平	2.13	2.20	—	10	B	11	県道 0.30 旅館 9	ホテル	無
2	"	"		"	1.05	(0.4) 0.4	1.8	15	A	7	旅館 7 県道 0.13	ホテル	無
3	"	"		"	0.78	(0.1) 0.2	0.7	15	B	13	市道 0.33 学校 1 旅館 5 市道 0.33 ホテル・ペンション 1	ホテル	無
4	"	"		車山 スキ一場	0.25	(0.33) 0.05	5.0	40	B	0	有料道路 0.13 市道 0.75 ホテル・ペンション 21	無	無
5	"	"	音無川	車山 スキ一場	0.75	(0.1) 0.3	1.4	24	A	0	有料道路 0.13 市道 2.25	無	無
6	"	"	持栗川	柏原	1.0	(0.4) 0.7	2.5	15	A	107	市道 1 寺院 0.30 県道	柏原神社	無
7	"	滝の湯川		蓼科	0.5	0.3	—	10	B	50			無
8	"	"	滝の湯川	"	4.5	(0.2) 11.7	4.0	40	A	72	旅館 3		有 5基
9	"	"	"	"	2.25	(1.6) 4.3	4.0	29	A	18	旅館 3		無
10	"	"	"	"	3.0	(0.6) 4.1	4.0	27	A	17	旅館 2		無
11	"	"	"	"	0.5	(0.03) 0.1	4.0	17	B	4	旅館 2		無
12	"	"	"	"	0.25	(0.01) 0.1	4.0	21	B	0	旅館 2		無
13	"	"		あかしあ台	1.0	(0.06) 1.1	1.3	23	A	24			無
14	"	"		あかまつ台	0.75	(0.1) 0.3	1.2	25	A	7			無

番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地 (字)	渓流面積			調査結果		保全対策		安全な避難場所 有 無	砂防施設 有 無
					渓流長 (km)	渓流長 (km)	河幅 (km)	勾配 (度)	危険度 分類	人家戸数 (戸)	公共施設等		
15	天竜川	滝の湯川		あかしあ台	0.5	(0.1) 0.2	1.4	28	A	15 別荘		無	
16	"	"		あかまつ台	0.25	(0.06) 0.1	1.2	27	B	14 別荘		無	
17	"	"		しらかば台	0.25	(0.03) 0.1	1.0	29	B	6 別荘		無	
18	"	"		しらかば台	0.25	(0.03) 0.1	2.0	32	B	10 別荘		無	
19	"	"		あかしあ台	0.25	(0.06) 0.1	1.2	24	A	14 別荘		無	
20	"	"		"	0.63	(0.15) 0.2	4.0	28	B	22 別荘		無	
21	"	"		からまつ台	0.63	(0.1) 0.4	1.6	15	A	80 別荘		無	
22	"	上川	渋川	明治湯	0.25	0.4	-	10	B	0	旅館 3		無
23	"	"	"	蓼科	3.75	(1.5) 14.7	3.5	15	B	0	旅館 3		無 2基
24	"	"		塩沢	1.28	(0.02) 0.35	1.0	15	A	2	発電所 1 市道 0.30		無
25	"	"	大窪沢	"	0.28	(0.02) 0.1	-	15	A	6			無
26	"	"		北大塩	0.75	(0.1) 0.2	0.5	24	A	12	寺院 1 県道 0.15	米沢小学 校	無
27	"	"	ドウクボ	塩原田	0.3	(0.01) 0.04	-	15	A	26	県道 0.1 市道 0.1	塩沢区民 会館	無
28	"	"	桂の入沢	"	0.53	0.2	1.5	10	A	29	神社 1 県道 0.20		無
29	"	"	スモクボ	"	0.53	(0.1) 0.2	1.0	15	A	16	市道 0.2	福沢区民 会館	無
30	"	"		本町	0.23	0.02	-	3	B	15 (11)	旅館 1 国道 0.18		無
31	"	"	検校沢	"	0.65	(0.1) 0.2	2.0	15	B	6.3	国道 0.25		無
32	"	"		塚原	0.7	(0.2) 0.2	2.2	20	A	149	学校 1 保育園 5 国道 0.5 市道 0.58		無

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地(字)	溪流面積			調査結果		保全対策		安全な避難場所 有 無	砂防施設 有 無
					溪流長(km)	溪流長(km ²)	河幅(km)	勾配(度)	危険度分類	人家戸数(戸)	公共施設等		
33	〃	島崎川		上原	0.7	(0.1) 0.2	2.0	15	A	91	神社 公民館 協同組合 国道 J.R. 寺院 神社 国道 J.R.		無
34	〃	〃		〃	0.53	(0.2) 0.2	2.5	15	A	70			無
35	〃	上川		米沢	0.5	(0.04) 0.3	0.5	20	B	0	工場	無	無
36	〃	〃		〃	0.25	(0.01) 0.03	7.0	17	B	0	工場	無	無
37	〃	〃		塚原	0.13	(0.01) 0.06	0.5	27	B	8		永明中学校	無
38	〃	〃		御作田	0.25	(0.02) 0.1	3.0	27	B	5		御作田公民館	無
39	〃	宮川	金井川(金川)	金沢上	3.2	(2.4) 0.5	3.0	27	A	96	寺院 学校 保育園 国道 0.2 市道 0.25 国道 0.18 市道 0.35		無
40	〃	〃	伴増川	金沢下	0.35	(0.1) 0.1	1.0	15	A	130			無
41	〃	〃	大崩川	大池	3.5	(0.1) 2.6	4.0	27	A	41	公民館 市道 1.0		砂防ダム 3基 溝砂 流路工
42	〃	〃	舟久保川	木舟	2.0	(0.04) 0.4	1.8	19	B	12	市道 0.15		無
43	〃	〃	〃	〃	0.75	(0.04) 0.3	6.0	22	B	9			無
44	天竜川	宮川	坂室川	坂室	1.0	(0.3) 0.6	1.0	20	A	21	国道 市道 0.33 0.35	坂室神社 観音堂	無
45	〃	〃	麻浸川	西山団地	1.5	(0.02) 0.8	4.0	20	A	89	公民館 市道 1.5		無
46	〃	〃	〃	西茅野	0.5	(0.02) 0.2	4.0	27	A	16	市道 0.5		無
47	〃	〃	〃	〃	0.5	(0.04) 0.1	4.0	29	A	33	公民館 市道 0.5		無

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字)	溪流面積			調査結果		保全対策		安全な避難場所 有 無	砂防施設 有 無
					溪流長 (km)	溪流長 (km ²)	河幅 (km)	勾配 (度)	危険度 分類	人家戸数 (戸)	公共施設等		
48	〃	〃	〃	〃	2.0	(0.2) 0.9	2.0	20	A	49	公民館 1 神社 1 市道 1.0	御頭御社 宮司社	無
49	〃	〃	中の沢川	安国寺	1.0	(0.1) 0.8	1.0	36	A	113	公民館 1 国道 0.75	無	無
50	〃	〃	ヨキトギ川	〃	1.5	(0.1) 1.1	1.5	29	A	113	公民館 1 国道 1.0	無	砂防ダム 1基 満砂 近路工
51	〃	〃	百々沢川	〃	2.25	(0.2) 1.2	3.0	36	A			無	砂防ダム 1基 満砂 近路工
52	〃	〃	水眼川	小町屋	1.5	(0.1) 1.2	3.0	24	A	53	神社 2 保育園 1 県道 0.3		無 1基
53	〃	〃	〃	〃	0.5	(0.02) 1.1	3.0	28	B	39	神社 1 保育園 1 県道 0.3		無
54	〃	〃	〃	西茅野	0.25	(0.03) 0.1	1.0	18	B	11		無	無
55	〃	〃	〃	木舟	0.25	(0.01) 0.2	1.3	20	B	6			無
56	〃	〃	〃	〃	0.25	(0.03) 0.04	1.3	25	B	6			無
57	〃	〃	〃	新金沢	1.75	(0.6) 1.1	3.0	36	A	6	工場 2	無	無
58	〃	下馬沢川	下馬沢川 西沢川	高部	2.05	(0.7) 2.1	2.5	20	A	130	寺院 1 県道 1.5	達屋神社	
59	天竜川	上川	〃	鑄物師屋	1.78	(0.7) 2.1	2.0	15	A	8			無
60	〃	〃	〃	蓼科	0.75	(2.5) 6.0	2	15	B	9	国道 0.05		有 1基
61	〃	〃	〃	〃	2.25	2.2	1.5	14	B	1	旅館 3 美術館 1	蓼科山 聖光寺	無
62	〃	〃	角名川	糸萱	0.75	(0.1) 0.7	2.0	27	B	30	国道 0.25		無
63	〃	〃	〃	笹原	1.25	1.3	2.0	27	B	33	国道 0.25		無
64	〃	〃	〃	〃	9.75	(0.1) 7.3	2.0	42	B	20	国道 0.25		砂防ダム 7基 近路工

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 (字)	溪流面積			調査結果		保全対策		安全な避難場所 有 無	砂防施設 有 無
					溪流長 (km)	溪流長 (km)	河幅 (km)	勾配 (度)	危険度 分類	人家戸数 (戸)	公共施設等		
65	〃	上川	横河川	米沢	7.75	(0.6) 1.9	2.0	15	A	16	神社 国道 市道	1 2.3 0.3	砂防ダム 1基
66	〃	〃	桧沢川	北大塩	9	(0.4) 10.1	3.0	20	B	69			無
67	〃	〃		〃	0.48	(0.03) 0.1	3.0	34	B	5			無
68	〃	〃		〃	0.3	(0.01) 0.2	3.0	28	B	12			無
69	〃	〃	立駱川	〃	3.88	(2.6) 2.9	2.0	20	A	12	県道	0.3	無
70	〃	〃	藤原川	塩沢	3.5	(0.5) 1.6	2.0	20	A	61	県道	0.3	無
71	〃	〃	待栗川	湯川	3.5	(1.0) 2.1	3.0	20	B	77	県道	0.8	無
72	〃	〃	音無川	柏原	2.28	(0.2) 15.9	0.8	32	A	52	公民館 県道	1 1.0	無
73	〃	柳川	南沢 北沢	美濃戸	7.18	(3.3) 3.9	2.0	20	A	2	山荘	1	有 8基
74	〃	上川	柳川	上槻木	5.0	(1.7) 6.6	2.0	20	B	54	学校 県道 市道	1 1.7 0.5	有 39基 流路工

資料72 ☆土石流警戒河川(市調査分)

番号	河川名	管理者	種別	関係地域
1	西沢川	市長	普通	宮川 (高部) (砂防)
2	下馬沢川	知事	一級	// (//) (砂防)
3	水眼川	市長	普通	// (安国寺) (砂防)
4	ヨキトギ川	//	普通	// (//) (砂防)
5	百々川	//	準用	// (//) (砂防)
6	浦ノ沢	//	//	// (西茅野)
7	麻浸川	//	//	// (西茅野・西山) (砂防)
8	舟ヶ久保川	//	普通	金沢 (木舟)
9	大崩川	//	//	// (大池) (砂防)
10	伴僧川	//	//	// (新金沢)
11	金川	//	準用	// (金沢)
12	中野沢	//	普通	// (//)
13	大沢川	知事	一級	// (大沢・金沢・青柳)
14	横河川	//	//	米沢 (北大塩・鑄物師屋)
15	桧沢川	//	//	// (北大塩) (砂防)
16	前島川	//	//	// (北大塩・塩沢)
17	藤原川	市長	準用	// (塩沢・北大塩)
18	音無川	知事	一級	北山 (柏原・湯川)
19	持栗川	市長	普通	// (柏原)
20	滝ノ湯川	知事	一級	// (蓼科・湯川) (砂防)
21	上川	//	//	// (糸萱・芹ヶ沢・仲町・横内) (砂防)
22	角名川	//	//	湖東・北山 (須栗平・糸萱) (砂防)
23	鳴岩川	市長	普通	泉野 (槻木) (砂防)
24	柳川	知事	一級	泉野・玉川・豊平 (砂防) (美濃戸・槻木・中沢・上古田・下古田)
25	弓振川	//	//	玉川・宮川 (穴山・菊澤・坂室・丸山・田沢)
26	前沢川	//	//	宮川 (丸山・田沢) (砂防)

資料73 ☆急傾斜地崩壊危険箇所(県防災計画分)

(ア) 自然斜面

箇所番号	箇所名		急傾斜地崩壊危険箇所の延長 m	地形要件				地質土質要因							環境要因					危険度											
	市	県		大字	字	傾斜度 度	高さ m	斜面方位	斜面形状	横断形状	遷急線	地表の状況	表土の厚さ cm	地盤の形状	岩盤の亀裂	斜面と不連続面の有無	断層・砕層の有無	植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の形状	調査面 崩壊履歴	調査面 状況	隣接斜面 崩壊履歴	隣接斜面 状況	湧水	対策工	対策上の形状	斜面土壌利用状況 尾根	大地		
1	451	塚原	ちの	塚原	550	40	25	4	1	3	3	3	2	4	3	2	6	4	2	2	3	5	3	5	1	2	4	6		A	
2	452	栗沢	玉川	栗沢	400	50	20	4	1	3	1	4	2	4	2	2	6	4	2	2	3	5	3	5	2	2	4		8	A	
3	453	鬼場	豊平	鬼場	200	70	30	5	1	3	2	4	2	4	2	2	6	4	2	2	3	5	3	5	4	2	3	6		A	
4	454	長倉	豊平	長倉	230	40	10	2	4	4	2	4	2	4	3	2	6	4	2	2	3	5	3	5	4	2	4	6		A	
5	455	埴原田1	米沢	埴原田1	300	30	15	1	1	3	3	4	2	4	3	2	6	4	2	2	3	5	3	5	1	2	4	6		B	
6	456	4	豊平	4	150	40	20	8	7	3	3	4	2	4	3	2	2	2	2	2	2	2	3	5	1	2	4	6		A	
7	457	福沢	豊平	福沢	270	45	20	5	4	3	1	4	2	4	7	2	6	4	2	2	2	2	3	5	2	2	4		12	A	
8	458	芦ヶ沢	北山	芦ヶ沢	200	40	20	8	5	3	1	4	2	4	3	2	6	4	2	2	3	5	3	5	2	2	4		12	A	
9	459	柏原1	豊平	柏原1	550	30	15	5	1	3	3	4	2	4	3	2	6	5	2	2	3	5	3	5	2	2	4	6		A	
10	460	白樺湖	豊平	白樺湖	100	40	20	6	8	3	3	4	2	4	3	2	6	4	2	2	3	5	3	5	2	2	4	6		A	
11	461	糸萱1	豊平	糸萱1	200	50	35	6	1	3	1	4	2	4	2	2	2	2	2	2	3	5	3	5	2	2	4		11	A	
12	462	糸萱2	豊平	糸萱2	300	30	15	6	7	1	1	3	4	2	4	3	2	6	5	2	2	4	3	5	1	2	4		11	B	
13	463	滝の湯	豊平	滝の湯	350	40	70	3	1	3	2	3	2	3	3	2	6	5	2	2	3	5	3	5	1	2	4	6		A	
14	464	蓼科	豊平	蓼科	250	30	10	6	9	3	3	3	2	3	3	2	6	5	2	2	3	5	3	5	1	2	4	6		B	
15	465	親湯	豊平	親湯	250	60	80	2	4	3	3	3	2	4	2	2	6	5	2	2	3	5	3	5	1	2	4	6		A	
16	466	滝見平	豊平	滝見平	200	60	30	1	4	3	3	3	2	4	2	2	6	5	2	2	1	3	5	3	2	2	4		13	A	
17	467	横谷温泉	豊平	横谷温泉	470	75	80	3	4	1	3	1	2	2	2	2	5	5	2	2	1	1	3	5	1	2	2	6		A	
18	468	豊平	豊平	豊平	200	50	60	6	4	3	2	1	2	2	2	2	6	5	2	2	1	1	3	5	1	2	4	6		A	
19	469	上古田	豊平	上古田	450	40	10	4	1	3	3	4	2	4	3	2	6	4	2	2	3	5	3	5	2	2	4		12	B	
20	470	上場沢	豊平	上場沢	220	40	10	2	4	3	1	4	2	4	3	2	2	6	4	2	2	3	5	3	5	2	2	4		11	A
21	471	中沢1	玉川	中沢1	200	40	20	8	5	3	1	4	2	4	3	2	2	2	2	1	2	3	5	3	5	2	2	4		11	B
22	472	中沢2	豊平	中沢2	170	30	20	8	8	4	1	4	2	4	3	2	2	2	2	1	3	5	3	5	2	2	4		11	B	
23	473	山田	豊平	山田	200	40	10	6	8	3	1	4	2	4	3	2	2	2	2	1	2	3	5	3	5	2	2	4		11	B
24	474	上槻木下	豊平	上槻木下	350	30	40	3	1	3	1	4	2	4	3	2	6	3	2	2	3	5	3	5	1	2	4		8	B	
25	475	八岳温泉	豊平	八岳温泉	100	40	30	2	1	3	1	4	2	4	3	2	6	4	2	2	3	5	3	5	1	2	4		8	B	
26	476	下槻木	豊平	下槻木	650	45	20	3	5	3	1	4	2	4	7	2	6	5	2	2	3	5	3	5	2	2	4		8	A	
27	477	泉野小学校	豊平	泉野小学校	300	40	20	6	5	3	1	4	2	4	3	2	6	5	1	2	3	5	3	5	1	2	4		12	B	
28	478	高部	豊平	高部	180	38	40	8	9	4	2	3	5	2	1	2	6	3	2	1	4	3	5	1	2	4		13	A		

個所番号	個所名		急傾地 崩壊 危険 個所の 延長 m	地形要件				地質土質要件						環境要因					危険度											
	市	県		大字	字	傾斜度 度	高さ m	斜面方位	斜面形状	横断形状	遷急線	地表の状況	表土の厚さ cm	地盤の形状	岩盤の亀裂	斜面と連面の有無	断層・ 破帯の有無	植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の形状	調査面 崩壊履歴	調査面 状況	隣接斜面 崩壊履歴	隣接斜面 状況	湧水	対策工	対策工の 形状	斜面上部の 土地利用 状況	尾根	大地
29		479	安国寺	富川	安国寺	30	20	8	2	4	2	3	1	1	6	2	6	3	2	2	1	2	3	5	1	2	4	6		A
30		480	小町屋	//	小町屋	34	50	1	5	3	3	4	2	1	3	2	6	3	2	1	2	3	5	1	2	4	6		A	
31		481	茅野	//	茅野	50	15	2	5	4	1	2	3	4	1	1	1	1	2	1	1	4	3	4	4	2	4	14	A	
32		482	長峰	//	長峰	60	30	7	5	3	1	2	3	3	1	2	6	3	2	1	1	4	3	5	1	2	4	11	A	
33		483	坂室	//	坂室	40	15	8	1	5	2	4	2	1	3	2	6	2	2	2	3	5	3	5	3	2	4	6	B	
34		484	中大塩	中大塩	中大塩	40	20	6	1	3	1	4	2	4	3	2	5	5	1	1	3	5	3	5	2	2	4	8	B	

(イ) 人口斜面

個所番号	個所名		急傾地 崩壊 危険 個所の 延長 m	地形要件				地質土質要件						環境要因					危険度										
	市	県		大字	字	傾斜度 度	高さ m	斜面方位	斜面形状	横断形状	遷急線	地表の状況	表土の厚さ cm	地盤の形状	岩盤の亀裂	斜面と連面の有無	断層・ 破帯の有無	植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の形状	調査面 崩壊履歴	調査面 状況	隣接斜面 崩壊履歴	隣接斜面 状況	湧水	対策工	対策工の 形状	斜面上部の 土地利用 状況	尾根
1	20	城山団地	800	本町	城山団地	40	25	8	7	3	3	4	2	4	3	2	6	4	1	3	1	3	5	1	2	4	6		B
2	21	駅前	700	ちの	駅前	45	15	4	5	3	1	3	2	4	6	2	1	1	2	2	3	5	3	5	4	2	4	11	B
3	22	西山	240	宮川	西山	45	40	7	4	3	2	3	1	2	4	2	6	3	2	2	2	4	2	1	1	2	3	6	B

資料74 ☆急傾斜地危険箇所(市調査分)

NO. 1

箇所 番号	箇所名	位置		総延長 (m)	未改修 地		オーバー ハング の有無	地質		湧水の 有無	崩壊の 有無	地積物 の状況	人家 (戸)	公共的 建物		公共 施設 種別	最高と同距離 以内の崖下の 戸数(戸)	地帯の 指定区域	急傾斜 地点 数	急傾斜地 崩壊危険 区域の指定	前回 調査 の有無	摘要
		大字	小字		幅員	長さ		高さ	種類					厚さ	種別							
1	西山区	宮川	西山	100	3.5	7.0	3.0	無	火山灰土	有	有	松・白樺	5	無	無	無	5	無	A	無	有	一部改修済
2	緑区	玉川	花水	70	4.5	7.0	1.0	無	火山灰土	無	有		3	無	無	無	3	無	B	無	有	
3	宮川小学校 北側 河川法面	宮川	長峰	200	6.0 9.0	2.00	3.0	有	火山灰土	無	有	雑木	2	無	無	無	無	無	A	保安林 申請中	有	
4	明治入口	豊平	奥夢科	200	5.0	1.00	1.5	無	火山灰土 及び 岩石	無	有		2	無	無	無	無	無	A	無	有	道路の上 一部改修済
5	船場入口	北山	夢科	300	— (90)	— (300)	(50)	無	岩石	有	有		無	無	無	無	無	無	B	無	有	改修済であるが定期 パトロールの必要
6	宮川茅野 (長野開発 西側園道沿)	宮川	茅野	25	6.0	2.5	1.0	無	砂礫	無	有	一部雑木	無	無	無	無	無	無	C	無	有	
7	音美橋下部	泉野	下槻木	50	6.0	5.0	4.0	無	火山灰土	有	有	一部雑木	無	無	無	無	無	無	B	無	有	
8	音美橋上部	泉野	下槻木	50	4.5	5.0	1.5	無	火山灰土	無	有	一部雑木	1	無	無	無	無	無	A	無	有	一部改修済 (前木等あり)
9	大欠	宮川	坂室	70	4.0	7.0	5.0	無	火山灰土	有	有	一部雑木	無	無	無	無	無	無	B	保安林	有	改修済であるが 定期パトロール の必要あり
10	すも羅 (旭原田公民館 南西300m)	米沢	旭原田	200	6.0	2.00	1.0	無	火山灰土	無	有	草	10	無	無	無	10	無	C	無	有	一部改修済
11	横谷温泉 東、北側	北山	横谷峽	200	9.0	2.00	5.0	有	安山岩	有	有	雑木	ホテル	無	無	無	1	無	B	無	有	
12	鹿山	北山	夢科	100	6.0	5.0	2.3	有	安山岩	無	有	雑木	1	無	無	無	無	無	B	無	有	一部改修済
13	旭原田 公民館北側	米沢	旭原田	100	6.0	1.00	2.0	無	火山灰土	無	有	雑木	20	無	無	無	20	無	B	無	有	
14	辰野橋上	豊平	奥夢科	80	5.0	8.0	3.5	有	火山灰土	無	有	雑木	無	無	無	無	無	無	B	保安林	有	目標 道路 右側 電柱番号261
15	坂室公園南	宮川	坂室	150	4.5	1.50	2.0	無	火山灰土	無	有	草	無	無	無	無	無	無	C	無	有	

☆急傾斜地危険箇所(市調査分)

総合評価 A:直ちに対応するもの、B:再点検対応を定めるもの、C:緊急性が低いもの

箇所 番号	箇所名	位置		総延長 (m)	未改修 地		オーバー ハング		地質		湧水の 有無	樹木の 有無	地植物 の状況	人家 (戸)	公共的 建物		公共 施設		道幅と同距離 以内の道下の 戸数(戸)	他事業の 指定区域	総合評価	急傾斜地 崩壊危険 区域の指定	土砂災害 特別警戒 区域	前回 調査 の有無	摘 要
		大字	小字		傾斜度	長さ	高さ	有無	種類	表土の 厚さ					種類	数	種類	数							
1	西山区	宮川	西山	100	35	70	30	無	火山灰土		有	有	松・白樺	4	無	無	無	5	C		無	K138	有	一部改修済	
2	緑区	玉川	花水	70	45	70	10	無	火山灰土		無	有		3	無	無	無	3	B		無	K123	有	再点検必要	
3	宮川小学校 北側 河川法面	宮川	長峰	200	60 90	180	30	有	火山灰土		無	有	雑木	2	無	無	無	無	C	保安林	無	K91	有	保安林部分 H22改修済 70m	
4	明治入口	豊平	奥夢科	200	50	100	15	無	火山灰土 及び 岩石		無	有		2	無	無	無	無	B		無		有	道路の上 一部改修済 パトロールが必要 改修済であるが定期 パトロールの必要	
5 1 7 9	親湯入口 音美橋下部	北山	夢科	300	(90)	—	— (60)	無	岩石		有	有		無	無	無	無	無	C		無		有		
6	音美橋下部	泉野	下槻木	50	60	50	40	無	火山灰土		有	有	一部雑木	無	無	無	無	無	C		無	K155	有		
7	大欠	宮川	坂室	70	40	10	30	無	火山灰土		有	有	一部雑木	無	無	無	無	C	保安林	無	無	K184	有	改修済であるが 定期パトロール の必要有り	
8	すも窪 (旭原田公民館 南西100m)	米沢	旭原田	200	60	200	10	無	火山灰土		無	有	草	10	無	無	無	10	B		無	K58	有	一部改修済	
9	横谷温泉 東、北側	北山	横谷峽	200	90	200	50	有	安山岩		有	有	雑木	ホテル	無	無	無	1	B		無		有		
10	鹿山	北山	夢科	100	60	50	23	有	安山岩		無	有	雑木	1	無	無	無	無	B		無		有	一部改修済	
11	旭原田 公民館北側	米沢	旭原田	100	60	100	20	無	火山灰土		無	無	雑木	20	無	無	無	20	C		無	K56・ 57・ 216・ 217	有		

☆急傾斜地危険箇所(市調査分)

総合評価 A：直ちに応急対応するもの、B：再点検後対応を決めるもの、C：緊急性が低いもの

箇所番号	箇所名	位置		総延長(m)	未改修地		オーバーハングハンクの有無	地質		湧水等の有無	崩壊の有無	地植物の状況	人家(戸)	公共的施設		通車と回距離以内の崖下の戸数(戸)	他事業の指定区域	総合評価	急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害特別警戒区域	前回調査の有無	摘要
		大字	小字		傾斜度	長さ		高さ	種類					厚さ	種類							
12	辰野館上	豊平	奥豊科	80	50	80	35	有	火山灰土		有	雑木	無	無	無	無	保安林	B	無		有	パトロールが必要 目標：道路、右側 →電柱番号261
13	坂室公園南	宮川	坂室	150	45	150	20	無	火山灰土		無	草	無	無	無	無		C	無		有	
14	湖東小上	湖東	新井	300	60	300	11	無	火山灰土		無	草	0	無	無	0		C	無		有	一部改修済み (H18災害)
15	糸置下部 西側	北山	糸置	250	90	130	25	有	火山灰土		有	草	0	無	無	無	一部保安林	B	無	X144	有	パトロールが必要
16	ひばりヶ丘 渡辺サッシ東側 松坂宅上	宮川	茅野	25	70	20	16	有	火山灰土 及び 岩石		無	雑木 (ナラ) 松	5	無	無	4		A	無		有	一部改修済 応急対応が必要 雑木伐採、一部改修済 (板柵工法)
17	栗沢橋上	玉川	栗沢	300	60	200	20	無	火山灰土		無	雑木	2	無	無	無		C	無		有	※水防上の危険 保安林部分 H22改修済
18	備ツカタ 東側斜面	豊平	下菅沢	100	60	60	15	無	火山灰土		無	雑木	工場	無	無	無	保安林	A	無		有	改修中
19	親湯 奥	北山	豊科	200	90	0	50	無	岩石		有		ホテル	無	無	1	保安林	C	無		有	改修済であるが定期 パトロールの必要
20	秋月雄築橋	北山	糸置	200	70	200	20	有	火山灰土		無	雑木	1	無	無	1	保安林	A	無	X145	有	湧水あり改修必要
21	糸置上部 宮坂榮文氏宅前	北山	糸置	50	70	50	10	有	火山灰土		無	雑木	2	無	無	2	保安林	B	無	K369	有	保安林部分 H22改修済
22	南大塚 宮坂動物病院前	豊平	南大塚	150	90	150	10	有	火山灰土		無	雑木	0	無	市道	0		B	無		有	
23	小泉 区内上部	玉川	小泉	100	60	100	30	有	火山灰土		無	雑木	1	無	無	無		C	無	K51	有	(H18指定)

☆急傾斜地危険箇所(市調査分)

総合評価 A: 直ちに緊急対応するもの、B: 再点検後対応を決めるもの、C: 緊急性が低いもの

箇所番号	箇所名	位置		延長(m)	未改地		改修形		オーバーハングの有無	地質		湧水の有無	助産の有無	地植物の状況	人家(戸)	公共的建築物数	公共施設の種類数	崖高と同距離以内の崖下の戸数(戸)	他事業の指定区域	総合評価	急傾斜地危険区域の指定	土砂災害特別警戒区域	前回調査の有無	摘要
		大字	小字		傾斜度	長さ	高さ	種類		厚さ														
24	堀原田(城山東)	米沢	堀原田	100	45	100	20		有	火山灰土		無	有	雑木	無	水道配水塔	1	市道	工場1 住宅2	C	無	K60	有	(H18指定)
25	上林 堀原区内上郎	米沢	堀原田	230	35	230	10		無	火山灰土		有	有	雑木	6	無	無	6	B	有	K147・ 148・ 149	有	一部改修済 (県指定箇所) (H18災害・19指定)	
26	下菅沢屯所南	豊平	下菅沢	30	70	30	10		有	火山灰土		無	有	草	0	無	無	0	C	無		有	一部改修済 (H18災害・19指定)	
27	城山区 南側下巻・法面	ちの	城山	184	-	-	-		無	砂礫		有	無		9	無	市道	4	C	無		無	ハトローが必要 (H2.3指定)	
28	坂室 公園北側	宮川	坂室	100	50	100	10		無	砂礫		無	無	雑木	無	無	市道	無	B	無		無	ハトローが必要 (H2.4指定)	
29	栗沢観音下	玉川	栗沢	20	45	20	10		無	火山灰土		無	無	雑木	3	無	河川 県道	3	A	無	K81	有	改修計画中 (H25指定)	
30	津島神社下	泉野	上槻木	100	60	100	10~ 20		有	火山灰土		有	有	雑木	無	無	市道		A	無	K250	有	保安林に指定予定 (H25指定)	

資料75 ☆砂防指定地(県指定)

NO	指定地名	区分	区 域	告示年月日	告示番号
31	宮川	下馬沢川	要設備地 官民地境界線から左右岸20m	宮川大休場712-1の筆境を対岸に延長した選から宮川合流点まで	S36.1.23 建 72
76	〃	ヨキトギ川	官民地境界線から左右岸20m	宮川安国寺3372-15標柱結線から山の神3451-1、3448-1標柱結線まで	S48.12.15 建 2521
104	〃	麻浸川		宮川字横山6629-イ、字6630-2、6630-1、字出ノ久保6610-2の標柱を結線した区域	H4.3.17 建 674
87	〃	水眼川		字山之神2298-3、2298-6、2290、2285-イ、2275、2263、2237、字馬垣2229標柱を結線した区域	S57.12.24 建 2038
97	〃	百々沢		字下ノ手4181-34、4181-11、字姥ヶ俵通3503-ロ、3505、3493-1、3508、3509の標柱を結線した区域	S63.11.15 建 2215
14	金沢	宮川	要設備地 河岸より左右10m	字青柳2553-3より下流字木舟4872-イに至る500m	S22.11.21 内 350
34	〃	大崩川	要設備地 官民地境界線から左右岸20m	字金沢内山5360-113の上流筆境を対岸に延長した線から宮川合流点までの区間	S36.12.19 建 2829
103	〃	大崩川		金沢山国有林408林班ほ小班、字金沢内山5360-113、536086+、5360-107の標柱を結線した区域	H3.3.20 建 645
77	〃	蟹出川	官民地境界線から左右岸20m	字下原山2939-ロの上流筆境を対岸に延長した線から宮川合流点に達する区間	S48.12.15 建 2521
84	〃	判の木川	官民地境界線から左右岸25m及び10m	ガンドウ澤3095、杓木柏木3007-1、ガンドウ澤3079-1、3020の標柱を結線した区域	S55.3.29 建 687
10	豊平	角名川	要設備地 官民地境界線から左右岸30m	字東嶽4734-551、-284、4734-569、-572の区域	S15.6.14 内 392
32	〃	〃	要設備地 官民地境界線から左右岸20m	字東岳4734-386の上流筆境を対岸に延長した線から渋川合流点の区間	S36.1.23 建 72
35	〃	鳴岩川	要設備地 官民地境界線から左右岸20m	字古田山7702-イ-3の上流筆境と字東嶽4734-イ-29上流筆境を結んだ線から柳川合流点まで	S36.12.19 建 2829
16-1	泉野	柳川	要設備地 官民地境界線から左右岸20m	泉野字家下家下4999、字岩下5105-ロ-2上流筆境より字大泉河原1645字1554下流筆境まで	S27.10.9 建 1293
16-2	〃	〃	要設備地 全筆 官民地境界線から左右岸5m 国有河川敷全部	泉野字家下4971-ロ、4968-ロ、4967-ロ、字前河原4903-ロ、字家前4090-4、字岩下5087、5084、5083、向河原中島1581-1、字下河原中島1570-3以上全筆 字堀田4180-3、4180-ロ、4178、字河原4870、字堀田日向4045、4042、4035、字桂平2841、2838、字家下1822-4、1822-3、1822-2、1822-1、字河原中原1617-丁、1618-丁、1619、1620、字大泉川原1687の区域 字家下1755-2、1746、1744-1、1744-2、173、字大泉河原1726、1725、字向河原中島1586、1583-1、1583-2、1581-2、字河原中島1560-1、1570-4、1568の内官民地境より字大泉河原1654下流筆境を対岸に延長した区間	S27.10.9 建 1293
28	玉川 泉野	柳川	要設備地 官民地境界線から左右岸50m 官民地境界線から左右岸20m	玉川字葡萄日影11393の上流筆境を対岸に延長した線から泉野字坪端4801-ロ下流筆境を対岸に延長した区域 並びに泉野字坪端4801-ロの下流境を結んだ線までの対岸から字家下54下流筆境と字岩下5105-ロ-2の上流筆境を結んだ線までの区間	S36.2.7 建 142

42	玉川	柳川	要設備地	官民地境界線から左右岸20m	玉川字多留上10595先の昭和27建1283で指定した土地の境界線から上川合流点までの区間	S40.11.8	建 3098
20-1	ちの	上川	要設備地	国有河川敷全部	ちの字下河原2802、字大字河原2697-1下流筆境を結んだ線より玉川字大河原4831-27上流筆境を結んだ区間	S27.10.18	建 1292
20-2	ちの宮川玉川	上川	要行為禁止制限値	全筆	ちの字大字河原2697-1他10筆、字下河原2802他12筆、字孫左衛門河原2920他12筆、字八日市場3005-2他5筆、宮川字下河原3835-1他14筆、字銭場3913-2他20筆、字筒口4571-2他4筆、字木落4610-1他13筆、玉川字大河原4834-1他22筆の全筆	S27.10.18	建 1292
74	玉川	田沢沢川		官民地境界線から左右岸18m	玉川字赤田5505、字河原田5659を結んだ線から宮川合流点に達する区間	S47.3.1	建 295
100	米沢	茅野横河川			米沢吉田2678-10、字赤屋沢6712-ハ、字横川細久保6712-10、字細久保6221、6218を結んだ線に囲まれた区域	H1.11.1	建 1842
108		檜沢川		官民地境界線から左右岸20m	米沢字横川細久保檜沢クロヲ大ヒラ唐沢6712-10付近	H8.3.15	建 646
22-1	北山	渋川	要設備地	官民地境界線から左右岸5m 国有河川敷全部	北山字焼小屋6223-イ、6233-ロ、字北ノ久保8166-イ、字新井平6333、字虫充久保8097、字矢花6486、字一ツ藪8079、8031、8026字弥藤沢河原6500、字銭倉6526-ロ、6529-ロ、字芋置海道6637-イ、字水上4745-2、字下島6809 字作道8195、8196-ロ上流筆境より滝ノ湯川合流点に至る区間	S27.10.18	建 1292
22-2	北山	渋川	要行為禁止制限地	官民地境界線から左右岸10m	北山字作道8195、8196-ロ上流筆境より字下久保4611-1、字下島6824下流筆境に至る区間	S27.10.18	建 1292
23-1	〃	滝ノ湯川	要設備地	官民地境界線から左右岸5m 国有河川敷全部	北山字宮守沢4202-ロ、字宮ノ脇1267-1、1267-2、字下河原943-イ、942-1、字久保河原4597-イ、4597-ロ 字宝庫重4124-1上流筆境を対岸延長した線より渋川合流点に至る区間	S27.10.18	建 1292
23-2	〃	滝ノ湯川	要行為禁止制限値	官民地境界線から左右岸10m 但し、道路敷地及び要設備地を除く	北山字駒坂4609、4610-2、4611-2以上全筆、字入倉1297、字宝重4124-1上流筆境より字大木平941、字下久保4611-1下流筆境を結んだ線に至る区間	S27.10.18	建 1292
43	〃	滝の湯川	要設備地	官民地境界線から左右岸20m	北山字元木4029-ロの上流筆境を対岸に延長した線から昭和29年建1292で指定した区域に至る区間	S40.11.8	建 3098
101	〃	蓮井沢川			字蓮井2271-2、2268-1、字頭2268-ロ、字ガマ3967、字出頭3701、字井手頭3699-1、字井頭2266の土地の区域	H1.11.1	建 1842

資料 76

☆水防上特に警戒を要する箇所 (市調査分)

総合評価

A: 直ちに応急対応するもの、B: 二次点検後対応するもの、C: 通常の点検で対応するもの

箇所 番号	河川名	河川 管理者	河川の 積別	左右岸 の別	総合評価	総延長 (m)	未改修 (箇所)	場所(目 標)	予想される 水位 (m)	区分と予想される危険	水防工法	被害が予想され る集落名(戸数)	構 造
1	上川	川	一線	左	C	300	300	神橋上	3, 5 ~4, 0	水衝洗堀	木流し・蛇籠 ・シート張り	横内・中河原 事業所、アパート	一部改修済
				右	B	100	(1)						
2	"	"	"	左	B	100	100	福沢坂入口上	2, 5 ~3, 0	堤防高	シート張り・土砂排除 構土のう	錆物師屋 人家1, 5、水田	一部改修済
				右	B	100	(2)						
3	"	"	"	左	B	500	500	中大橋大橋下	2, 5 ~3, 0	擁壁、すべり	シート張り・土砂排除	住宅団地、錆物師屋 人家4、店舗2、事務所1	一部改修済
				右	C	750	(2)						
4	"	"	"	左	C	750	750	江川橋~広瀬橋の間	4, 2	水衝、洗堀、堤防高	木流し・蛇籠 シート張り・構土のう	上原 人家、工場5、水田	河床埋積土砂除去 河床埋積、河床敷土砂除去
				右	C	750	(2)						
5	"	"	"	左	B	400	400	粟沢橋下	3, 0 ~3, 5	水衝・洗堀	木流し・蛇籠 シート張り	粟沢 人家2	河床埋積 支障木の除去
				右	B	370	(2)						
6	"	"	"	左	C	80	80	才野川、上川合流点下	3, 0 ~3, 5	水衝・洗堀	木流し・蛇籠 シート張り	粟沢 人家2	河床埋積 支障木の除去
				右	C	200	(1)						
7	上川	"	"	左	C	200	200	宮川小学校北側	2, 5	法削壁・すべり	シート張り・土砂排除	長峰	蛇カゴにて改修済
				右	B	100	(2)						
8	上川	"	"	左	B	100	100	洗川橋下(北澤宅裏)	2, 0	水衝、洗堀	木流し・蛇籠 シート張り	芹ヶ沢 人家1	右岸一部改修済
				右	B	100	(2)						
9	宮川	"	"	左	A	500	150	金沢新橋上	3, 0 ~3, 5	水衝・洗堀	木流し・蛇籠 シート張り	金沢 水田	断面が狭いため改修必要
				右	C	500	40						
10	宮川	"	"	左	C	500	40	金沢新橋下	3, 0 ~3, 5	水衝・洗堀	木流し・蛇籠 シート張り	金沢 人家1、工場1	一部改修済
				右	A	1200	1200						
11	宮川	"	"	左	A	1200	1200	取籠川~観音市境	3, 0 ~3, 5	堤防高、水衝・洗堀	木流し・蛇籠 シート張り	宮川新井 人家1, 1, 8	(H24指定)
				右	A	300	(300)						
12	宮川	"	"	左	C	650	650	東裏大橋~金沢橋	3, 0 ~3, 6	堤防高、水衝・洗堀	木流し・蛇籠 シート張り	金沢下二 人家1, 9	(H24指定)
				右	C	100	(2)						
13	日影田川	"	"	左	C	100	30	日影田川橋上	1, 0	法削壁・すべり	シート張り 土砂排除	山寺 アパート1、店舗4、工場4、水田	未改修
				右	C	100	(2)						
14	阿久川	"	"	左	C	230	150	木井JR変電所上の橋 橋上100m	2, 0	法削壁・すべり	シート張り 土砂排除	木舟 水田	下流 土砂排除 上流 法削壁 左岸パトロールが必要
				右	C	230	(2)						
15	大沢川	"	"	左	C	700	700	大沢橋~大沢中橋	1, 0	水衝・洗堀	木流し・蛇籠 シート張り	大沢 人家1 水田	一部改修済
				右	C	700	(1)						
16	上場沢川	"	"	左	B	700	700	県道下	1, 5	法削壁・すべり	土砂排除	堀之目・上占田 水田	護岸石積みが始めている
				右	B	700	(1)						

資料 7 6 ☆水防上特に警戒を要する箇所 (市調査分)

総合評価 A:直ちに危険対応するもの、B:二次点検後対応するもの、C:通常の点検で対応するもの

箇所番号	河川名	河川管理者	河川の種別	左右岸の別	総合評価	総延長(m)	未改修箇所(m)	場所(目 標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法	被害が予想される集落名(戸数)	備 考
17	神川	県	一級	左	A	100	100 (1)	上古田公民館前 小浜橋上流	2.0	法崩壊・すべり	木流し、シート張り・土砂排除	上古田 水田 上場沢 水田	(H23指定) 復旧改修済 未改修
18	上場沢川	市	準用	左	B	400	400 (1)	再灌上	1.5	法崩れ・すべり	木流し、シート張り・土砂排除	本町	一部改修済
19	土所川	市	普通	左 右	C C	100 100	100 (2)	本町検校橋入口 本町西11-26上	1.0	堤防高	構土のう	人家10	一部改修済
20	大河原堰	〃	〃	右	C	700	700 (1)	シルキー山柱上大河原堰取入口 〜城の平(相生川)	1.0	堤防高	構土のう	ヒレツジ別荘内 堰沢	一部改修済
21	塩沢堰	〃	〃	右	B	200	200 (1)	塩沢発電所下 JA玉川兼福場南(カマクラ)	1.0	法崩れ・すべり	シート張り 土砂排除	公共施設(運動)1 菊沢	一部改修済 一部改修済 (H21指定)
22	田沢々川(1)	市	準用	左 右	A A	240 50	114 (1)	538番地先〜6425番地先	1.0	堤防高	シート張り	人家15	改修計画中 (H23指定)
23	才野川	〃	普通	左 右	A A	1500 1500	1500 (1)	栗沢野倉上部	1.2	堤防高	構土のう	栗沢 人家15	改修計画中 (H23指定)
24	北川	〃	普通	左 右	A A	270 270	270 (1)	上川前橋〜下流	1.5	堤防高	構土のう	福沢 人家5	改修計画中 (H24指定)
25	ヨキトギ川	〃	普通	左 右	A A	100 100	100 (1)	安国寺上部	1.0	土石流	構土のう	安国寺 人家30	砂防堰堤計画 (H26指定、県指定D144)

資料76-2 ☆洪水により浸水被害が想定される施設

洪水により浸水被害が想定される介護施設

番号	事業者名	提供サービスの内容	住 所
1	宅老所 なごみの家	居 住 介 護 支 援 /通所介護	茅野市宮川 4112 番地
2	宅老所 みみずく	居 住 介 護 支 援 /通所介護 /短期入所	茅野市ちの丁田 2761 番地 9

資料77 ☆茅野市の文化財一覧表

区分	名称	所在地	所有者等	指定年月日
国宝（考古資料）	土偶1個（愛称・縄文のビーナス）	茅野市豊平南大塩	茅野市（尖石縄文考古館にて展示公開）	平成7年6月15日
重要文化財（考古資料）	土偶1個（愛称・仮面の女神） 附土器8点（つけたりどき）	茅野市豊平南大塩	茅野市（尖石縄文考古館にて展示公開）	平成18年6月9日
国特別史跡	尖石石器時代遺跡	茅野市豊平南大塩	茅野市ほか	昭和27年3月29日、平成5年4月6日追加指定
国史跡	上之段石器時代遺跡	茅野市北山湯川		昭和17年10月14日
	駒形遺跡	茅野市米沢北大塩	茅野市	平成10年1月16日
国特別天然記念物（動物）	カモシカ	地域定めず		昭和30年2月15日
国天然記念物（動物）	イヌワシ	地域定めず		昭和40年5月12日
	ヤマネ	地域定めず		昭和50年6月26日

県指定文化財

区分	名称	所在地	所有者等	指定年月日
県宝 （古文書）	紙本墨書守矢家文書155点	茅野市宮川高部	個人	昭和41年8月11日
（建造物）	白岩観音堂1棟	茅野市ちの塚原	塚原林野利用農業協同組合	平成元年2月23日
県史跡	池ノ平御坐岩遺跡	茅野市北山柏原	柏原財産区	昭和37年9月27日
	諏訪大社上社前宮神殿跡	茅野市宮川安国寺	諏訪大社	昭和39年8月20日
	諏訪氏城跡上原城	ちの上原	上原区	昭和46年5月27日
県無形民俗文化財	諏訪大社の御柱祭り	茅野市ほか	諏訪大社式年造営御柱大祭保存会	平成6年8月16日
県天然記念物（動物）	ミヤマシロチョウ等10種	地域定めず		昭和50年2月24日
	ホンシュウモモンガ	地域定めず		昭和50年11月4日
	ホンドオコジョ	地域定めず		昭和50年11月4日

市指定文化財

区分	名称	所在地	所有者等	指定年月日
有形文化財				
彫刻	阿弥陀如来	茅野市豊平南大塩	心光寺	昭和42年2月1日
	阿弥陀如来	茅野市豊平下古田	真徳寺	昭和42年2月1日
	薬師如来	茅野市玉川穴山	長円寺	昭和42年2月1日
	古御堂の須弥壇と欄間	茅野市玉川北久保	北久保区	昭和42年2月1日
	三輪神社	茅野市宮川茅野	東西三輪社総代 主	昭和42年2月1日
	白山社の木造佛像毘沙門天像 千手観音菩薩立像	茅野市豊平山寺	南大塩区	昭和42年10月5日
	常願寺の木造仏像大日如来坐像 馬頭観世音菩薩像	茅野市ちの横内	達屋酢蔵神社評議 委員会	昭和42年10月5日
	木造薬師如来像	茅野市北山湯川	功德寺	昭和42年10月5日
	日光月光菩薩立像	茅野市泉野上槻木	槻木区	昭和61年6月24日

彫刻	木造阿弥陀如来立像	茅野市玉川荒神	神之原下方組薬師庵	昭和61年6月24日
	木造不動明王	茅野市玉川神之原	昌林寺	昭和61年6月24日
	寶頭盧尊者像	茅野市玉川神之原	昌林寺	昭和61年6月24日
	木造普賢菩薩騎象像	茅野市玉川神之原	昌林寺	平成4年8月5日
	木造十一面觀世音菩薩立像 1 軀	茅野市宮川田沢	田沢区	平成7年10月2日
絵画彫刻	頼岳寺宝琥珀観音像ほか2点	茅野市ちの上原	頼岳寺	昭和47年12月26日
古文書	山田新田開発文書 1書	八ヶ岳総合博物館	個人	昭和42年2月1日
	槻ノ木新田開発関係文書	茅野市泉野下槻木	槻木区	昭和42年2月1日
	諏訪頼忠法度 1巻	茅野市宮川安国寺	安国寺区	昭和42年2月1日
	千野村関係文書 2書2巻	茅野市宮川茅野	茅野林野利用協同組合・西茅野林野利用農業協同組合	昭和42年2月1日
	神長官守矢家文書 50巻	茅野市宮川高部	個人	昭和42年2月1日
筆跡	伊藤左千夫 蓼科山歌軸物	茅野市北山湯川	個人	昭和58年1月24日
建造物	応仁の石碑	茅野市宮川田沢	個人	昭和42年2月1日
	神長官守矢家祈祷殿	茅野市宮川高部	個人	昭和56年3月31日
	壺井八幡社	茅野市玉川山田	山田区	昭和60年7月16日
	瀬神社（本殿）	茅野市米沢塩沢	塩沢財産区	昭和63年7月29日
	田沢稲荷神社拝殿	茅野市宮川田沢	田沢区	昭和63年8月31日
	槻木の舞台1棟 附 引幕2枚	茅野市泉野槻木	槻木区	平成7年10月2日
	瀬神社舞台1棟 附 引幕1枚	茅野市米沢塩沢	塩沢区	平成7年10月2日
	七社明神社本殿	茅野市玉川神ノ原	神ノ原区	平成8年5月24日
大天白社本殿	茅野市ちの横内	大矢嶋氏	平成13年3月1日	
その他歴史資料	壺井八幡社立絵図 2幅	茅野市玉川山田	山田区	平成5年10月29日
	上筋新汐絵図面	茅野市宮川田沢	田沢区	平成11年2月24日
	坂本養川の水廻し計画絵図	茅野市泉野槻木	槻木区	平成11年2月24日
史跡	御小屋之久保遺跡	茅野市北山柏原	柏原財産区	昭和42年2月1日
	塚の越古墳	茅野市ちの本町	本町林野利用農業協同組合	昭和42年2月1日
	釜石古墳	茅野市塚原	茅野市	昭和42年2月1日
	犬射原社	茅野市塚原	諏訪大社	昭和42年10月5日
	御座石神社	茅野市ちの本町	本町区	昭和44年11月1日
	酒室神社	茅野市宮川酒室	坂室	昭和44年11月1日
	王経塚	茅野市塚原	茅野市・本町林野利用農業協同組合	昭和52年12月1日
	樋沢古墳	茅野市宮川安国寺	個人	昭和52年12月1日
	神長官裏古墳	茅野市宮川高部	個人	昭和52年12月1日
	権現の森	茅野市金沢金沢	金沢区	昭和58年4月26日
	千沢城跡（主郭）	茅野市宮川安国寺	安国寺・安国寺区	昭和63年7月29日
	朝倉山城跡	茅野市米沢塩沢・北山湯川	塩沢財産区・湯川財産区	昭和63年8月31日
	葛井神社	茅野市ちの上原	上原区	平成6年12月26日
	大年社	茅野市ちの駅前	本町区・諏訪大社	平成6年12月26日
	疱瘡神塚古墳	茅野市宮川高部	高部区	平成11年2月24日

有形民俗文化財

信仰	長円寺の石佛（百観音ほか23体2基）	茅野市玉川穴山	長円寺	昭和52年12月1日
	横内笠地藏	茅野市ちの横内	横内評議委員会	昭和57年2月26日
	塩沢辻牛頭天王	茅野市米沢塩沢	塩沢区	昭和57年4月30日
	白井出の馬頭観音	茅野市湖東白井出	白井出区	昭和58年1月24日
娯楽	明治初期の写真機と種板	茅野市ちの上原	個人	昭和58年1月24日

無形民俗文化財

風俗習慣	どぶろく祭り（矢ヶ崎祭）独活祭	茅野市ちの本町	本町区	昭和42年2月1日
	上古田の火とぼし	茅野市豊平上古田	上古田区	昭和60年7月16日

名勝

瀑布	多留姫の滝	茅野市玉川中沢	中沢区・田道区ほか	昭和63年7月29日
峡谷	杜鵑峽	茅野市北山湯川	湯川財産区ほか	昭和63年7月29日

天然記念物

植物	白山社の大柏樹	茅野市湖東須栗平	須栗平区	昭和42年2月1日
	古御堂の枝垂桜	茅野市玉川北久保	北久保区	昭和47年12月26日
	傘松	茅野市宮川高部	高部区	昭和47年12月26日
	中村の二本松	茅野市湖東中村	中村区	昭和52年12月1日
	達屋酢蔵神社境内社叢	茅野市ちの横内	達屋酢蔵神社評議委員会	昭和55年3月14日
	神長官邸のみさく神境内社叢	茅野市宮川高部	個人	昭和55年3月14日
	中道の明神宮のサワラ	茅野市泉野中道	中道区	昭和55年3月14日
	笹原のシダレヤナギ	茅野市湖東笹原	笹原区	昭和55年3月14日
	頼岳寺山門前杉並木	茅野市ちの上原	頼岳寺	昭和57年2月26日
	だいもんじ・亀石周辺のカタクリの群生地	茅野市宮川西茅野	姫宮社ほか	昭和57年4月30日
	長円寺のセンダンバナボタイジュ	茅野市玉川穴山	長円寺	昭和58年4月26日
	峰たたえのイヌザクラ	茅野市宮川高部	高部区	昭和63年7月29日

資料78 ☆河川の状況

(1) 一級河川

河川名	延長 m	河川名	延長 m
上川	36,784	茅野横河川	2,700
宮川	10,600	松沢川	2,500
下馬沢川	2,000	滝ノ湯川	11,118
弓振川	5,800	音無川	10,355
大沢川	2,227	阿久川	900
取懸川	650	前島川	1,860
日影田川	5,500	上場沢川	1,800
追出川	1,000	前沢川	2,500
柳川	17,400		
角名川	6,500	計	122,194

(2) 準用河川

河川名	延長 m	河川名	延長 m
麻浸川	1,950	ヒエ夕川	800
蟹出川	1,100	浦ノ沢川	800
川久保川	4,800	金川	2,000
藤原川	3,900	上場沢川	3,025
中笹川	1,600	前島川	3,440
多々羅川	2,500	田沢々川	5,600
芋倉川	3,500	車川	2,400
左エ門川	2,000	金山沢川	1,000
鳴沢川	2,300		
百々川	900	計	44,615

(3) 普通河川

河川名	延長 m	河川名	延長 m
矢の口川	700	尼御前川	1,500
宮沢川	500	蛇石川	500
大早川	500	間屋川	1,000
小早川	1,100	持栗川	3,100
舟ヶ久保	800	蓮井沢川	3,500
大崩川	2,750	小斉川	2,000
半僧川	600	常滑川	2,700
中野沢川	1,000	サカサ川	1,500
ヨキトギ川	2,300	鳴岩川	9,600
西沢川	500	槻ノ木川	7,400
才野川	1,500	大日影川	2,600
入合戸川	2,000	丸生戸川	1,500
北川	2,500	水眼川	1,000
芋倉川	2,000		
北の久保川	1,800		
山口沢川	1,500	計	59,950

資料79 ☆ため池の状況

地区番号	地区名	所在地 (大字、 字)	水系又は 河川名	管理主体	かんが い面積 ha	諸 元			
						堤高	堤長	満水面積 ㎡	有効貯水 量 千㎡
1	蓼科湖	北山蓼科	滝の湯川	滝の湯堰 土地改良区	403	1号 11.0 2号	274.0 98.8	85,000	185,000
2	御射鹿池	湖東笹原	渋 川	笹原 土地改良区	50	10.0	135.0	13,000	14,000
3	池の平溜池 (白樺湖)	北山池の平	音無川	池の平 土地改良区	87	11.6	102.0	350,000	1,120,000
4	須栗平溜池	湖東須栗平	渋 川	須栗平区	15	7.8	150.0	7,000	14,000
5	古田溜池	豊平広見	柳 川	用水堰 土地改良区	47	7.0	76.0	6,000	15,000
6	鳴岩溜池	豊平広見	柳 川	鳴岩堰 土地改良区	38	8.91	140.0	8,000	32,000
7	櫛の木溜池	北山糸萱	渋 川	糸萱区	10	6.0	67.0	6,000	8,000
8	広見溜池	豊平広見	柳 川	滝の湯堰 土地改良区	150	10.0	91.0	10,000	40,000
9	丸山溜池	宮川丸山	弓振川	丸山区	20	8.8	87.0	4,500	8,900
10	入笠湖	金沢大沢	大沢川	金沢財産区	35	7.2	131.0	19,000	43,800
11	小段溜池	泉野槻木	鳴岩川	中道 小屋場区	45	6.7	94.0	8,600	10,800
12	槻木溜池	泉野槻木	柳 川	槻木区	80	6.8	244.0	20,700	50,700
13	鏡湖	宮川西茅野	宮 川	西山土地改 良区	48	8.8	84.0	17,800	42,900
14	第二白樺湖	北山池の平	音無川	池の平 土地改良区	80	5.0	75.0	18,000	34,400
15	大日影溜池	泉野大日影	柳 川	大日影区	10	7.0	49.0	3,000	8,000
16	菖蒲沢溜池	泉野中道	柳 川	中道区	80	10.0	100.0	8,000	35,000
17	笹原溜池	湖東笹原	上 川	笹原 土地改良区	40	8.0	124.0	8,000	24,000
18	下槻木溜池	泉野槻木	柳 川	槻木区	28	8.0	37.5	3,500	7,000

資料8.0 自主防災組織の状況

【平成25年11月1日作成】

地区	行政区	組織化状況		地区	行政区	組織化状況		地区	行政区	組織化状況	
		組織化済	組織化年月			組織化済	組織化年月			組織化済	組織化年月
ちの	上橋	○	平成12年7月	豊	南下	○	平成12年11月	金	大	○	平成16年1月
	茅野	○	平成10年9月		大菅	○	平成10年9月		青柳	○	平成17年6月
	仲原	○	平成10年4月		古田	○	平成17年6月		御野	○	平成14年1月
	塚本	○	平成10年11月		福上	○	平成10年9月		金沢	○	平成17年7月
	本原	○	平成13年1月		古田	○	平成17年10月		金上	○	平成17年7月
	城山	○	平成10年2月		作田	○	平成18年9月		大池	○	平成15年12月
	丁田	○	平成10年9月		之目	○	平成11年2月		木舟	○	平成17年7月
宮川	計・組織化率	7	87.5%	平	上場	○	平成17年7月	沢	台	○	平成12年8月
	地区人口カバ一率		100.0%		山見	○	平成17年8月		新金	○	平成18年2月
	高部	○	平成8年5月		山寺	○	平成17年2月		サコ	○	平成18年12月
	新安	○	平成8年2月		カリン	○	平成17年2月		旭ヶ丘	○	
	中河	○	平成7年8月		(奥 琴 科)				計・組織化率	10	90.9%
	茅野	○	平成14年6月		計・組織化率	10	90.9%		地区人口カバ一率		94.5%
	西野	○	平成17年10月		山田	○	平成14年7月		上沢	○	平成17年5月
	坂野	○	平成13年12月		中沢	○	平成18年1月		山中	○	平成17年5月
	岡久	○	平成11年9月		田道	○	平成13年12月		山口	○	平成17年5月
	丸保	○	平成17年12月		栗沢	○	昭和62年10月		堀井	○	平成17年8月
	ひばりヶ丘	○	平成17年7月		神原	○	平成12年1月		新山	○	平成17年5月
川	長崎	○	平成17年6月	五	北之	○	平成12年1月	東	須平	○	平成12年1月
	向ヶ丘	○	平成10年1月		上保	○	平成17年3月		須平	○	平成17年5月
	東西	○	平成7年8月		北之	○	平成17年7月		菅原	○	平成12年2月
	みどりヶ丘	○	平成11年12月		子神	○	平成12年10月		白出	○	平成17年5月
	みどりヶ市営住宅	○	平成25年1月		菊沢	○	平成15年1月		松原	○	平成17年5月
	赤田				農山	○	平成16年12月		東平	○	平成17年5月
	鏡湖				小泉	○	平成18年9月		計・組織化率	12	100.0%
	目然				小泉	○	平成17年4月		地区人口カバ一率		100.0%
	(中 沖)				南堂	○	平成14年11月		計・組織化率	9	100.0%
	計・組織化率	16	80.0%		小見	○	平成15年4月		地区人口カバ一率		99.2%
	地区人口カバ一率		96.6%		(美濃 戸)				計・組織化率	6	100.0%
米沢	道原	○	平成18年3月	川	大日	○	平成17年9月	北	湯川	○	平成17年11月
	鑄師	○	平成14年7月		榎木	○	平成17年5月		柏原	○	平成10年11月
	北屋	○	平成18年9月		榎木	○	平成17年5月		湯川	○	平成18年9月
	塩澤	○	平成18年10月		小場	○	平成17年10月		沢董	○	平成9年2月
	米台	○	平成9年1月		中若	○	平成18年2月		董湖	○	平成18年1月
	計・組織化率	5	100.0%		中若	○	平成9年2月		白湖	○	平成17年12月
	地区人口カバ一率		100.0%		若台	○	平成9年2月		白湖	○	平成17年12月
沢	計・組織化率	5	100.0%	野	若台	○	平成9年2月	山	計・組織化率	9	100.0%
	地区人口カバ一率		100.0%		(高 琴 科 台)				地区人口カバ一率		99.2%
	計・組織化率	6	100.0%		計・組織化率	6	100.0%		中大	○	平成14年10月
	地区人口カバ一率		92.9%		地区人口カバ一率		92.9%		中大	○	
	人口カバ一率		97.8%		地区人口カバ一率		93.1%		中大	○	

※(行政区名)は統計調査での区域名(行政区のない区域)を表示しています。
 【平成24年12月1日現在(人)】
 組織内人口 54,802
 茅野市人口 56,024
 97.8%

※中大塩は1組織ですが、計では4組織としています。
 計・組織化率 4
 100.0%

資料 8 1 ☆茅野市自主防災組織防災資機材整備事業補助金

茅野市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱

〔平成 10 年 3 月 30 日〕
告示第 51 号

茅野市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱を次のように定め、平成 10 年度の補助金から適用する。

有線放送施設補助金交付規程(昭和 47 年茅野市告示第 43 号)は、廃止する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域住民が自主的な防災活動を行い、防災意識の高揚及び防災事業を推進することにより、災害による被害の防止と軽減を図るため、自主防災組織が独自に防災資機材を整備する場合の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則(昭和 39 年茅野市規則第 6 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「自主防災組織」とは、区又は自治会単位に組織され、地域の防災活動を行っている団体をいう。

(補助対象事業及び補助率等)

第 3 条 補助金交付の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2 別表中区分欄の情報伝達用具、消火用具及び救出救護避難用具(以下「備品」という。)に係る補助金交付累計額が 40 万円を超えた自主防災組織は、備品の整備に関する補助金交付申請をすることができない。

(交付申請)

第 4 条 規則第 3 条に規定する申請書は、茅野市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付申請書(様式第 1 号)とする。

(実績報告書)

第 5 条 規則第 12 条に規定する申請書は、茅野市自主防災組織防災資機材整備事業補助金実績報告書(様式第 2 号)とする。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

前 文(平成 14 年 2 月 27 日告示第 38 号)抄

平成 13 年度の補助金から適用する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日告示第 104 号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間において、備品の整備に対する補助金累計額が 20 万円を超えない自主防災組織にあっては、当該補助金交付累計額が 20 万円に達するまでの備品の整備に対する補助率は、3 分の 2 以内とする。

3 この要綱による改正後の第3条第2項及び前項の補助金交付累計額には、この要綱による改正前の茅野市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱の規定により、情報伝達用具、消火用具及び救出救護避難用具を整備するために交付された補助金を含むものとする。

別表(第3条関係)

区分 補助対象経費 補助率

情報伝達用具 メガホン、トランシーバー、腕章、標旗、携帯用ラジオ等の購入に要する経費 1回につき、補助対象施設備品購入額の2分の1以内の額。ただし、20万円を限度とする。

消火用具 街頭用消火器、格納器具、簡易ポンプ、消火バケツ等の購入に要する経費

救出救護避難用具 担架、救急セット、テント、ヘルメット、ビニールシート、リヤカー、ライト、給水タンク、発電機、給油タンク、給食用具、チェーンソー、工具等の購入に要する経費

放送施設 放送のための交換機、通信機、受信機、増幅機、録音機、蓄音機、電源装置、電柱、線条、送受話器及び拡声器その他放送を行うのに必要な機材費並びにこれらの工事を行うための経費 1回につき、補助対象施設整備費の100分の10の額。ただし、防災無線を聞くことができるものについては、補助対象経費の2分の1以内の額とし、250万円を限度とする。

その他 その他市長が特に必要と認めたもの 1回につき、補助対象施設備品購入額の3分の2以内の額。ただし、20万円を限度とする。

別表(第3条関係)

区分	補助対象経費	補助率
情報伝達用具	メガホン、トランシーバー、腕章、標旗、携帯用ラジオ等の購入に要する経費	1回につき、補助対象施設備品購入額の2分の1以内の額。ただし、20万円を限度とする。
消火用具	街頭用消火器、格納器具、簡易ポンプ、消火バケツ等の購入に要する経費	
救出救護避難用具	担架、救急セット、テント、ヘルメット、ビニールシート、リヤカー、ライト、給水タンク、発電機、給油タンク、給食用具、チェーンソー、工具等の購入に要する経費	
放送施設	放送のための交換機、通信機、受信機、増幅機、録音機、蓄音機、電源装置、電柱、線条、送受話器及び拡声器その他放送を行うのに必要な機材費並びにこれらの工事を行うための経費	1回につき、補助対象施設整備費の100分の10の額。ただし、防災無線を聞くことができるものについては、補助対象経費の2分の1以内の額とし、250万円を限度とする。
その他	その他市長が特に必要と認めたもの	1回につき、補助対象施設備品購入額の3分の2以内の額。ただし、20万円を限度とする。

(茅野市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱の一部改正)

第 1 条、第 2 条 …放送施設の一部改訂…

第 3 条 茅野市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項「別表中区分欄の情報伝達用具、消火用具及び救出救護避難用具（以下「備品」という。）に係る補助金交付累計額が40万円を超えた自主防災組織は、備品の整備に関する補助金交付申請をすることができない。」を削除する。

第 4 条 茅野市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

別表中

「

区分	補助対象経費	補助率
情報伝達用具	メガホン、トランシーバー、腕章、標旗、携帯用ラジオ等の購入に要する経費	1 回につき、補助対象施設備品購入額の 2 分の 1 以内の額。ただし、20 万円を限度とする。
消火用具	街頭用消火器、格納器具、簡易ポンプ、消火バケツ等の購入に要する経費	
救出救護避難用具	担架、救急セット、テント、ヘルメット、ビニールシート、リヤカー、ライト、給水タンク、発電機、給油タンク、給食用具、チェーンソー、工具等の購入に要する経費	

を

「

自主防災組織備品	トランシーバー、担架、リヤカー、救出工具、ジャッキ、AED等の購入に要する経費または使用に要する経費	1 回につき、補助対象施設備品購入額の 2 分の 1 以内の額。ただし、1 組織につき 20 万円を限度とする。
----------	--	--

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。また、第3条及び第4条は平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の別表放送施設の項補助率の欄中の限度額には、第1条の規定による改正前の別表中放送施設に係る補助金の額を含むものとする。

別表（第3条関係）

区分		補助対象経費	補助率	補助金交付累計額の上限
情報伝達用具		メガホン、トランシーバー、腕章、標旗、携帯用ラジオ等の購入に要する経費	1回につき、補助対象施設備品購入額の2分の1以内の額とする。	40万円
消火用具		街頭用消火器、格納器具、簡易ポンプ、消火バケツ等の購入に要する経費		
救出救護避難用具		担架、救急セット、テント、ヘルメット、ビニールシート、リヤカー、ライト、給水タンク、発電機、給油タンク、給食用具、チェーンソー、工具等の購入に要する経費		
放送施設	各戸に個別受信機を設置し、防災無線を聞くことができる放送施設	放送のための交換機、通信機、受信機、増幅機、録音機、蓄音機、電源装置、電柱、線条、送受話器及び拡声器その他放送を行うのに必要な機材費並びにこれらの工事を行うための経費	1回につき、補助対象施設整備費の2分の1以内の額とする。	250万円
	その他の放送施設		1回につき、補助対象施設整備費の100分の10の額とする。	
その他		その他市長が特に必要と認めたもの	1回につき、補助対象施設備品購入額の3分の2以内の額とする。	20万円

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の茅野市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱の規定により交付された補助金の額は、この告示による改正後の別表の補助金交付累計額に含むものとする。

(平成25年度から平成27年度までの間の特例措置)

- 3 平成25年度から平成27年度までの間においては、別表放送施設の部各戸に個別受信機を設置し、防災無線を聞くことができる放送施設の項の規定は、次の表に定めるところによる。

区分		補助対象経費	補助率	補助金交付累計額 の上限
放送施設	各戸に個別受信機を設置し、防災無線を聞くことができる放送施設	放送のための交換機、通信機、受信機、増幅機、録音機、蓄音機、電源装置、電柱、線条、送受話器及び拡声器その他放送を行うのに必要な機材費並びにこれらの工事を行うための経費	1回につき、次に掲げるものの合算額とする。 (1) 補助対象施設から個別受信機を除いたものの整備費の全額(110万円を限度とする。) (2) 個別受信機1機当たりの補助基準額(個別受信機1機当たりの整備費から20,000円を減じた額とし、15,000円を限度とする。)に個別受信機の整備数を乗じた額	なし

- 4 前項の規定により交付した補助金の額は、平成28年度以降の補助金交付累計額に含むものとする。

資料 8 2 ☆長野県市町村社会福祉協議会災害時相互応援協定書

長野県市町村社会福祉協議会災害時相互応援協定書

長野県内の市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）は、県内に災害が発生した場合において、高齢者、障害者、児童等に対する救援ボランティア活動が円滑かつ効果的に展開されるよう「長野県福祉救援ボランティア活動マニュアル」及び連帯感に基づき相互協力により、被災市町村社協に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、県内の市町村において災害が発生し、被災市町村社協独自では十分に高齢者、障害者、児童等に対する福祉救援活動（以下「救援活動」という。）が実施できないと認められるときの市町村社協相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

（幹事市町村社協の設置）

第 2 条 市町村社協が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整を行うため、別記に掲げる広域圏ごとに幹事市町村社協（以下「幹事社協」という。）を置くものとする。

2 幹事社協は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく代表市町村の社協とする。

（応援の内容）

第 3 条 市町村社協が行う応援協定の内容は、次のとおりとする。

（1）人員の派遣

- ア 救援活動に必要な職員
- イ ボランティアコーディネーター
- ウ ボランティア

（2）物資などの提供及びあっせん

- ア 救援活動に必要な食料、飲料水、生活必需品
- イ 救援活動に必要な資機材及び物品
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等

（3）その他、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第 4 条 応援を受けようとする市町村社協は、次に掲げる事項を明確にして、電話等により幹事社協又は他市町村社協を応援し、後に文書を速やかに送付するものとする。

（1）被害の状況

（2）応援を要請する内容

- ア 物資、資機材の搬入
物資等の品目・数量・搬入場所・輸送手段・交通情報等
- イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
- ウ その他、必要な事項

（緊急時における自主的活動）

第 5 条 幹事社協は、災害が発生し通信の途絶等により、被災市町村社協から情報が入手できない場合は、速やかに被災状況等について自ら情報を収集し、他の市町村社協等への情報提供に努めるものとする。

2 市町村社協は、前項の情報に基づき、被害が甚大かつ事態が緊急を要するとみとめられる場合は、幹事社協と連絡調整の自主的に応援を開始するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援市町村社協の負担とする。

(情報交換)

第7条 市町村社協は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村社協は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の隣接市町村が行う防災訓練に相互に参加するように努めるものとする。

(補足)

第9条 この協定に定めのない事項は、広域圏ごとに市町村社協が協議して定める。

付則

(施行規則)

この協定は、平成9年5月1日から施行する。

(協定の成立)

この協定は、県内市町村社協の同意書をもって証する。

資料 8 3 ☆災害時の広報文例

1 8-1 災害時の広報文例

〔例文 1〕地震発生直後の注意事項（震度 6 弱以上の場合）

※ 1-1 地震発生直後から 30 分後位の場合

（注）情報の空間時間を作らないよう、30 分～1 時間おきに同報無線、広報車、職員巡回等により伝達すること

- こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします
ただいま大きな地震がありました。まず火の元を消して下さい。ガスの元栓をしめて下さい。電気のスイッチも切して下さい。ふろ場に火の気はありませんか。
電気がとだえた場合、照明には懐中電灯を使って下さい。
照明のスイッチをつけたり消したり繰り返すと、漏れているガス、に引火する場合があります。マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないで下さい。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。以上こうほうちのです。
- こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
諏訪地方の地震はおさまりました。皆さん、おちついてまわりを見て下さい。
地震で一番こわいのは火事です。消しわすれた火はありませんか。ガスの元栓はしまっていますか。
お子さんは無事ですか。ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせて下さい。
屋内にいる人は、あわてて外に飛び出さないで下さい。
もしガスのにおいがしたら、メーターの部分の元栓をしめて下さい。
そして全員家から外に出て下さい。
屋外にいる人は、まわりに何も無いところにとどまり、様子を見て下さい。
壊れた建物やビル、高圧線から離れて下さい。ガラスや屋根瓦など落下物に気をつけて下さい。ブロック塀から離れて下さい。火事が起きていたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消して下さい。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
- こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
諏訪地方の地震はおさまりました。車に乗っている方は、車を左側に寄せて下さい。
エンジンを切って、とりあえず様子を見て下さい。
道路の中央は、消防車や救急車が通れるように、必ずあけておいて下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。

繰り返してお知らせいたします。（……………）

こちらは、こうほうちのです。以上で放送を終わります。
（3 回繰り返すことをもって 1 セットとして使用すること。）

(例文1)地震発生直後の注意事項(震度6弱以上の場合)

※ 1-2 地震発生30分以降2時間以内の場合

(注) 情報の空間時間を作らないよう、30分~1時間おきに同報無線、広報車、職員巡回等により伝達すること

(注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに、何回かにわけて必要な事項を取捨選択すること。

- こちらは、こうほう茅野です。茅野市役所からお知らせします。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いています
余震は本震ほど強くありません。
ガラスの破片などでケガをしないようスリッパや靴をはいて下さい。
あわてて外に飛び出さないで下さい。
建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。
やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにして下さい。
壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道のまん中を歩いて下さい。
たれさがった電線には、絶対ふれないで下さい。以上こうほうちのです。
- こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
諏訪地方の地震はおさまりました。皆さん、おちついてまわりを見て下さい。
地震で一番こわいのは火事です。消しわすれた火はありませんか。
電話はかかりにくくなっています。緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないで下さい。
また、地震で受話器がはずれたままになっていませんか。もう1度確かめて下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
こちらは、こうほうちのです。
- こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いています。余震は本震ほど強くありません。自宅にいる人はそのまま中にいて下さい。
水道は使えますか。使えたら水はできるだけ確保して下さい。
風呂桶やポリタンク、ビンなどに水をためておいて下さい。
近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家はありませんか。
身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげて下さい。
出所のわからない情報(デマ)には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。
以上こうほうちのです。
- こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
自主防災組織の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始して下さい。
また、市民の皆さんも、自分たちのまちを守るため、役員やリーダーの方々に協力して下さい。
以上、こうほうちのです。
繰り返してお知らせいたします。(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

例文1] 地震発生直後の注意事項（震度6弱以上の場合）

※ 1-3 地震発生2時間～6時間以内の場合

(注) 情報の空間時間を作らないよう、30分～1時間おきに同報無線、広報車、職員巡回等により伝達すること。

(注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに、何回かにわけて必要な事項を取捨選択すること。

- こちらはこうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いています。余震は本震ほど強くありません。
家族全員にケガがないかどうか確かめて下さい。
小さい子供さんがいる家庭は一緒にいて、元気づけてあげて下さい。
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせて下さい。
たとえ丈夫そうに見えても小さい子供さんたちは特に注意して見てあげる必要があります。以上こうほうちのです。

- こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いています。
余震は本震ほど強くありませんが、危険はゼロではありません。余震に気をつけて下さい。
近所の人たちを確かめて下さい。もし助けを必要とすれば、手伝ってあげて下さい。
お年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家庭はありませんか。
身の回りがおちついたら、声をかけてあげて下さい。まず火の元を消すように。
ガスの元栓をしめるようにしてあげて下さい。
電気器具のスイッチも切ってあげて下さい。以上こうほうちのです。

- こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
諏訪地方の地震はおさまりました。
茅野市付近の震度は「震度〇」と発表されました。
しばらくの間、あなたは
○ 電話は使わないで下さい。
○ 水はむだにしないで下さい。
○ 見物にでかけないで下さい。
○ 必要もないのに表に出ないで下さい。
○ 照明スイッチをつけたり消したりしないで下さい。
○ マッチ、ライター、ろうそくは使わないで下さい。
○ タバコはしばらくがまんして下さい。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
自主防災組織の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始して下さい。
また、市民の皆さんも、自分たちのまちを守るため、役員やリーダーの方々に協力して下さい。

以上、こうほうちのです。

繰り返してお知らせいたします。(……………)

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

〔例文1〕地震発生直後の注意事項（震度6弱以上の場合）

※ 1-4 地震発生6時間以降の場合

（注）情報の空間時間を作らないよう、30分～1時間おきに同報無線、広報車、職員巡回等により伝達すること

（注）項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに、何回かにわけて必要な事項を取捨選択して放送することが望ましい。

● こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
これまでにわかっている被害の状況をお知らせします。
亡くなった方及び重傷の方は〇人です。
そのうちわけは、〇〇地区で〇人、△△地区で△人です。
半壊又は全壊した家屋は〇棟です。
そのうちわけは、〇〇地区で〇棟、△△地区で△棟です。
詳しい情報は、各事務所に事務所本部を、各小学校・中学校に地区連絡所をそれぞれ設置しましたので直接おたずね下さい。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようお願いいたします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、広報茅野です。

● こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
現在市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。
しばらくの間自分たちだけでやれるよう、自主防災組織など地域の人たちとともに準備して下さい。
また、小さいお子さんやお年寄りの方、からだの不自由な方がいたら、まず一声かけて安心させることを心がけて下さい。
復日には何日もかかることが予想されます。
詳しい情報は、各事務所に事務所本部を、各小学校・中学校に地区連絡所をそれぞれ設置しましたので直接おたずね下さい。

なお、重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。

出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようお願いいたします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。以上広報茅野です。

● こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
自主防災組織の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始して下さい。
また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員やリーダーの方々に協力して下さい。

以上、こうほうちのです。

くりかえして お知らせします。（……………）

（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

〔例文2〕火災地区住民への避難命令の伝達

● 緊急放送。緊急放送。

こちらは、こうほうちのです。 茅野市役所からお知らせします。
避難の用意をして下さい。

〇〇地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。

(〇〇地区の火災は、△△方向へ燃え広がる危険があります。)

飛び火に注意して下さい。

お年寄りや子供さんなど、安全な△△小学校へ早めに避難させて下さい。

繰り返して お知らせします。(……………)

こちらは、こうほうちのです。 以上で放送を終わります。

● 緊急放送。緊急放送。

こちらは、こうほうちのです。 茅野市役所からお知らせします。

避難命令が出ました。

現在〇〇地区の火災が△△方向へ燃え広がっています。

(〇〇地区の火災が△△方向へ燃え広がる危険があります。)

〇〇地域の市民の方は、直ちに〇〇へ(〇〇方面へ)避難して下さい。

〔 なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その指示に従って落ち着いて避難して下さい。 〕

繰り返して お知らせします。(……………)

こちらは、こうほうちのです。 以上で放送を終わります。

(避難完了が確認されるまで繰り返すこと。)

〔例文3〕崖くずれ危険地区住民への避難命令の伝達

● 緊急放送。緊急放送。

こちらは、こうほうちのです。 茅野市役所からお知らせします。

避難命令が出ました。

〇〇地区は、崖くずれの危険があります。

市民の皆さんは、直ちに避難して下さい。

避難先は、〇〇(小学校、中学校、市民センター、……など)です。

〔 なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その指示に従って落ち着いて避難して下さい。 〕

繰り返して、お知らせします。(……………)

こちらは、こうほうちのです。 以上で放送をおわります。

(避難完了が確認されるまで繰り返すこと。)

〔例文4〕水災地区市民への避難命令の伝達

● 緊急放送。緊急放送。

こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
避難の用意をして下さい。
現在、〇〇付近は、河川の増水のため危険な状態になりつつあります。
お年寄りや子供さんを安全な△△（小学校、中学校、地区センター……………
……………など）へ早めに避難させて下さい。

また、他の人もいつでも避難できるように準備して下さい。
火の元を消して下さい。
避難する際の荷物は、背負うなり肩にかけられる程度の最小限の非常用持ち
出し品にとどめ、両手はあけるようにしましょう。
こちらは、こうほうちのです。以上で放送をおわります。

● 緊急放送。緊急放送。

こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
避難命令が出ました。
〇〇地域一帯は、〇〇川の〇〇付近が決壊し、浸水しています。
（〇〇地域一帯は、〇〇川付近が決壊し、浸水のおそれがあります。）
〇〇地域の住民の方々は、直ちに避難して下さい。
避難先は、〇〇（小学校、中学校、地区センター、……………など）
です。

〔 なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合に
は、その指示に従って落ち着いて避難して下さい。 〕

繰り返して お知らせします。（……………）
こちらは、広報茅野です。以上で放送をおわります。

（避難完了が確認されるまで繰り返すこと。）

〔例文5〕道路状況と交通規制

● こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。

道路交通情報についてお知らせします。
（その1）
現在市内の道路は、（□□のため）すべての車両の通行が禁止されていま
す。

ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って
下さい。
こちらは、こうほうちのです。以上で放送をおわります。
（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

〔例文6〕交通機関の運行状況

(その1)

- こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
交通機関の運行状況についてお知らせします。
現在、JR◇◇線・バスなどは、地震のためすべて運転を停止しております。
各交通機関では、路線など運転施設の点検を行っておりますが、まだ運転の再開見通しはたっておりません。今後の運転見通しや運行状況については、テレビやラジオの情報に注意して下さい。

(その2)

- こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
交通機関の運行状況についてお知らせします。
現在、JR◇◇線・私バスの運転が一部再開されております。
○○線全区間 ○○線全区間
○○線 ○○・○○間 ○○線 ○○・○○間
- なお、各路線とも運行本数も少なく、各駅では大変混雑が予想されます。
市民の皆さんは、今後のテレビ、ラジオの情報に注意して下さい。

繰り返して お知らせします。(……………)
こちらは、こうほうちのです。 以上で放送をおわります。

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

〔例文7〕避難所の開設状況

- こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
避難所の開設場所についてお知らせします。
茅野市では、被災された方々のために、○○小学校、○○小学校、○○中学校、……………(近くの小学校や中学校など)に避難所を開設しました。お困りの方は直接避難所へおいで下さい。

繰り返して お知らせします。(……………)
こちらは、こうほうちのです。 以上で放送をおわります。

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

〔例文8〕医療救護所の開設状況

- こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
救護所の設置場所についてお知らせします。
茅野市では、自傷された方々のために、臨時の医療救護所を本庁並びに○○小学校、○○小学校、○○中学校、……………(近くの小学校や中学校など)に開設しました。
自分たちで応急処置できないケガの方は、市の医療救護所へ連れて行って下さい。

繰り返して お知らせします。(……………)
こちらは、こうほうちのです。 以上で放送をおわります。

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

〔例文9〕 応急給水の連絡

- こちらは、こうほうちのです。 茅野市役所からお知らせします。
現在、市内全域（〇〇町一帯）は地震のため断水しております。
市では、〇〇小学校・〇〇中学校において飲み水を配っておりますので、御利用下さい。

繰り返して お知らせします。（……………）
こちらは、こうほうちのです。 以上で放送をおわります。

（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

〔例文10〕 飲料水・食糧等の供給状況

- こちらは、こうほうちのです。 茅野市役所からお知らせします。
被災された方への飲料水・食糧等の供給についてお知らせいたします。
飲料水は、現在〇〇〇小学校、〇〇〇中学校において配っております。
どうぞ、御利用下さい。
また、〇〇〇小学校、〇〇〇中学校に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために、食糧・毛布などをお配りしております。

繰り返して お知らせいたします。（……………）
こちらは、こうほうちのです。 以上で放送をおわります。

・（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

〔例文11〕 学校等の再開状況

- こちらは、こうほうちのです。 茅野市役所からお知らせします。
学校等の授業の再開についてお知らせいたします。
 - 市内の保育園、小学校、中学校については、（〇〇〇小学校、〇〇〇中学校を除き）〇〇日から授業を再開します。
 - 〇〇〇保育園、〇〇〇小学校、〇〇〇中学校については、〇〇日から、また、〇〇〇小学校、〇〇〇中学校については、〇〇日から授業を再開します。

繰り返して お知らせいたします。（……………）
こちらは、茅野広報です。 以上で放送をおわります。

（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

〔例文12〕 電気の復旧状況

- こちらは、こうほうちのです。 茅野市役所からお知らせします。
電気の復旧状況についてお知らせいたします。
 - （その1）
現在、市内全域（〇〇地区一帯）が停電していますが、（〇〇地区を除き）
〇〇日〇〇時頃には復旧する見込みです。
 - （その2）
現在、市内全域（〇〇地区一帯）が停電していますが、〇〇地区については〇〇日頃、また〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧する見込みです。

繰り返して お知らせいたします。（……………）
こちらは、こうほうちのです。 以上で放送をおわります。

（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

〔例文13〕 水道の復旧状況

- こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
水道の状況についてお知らせいたします。
(その1)
現在、市内全域(〇〇地区一帯)が断水していますが、(〇〇町、〇〇地区を除き)〇〇日〇〇時頃には復旧する見込みです。
(その2)
現在、市内全域(〇〇地区一帯)が断水していますが、〇〇町、〇〇地区については〇〇日頃、また、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧する見込みです。

繰り返して お知らせいたします。(……………)
こちらは、こうほうちのです。以上で放送をおわります。
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

〔例文14〕 電話の復旧状況

- こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
電話の復旧状況についてお知らせいたします。
現在、市内全域(〇〇地区一帯)で電話が不通になっています。NITでは、全力をあげて復旧工事をおこなっておりますが、復日にはあと〇〇日程度かかる見込みです。
なお、電話の不通の地域については、〇〇避難所、〇〇中学校、〇〇〇・……………に臨時電話を設置しております。どうぞ御利用下さい。

繰り返して お知らせいたします。(……………)
こちらは、こうほうちのです。以上で放送をおわります。
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

〔例文15〕 道路の復旧状況

- こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
道路の復旧状況についてお知らせいたします。
現在、〇〇地区〇〇は、道路損壊(かけ崩れ・冠水・橋りょう流失)のため、一般車両の通行が禁止されております。〇〇日頃には、開通する見込みです。
なお、運転者の皆さんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心がけて下さい。

繰り返して お知らせいたします。(……………)
こちらは、こうほうちのです。以上で放送をおわります。
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

〔例文16〕ごみ・し尿の収集状況

- こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
ごみ（し尿）の収集についてお知らせいたします。
ごみ（し尿）については、被害の甚大な地域から収集を開始します。〇〇地域については〇〇日頃、また、〇〇地域については〇〇日頃……に収集作業が開始される予定です。
なお、被害軽微な地域の方は、収集開始がおくれます。収集作業が開始されるまでは、各家庭で貯め置く、また燃やせるごみは燃やすなど各家庭で適切に処理して下さい。

繰り返して お知らせいたします。（……………）
こちらは、こうほうちのです。以上で放送をおわります。
（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

〔例文17〕防犯・防火の広報

- こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
茅野市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。
現在、警察・消防及び市では、区自治会・自主防災組織の皆さんの協力を得て、パトロールを強化し、防犯・防火に努めております。
市民の皆さんも、家の戸締りや火の始末を必ず行って下さい。
また、夜の外出はなるべくやめましょう。

繰り返して お知らせいたします。（……………）
こちらは、こうほうちのです。以上で放送をおわります。
（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

〔例文18〕防疫・保険衛生の広報

- こちらは、こうほうちのです。茅野市役所からお知らせします。
茅野市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。
飲み水は、安全のため、沸かして飲むようにして下さい。
また、食中毒にならないよう、食品は、必ず火を通したものを食べるようにして下さい。
また、熱が出たり、下痢など身体に異常のある方は、すぐ医師の手当を受けて下さい。
食中毒症状のときは、災害対策本部に連絡して下さい。

繰り返して お知らせいたします。（……………）
こちらは、こうほうちのです。以上で放送をおわります。
（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

資料84 ☆気象庁震度階級解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級解説表」は、ある地震が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示す。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建築物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれていた地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建築物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物		鉄筋コンクリート造建物		地盤の状況	斜面の状況	ライフライン
				耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い			
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。			耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い			
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。									
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。								
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。							
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚ます。	電灯などのつり下げ物が大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転している、揺れに気付く人がいる。							鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。

5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物に激しく揺れ、棚にある食器類、書籍物が落ちることがある。障子が揺れる。物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することもあり、不安定なものもある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強された窓枠が破損することがある。自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となる車もある。	電灯などのつり下げ物に激しく揺れ、棚にある食器類、書籍物が落ちることがある。障子が揺れる。物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することもあり、不安定なものもある。	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	安全装置のあるガスメーターでは遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。安全装置が強い場合には、安全供給が止まることがある。断水、停電が発生することがある。地震発生時に自動停止する。運転再開には安全確認が必要である。
5強	大半の人が、物につかまらないうつろい、行動が難しいと感じる。	棚にある食器類や書籍物が落ちることが多い。テレビなどが台から落ちることがある。固定している家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強された窓枠が破損することがある。自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となる車もある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強された窓枠が破損することがある。自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となる車もある。	電灯などのつり下げ物に激しく揺れ、棚にある食器類、書籍物が落ちることがある。障子が揺れる。物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することもあり、不安定なものもある。	大半の人が、物につかまらないうつろい、行動が難しいと感じる。	安全装置のあるガスメーターでは遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。安全装置が強い場合には、安全供給が止まることがある。断水、停電が発生することがある。地震発生時に自動停止する。運転再開には安全確認が必要である。
6弱	立つていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	窓のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	窓のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	立つていることが困難になる。	通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
6強	立つていないことが多く、揺れにほんろうさず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	立つていないことが多く、揺れにほんろうさず、飛ばされることもある。	通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
7		固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。		通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。

資料 8 5 ☆防災関係機関一覧表

1 指定行政機関

機 関 名	防災事務担当部課	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
内閣官房	内閣官房副長官補（安全保障、危機管理担当）付参事官	東京都千代田区永田町1-6-1	03-5253-2111（代）	100-8968
内 閣 府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町1-6-1	03-5253-2111（代） 03-3581-3013（直）	100-8914
	政策統括官（防災統括担当）付参事官	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5253-2111（代） 03-3501-5408（直）	100-8969
警 察 庁	警備局警備課	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-3581-0141（代）	100-8974
防 衛 庁	運用局運用課	東京都新宿区市谷木村町5-1	03-3268-3111（代） 03-5229-2144（直）	162-8801
金 融 庁	総務企画局総務課	東京都千代田区霞が関3-1-1	03-3506-6000（代） 03-3506-6011（直）	100-8967
総 務 省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-5111（代） 03-5253-5089（直）	100-8926
消 防 庁	防災課	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-5111（代） 03-5253-7525（直）	100-8927
法 務 局	大臣官房秘書課広報室	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3580-4111（代） 03-3592-5396（直）	100-8977
外 務 省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関2-2-1	03-3580-3311（代） 03-3581-2807（直）	100-8919
財 務 省	主計局法規課	東京都千代田区霞が関3-1-1	03-3581-4111（代） 03-3581-3027（直）	100-8940
文部科学省	大臣官房文京施設部施設企画課	東京都千代田区丸の内2-5-1	03-3581-4211（代） 03-3597-5749（直）	100-8959
文 化 庁	長官官房政策課	東京都千代田区丸の内2-5-2	03-3581-4211（代） 03-3597-1757（直）	100-8959
厚生労働省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5253-1111（代） 03-3595-3037（直）	100-8916
農林水産省	経管局経営政策課	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8111（代） 03-3580-6860（直）	100-8950
経済産業省	大臣官房企画課	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1511（代） 03-3501-1327（直）	100-8901
資源エネルギー庁	総合政策ユニット総合政策課	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1511（代） 03-3501-1327（直）	100-8902
原子力安全・保安院	企画調整課	東京都千代田区霞が関1-3-2	03-3501-1511（代） 03-3501-1568（直）	100-8986
中小企業庁	事業環境部企画課	東京都千代田区霞が関1-3-3	03-3501-1511（代） 03-3501-2698（直）	100-8912
国土交通省	河川局防災課	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111（代） 03-5253-8461（直）	100-8912
国土地理院	企画部	茨城県つくば市北郷1番	0298-64-1111（代） 0298-64-4513（直）	100-8912
気 象 庁	総務部企画課	東京都千代田区大手町1-3-4	03-3212-8341（代） 03-3214-7902（直）	100-8122
海上保安庁	警備救難部環境防災課	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-3591-6361（代） 03-3591-9819（直）	100-8918
環 境 省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-3581-3351（代） 03-3580-1374（直）	100-8975

2 指定地方行政機関

関東管区警察局	広域調整第二課	埼玉県さいたま市北袋町1-21-2	048-600-6000	330-9726
関東管区警察局 長野通信部	機動通信課	長野市大字南長野字幅下692-2	026-233-0110	380-8510
関東財務局 長野財務事務所	総務課	長野市旭町1108	026-234-5123	380-0846
関東信越厚生局	総務課	埼玉県さいたま市上落合2-11 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-740-0711	330-9713
関東農政局	農産課	埼玉県さいたま市北袋町1-21-2 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-600-0600	370-9722
長野農政事務所	総務課	長野市旭町1108長野第二合同庁舎	026-233-2500	380-0846
中部森林管理局	企画調整室	長野市栗田715の5	026-236-2517	380-8575
中部経済産業局	総務課	名古屋市中区三の丸2の5の2	052-951-2683	460-8510
北陸信越運輸局長 長野運輸支局	総務企画課	長野市大字西和田428の1	026-243-4384	381-8503
長野地方气象台	防災業務部	長野市箱清水1-8-18	026-232-3773	380-0801
信越総合通信局	総務課	長野市旭町1108	026-234-9962	380-8795
長野労働局	監督課	長野市中御所1-22-1	026-234-5121	380-8572
長野国道事務所	管理第二課	長野市鶴賀字中堰145	026-264-7008	380-0902
中部地方整備局	企画課	名古屋市中区三の丸2の5の1	052-953-8127	460-8514
天竜川上流河川事務 所	調査課	駒ヶ根市上穂南7番10号	0265-81-6415	399-4114

3 指定公共機関及びその他現地機関

機 関 名	防災事務担当部課	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
郵政事業(株)信 越支社		長野市栗田801	026-231-2305	380-8793
郵便局(株) 信越支社		長野市栗田801	026-231-2211	380-8797
東日本旅客鉄道 (株)	安全対策部	東京都渋谷区代々木2丁目2番2号	03-5334-1111	151-8578
東日本旅客鉄道 (株)長野支社	安全対策室	長野市栗田源田窪992-6	026-224-5306	380-0921
日本貨物鉄道 (株)関東支社長 野営業支店	企画係	長野市栗田源田窪992-6	026-266-7230	380-0921
東日本電信電話 (株)長野支店	設備部災害対策課	長野市新田町1137-5	026-225-2882	380-8519
日本銀行 松本支店	総務課	松本市丸の内3に1	0263-34-3500	390-0873
中日本高速道路 (株)八王子支社		東京都八王子市宇津木町231	0426-91-1171	192-8648

日本赤十字社 長野県支部	事業推進課	長野市南県1074番地	026-226-2073	380-0836
日本放送協会 長野放送局	企画総務担当	長野市稲葉210-2	026-291-5200	380-8502
日本放送協会 松本支局		松本市深志3の10の3	0263-33-4700	390-0815
日本通運株式会社 長野支店	安全衛生課	長野市北石堂1374番地1	026-227-4140	380-0826
中部電力株式会社 長野支店	総務部総務・広報グループ	長野市柳町18	026-232-9060	380-0805
東京電力株式会社 松本電力所	総務グループ	松本市中央4の1の17	0263-33-0220	390-0811
東京瓦斯株式会社 長野支社	工事係	長野市大字鶴賀1017	026-226-8161	380-0902
(株)エ・ティ・ティ・エ 長野支店	サービス推進部サービス 企画担当	長野市上千歳町1112-1	026-291-7170	380-8536
KDDI(株) au長野支店		長野市南千歳町1-12-7	026-225-0680	380-0823

4 自衛隊

機関名	防災事務担当部課	所在地	電話番号	郵便番号
陸上自衛隊 第12旅団司令部	第三部	群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2	0276-54-2011	370-3594
第13普通科連隊	第三課	松本市高宮西1-1	0263-26-2766	390-0844
自衛隊 長野地方連絡部	総務課	長野市旭町1108	026-233-2108	380-0846

5 指定地方公共機関及びその他現地機関

機関名	防災事務担当部課	所在地	電話番号	郵便番号
帝国石油(株)パイプライン室		新潟県柏崎市大久保1-6-2	0257-24-2143	945-0851
帝石パイプライン(株)長野支所		長野市篠ノ井塩崎8413	026-292-9714	388-8014
諏訪瓦斯株式会社	業務部	諏訪市小和田南17-5	0266-52-2511	392-0023
松本電気鉄道株式会社	人事部	松本市井川城2丁目1番1号	0263-26-7000	390-0831
諏訪バス株式会社	総務担当	茅野市ちの3419-6	0266-72-7141	391-0001
社団法人 長野県トラック協会	庶務係	長野市南永池710-3	026-254-5151	381-8556
信越放送株式会社	総務部	長野市吉田1の21の24	026-259-2121	380-0043
株式会社 長野放送	総務部	長野市岡田131-7	026-227-3000	380-0936
株式会社 テレビ信州	総務部	長野市若里1-1-1	026-291-6601	380-8555
	本社	松本市丸の内4の18	0263-36-2002	390-0873
長野県土地改良 事業団体連合会	総務課	長野市県町452-1 -214-	026-233-4281	380-0838

長野I7IA放送株式会社	総務課	松本市本庄1-13-5	0263-33-4400	390-0814
長野朝日放送株式会社	総務課	長野市栗田989-1	026-223-3521	380-0921
社団法人長野県医師会	地域医療課	長野市若里1570-1	026-226-3191	380-0928
社団法人長野県歯科医師会	総務課	長野市岡田96	026-227-5111	380-0936
社団法人長野県薬剤師会	総務課	松本市旭2-10-15	0263-34-5511	390-0802
社団法人長野県LHPガス協会		長野市中御所1-16-13天馬ビル4階	026-229-8734	380-0935
(社)長野県建設業協会	総務課	長野市南長野南石堂町1230-6	026-228-7200	380-0824
エルシーブイ(株)		諏訪市四賀821	0266-53-3833	392-0012
(社)長野県バス協会		長野市中御所鶴田560-4	026-226-3288	380-0934

6 県関係 (警察含む)

機 関 名	防災事務担当部課	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
長野県危機管理部	危機管理防災課	長野市大字南長野字幅下692-2	026-232-0111 (代) 026-235-7184	380-8570
長野県諏訪地方事務所	地域政策課	諏訪市上川1丁目1644-10	0266-53-6000(代) 0266-57-2900	391-8601
長野県諏訪建設事務所	整備課	諏訪市上川1丁目1644-10	0266-53-6000(代) 0266-57-2935	391-8601
長野県諏訪保健福祉事務所	総務課	諏訪市上川1丁目1644-10	0266-53-6000(代) 0266-57-2925	391-8601
長野県警察本部	通信指令課	長野市大字南長野字幅下692-2	026-233-0110 (代)	380-8510
茅野警察署	警備課	茅野市本町西9-39	0266-82-0110	391-0003
諏訪警察署	警備課	諏訪市湖岸通り1丁目13番32号	0266-57-0110	392-0027
岡谷警察署	警備課	岡谷市神明町3-14-31	0266-23-0110	394-0004

7 市町村

機 関 名	防災事務担当部課	所 在 地	電 話 番 号	郵便番号
岡谷市役所	危機管理室	岡谷市幸町8-1	0266-23-4811	394-8510
諏訪市役所	危機管理室	諏訪市高島1-22-30	0266-52-4141	392-8511
下諏訪町役場	危機管理室	諏訪郡下諏訪町4613-8	0266-27-1111	393-8501
富士見町役場	総務課	諏訪郡富士見町落合10777	0266-62-2250	399-0292
原村役場	総務課	諏訪郡原村6549-1	0266-79-2111	391-0192
伊那市役所	総務課	伊那市新田3050	0265-78-4111	396-8617
佐久市役所	庶務課	佐久市大字中込3056	0267-62-2111	385-8501
長和町役場	総務課	小県郡長和町長久保525-1	026-68-3111	386-0602
立科町役場	総務課	北佐久郡立科町大字芦田2532	0267-56-2311	384-2305
佐久穂町役場	総務課	南佐久郡佐久穂町大字畑164	0267-88-2525	384-0697
小海町役場	総務課	南佐久郡小海町大字豊里57-1	0267-92-2525	384-0697
南牧村役場	総務課	南佐久郡南牧村海ノ口1051	0267-96-2211	384-1302

発行日	平成22年4月 1日
編集・発行	茅野市防災会議 茅野市役所危機管理室 防災対策課 〒391-8501 茅野市塚原2-6-1 TEL 0266 (72) 2101 (内線136) FAX 0266 (72) 9040 Eメール bousai@city.chino.lg.jp

茅野市地域防災計画

様式編

茅野市防災会議

— 様式編 —

被害認定基準	1
被害状況報告等の様式	
(様式第1号 概況速報)	2
(様式第2号 人的及び住家の被害)	3
(様式第2-1号 避難勧告・指示等避難状況報告)	4
(様式第3号 社会福祉施設被害、職業訓練施設被害)	5
(様式第5号 農業関係被害)	6
(様式第6号 林業関係)	8
(様式第7号 土木関係被害)	14
(様式第8号 都市施設被害)	15
(様式第9号 水道施設被害)	16
(様式第10号 廃棄物処理施設被害)	17
(様式第11号 感染症関係)	18
(様式第12号 医療施設被害)	19
(様式第13号 商工関係被害)	20
(様式第14号 観光施設被害)	21
(様式第15号)	22
(様式第17号 市町村有財産被害)	24
(様式第18号 公益事業関係被害)	25
(様式第19号 第1号様式 火災)	26

(様式第 19 の 2 第 2 号様式 特定の事故)	27
(様式第 20 号 警察調査被害)	28
(報道関係発表伺用紙)	29
(災害情報受付表)	30
(避難所収容台帳)	32
(救助の種目別物資受払状況)	33
(避難所設置及び収容状況)	34
(リ災者台帳)	35
(リ災証明申請書)	36
(リ災証明)	37
(被災者救出状況記録簿)	38
(死体処理台帳)	39
(埋葬台帳)	39
(たき出し受給者名簿)	40
(食糧品現品給与簿)	40
(たき出し用物品借用簿)	41
(物品購入 (配分) 計画表	41
(物資給与及び受領簿)	42
(救助用物資受領 (引継) 書	43
(飲料水の供給簿)	44
(救護班活動状況)	44
(救護班診療記録簿)	45

(助産台帳)	45
(病院診療所医療実施状況)	46
(防疫活動状況報告)	46
(障害物除去該当世帯調)	47
(障害物除去状況記録簿)	47
(臨時雇用人夫勤務状況表)	48
(被害児童・生徒名簿)	49
(学用品の給与状況)	49
(自衛隊派遣要請書)	50

様式編

〔様式等〕

○被害認定基準

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

様式編

○被害状況報告等の様式

1 様式第1号(概況速報)

(表1)

現 況 速 報			
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	
報 告 の 時 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者		受 信 者	

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被 害 地 域 又 は 場 所	災 害 の 状 況
人 的 ・ 住 家 関 係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公 共 土 木 施 設 関 係		
鉄道 } 施 設 関 係 通信 } 電力 } 水道 }		
そ の 他		
応 急 対 策 等 の 活 動 状 況 消 防 職 員 ・ 消 防 団 員 の 出 動 状 況 等		

様式編

2 様式第2号(人的及び住家の被害)
(表2)

市 町 村

人的及び住家の被害状況報告(発生・中間・確定)												
災害の名称					災害発生の日時		月 日 時					
災害発生の場所												
災害報告の時限		月 日 時現在			発信機関及び 発信担当者							
人的被害	死者				人		災害の概況					
	行方不明者				人							
	負傷者	重傷				人						
		軽傷				人						
		小計				人						
計				人		災害発生の原因 救援措置の状況						
住家の被害	全壊・全焼 又は流失	棟		棟			適用の見込み 災害救助法					
		世帯		世帯								
		人員		人								
	半壊又は 半焼	棟		棟				災害本部 災害対策				
		世帯		世帯								
		人員		人								
	一部破損	棟		棟		その他						
		世帯		世帯								
		人員		人								
	床上浸水	棟		棟					名称			
		世帯		世帯						設置	月 日 時 分	
		人員		人							廃止	月 日 時 分
床下浸水	棟		棟		消防職員出動延人員		人					
	世帯		世帯				消防団員出動延人員		人			
	人員		人									
非住家の被害(全・半壊)				棟								

- 注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法(昭和36年法律第228号)第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。

様式編

3 様式第3号 (社会福祉施設被害) (職業訓練施設被害)
(表3の1)

社会福祉施設被害状況報告 (中間確定) (職業訓練施設被害状況報告)													
災害の名称							災害発生日時	年 月 日 時					
災害発生場所													
報告の時限	月 日 時現在						発受信時刻	日 時 分					
発信者	()						受信者	()					
施設の種類	施設名	被害											
		全壊		流失		半壊		一部破損		床上浸水		床下浸水	
		棟数	被害額(千円)	棟数	被害額(千円)	棟数	被害額(千円)	棟数	被害額(千円)	棟数	被害額(千円)	棟数	被害額(千円)
計													
被害額計												(千円)	

様式編

4 様式第5号 (農業関係被害)

(表5の1)

災害名	発生日時	月日時分～日時分	発信日時	月日時分
	発信機関 (発信者)		受信機関 (発信者)	

区分項目	作物名	被害率30%未満		被害率30%以上		合計			主な被害地区及び被害農作物の種類等	
		面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額		
生産物被害	水 稲									
	麦・雑穀・豆類									
	果 樹									
	野 菜									
	花 き									
	特 用 作 物									
	桑									
	そ の 他									
	小 計									
	樹体被害	果 樹								
		その他()								
小 計										
	計									

区分項目	施設名	園芸関係			その他			合計		
		件数	面積 (㎡)	被害金額	件数	面積 (㎡)	被害金額	件数	面積 (㎡)	被害金額
施設関係	建 物									
	温室(ガラス張)									
	プラスチックハウス									
	構 築 物									
	計									

区分項目	種類名	被害量	被害金額	主な被害地区名	主な被害品目名
その他	家 畜				
	畜 産 物				
	水産物(寒天含む)				
	加工品貯蔵品等				
	蚕 繭				
	計				
被害農業者(家)数		戸	特別被害農業者(家)数	戸	

様式編

市町村別被害の状況	市町村名	被害面積	減収量	被害金額	市町村名	被害面積	減収量	被害金額	適用			
										合計		
									市町村名			

(注) 記入単位は次のとおりとする。面積—ha、減収量・被害量—t・千本・千鉢・個・頭・羽・箱、金額—千円

様式編

(表6の4)

4 林産物及び林産施設被害状況(速報、概況、確定)

災害の名称

調査年月日

災害発生年月日

災害の種類	
災害の発生年月日	
被害調査年月日 被害発生地域 (市町村名)	

(1) 林産物被害

区分	農 業						林 業						者						七						合 計	
	森林組合 同進 合 会		農業協同組 合同連 合 会		その他任意 団 体		個 人		計		中小企業等 協同組 合		会社・個人		そ の 他		計		合 計							
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額						
木	立木 (m³)	天																								
		人																								
材	製材 (m³)																									
		その他																								
薪	薪炭原木 (m³)	小 計																								
		木炭 (kg)																								
炭	薪炭類 (m³)	小 計																								
		その他																								
特殊林産物	小 計	しいたけ (kg)																								
		おさび (kg)																								
		竹材 (束)																								
		その他																								
合 計	小 計	計																								
		計																								
被 災 者 数	小 計	計																								
		計																								

- 注 1 木炭出荷調整対策事業による保管木炭が被害を受けた場合には木炭欄の内数として () 書きで示すこと。
 2 立木は利用伐期令級以上のものを記入する。
 3 被害者数等の欄は森林組合等の団体にあってはその組合数、会社及び個人にあっては会社数及び戸数の実数を記入する。
 4 県有林 (県行造林含む) の被害を、その他欄に内数として () 書きで示すこと。

(2) 林産施設被害

区分	その他												合計					
	中小企業等協同組合				会社				個人						その他			
	全壊		半壊		計		全壊		半壊		計		全壊		半壊		計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
木	木材倉庫(棟)																	
	貯木場(坪)																	
	網場																	
材	流送路(km)																	
	木材加工施設																	
	機械(点)																	
	計																	
木	集運材施設																	
	木炭倉庫(棟)																	
	炭窯(基)																	
	炭加工施設																	
炭	炭加工施設																	
	炭窯(基)																	
	炭加工施設																	
	炭窯(基)																	
特殊	簡易搬送施設																	
	特殊林産倉庫(棟)																	
	わさび育成施設(坪)																	
	しいたけ育成施設(坪)																	
産物	しいたけほだ木(本)																	
	特殊林産物(棟)																	
	特殊林産物機械(点)																	
	計																	
被災者数	計																	

注 1 埋積土砂量の欄は貯木場および流送路についてのみ記入する。
 2 被災者数等の欄は、中小企業等協同組合にあってはその組合数、会社、個人にあっては会社数及び戸数の実数を記入する。
 3 県有林(県行造林含む)の被害は、その他欄に内数として()書で示すこと。

(3) 林産物間接被害

区分	農 業 者						そ の 他						合計			
	森林組合等 連 合 会		農業協同組 合 同 連 合 会		その他任意 団 体		会社・個人		計		中小企業等 協 同 組 合		会社・個人		計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
木	立木 (m³)															
	薪材 (m³)															
	製材 (m³)															
	その他															
材	小 計															
薪	薪炭原木 (m³)															
	木炭 (kg)															
	薪層積 (m³)															
炭	その他															
	小 計															
特殊林産物	しいたけ (kg)															
	わさび (kg)															
	竹材 (束)															
	小 計															
合計	計															
被災者数	数															

注 1 道路の決壊橋梁の破損、その他により運搬不能等となった滞貨及び金額を記入する。
 2 被災者数等の欄は森林組合等の団体についてはその組合数、会社及び個人については会社数及び戸数の実数を記入する。

7 様式第7号 (土木関係被害)

災害被害総括表 (単位：千円)

区分	前回のままで						報告区分						今回の報告区分		年間の合計	
	異常気象名		自 月 日 至 月 日		異常気象名		自 月 日 至 月 日		異常気象名		自 月 日 至 月 日		異常気象名		箇所数	金額
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額				
河川																
砂防																
地すべり																
急傾斜																
道路																
橋梁																
計																
河川																
道路																
橋梁																
計																
河川																
砂防																
地すべり																
急傾斜																
道路																
橋梁																
計																
合計																

様式編

8 様式第8号 (都市施設被害)

都市施設被害状況報告 (中間確定)																												
災害の名称			災害発生日時			月			日			時																
災害発生場所																												
報告の期限			日			時現在			発受信時刻			日			時			分										
発信者			()			受信者			()																			
種別	区分		か所数	被害面積又は延長等			被害金額 (千円)			復旧金額 (千円)			摘要															
都市施設 災害	街路																											
	都市公園																											
	都市排水路																											
	公下 水道 共道	排水施設																										
		ポンプ場施設																										
		処理施設																										
	区整 画理	街路																										
		公園緑地																										
		水路																										
	防空壕・その他																											
堆積土砂																												
合計																												
建物災害及び 損害面積	区分	住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)		区分	面積 (ha)		摘要																			
	全壊					市街地	被害面積																					
	半壊					その他	被害面積																					
	流失					計																						
	床上浸水					全市街地	面積																					
	床下浸水																											
状況	発火	月			日			時			分			鎮火	月			日			時			分			被災か所	
	風向				風速	最大	m/sec		平均	m/sec		湿度	%															
焼失 面積 及び 建物 災害 及び	区分	住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)		区分	面積 (ha)		摘要																			
	全壊					全市街地																						
	半壊					被災面積																						
計																												
備考	1 土地区画整理事業を施行する必要がある (ある・ない・不明)																											
	2 都市計画との関連 ()																											

様式編

9 様式第9号 (水道施設被害)

(表9の1)

水道施設被害状況報告				〔中間 確定〕	
災害の名称		災害発生日時		月	日 時
災害発生場所					
報告の時限	月	日 時 現在	発受信時刻	日	時 分
発信者	()		受信者	()	
水道の名称		給水区域及び現在給水人口		(戸)	(人)
被害給水区域及び被害給水人口					(戸) (人)
災害の状況		被害金額		千円	
応急措置及び給水現状					
緊急応援の要否	給水車	両/日 m ³ 分	消毒機及び薬品応援	復旧資材労務応援	技術応援
	ろ水器	両/日 m ³ 分	乾式注入能力 g/h 機		
	自衛隊給水班要請/日	m ³ 日間	湿式 g/h 機		
	水道から応急給水	日 m ³ 分	簡易滅菌機 g/h 機		
	日間		液体塩素 kg入 本		
	必要なし		さらし粉 高度 普通 500g 本		
		必要なし			

様式編

10 様式第10号 (廃棄物処理施設被害)

廃棄物処理施設 ごみ・し尿・ 下水道終末処理 被害状況報告 中間 確定			
災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時
災害発生場所			
報告の時限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分
発 信 者	()	受 信 者	()

被 害 施 設 名			
被害の区域および処理 人 口			
被 害 の 状 況			
被 害 額	千円	千円	千円
応 急 措 置 の 現 況			
災 害 救 助 の 有 無			
そ の 他 必 要 な 事 項			

様式編

11 様式第11号 (感染症関係)

(表11の1)

感染症関係報告 (中間) (確定)			
災害の名称		災害発生日時	
災害発生場所			
報告の時限		発受信時刻	
発 信 者		受 信 者	

	項目	発 生 患 者 等 数					備 考
		患者	擬似	無症状 病原体 保有者	計	うち 死者	
感 染 症	病名						
備 考							

様式編

12 様式第12号 (医療施設被害)
(表12の1)

医療施設被害状況報告				中間 確定
災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時	
報告の時限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分	
発 信 者		受 信 者		

区 分	施設名	経営主体	所在地	被害の程度					被害額 千円	復旧に要 する経費 千円
				全壊 全焼 棟	流出 棟	半壊 半焼 棟	浸水 棟	その他 棟		
(病院)										
(診療所)										
合 計										

- 注：1 本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医務課に報告する場合に用いる。
 2 各施設ごとの詳細な被害状況は別葉にして添付すること。
 3 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

様式編

13 様式第13号 (商工関係被害)

(表13の1)

商工関係被害状況報告		中間 確定					
災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時				
災害発生場所							
報告の時限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分				
発信者		受信者					
被害区分		業種区分	鉱工業	商業	サービス業	その他	計
組合、 団体 以外の 事務所	建物の被害(ア)	全壊	棟数(棟)				
			損害額(千円)				
		半壊	棟数(棟)				
			損害額(千円)				
		その他	棟数(棟)				
			損害額(千円)				
	土地の被害(イ)	損害額(千円)					
(ア)(イ)以外の有形固定資産の被害	損害額(千円)						
製品・仕掛品・原材料の損害	損害額(千円)						
事業協同組合・商工組合・協業組合の被害		件数(件)					
		損害額(千円)					
商工会議所・商工会の被害		件数(件)					
		損害額(千円)					
小	計	損害額(千円)					
除雪、排水等の災害対策に要した経費(千円)							
その他災害の発生により生じた損害額(千円)							
損害額総計(千円)							
被害件数(事業(務)所数)							

注：1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。

2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。

3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ外書きにする。

4 業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。

5 大企業に関する被害については、内訳(大企業分としてまとめ)を別紙に記載する。

様式編

14 様式第14号 (観光施設被害)
(表14の1)

観光施設被害状況報告										中間 確定	
災害の名称						災害発生日時		年 月 日 時			
災害発生場所											
報告の時限		月 日 時現在				発受信時刻		日 時 分			
発 信 者						受 信 者					
1 土木施設 (遊歩道・つり橋等)											
区 分	県 工 事		市 町 村 工 事		そ の 他		計				
	か 所	被 害 額	か 所	被 害 額	か 所	被 害 額	か 所	被 害 額	被 害 額	被 害 額	被 害 額
道 路		千円		千円		千円					千円
橋 梁											
計											
2 一般観光地建物等											
区 分	県 有 施 設		市 町 村 施 設		国民宿舎・旅館等		そ の 他 施 設		計		
	件数	被 害 額	件数	被 害 額	件数	被 害 額	件数	被 害 額	件数	被 害 額	被 害 額
建 物 そ の 他	全 壊		千円		千円		千円		千円		千円
	半 壊										
	そ の 他										
	計										

様式編

(表15の2)

教育関係施設被害状況報告		(中間 確定)	課
災害の発生	災害発生日時	月 日 時	
	報告の期限	月 日 時現在	

(単位 ㎡・千円)

施設の種類	被害施設数	被害状況									
		建物						工作物 被害金額	土地被 害金額	設備被 害金額	被害額 合計
		要新築				要補修	計				
		全 壊		半 壊		大破以 下金額	被 害 金 額				
面積	金額	面積	金額								
幼稚園											
小学校											
中学校											
高等学校											
盲学校											
ろう学校											
養護学校											
大学・高専											
共同利用施設											
教員住宅											
社会教育施設											
文化財											
合計											

注：本表は、県関係課から県危機管理・消防防災課ほか関係課に報告する場合に用いる。

様式編

17 様式第17号 (市町村有財産被害)

(表17)

市町村有財産被害状況報告				中間 確定	市町村名
災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時		
報告の時限	月 日 時 現在	免受信時刻	日 時 分		
発信者	()	受信者	()		

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

建 物 被 害	施設の別	発生数(計)	全壊(流失)	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備考	
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円		
	小計									
公 共 土 木 施 設 被 害 (市町村単 位のみ)	種別	発生数	被害状況				被害額	備考		
	河川	か所					千円			
	道路									
	橋梁									
	小計									
そ の 他	種別	発生数	被害状況				被害額	備考		
		か所					千円			
	計	—	—							

注：本表は、市町村から地方事務所に、及び地方事務所から県危機管理・消防防災課に報告する場合に用いる。

様式編

18 様式第18号 (公益事業関係被害)

(表18)

公益事業関係被害状況報告		中間 確定	機関名
災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時
災害発生場所			
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	()	受信者	()

区 分		被害発生数・被害程度数	被害額
被害 状 況	建物等		千円
	被害箇所		
	不通箇所		
応急措置・その他			

注：この表は、鉄道・通信・電力・ガス関係の被害について、各関係機関から県危機管理・消防防災課に報告する場合に用いる。

様式編

19 様式第19号

第1号様式

(火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮 庄 日 時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途				事業所名(代表者氏名)			
出火箇所				出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)			人	死者の生じた理由		
	負傷者	重症	中等症	軽傷			人
建物の概要	構造階層		建築面積 延べ面積				
焼損程度	焼損棟数	全焼 半焼 部分 ぼや	棟 棟 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
り災世帯数				気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人			
	消防団		台	人			
	その他			人			
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

様式編

19 様式第19の2

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	
都道府県	
市町村	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、第二種、その他)			
発生日時	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
(覚知日時)	(月 日 時 分)	鎮火(処理完了)日時	月 日 時 分		
消防覚知方法	気 象 状 況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()				
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者	人		
	計 人	重症	人		
消防防災活動 状況及び救急・救助活動 状況	警戒区域の設定 使用停止命令	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台		
		消 防 団	台		
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

20 様式第20号 (警察調査被害)
(表20)

被害種別	被害種別	災 害 発 生 状 況 表												時 分 現 在)															
		長野中央	飯 山	中 野	須 坂	長 野 南	千 曲	上 田	丸 子	望 月	小 諸	佐 久	軽 井 沢	南 佐 久	茅 野	諏 訪	間 谷	伊 那	駒 根	飯 田	阿 南	木 曾	塩 尻	松 本	安 曇 野	火 田	小 計	累 計	
人的被害	死者 (人)																												
	行方不明者																												
建築物	全壊 (tst)																												
	半壊																												
	流出																												
	全焼																												
	半焼																												
	床上浸水																												
耕地被害	床下浸水																												
	井部破壊																												
	井住家被害																												
	流出、埋没 (ha)																												
新地被害	水田冠水																												
	流出、埋没																												
道路損壊 (箇所)	冠水																												
	損壊																												
堤防決壊	流出																												
	決壊																												
山 (がけ) < ずり	損壊																												
	流出																												
鉄 (軌) 道被害	通車																												
	設備																												
木材流出 (立米)	流出																												
	流出																												
山林焼失 (ha)	焼失																												
	焼失																												
罹災世帯数	罹災																												
	罹災																												
罹災者数	罹災																												
	罹災																												
罹災者数	罹災																												
	罹災																												
罹災者数	罹災																												
	罹災																												
罹災者数	罹災																												
	罹災																												
罹災者数	罹災																												
	罹災																												
罹災者数	罹災																												
	罹災																												
罹災者数	罹災																												
	罹災																												
罹災者数	罹災																												
	罹災																												
罹災者数	罹災																												
	罹災																												

様式編

○報道関係発表伺用紙

担当者 部 班 氏名

報 道 関 係 発 表 伺 用 紙				
本 部 長	副 本 部 長	企 画 総 務 部 長	担 当 部 長	担 当 班
発 表 予 定 日 時		発 表 方 法 等		
発 表 項 目				
発 表 内 容				
発 表 報 道 機 関 名				

○災害情報受付表（表）

No. _____ 災害情報受付表 本部

	本部対応	担当部
チェック		
対応部	企・市・健・産 都・学・消・その他	

災害対策本部です。

場所はどこですか。（どのあたりですか。） 例 JR茅野駅前付近

ちの・宮川・米沢・豊平・玉川・泉野・金沢・湖東・北山・中大塩・その他

どうしましたか。（どうなりましたか。） 例 10軒から15軒くらい家屋が倒壊し人が下敷きになっている。

（この欄は空欄で構いません）

広報の有無 有 無 （いずれかに ○ をつける）

詳細をお聞きする場合がありますので、連絡された方のお名前、住所、電話番号を教えてください。

住 所 _____

氏 名 _____ 電話 _____

受付時間 年 月 日 時 分

○災 受信者 _____

対 応 状 況

指示事項

対応結果

○避難所収容台帳

避難所 茅野市

責任者認印	月 日	収容人員	物品使用状況		記 事	備 考
			品 名	数 量		
		人				
計						

(注) 1 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は「記事」欄に記入しておくこと。

2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した物品別使用数量を記入すること。

3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入する。

○救助の種目別物資受払状況

茅野市

救助の種目別	年月日	品名	単位 呼称	摘要	受	払	残	備考
避難所用								
炊出しその他による食品給与用								
給水用機械器具 食料浄水用薬品 資材								
被服寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機 械器具燃料								
燃料及び消耗品								

(注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。

2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入すること。

3 各救助の種目別最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。

なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合にはそれぞれの別に受、払、残の計及び金額を明らかにしておくこと。

4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。

なお、「備考」欄には払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

○避難所設置及び収容状況

茅野市

避難所の 名称	種 別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品 名	数 量		
		月 日～ 月 日	人	人			円	
	既存建物							
	野外仮設							
計	天 幕							

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所・氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式編

○り災者台帳

(表 面)

茅野市

り 災 区 分		番 号					
り 災 者 住 所							
世 帯 主 職 業 氏 名							
り 災 事 項 状 況	災 害 の 原 因						
	り 災 年 月 日	年 月 日					
	り 災 場 所						
	り 災 状 況	住 宅					
		そ の 他 の 家 屋					
		家 財					
		生 命					
	そ の 他						
世 帯 人 員	氏 名	続柄	性別	年 令	学 年	摘 要	
備 考							

- (注) 1 り災者住所、職業、氏名欄の氏名は世帯主氏名を記載する。
2 負傷者等については、それぞれ氏名欄の摘要に記載する。

(裏 面)

月 日	援 護 状 況 等

- (注) 援護状況等欄には、救助用支給物資の内訳、仮設住宅、生業資金、医療救助等、救助内容及び義えん金品の内容を記載する。

様式編

〇り災証明申請書

年 月 日		
茅 野 市 長 様		
申請人 住所 職業 電話 氏名 印		
り災証明申請書		
1 使用目的又は提出先		2 必要な枚数 枚
3 申請人とり災対象物との関係	所有者・管理者・占有者・担保権者 その他 ()	
4 り災年月及び時分	年 月 日 時 分頃	
5 り災物件の所在地	市 郡 町(村) 大字	
6 証明内容		
申請上の注意事項	(1) 代理人の場合には、委任状を添えてしんせいしてください。 (2) 3欄の記載については、該当を○で囲んでください。 (3) 4, 5, 6欄は、職員の指示で記入してください。 (4) ※印の欄は、記入しないでください。	
※手数料の減免 有・無	※ 受 付 欄	※ 手 数 料
		※ 受 領 印

〇り災証明

平成 年 月 日	
申請人 住所	
氏名	
電話	
り 災 証 明	
使用目的又は 提 出 先	保険申請
申請人とり災 対象物との関係	所有者・管理者・占有者・担保権者 その他 ()
り災年月日 及 び 時 分	平成 年 月 日 午後 時 分頃
り災物件の 所 在 地	
証 明 内 容	
第 号	
上記のとおり証明します。	
平成 年 月 日	
茅野市長 柳 平 千 代 一 ㊟	

様式編

○被災者救出状況記録簿

茅野市

年月日	救出 人	救出用機械器具								実支 出額	備考
		名称	借上費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者 (管理者) 氏名	金額	修繕 月日	修繕 費	修繕の 概要			
月日	人			円	月日	円		円	円		
計											

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」に記入すること。
 3 「故障の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

○死体搜索状況記録簿

茅野市

年月日	搜索地区	搜索死体	搜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者(管理者) 氏名		
						円	

- (注) 搜索用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合にのみその借上費を金額欄に記入すること。

様式編

○死体処理台帳

茅野市

死亡年月日	死亡原因	死体発見の日時及び場所	死亡者		遺族		洗浄等の処理費			死体一時保存の場所及び保存の期間	備考
			住所氏名	年齢	住所氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額		
									円		

○埋葬台帳

茅野市

死亡年月日	死亡原因	埋葬年月日	死亡者埋葬を行った者				埋葬費				備考
			住所氏名	年齢	死亡者との関係	住所氏名	棺〔付属品を含む〕	埋葬又は火葬	骨箱	計	

- (注) 1 埋葬を行ったものが村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入しておくこと。
 2 村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に記入しておくこと。
 3 埋葬を行った者に、埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入しておくこと。

様式編

○たき出し受給者名簿

茅野市

世帯主 氏名	家族数	給与内訳					備考
		月日	月日	月日	月日	合計	
		朝昼夕	朝昼夕	朝昼夕	朝昼夕		
計							
品名	単位呼称	日別使用量				合計	
精米	kg						

- (注) 1 朝、昼、夕欄には、支給食数を記入すること。
 2 他市町村の住民であるときは、その住所を「備考」欄に記入しておくこと。

○食糧品現品給与簿

たき出所

責任者 氏名



給食年月日		給食数	実施場所	給食内容	備考
年月日	区分				
	朝				
	昼				
	夕				
計	朝				
	昼				
	夕				

- (注) 1 たき出しを実施した直接の責任者ごとに作成すること。
 2 「実施場所」欄は、学校等実際にたき出しその他による食品の給与を実施した場所を記入すること。
 3 「給食内容」欄は、要すれば献立を記入すること。

様式編

○たき出し用物品借用簿

品名	数量	期間	金額	所有者 (管理者) 氏名	使用避難 所の名称	備考
			円			

(注) 「期間」欄は「月 日から 月 日まで 日間」と記入すること。

○物資購入（配分）計画表

茅野市

品名	単価	被害別			流失			半壊（焼）			床上浸水			計			備考		
		数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数		金額	
					円							円						円	
計																			

- (注) 1 「品目」欄は寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 2 各品目ごとの「備考」欄に県調達分と市調達分を明らかにしておく。

○物資給与及び受領簿

茅野市

住家被害程度区分		給与の基礎となつた世帯構成員数	人	災害発生時 世帯構成員数	人
				うち死亡者数	人

被害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所

世帯主 氏名

印

給与年月日	品 名	数 量	備 考	給与年月日	品 名	数 量	備 考

(注) り災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とすること。

○救助用物資受領（引継）書

茅野市

救助用物資受領（引継）書

引継者機関名

職氏名



引受者機関名

職氏名



救助用物資を次のとおり引継ぎました。

記

- 1 引継日時
- 2 引継場所
- 3 引継物資 次表のとおり（車両番号）

物 資 名	単 位	輸送数量	引継数量	差引過不 足 数	過不足を生じた理由 そ の 他

様式編

○飲料水の供給簿

茅野市

供給月日	対象人員	給 水 用 機 械 器 具							燃料費	実支出額	備考
		名 称	借 上		修 繕						
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	故障の概要			
	人			円	月日	円		円	円		

- (注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
 2 「故障の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

○救護班活動状況

○○救護班
 班長：医師 氏名

㊦

月 日	市(区)町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備 考
		人		人	円	
計						

- (注) 1 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

○救護班診療記録簿

救 護 班

班長 医師 氏名



年月日	住 所	患者氏名	年令	病 名	措 置 概 要	備 考

○助産台帳

茅野市

分 べ ん 者			分 べ ん の 日 時 場 所	助産機関名	期 間	金 額	備 考
住 所	氏 名	年 令					
						円	

○病院診療所医療実施状況

茅野市

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院 点	通院 点		
		月日						円	
計	機関	人							

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

○防疫活動状況報告

茅野市

期 間	実施地区	措置概要	班の 編 成	班 長 職 氏 名	備 考

(注) 「班の編成」欄は、職種でその人員数を記録すること。

○障害物除去該当世帯調

茅野市

番号	り災台 帳番号	氏名	職業	住所	家族人員		生活 程度	被害 程度	障害物 の状況	備考
					人員数	同左中 可働者				
1										
2										
3										
4										

- (注) 1 番号は優先順位とする。
 2 生活程度は、上、中、下、保護世帯に区分して記載する。
 3 被害程度は、半失、床上浸水に区分して記載する。
 4 障害物の状況は、具体的に記載する。

○障害物除去状況記録簿

茅野市

住家被害 程度区分	住所	氏名	職業	家族数	除去を要すべき 状態の概要	除去に要 した期間	金額	備考
						日間	円	

○被害児童・生徒名簿

茅野市

住家の被災区分	学校名	学年	児童・生徒名	親権者住所	親権者氏名	備考

○学用品の給与状況

茅野市

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳						実支額	備考
					教科書			その他学用品				
					国語	算数	○ ○	鉛筆	ノート	○ ○		
				月日							円	
計	小学校	人									円	
	中学校	人									円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏名

印

(注) 1 給与月日は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

○自衛隊派遣要請書

年 月 日

長野県知事 殿

茅野市長 柳 平 千 代 一 印

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣について、下記のとおり要請します。

記

- 1 災害の状況および派遣を要請する理由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概数および携行資機材等
- 4 派遣を希望する区域、作業箇所および作業内容
- 5 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況およびその他参考となるべき事項
- 6 その他（ヘリポート所在地等）